

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成20年第3回幕別町議会定例会

(平成20年9月2日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
14 永井繁樹 16 大野和政 17 杉坂達男
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 民生常任委員会副委員長について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任
- 日程第6 報告第5号 専決処分した事件の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
- 日程第7 報告第6号 平成19年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第8 報告第7号 平成19年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 報告第8号 平成19年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第10 報告第9号 平成19年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第11 報告第10号 平成19年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第12 報告第11号 平成19年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第13 承認第4号 専決処分した事件の承認について(平成20年度一般会計補正予算(第3号))
- 日程第14 承認第5号 専決処分した事件の承認について(平成20年度一般会計補正予算(第4号))
- 日程第15 議案第60号 幕別町町民栄誉賞表彰条例
- 日程第16 議案第61号 幕別町ふるさと寄附条例
- 日程第17 認定第1号 平成19年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第18 認定第2号 平成19年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第3号 平成19年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第4号 平成19年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第5号 平成19年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第6号 平成19年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第7号 平成19年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第24 認定第8号 平成19年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第25 認定第9号 平成19年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第26 認定第10号 平成19年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第27 陳情第7号 「原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策についての意見書」の提出を
求める陳情書
- 日程第28 陳情第8号 「北海道開発局の存続についての意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第29 陳情第9号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の提出
を求める陳情書
- 日程第30 陳情第10号 「生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第31 陳情第11号 「社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書」の提出を求める
陳情書
- 日程第32 陳情第12号 「農業資材高騰対策と農業・食料を守る施策に関する意見書」の提出を求める
陳情
- 日程第33 陳情第13号 「原油・資材・穀物高騰と公的負担増から緊急に経営と暮らしを守る意見書」
の提出を求める陳情書

会 議 録

平成20年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年9月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月2日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 14 永井繁樹 15
16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
教 育 委 員 長 林 郁男 代 表 監 査 委 員 柏本和成
農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満 会 計 管 理 者 菅 好弘
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 新屋敷清志 企 画 室 長 佐藤昌親
建 設 部 長 高橋政雄 忠 類 総 合 支 所 長 川島廣美
札 内 支 所 長 久保雅昭 教 育 部 長 米川伸宣
総 務 課 長 川瀬俊彦 糠 内 出 張 所 長 所 拓行
企 画 室 参 事 長 谷 繁 会 計 課 長 鎌田光洋
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 保 健 福 祉 課 長 野坂正美
農 業 委 員 会 事 務 局 長 飛田 栄 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
14 永井繁樹 16 大野和政 17 杉坂達男

議事の経過

(平成20年9月2日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) ただ今から、平成20年第3回幕別町議会、定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、14番永井議員、16番大野議員、17番杉坂議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長(古川 稔) 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月25日までの24日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から9月25日までの24日間と決定いたしました。

[代表監査委員就任挨拶]

○議長(古川 稔) 代表監査委員より、発言を求められておりますのでこれを許します。
柏本和成代表監査委員。
○代表監査委員(柏本和成) 貴重なお時間を割いていただきまして、誠に恐縮でございます。
私、このたび、町監査委員に選任されました柏本和成でございます。
誠に微力ではございますが、監査業務につきまして、私の職務を果たしてまいりたいと思っております。
どうか、委員の皆さま方には絶大なるご支援、ご指導、よろしくお願い申し上げます。

[農業委員会会長就任挨拶]

○議長(古川 稔) 農業委員会会長より、発言を求められておりますのでこれを許します。
佐伯満農業委員会会長。
○農業委員会会長(佐伯満) このたびの農業委員改選に伴う総会におきまして、委員各位の推挙を賜り、会長に就任いたしました佐伯満でございます。
本年7月、幕別と忠類農業委員会が統合され、新しい枠組みの幕別町農業委員会となりました。
本町農業が、今後より一層振興発展されますよう、努力する所存でございます。
皆さま方のご指導賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、簡単ではありますが、農業委員会会長就任の挨拶に代えさせていただきます。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ご報告をいたします。

同僚であります杉山晴夫議員におかれましては、去る8月23日、午前1時51分逝去されました。

誠に哀悼・痛惜の至りにたえません。

謹んでご報告申し上げますとともに、再びこの議場で相まみえることのできない杉山晴夫議員の冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。

[黙祷]

○事務局長（堂前芳昭） ご起立願います。

「黙祷」（30秒）

○事務局長（堂前芳昭） 黙祷を終わります。

ご着席ください。

[追悼演説]

○議長（古川 稔） この際、弔意を表すため、乾邦廣議員より発言を求められております。これを許します。

乾邦廣議員。

○12番（乾 邦廣） ただいま議長からご報告のありましたとおり、幕別町議会杉山晴夫議員は、去る8月23日逝去されました。

杉山議員は 本年の1月ごろより体調を崩され 平成20年第1回定例会閉会後に入退院を繰り返しながらも、懸命に治療に専念されておられました。

私どもは、1日も早く回復される事を願っておりましたが、ご家族の願いも届かず帰らぬ人となりました。

今、この議場で杉山議員が着席するはずの15番議席を見ますと空席となっております。そこに杉山議員の姿を見ることも、また、声を聞くことも今はもう叶いません。

杉山議員は、常に町民の立場にたった政策と将来を見据えた町政の推進に、また、行政経験で培った豊富な知識と広い視野で、町民のくらしの向上のため取り組んでこられました。

私は、ここに議長のお許しをいただき、皆さまの賛同を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べさせていただきます。

杉山晴夫議員は昭和6年4月16日、杉山藤之助様、クニ様の三男として豊頃町茂岩でお生まれになりました。

北海道立池田高等学校を優秀な成績でご卒業後、昭和26年に豊頃町役場に奉職され、以来平成4年に退職されるまでの41年間にわたり、町政の推進にまい進され、管財課長、民生課長、税務課長、建設課長などの要職を歴任され、地方自治の振興にご尽力されました。

その間、ご家庭にありましては、昭和33年にご令室のけい子様とご結婚され、一男一女のお子様に恵まれました。

お子様がそれぞれの立場で立派にご活躍されているお姿を拝見するとき、晴夫様のご訓育の賜物と深く敬意を表する次第であります。

平成4年に幕別町に居を移されてから青葉第一公区の副公長として町内活動に多大に貢献されました。また、誠実で正義感が強く、情深いそのお人柄は広く町民の信望を集め、平成11年4月に執行された幕別町議会議員選挙に立候補され、見事に当選を果たされたのであります。

杉山議員の誠実なお人柄は、同僚議員からの信頼も厚く、優れた見識と熱意をもって、初当選以来 連続して3期9年にわたり町議会議員としてご活躍されました。

しかし、その陰には、奥様やお子さまのご協力と支えがあったからこそと思います。

平成17年には決算審査特別委員会委員長、平成15年5月から平成19年4月までの4年2期は議員会会長の要職を努められました。

議員会会長在任中は、円熟した人格とその情熱を遺憾なく発揮されました。

また、一般質問では欠かさず登壇され豊富な行政経験に基く総務、民生、産業・建設と多岐にわたる提言と将来のまちづくりを見据えた視点にたって質問をされました。

杉山晴夫議員の最後の一般質問は、木造住宅の耐震診断及び改築に対する支援でありました。

耐震改修、診断は地震対策の要であるとし、自治体への早急な制度づくりについて質問されましたが、ここにも先を見据えた提言に、私を始め議員各位、また、理事者皆さんの目に今も焼き付いていることと思います。

私と杉山議員とは同期の当選であります。初当選以来、杉山議員と私は、最初に産業建設常任委員会と同じ所属でありました。

1期生とは思えないお姿を拝見しすばらしい人が議会に入られたと感じたことが今も思い出します。

また、杉山議員は大変おしゃれな方でいつも見事にスーツを着こなしておられました。

私と杉山議員は行政と農業という出身母体の違いもありますが、日本酒が大変好きな方で、お互いに酒を酌み交わしながら議論をしたこともよくありました。

しかし、杉山議員も私くしも、幕別町の発展と町民の福祉増進、住みよい町づくりにかけるの思いは同じであったと確信をしております。

今日、社会構造が劇的に変化をする中、本町もより一層の行財政改革を進め、福祉施策や子育て支援策をさらに充実させなければなりません。

最年長議員として、幕別町議会をまとめられてこられた杉山議員を今失ったことは誠に残念であり、幕別町並びに幕別町議会の損失は図り知れないものがあります。

何事にも誠実で、裏表の無いお人柄と人に対する優しさとその信念は、本日、傍聴席にお越しいただいたお子さま、そして今は亡き奥様と私たちの心の中にこれからも生き続けていくことでありましょう。

最後に、私どもは多くの足跡を残された杉山議員の町づくりに対する思い、町民の幸せを願う心を忘れず、すべての人が住みよい合併後の新幕別町の町づくりを、議員としての使命とし、誠心誠意努力することを固くお誓い申し上げ、ここに謹んで杉山晴夫議員のご功績をたたえ、追悼の言葉といたします。

平成20年9月2日。

幕別町議会議員、議会運営委員会委員長、乾 邦廣。

○議長（古川 稔） これで、乾議員の発言は終わりました。

ここで、暫時休憩いたしたいと思います。

(10:12 休憩)

(10:13 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[諸般の報告・・・続き]

○議長（古川 稔） 続いて、報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査報告書が議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成20年第3回町議会定例会が開催されるにあたり、日ごろより町政各般にわた

ってお寄せいただいております、議員各位の温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

この夏の一番大きなニュースは、北京オリンピックに本町から二人の選手が出場したことであります。短期間のうちに、壮行会をはじめ、応援に奔走されました関係各位のご尽力に深く感謝申し上げます。

私も福島さんのご家族に同行させていただき、北京へ応援に行ってまいりました。福島千里さんの100m予選は、北京の暑い風をさらに熱くする、素晴らしく感動的なレースでありました。

また、山本幸平さんも世界のトップ選手と競う頑張りを見せてくれました。

両選手とも伸び盛りの若きアスリートであります。

4年後のロンドンを目指し、今後のさらなる飛躍を期待いたしますとともに、今回の快挙が、本町の子どもたちに大きな刺激となることを願うものであります。

さて、本年も10月1日に112年目の開町記念日を迎えるにあたり、偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれ、十勝の中核的な町として隆々と発展いたしておりますことに、あらためて深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、昨日、表彰者選考委員会からの答申を尊重し、5名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

永年にわたり本町の自治振興のために、農業委員として農業経営の安定化などにご功績のありました相川の上田健治さん、同じく公営住宅委員として公営住宅の維持、管理及び運営などにご功績のありました札内豊町の及川甚平さんに自治功労賞をお贈りさせていただきます。

次に、消防団員として地域住民の安全確保にご尽力いただきました札内中央町の杉山雪男さん、途別の白木孝和さんの2名に社会功労賞を、また、郷土文化の調査研究にご尽力され、中でも特に、アイヌ文化の保存・啓蒙にご功績のありました札内あかしや町の小助川勝義さんに文化功労賞をお贈りさせていただきます。

受賞されます皆さんの永年にわたるご活躍、ご功績に対しまして、心より敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

次に、過日決定いたしました本年度の普通交付税について報告をさせていただきます。

本年度の普通交付税の総額は、51億7,563万6,000円で、前年度対比4,362万1,999円、率にして0.83%の減となりました。

本年度の普通交付税の決定内容を見ますと、前年度より減額となった主な要素といたしましては、過去に借り入れた地域総合整備事業債などの起債の交付税措置終了に伴い約1億6,500万円の減、下水道における高資本対策費が、使用量単価基準が見直しとなり算定対象外となった経費として約4,200万円の減、さらに、道路橋梁費などの単位費用の見直しにより5,200万円程度の減などとなっております。

一方、増額となったものでは、昨年度より算定されることになった行政改革効果などが反映される「頑張る地方応援プログラム」にかかわる経費が約2,700万円の増、また、本年度新たに算定された費目で、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に措置される「地方再生対策費」において、約1億8,500万円が新規に算入されている状況となっております。

次に、合併市町村に対する交付税の優遇措置につきましては、5年間の優遇施策として算入される包括的財源措置として約4,600万円措置されており、また、合併して新しい町としての一本算定よりも旧両町村のそれぞれを計算した数値の方が高くなる場合に採用されるいわゆる合併算定替えが適用されたことにより、約2億6,200万円が一本算定よりも多く措置された状況にあります。

なお、本年度の普通交付税の決定額と当初予算額との比較におきましては、約5,200万円の歳入不足が生じておりますが、これにつきましては、後年次に交付税措置される下水道の資本費平準化債の発行額が当初想定より約1億4,600万円の増になりますことから、公共下水道特別会計への一般会計からの繰出金が減額できる見込みとなっております。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中、交付税が私ども市町村にとって重要な一般財源であるという観点から、交付税の確保・充実、あるいは現状に即した制度改革に向けて、町村会などを通じ

強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、「幕別町手をつなぐ親の会 ひまわりの家」についてであります。

ご承知のとおり、ひまわりの家につきましては、平成18年に特定非営利活動法人いわゆるNPO法人の資格を取得して以来、幕別町の委託事業として「地域活動支援センター事業」を担っているほか、障害者自立支援法における生活介護のサービス提供や就労継続支援のサービス事業所としても開設しているところでもあります。

また、本年3月末日をもって事業を廃止した「フリーダム十勝さつないハウス」の受け皿として、4月からは「地域生活支援事業所それいゆ」を開設し、居宅介護や行動援護、日中一時支援事業などのサービスを提供するなど、本町の障害者福祉サービスの基盤事業所として、活動をいただいております。

このような状況の中、ひまわりの家は、さらなる福祉サービスの充実を図るため、かねてより関係者から要望が多かった短期入所事業のサービスを提供すべく、町が貸与いたしている白人小学校の旧職員住宅を改修し、利用することを計画し、これら改修費用に対する補助を北海道に申請いたしていたところですが、過日、補助率10分の10で、限度額である500万円の補助を受けることが決定したところでもあります。

施設の改修につきましては、すでに8月下旬に着手し、10月中には完了の予定となっており、現在、工事を実施いたしているところでもあります。

本施設が整備されることにより、ご家庭で障がいをお持ちの方を介護される方にとっては、病気などで介護ができない場合など、安心して入所させることができることになり、より一層の障害福祉サービスの拡充が図られるものと思っております。

次に、採血用穿刺器具の使用について申し上げます。

先般、厚生労働省から北海道を通じて、「微量採血のための穿刺器具の取扱い」について、道内市町村に対し調査を実施する旨の通知がありました。

これを受けまして、幕別町における過去の事例を確認いたしましたところ、旧忠類村が実施いたしておりました糖尿病教室において、平成10年度から12年度までと、14年度及び17年度の5カ年において、対象となる器具を使用いたしておりました。

糖尿病教室はこの5カ年で計24回開催しており、教室に参加され、微量採血を行なった方は25名となっておりますが、針は一人ずつ交換し、キャップについては、アルコール消毒をして再使用をいたしておりました。

その後、厚生労働省から平成18年3月3日付で、この器具の使用の注意に関する通知があり、安全使用に万全を期すため、キャップの使い回しは行なわないように指導されましたことから、平成18年度以降は、この器具の使用はいたしておりません。

なお、この器具の使用により、本町はもとより国内においても感染の事例は報告されておりませんが、対象者には、戸別訪問を行ない、内容説明をさせていただき、希望者には無料で忠類診療所において検査ができるよう対応したところでもあります。

次に、国営かんがい排水事業札内川導水路の破損事故について申し上げます。

6月27日未明に中札内村において、直径2メートルのFRPM管が破裂し、帯広市、中札内村、更別村、幕別町が利用する貯水池へのかんがい用水の送水が停止するという事故が発生いたしました。

破裂した管は、受注生産のため、本州からの製作・搬入で約3週間、布設工事や通水試験などを含めると、復旧までには1カ月程度を要するとのことであり、この時期は、農作物の防除の最盛期にあたりますことから、本町の受益戸数83戸を含む259戸に対して、帯広開発建設部により給水車等によるかんがい用水の給水活動が実施されたところでもあります。

本町につきましては、帯広開発建設部からの示された給水量が十分ではなく、駒畠簡易水道等の代替用水の確保も困難な状況にありましたことから、町独自の給水活動を実施しなければならないとの判断をし、一般会計補正予算を専決させていただき、対応に当たったところでもあります。

導水路全線7.1キロメートル管の内部点検も含めて、当初の見込みよりも10日程度早く復旧し、7月18

日には送水が再開されておりますが、すでに有識者を含めた第三者技術検討委員会が立ち上げられており、今後、事故原因の究明がされるとお聞きをしているところであります。

なお、本町といたしましては、再発防止の観点から、農閑期に全てのFRPM管の調査点検等を実施するよう帯広開発建設部に要望をしているところであります。

次に農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、一時期の天候不順を除き、春先からおおむね良好な天候に恵まれ、生育も総じて順調に推移しているとお聞きいたしております。

主な作物について申し上げますと、まず、小麦につきましては、7月28日から収穫が始まり、8月10日までに全町での刈取り作業を終えたところでありますが、収穫量につきましては、地域によってばらつきはありますが、昨年と同程度の反当り10俵程度が見込まれております。

また、9月1日現在の作況調査によりますと、金時などの菜豆類が1日遅れになっておりますものの、馬鈴薯、てん菜、サイレージ用とうもろこしなどその他の作物につきましては生育は順調で、ほぼ「平年並」という状況になっております。

今後におきましても、良好な天候が続き、各作物の収穫作業が順調に進み、平年を上回る出来秋を迎えられますよう願っているところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在における公共工事の発注済額は7億6,400万円で、発注率にいたしますと66.8%ほどになっております。

土木工事関係におきましては、北栄大通街路整備、元忠類線などの道路改良舗装工事、幕別大樹線立体交差関連流末整備工事、西町南公園の整備工事のほか道路整備に関連する上下水道工事、また、建築工事では札内中学校大規模改築工事、白人小学校ガラスブロック改修などの発注を終えたところであります。

今後の発注では、南町10号線、札内鉄道北沿線通の道路整備のほか、札内西公園整備などの工事発注を予定いたしており、引き続き早期発注と適期発注に意を用い、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

ここで、民生常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

（10：30 休憩）

（10：33 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[民生常任委員会副委員長互選の報告]

○議長（古川 稔） ただいま、民生常任委員会から、副委員長の氏名が議長の元に届いておりますので、報告いたします。

民生常任委員会副委員長に、牧野茂敏議員。

以上のとおり民生常任委員会副委員長が決定いたしました。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長（古川 稔） 日程第5、議会運営委員会の選任を行います。

議会運営委員会の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することとなっておりますので指名いたします。

議会運営委員に、牧野茂敏議員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました牧野茂敏議員を議会運営委員会委員にすることに決定いたしました。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第6、報告第5号から、日程第14、承認第5号までの9議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって日程第6、報告第5号から、日程第14、承認第5号までの九議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第6、報告第5号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 報告第5号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第180号第1項の規定により、専決処分を行いましたので、報告するものであります。

専決処分第5号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基き、損害賠償の額の決定及び和解について、平成20年8月21日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成20年7月12日、午前5時30分ごろ、幕別町字依田386番地の1の依田公園内俳句村パークゴルフコースにおきまして、蟻の蝕害により、柱の内部が腐食していたコース名看板が、コース内に入ろうとした被害者側に倒れ、被害者の持っていたクラブに当たり、その反動でクラブの柄部分が右足のすねに当たり打撲する事故が発生したものでありまして、これに対します損害を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、幕別町札内中央町320番地の2に住んでおられます鈴木正子氏であります。

損害賠償並びに和解の内容でございますが、損害賠償といたしまして、鈴木氏に支払う額は、治療費4,490円、慰謝料1万6,800円、合計2万1,290円とし、双方ともこれ以外に、今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償保障保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、今後、このような事故を起こさないよう、施設及び施設内の構築物等の管理点検に努めるよう指導をいたしたところでございます。

以上で報告を終らせていただきます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

日程第7、報告第6号、平成19年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 報告第6号、平成19年度幕別町健全化判断比率の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります財政健全化判断比率の算定につきましては、平成19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が交付され、法律施行期日につきましては、平成21年4月1日となっているものであります。

しかしながら、法律附則第1条但書により、法律第2条の算定項目等の定義及び第3条の健全化判断比率の公表等、並びに、後ほどご説明申し上げます報告第7号から第11号で報告をいたします第22条にかかります資金不足比率の公表等につきましては、平成20年4月1日から施行する旨規定されているところであります。

このことから、平成19年度決算から法律第3条の健全化判断比率及び第22条の資金不足比率の算定を行い、法律に基づき監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見書につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

法律第3条に基き算定いたしました健全化判断比率であります。算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目について算定したものであります。

実質赤字比率につきましては、算定対象となります一般会計等に属する会計であります一般会計及び公共用地取得特別会計において、実質収支が黒字のため、算定されないものであります。

次に、連結実質赤字比率につきましても、算定対象となります一般会計等に属する会計と、国民健康保険特別会計以下、8特別会計及び水道事業会計において、実質収支等が黒字のため、算定されないものであります。

次に、実質公債費比率につきましては、平成18年度決算までは、地方財政状況調査において算定していましたが、平成19年度から、本算定に移行し、算定したものであります。

平成19年度算定結果につきましては、23.9%と平成18年度と比べ、0.4%増加したところであります。

増加要因といたしましては、算定の分母となります標準財政規模を構成します普通交付税の額が約3億1,000万円減少したことが大きく影響したものであり、平成19年度に実施いたしました繰上償還及び借換の効果につきましては、平成20年度以降効果として表れてくるものと考えております。

次に、将来負担比率につきましては、188.4%と算定されたものであります。

本指標につきましては、これまでの各財政指標が収支に主眼を置いたフロー指標に対し、今後の財政負担等を測定するストック指標としてはじめて財政指標に加えられたものであります。

以上、本町における健全化判断比率の算定結果について、説明を申しましたが、各比率における早期健全化基準につきましては、表のとおりとなっております。

本町の算定結果については、その基準を超えている項目はございません。

以上、報告をさせていただきます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

[一括議題]

○議長(古川 稔) 日程第8、報告第7号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから、日程第12、報告第11号、平成19年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 報告第7号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから、報告第11号、水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の4ページから8ページをご覧くださいと思います。

この度の報告内容であります資金不足比率の算定につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基き、資金不足比率の公表等を行うものであります。

なお、資金不足比率の算定につきましては、対象となる会計ごとに算定を行うこととなっておりますことから、各会計ごと算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見書につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

法律第22条に基き算定いたしました報告第7号、簡易水道特別会計以下、第8号、公共下水道特別会計、第9号、個別排水特別会計、第10号、農業集落排水特別会計及び第11号、水道事業会計までの資金不足比率につきましては、実質収支等が黒字のため算定されないものであります。

なお、各特別会計等における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては、それぞれ表のとおりとなっておりますが、本町の算定結果においては、いずれの会計においても、その基準を超えていないところであります。

以上、報告第7号から第11号までについて、報告とさせていただきます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

報告第7号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告については、報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

次にお諮りいたします。

報告第8号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告については、報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

次にお諮りいたします。

報告第9号、平成19年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告については、報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

次にお諮りいたします。

報告第10号、平成19年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告については、報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

次にお諮りいたします。

報告第11号、平成19年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告については、報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、報告のとおりといたします。

[一括議題]

○議長(古川 稔) 日程第13、承認第4号、専決処分した事件の承認について、及び日程第14、承認第5号、専決処分した事件の承認についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 承認第4号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成20年度幕別町一般会計補正予算であり、平成20年7月3日付で行ったものであります。

本専決処分につきましては、町長の行政報告にありましたとおり、国営かんがい排水事業札内川導水路破損事故にかかわるものでありまして、事故直後、帯広開発建設部から示されたかんがい用水に対する給水量が十分ではなかった点。

さらに代替用水の確保は困難な状況にありましたことから、かんがい用水の給水活動を町独自で実施しなければ、営農活動に支障が出ると判断し、この給水活動に要する費用を補正したものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度幕別町一般会計補正予算(第3号)であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億2,257万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから4ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、8目農地費、142万2,000円の追加でございます。

先ほどご説明いたしました、かんがい用水確保を図るための給水活動に係る給水車の借上料であります。

次に、歳入について、ご説明を申し上げます。

5 ページにお戻りをいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、2 目法人、142万2,000円の追加でございます。

法人税現年分でございます。

以上で、説明を終らせていただきます。

次に、承認第5号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成20年度幕別町一般会計補正予算であり、平成20年7月16日付で行ったものであります。

本専決処分につきましては、去る7月14日に設立されました2008北京オリンピック選手、福島千里さん、山本幸平君を応援する実行委員会に対する補助金として、横断幕の作成、植樹などの応援活動費用及び壮行会の経費等に関するものであります。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度幕別町一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億2,332万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3 ページから4 ページにございます第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6 ページをお開きください。

10款教育費、5 項社会教育費、3 目保健体育費、75万円の追加でございます。

幕別町陸上競技協会が主体となり組織いたしました北京オリンピック出場選手壮行会実行委員会補助金でございます。

なお、横断幕等につきましては、役場、札内福祉センターなど9施設に設置され、壮行会は7月22日、午後5時から、幕別町百年記念ホールにおいて開催されたところであります。

次に、歳入でございますが、5 ページにお戻りをいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、2 目法人、75万円の追加でございます。

法人税現年分でございます。

以上で、説明を終らせていただきます。

ご審議の上、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第4号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり承認されました。

次にお諮りいたします。

承認第5号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり承認されました。

[議題・委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第15、議案第60号、幕別町町民荣誉表彰条例を議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第60号、幕別町町民荣誉表彰条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

当条例は、町民の希望と活力を与える顕著な功績があり、広く町民が経営するものの荣誉を称えることを目的に制定するものであります。

以下、条文に沿いまして、内容をご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

第1条につきましては、条例制定の目的を定めるものであります。

第2条につきましては、町民荣誉賞を贈呈する個人または団体の要件を示したものであります。

第3条につきましては、町民荣誉賞の選考及び決定について定めるものであります。

第4条につきましては、表彰の方法。

第5条につきましては、表彰の時期を定めたものであります。

第6条につきましては、委任規定であります。

なお、本条例の施行月日は、公布の日からとするものであります。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第60号については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第60号、幕別町町民荣誉表彰条例は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[議題・委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第16、議案第61号、幕別町ふるさと寄附条例を議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第61号、幕別町ふるさと寄附条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本年4月30日に、地方税法等の一部を改正する法律が交付され、個人住民税の寄付金税制が拡充、いわゆるふるさと納税が法制度化されました。

ふるさと納税は、特に寄附条例を制定しなくとも、税制上の優遇措置を受けることができますが、寄附金により、ふるさとを応援したいという方々の思いに対し、責任を持って寄附を受け、寄附者の方がその寄附金の使途を七つの事業から選んでいただくことにより、その思いをまちづくりに的確に反映させるため、幕別町ふるさと寄附条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いまして、内容をご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

第1条につきましては、条例制定の目的を定めるものであります。

第2条につきましては、第1条に示します目的を具体化するため、寄附金を充て実施する事業を定めるものであります。

第1号並びに第2号は、本町ならではの特色ある事業を。

第3号から第7号は、まちづくりの柱となる事業を。

第8号は、これらによらない場合を列挙しております。

第3条につきましては、ふるさと納税による寄付金をまちづくり基金により、管理運用することを定めるものであります。

第2項につきましては、寄付金を基金に積み立てずに、当該年度の事業の財源に充てることのできる旨を定めるものであります。

第4条につきましては、寄付者が第2条各号の中から、自らの寄付金を財源として実施したい事業を選択し、指定できることを定めるものであります。

第2項及び第3項につきましては、寄付者の指定がない場合には、町長が事業の指定を行い、その旨を寄付者に報告するもことを定めるものであります。

議案書の11ページをお開きください。

第5条につきましては、基金の管理、処分、運用は、寄付者の意向に基いて定めるものであります。

第6条につきましては、金銭以外の現物による寄付は、この条例を適用しないことを定めるものであります。

第7条につきましては、寄付の受け入れ状況や使い道など、この条例の運用状況を毎年度公表することを定め、本条例の運用の透明性を高めようとするものであります。

第8条については委任規定であります。

なお、本条例の施行月日は、平成20年10月1日からとするものであります。

以上で、説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第61号については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第61号、幕別町ふるさと寄付条例は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第17、認定第1号、平成19年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第26、認定第10号、平成19年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの10議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第7条第1項の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する「平成19年度幕別町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っております。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件については、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する「平成19年度幕別町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[陳情の付託]

○議長（古川 稔） 日程第27、陳情第7号、「原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策についての意見書」の提出を求める陳情書から、日程第33、陳情第13号、「原油・資材・穀物高騰と公的負担増から緊急に経営と暮らしを守る意見書」の提出を求める陳情書を一括議題といたします。

ただいま議題となっております、陳情第7号、「原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策についての意見書」の提出を求める陳情書、陳情第9号、「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第12号、「農業資材高騰対策と農業・食料を守る施策に関する意見書」の提出を求める陳情、陳情第13号、「原油・資材・穀物高騰と公的負担増から緊急に経営と暮らしを守る意見書」の提出を求める陳情書の4議件は産業建設常任委員会に付託致します。

次に、陳情第8号、「北海道開発局の存続についての意見書」の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に陳情第10号、「生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書」の提出を求める陳情書、及び陳情第11号、「社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託します。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により明3日から9日までの、7日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、9月3日から9月9日までの7日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月10日、午前10時からであります。

（11：04 散会）

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成20年第3回幕別町議会定例会

(平成20年9月10日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

18 助川順一 19 千葉幹雄 1 中橋友子

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会 議 録

平成20年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年9月10
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月10日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 14 永井繁樹 15
16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
教 育 委 員 長 林 郁男 代 表 監 査 委 員 柏本和成
会 計 管 理 者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 川島廣美 札 内 支 所 長 久保雅昭
教 育 部 長 米川伸宣 総 務 課 長 川瀬俊彦
糠内出張所長 所 拓行 企 画 室 参 事 長谷 繁
福 祉 課 長 横山義嗣 保 健 課 長 羽磨知成
民 生 部 参 事 森 広幸 町 民 課 長 田村修一
農 林 課 長 菅野勇次 商 工 観 光 課 長 八代芳雄
経 済 部 参 事 田井啓一 土 木 課 長 角田和彦
施 設 課 長 澤部紀博 会 計 課 長 鎌田光洋
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 保 健 福 祉 課 長 野坂正美
経 済 建 設 課 長 古川耕一 学 校 教 育 課 長 伊藤博明
生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
18 助川順一 19 千葉幹雄 1 中橋友子

議事の経過

(平成20年9月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

開会にあたりまして、非常に室内、議場が暑いので、上着のはずせる方ははずしていただいて結構です。

[議事日程]

○議長（古川 稔） それでは、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番助川議員、19番千葉議員、1番中橋議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野利勝） 通告に基きまして、質問をいたします。

耳マーク普及と高齢者の聴覚検診などについて。

1、耳マークの普及促進について。

全国難聴者連合会は、耳マークを制定し普及をさせています。

難聴者の方は、その障害が外見では分かってもらえず、他人に誤解されたり、特に中途失聴になられた方は、周りの声が聞こえないために、知らない顔をしていて人に不愉快に思われたり、社会生活のうえで不安なことや不利益なことが数知れずあるようでございます。

私はこのマークを窓口対応サービスに活用すべきと思います。

窓口に来たときに、難聴であることを係りの人に知らせ、係りの人が難聴の対応をしてくれることによって安心感を持っていただけるものと思うのですが、いかがでしょうか。

二つ目。高齢者の難聴の実態とその影響について。

高齢とともに耳も聞こえにくくなり、聞き取りにくく誤解を招くことになります。

高齢者の難聴について調べたところ、65歳以上の人で約3割が難聴であると言われていたのです。

こういった現状のもとで、一つの問題として、自分自身が難聴に気がついていない高齢者が多いとのことで、専門家によりますと、聴力の低下は徐々に進行するため、気のせいかなということで、まったく気づいていない人が多いとのことです。

また、もう一つの問題として、難聴で意思の疎通がうまくいなくなり、対話も少なくなり、社会参加の機会も少なくなっていくとのことです。

友人などとも疎遠になり、家庭内トラブルになったり、孤独に陥り、難聴から生き甲斐を喪失し、閉じこもり、うつ、認知症へと進行していく例が多いと言われていたのです。

認知症になれば在宅での介護も難しく、施設への入所が必要になってきます。

こうした状態が生じないためにも、聴覚検診などの細やかな対応が求められています。

幕別町の高齢者の難聴の実態とその影響について、お伺いします。

3点目。介護予防の基本チェックリストに聴力チェックの導入を。

介護認定審査を受けるうちの40%が難聴であると言われており、訪問調査で難聴がある、ほとんど聞こえないと記載されても、年のせいだから仕方がないと思われて、そのまま放置される事例もあるようです。

高齡化社会は難聴化社会とも言われています。

今後、高齡化社会が進展する中で、高齢者がいきいきと暮らせるためにも、聴力チェック体制を整備して、聴力低下の早期発見、早期治療を目指すことが必要と考えます。

こうした対応は、介護予防の観点からもとても重要なことであり、また、介護費や医療費の抑制にもつながるものと思うのですが、町としての見解を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

「耳マーク普及と高齢者の聴覚検診等について」であります。

はじめに、「耳マークの普及促進について」であります。

中野議員のご質問にありましたように、聴覚に障害をお持ちの方は障害そのものが外見からは分かりにくいいため、誤解されたり、不利益をこうむったり、さらには危険にさらされたりするなど、日常生活において大変ご苦労されているものと認識いたしているところであります。

聴覚に障害がある方や、高齢とともに難聴になられた方が、役場等に来庁されました時の本町における窓口対応といたしましては、ほぼ全員の方が何らかの合図がなされますことから、筆談や、できれば相談室などにおいて、大きな声で話すなどにより、ご不便をかけることの無いよう対応をさせていただいているところであります。

なお、聴覚障害者の方が会議等に参加する場合や保護者面談の場合など、筆談では対応できない場合には、手話通訳者の派遣を社団法人北海道ろうあ連盟に、また、要約筆記者については要約筆記サークル「たんぼぼの会」に派遣を要請し、聴覚障害者の方への便宜を図っているところでもあります。

今後におきましては、ご提言いただきましたように、聴覚に障害のある方にお気軽に来庁いただけるよう「耳マーク」の表示をするとともに、希望者には携帯用の耳マークカードの配布等も考えてまいりたいというふうに思っております。

ただ、この耳マークの表示につきましては、社団法人全日本難聴者・中途失調者団体連合会。

ここが著作権を有しておりますことから、現在、使用に関する申請をいたしているところであります。これら近日中に承諾が得られれば、この旨の対応にあたっていきたいというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目、「高齢者の難聴の実態とその影響について」、併せて3点目の「聴力チェックの導入について」であります。

まず、高齢者の難聴の実態についてであります。ご質問の要旨にもありましたように、国全体としては、65歳以上の高齢者、およそ2,500万人のうち、40%にあたる1,000万人の方が、老化による難聴のコミュニケーション障害を持っていると言われております。

本町の実態といたしましては、統計的なデータはありませんが、昨年度の委託事業で人間ドックを受診された方の結果を見ますと、65歳以上の受診者136名のうち、聴力に異常の所見があった方は69名、率にすると50%ほどになっております。

また、高齢者の難聴の影響につきましては、一般的には、聞き返しが増える、聞き誤りが多くなる、見当違いの応答が増えるなどのトラブルが発生し、高齢者本人が「疎外感」、「孤独感」、「被害感」などを抱き、孤立や閉じこもり、うつ、さらにはお話ありましたような認知症などにつながるというふうにも言われております。

難聴が要介護に至る一つの要因ともなっているところであります。

こうしたことから、ご質問いただきましたように、聴力低下の早期発見、早期治療の重要性については、意を同じくするところではありますが、これまでの基本健診や本年度からの特定健診においては、こうした聴力検査というのは、項目検査には入っておりませんことから、本町においては人間ドックでのみ、聴力検査が実施されているのが現状であります。

特定健診につきましては、生活習慣病に着目いたしておりますし、また、介護予防チェックリストにつきましては、全国標準のもと基本的な生活機能や運動器機能の状態、認知症の可能性を調べ、予防プログラムに反映させるものでありますことから、これらに、町独自に専門的な聴力検査を加えることは、難しいものと考えております。

本町におきましては、介護予防や介護認定の訪問調査時に、聴力の低下が観察された場合は、調査員が本人や家族に、専門医を受診することへの勧奨を実施いたしておりますが、今後もなお一層意を用いてまいりますとともに、出前講座などにおきましても情報の提供に努めてまいりたいというふうに思います。

また、聴力の低下につきましては、本人や家族の方が判断しやすい現象でもありますので、気づいた場合は、専門医を受診し、適切な処置を講ずることが介護予防につながることなどの意識の啓発などを図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、中野議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野利勝） 再質問させていただきます。

耳マークについては、表示をするということで了解をいたしました。

その次の項目なのですけれども、人間ドッグで受診された方の50%が聴力に異常があると。

これに対する指導というか、フォローというか、こういうのはどのようにされているか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、非常に高齢に伴いまして、加齢に伴って難聴者が多くなるのは現実的なものだというふうに思いますけれども、ただ、正直言いますと、これらに対する有効な手法、予防、診察というのはなかなかないのが現実であります。

できる限り、専門医の方に見ていただいて、それぞれの症状に応じて、どのようなことができるかというようなことぐらいしか、今の段階ではないわけでありまして、人間ドッグで診察を受けて、難聴気味ですよと言われた方が、まずは専門員に相談して、今後、どのようなことをやっていくのか。

例えば、ビタミンなんかを投与することによって、難聴が進まないなんていうことも言われますけれども、それらは抜本的な治療というまではなかなかないのだろうというふうに思っておりますので、今の段階では、そうした方、難聴者の方が出られたことに対しては、まずは専門医の方に見ていただき、不足のものを対応をお願いしたいというような程度のことしか現実にはやっていないのが実情であります。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野利勝） 自治体によっては、当然、こういうことが行われているところもあるわけです。

65歳から75歳までの住民を対象として、聴力の検診を行っている自治体も実際にあるわけですね。

地元にも耳鼻咽喉科という病院もできてきております。

そういうところで気軽に検診ができるこのシステムづくりというか、こういうものが今度必要ではないかというふうに感じているわけです。

非常に難しいとは思いますが、高齢者のサービスとして、このようなことは考えているのかどうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 検診、我々もドックへ行きますと、こういうのをかけて、聞こえたら押しなさいとかというような機械でやるのですけれども、これは町にもそういう機械はあるわけですし、一番最初は

小学校へ入学するときの、入学時検診のときに、もうすでにそういう検査から始まるのですが、なかなか高齢になってきますと、そういう検査を受ける機械も少ないし、町自体がそういう検診は現在実施しておりませんから、あくまでも本人が自主的な中で検診を受けていただくわけなのですが、先ほども言いましたように、加齢に伴う、高齢に伴って耳が遠くなってくる。

これ、一つにどうしたらこの原因が究明できるかといったら、これは難しい。

お医者さんに言わせても、耳が遠くなったのは、あとは補聴器かけて聞きやすくするしか方法はないのでないか。極端な言い方をされると、そういうことにもつながっていくのだろうというふうに思います。

ですから、私どもは保健師の巡回相談、あるいは、老人クラブ単位、あるいはいろんな単位での出前講座なんかで呼ばれたときに、そうしたことについて、仮に検診が必要だというような場合に、町が行くことも可能であるかどうか。

それらも含めて、全体的な検診業務について、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野利勝） 特定検診というのがあるのですがけれども、こういうようなところに、問診的に項目を加えて、検診をしていくということはできないのか。

例えば、人の話が聞き取りにくいことはないですかとか、それから、テレビの音が大きいと言われたことはありませんかとか。

あるいは、電話が聞き取りにくくなっていませんかというような、この問診項目を加えて、そして、この検査をしていくと。

特定検診をしていくというようなことが必要でないかというふうに思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） そういうことも可能だと思います。

先ほどないと言いましたが、介護保険の認定の中では、大声を出して聞こえますかというような項目といますか、検査項目が実はあるようでありまして、これらについても、今言いましたように、どういう中でそれらを確認し、そして、その後どのような指導をしていくかということが、やはり問題、課題になってくるのだらうと思いますので、お話ありました特定検診の中に、そういったことは問診の中で、可能かどうか、検討させていただければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、中野利勝議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

幕別町における青年の育成についての取組みについて、質問いたします。

去る8月24日、中国で開催されました第29回オリンピック北京大会が閉幕をいたしました。

今回のオリンピックには、幕別町から、福島千里さんと山本幸平さんの二人の青年が出場し、世界のトップ選手の中で活躍する二人の姿に町民は夢と感動を与えられました。

幕別町の歴史に輝かしい1ページを加えられた二人に敬意を表し、また、今後のさらなる活躍をご期待申し上げます。

まちづくりは人づくりが最も大切であります。

この二人の活躍を期に、幕別町における青年の育成について、取組みを強化すべきだと考えております。

第3次幕別町生涯学習中期計画には、農協青年部、商工青年部への一層の援助と、未組織の青年層の地域活動への組織的な取組みや挑戦を促すため、地域活動を明確にし、青年のニーズを捉えた学習機会の充実を図るとともに、若さを発散し、成就感を得ることのできる環境を整えることが大切であると明記されています。

全国のいろんな自治体の青年への取組みについては、青年の地域活動を奨励し、グループづくりからネットワーク化していく方法や、青年育成のための各種講座を開催している町、あるいは青年機構という形で広く青年が集い、地域貢献と個々の資質の向上を目的に、さまざまな活動をしている自治体もあります。

幕別町における青年育成についての課題と今後の具体的な取組みについてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 芳滝議員のご質問にお答えをいたします。

幕別町における青年の育成についての取組みについてであります。

現在、幕別町内において活動中の青年団体は、農協青年部3団体、商工青年部1団体、その他1団体となっております。その活動に対し、農林課及び商工観光課など、各担当課を通じて助言指導等を実施しているところであります。

教育委員会が所管いたします社会教育関係団体といたしましては、幕別町青年団体連絡協議会という組織がありましたが、平成15年度をもって残念ながら活動を休止いたしております。

幕別町青年団体連絡協議会が活動休止に至った主な原因としては、いわゆる、担い手としての青年層人口の減少によるところが大きく、離農による農家数の減少や少子化による対象人口の減少、進学や就職による町内滞留人口の減少などが挙げられますが、そのほかにも、生活様式の多様化やテレビゲームの普及による一人遊びの経験など、少年時代における趣味の多様化や個人主義の浸透による組織的活動の敬遠などが、要因の一つとして考えられます。

管内状況を見ましても、社会教育関係団体としての青年団体が存在する市町村は半数以下にとどまり、上部組織としての連絡協議会を持つのは、2町のみとなっております。

国におきましても社会の情勢を反映し、青年学級はその役割を終えたとして、青年教育の根幹でありました青年学級振興法を廃止するとともに、平成18年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を行い、文化・スポーツの事務について、首長部局が担当できるようにするなど、地域振興関連行政とあわせて行うことを可能としたところであります。

芳滝議員のご質問にありますように、まちづくりは人づくりという考え方は、社会情勢がめまぐるしく変化している今日においても、変わることはない理念であり、まちづくりの良きパートナーとして、青年の持てる力を幕別町の振興と発展につなげていくことが求められております。

そのためには、いかに多くの青年層を取り込んでいくかが課題であり、地域や行政が連携して、青少年に興味のある学習活動やボランティア活動など、地域活動へ積極的に参加する機会をつくっていくことが必要であると考えております。

具体的な取組みとしては、各種審議会等に青年層の積極的な参加を求めることや、新たなお祭りなどのイベントを企画、立案していただくことなどが考えられますが、以前のように、青年団体を組織したうえで指導援助をしていくという青年教育のあり方は、大きな転換期を迎えているものと考えております。

第5期幕別町総合計画の成立を受け、現在、第4次幕別町生涯学習中期計画の策定作業を進めておりますので、既存の各青年団体及び中期計画策定審議会委員の皆さま、ならびに町長部局とも十分協議し、新たな青年教育のあり方について、進むべき方向を検討してまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

ご答弁の最後に、第4次幕別町障害学習長期計画の作業を始めていらっしゃる。

その中で、町長部局とともに、十分協議し、新たな青年の教育のあり方について、進むべき方向を検討してまいりたい。

青年の育成につきまして、教育委員会だけではなく、町長部局とともに考えながら、力を合わせて取り組んでいくという新たな方向が示されたということで、その方向性については評価をさせていただきます。

たいと思うことであります。

幕別町におきましては、いわゆる就学の青少年、18歳までであります。

あと、高齢者につきましても取組み等につきましては、形ある目に見えたものがあろうかと思うのでありますけれども、なかなか青年層に対する取組みにつきまして、行政変わらぬ一つの取組みというのが、なかなか見えていないという現状があろうかと思えます。

ちょうど私どもの年代、そういう青年を子どもに持つ年齢でありまして、やはり幕別町民であるという意識だとか誇りだとか、そして、自分たちも幕別町のために、地域のために取組んでいくのだというふうな、そういう意識を持てる、そういう方向性を持てる、働きながらそういう意識になれる青年を育てていくことが、幕別町の将来にとってもっとも大切なことであるのでなからうか。

そういう思いをオリンピックの二人の青年の姿を見て、本当にしみじみと実感したところであります。

再質問でありますけれども、青年という、長期計画の方では青年教育ということになっておりますけれども、第5期総合計画では、青少年の育成という形でくくり込まれてあります。

大体、教育委員会の部局の方向で、その青年という言葉が出てくるわけでありましてけれども、いろいろ町内の状況や先進の自治体の事例を調べておりましたら、例えば、幕別町の商工青年部でも40歳まででありますか。

年齢が青年部であります。

農協の青年部は、お伺いいたしますと35歳ぐらいなのでないかと、こう伺いしておりますし、大体青年機構だとか、広くは30歳ぐらいまでの一つの組織の形。

あるいは、18歳から22歳までというふうなくくりで、青年ということで踏まえていらっしゃる自治体もあって、そういうところに補助事業等で支援をいらっしゃるということもあります。

これから議論になると思うのであります。平均寿命が長くなっておりますので、その青年ということに対するとらまえ方が、どのぐらいの年齢を青年として捉えていったらいいのだろうかというふうなことにつきまして、今お考えされていらっしゃる方向性につきまして、一つお伺いをしたいと思うことであります。

一つは、ご答弁の中で、子どもたちの生活様式、青年の生活様式が大変変わってきたと。市民の多様化や個人主義の浸透による組織活動の敬遠など、要因の一つであることを答弁されていらっしゃいます。

なるほど見ておりましたらそうだなというふうな思いがするものでありますけれども、いろんな本州の古い歴史のある自治体等の考えてみましたときに、その地域活動と申しますか、その地域に出した文化活動と申しますか、そういうのが希薄であると申しますか、やはりそういう地域活動の中で、その青年がその地域の、それこそ活動の主体となっていくというふうなことが、継続をされていて、青年のそういう活動が今成り立っておるところが多いように見受けられるわけでありましてけれども、やはりより地域のコミュニティの希薄、そういうことがまた大きな原因で、そういうところに青年の育成について、足元置いて、そこに視点を置いて進めていく必要があるのではなからうかと思うことであります。この2点につきまして、再質問させていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 青年とは、一体いくつまでなのだろうかということがご質問にありましたけれども、いわゆる今廃止になりました青年学級振興法の概念での年齢は、15歳から24歳となっておりますけれども、現代社会において、この法は廃止されましたので、何歳から何歳までという言い方、区切りをつけるのは非常に難しい話でもありますし、さほど意味を持つことではないのではないかと。

少なくともその活動団体の中で、このくらいからこのくらいまでが、その青年活動としてふさわしいだろうというようなことから、会員総意のもとで決められているというふうに理解しておりますので、年齢について、何歳から何歳というふうなことに、あまりこだわる必要はないのではないかという思いをしております。

それから、地域活動、コミュニティ活動の基盤となるべく青年活動。まさにおっしゃるとおりだと思います。

そのことが、先ほど申し上げましたような事情の中から、なかなか浮上してこないというのが現状であります。

これを何とか、地域を基盤とした、いわゆる協働のまちづくりのような概念の中に組み込まれていくことが望ましい姿ではないかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳仁議員。

○13番（芳滝 仁） 青年の年齢につきましてはそうだと思うのでありますけれども、いろんな、例えば具体的な施策を取組んでいくときに、講座を開いていく場合であるとか、また、ボランティア活動等をしていくというふうな、そういう方向性を見出したときに、ある程度の一つの年齢の、活動によって、年齢の一つの区切りというものが必要でなからうかと。

そうでないと、あまり年齢差がありましたら、何か世代が違うということで、なかなか集まりにくいというふうなこともあろうかと思うのであります。そういうことは、今後のその取組みの中で、十分協議をして、具体的なものができていく中で、また問題になってくるのでなからうかなと思うことでございますので、ご協議いただきたいと思っております。

その地域活動ということで、まさにそうなのでありますけれども、このご答弁いただきましたところで、青年団体を組織した上で、援助していくという青年教育のあり方は、大きな転換期を迎えていると、こう答弁されていらっしゃる。

先ほど申しましたように、農協の青年部だ商工会の青年部だと。

あと、PTAの活動も盛んに行われていらっしゃるし、また、個人的な活動では、朝野球だとかという形で、青年が集って活動をしているところもあります。

こうしてみましたときに、別々にいろんな場所でやはり結構幕別町も青年がいて、そして、自分たちの仲間づくりであるとか、あるいはPTAなんかは、その学校を中心としたところで活動をしている姿があるわけでありまして。

こういうすがすがしい取組みと申しますか、そういう活動していらっしゃる方々を、組織づくりとしていくということではなくても、懇談会を開いてみたり、意見の交換会を開いてみたり、そういうふうな形で、何か一つの催し物でもしていくというふうな形に広げていけないかどうか。

そういうふうないわゆる連絡協議会的な、そういう新しい地域活動を目的とした、そういうボランティア活動もいいと思うのであります。そういう目的とした連絡協議会的な立ち上げの仕方というふうなことが、結構全国でされているところであります。

組織づくりをしていくということではなくて、そういう地域づくりを目的とした一つの協議団体というふうなことがあるわけでありまして、そういう方向性もあるのではなからうかなと、こう思うわけでありまして、その辺につきましては、先ほどのご答弁のお考えとどうであるのか、一つお伺いをさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 成人の年齢等につきましては、募集する内容によって変わってくるのであらうと思っております。

青年という言葉よりも、最近は成人という言葉で募集をいたしております。

例えば、スポーツにかかわるようなこと。あるいは学習ですね。生涯学習に係るようなこと。内容によってずいぶん差が出てくるのだらうというふうに思います。

したがって、その内容によって、それぞれが選択できるということで、基本的にはそれがいいのではないかなというふうに思っておりますので、なお第4次の生涯学習計画の中で詰めてまいりたいと。

何歳から何歳というようなことではなくて。

そんなふうに思います。

それから、転換期を迎えたよということでありまして、まさに昔の青年団。青年活動という観点と、現在の商工青年部、あるいは農協青年部等含めた青年部の活動の原点というのは、若干ずれてきたかなと。良い方にずれてきたのかなというふうな、私は思いがあります。

それは、いわゆる社会貢献活動というものを一つの柱にしているということでありまして、従前の青年団活動とは、いくばくかその意味合いが違う。

あるべく社会貢献活動事業に、今、積極的に行われているということでありまして。

したがって、そういうものを助長するような環境づくりという、支援も含めてでありますけれども、環境づくりについては意を用いていかなければならないのではないかとこのように思っているところでもあります。

なお、PTA等を例に挙げまして、ご案内がありましたけれども、例えば、PTAにつきましては、いわゆる通常連Pといわれる組織体。協同協議会等がございますが、そこに協同の連Pの組織の中で、何か貢献活動に順ずるようなものが行われているかといいますと、そういう状況にはなっておりませんで、もっぱら学習をします。情報の交換をするという場になっているやに思います。

しかしながら、せつかくの母体であります。

こういうものも地域づくりに参加できる。

例えば、子ども会の行事に参加できるとか、そういうようなヒントをもとに、地域活動にも参加できるようにご提言をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） そういう方向で、内容を深く検討をしていただきたいと思っております。

最後でありますけれども、先進事例の、いいなと思った事例で、青年育成事業補助金。また、青少年の社会参加推進事業補助金。

こういうことをされていらっしゃる町でありますね。自治体があります。

これは幕別町で言いましたら企画の方だと思っておりますが、そちらの方に、こういう地域貢献をしたいのだという形で、企画書を若者が提出をしていく。

その活動につきまして、半分なり3分の1なり補助をしていく。

これは協同のまちづくりの今行われている形であります。

そういうその協同のまちづくりの形を、青年の育成にリンクさせて、しておる自治体があります。

これは私は、なかなかいいことだなと思って読んでおったのでありますけれども、ぜひ、そういう先ほど共同のまちづくりというご答弁があったものでありますから、そういうところと一つ協議をしていただいて、非常に機能性のある形で青年の育成に取り組んでいただければと思うことです。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問いたします。

道路の維持管理について。

与謝野経済財務担当大臣が、この役職につく前に日本の将来について次のように嘆いておりました。

お金を切り、日本は向上心の持てないみじめたらしい国になってきている。

この言葉は、幕別でも強く感じる場面が多く見られます。

特に主要道道幕別大樹線の維持管理状況です。

過去の北海道の管理は、品質の良い施工であった。

しかし、近年の糠内駒島忠類間の悪さは、交通安全の上でも問題があります。

住民や旅人の多くは、誰が管理しているかを認識して利用をしてはしません。

道路の草刈りも十分にできない貧しい町を通過したとの悪い印象だけが残ります。

ようやく駒島地区が食の観光地として脚光を浴びて、往来が増えると考えられる時に、今の状態では事故が起きる要因を放置することになります。

一時的とはいえ、雑草木の枝が車道端に伸びていたり、歩道や縁石を覆いかくしている状況等。

歩行者や自転車利用者にとって危険であります。

このままで対策をしなければ、悲しく、痛ましい事故が必ず発生いたします。

そこで、以下2点について伺います。

一つ、道道の維持管理者に求めること。

管理は北海道であるからと、町は対策がとれないと消極的な姿勢を持つことなく、管理精度を高めるよう強く働きかけるばかりでなく、現状の不都合を示し、先を読んだ解決策に予算の付いた管理の権限委譲を求める。

二つ目、敏速、確実な維持管理を行なうために、町は新たな施策として、へき地保育所に給食供給や通学区域の変更など、交通路の確保が前提の上で考えています。

しかし、今のままの市街地を起点とする体制では、初動の判断や障害除去の敏速処置に欠けます。

また、道道と町道の一貫した維持をしなければ、子どもたちに安全安心な交通の確保ができません。地域の保安対策として除排雪機材駐留所を幕別のへそに当る糠内に設置する。

以上2点について、町長の考えを伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

道路の維持管理についてであります。

道路の維持管理につきましては、道路法により高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道という種類区分に応じて、国と地方の間で整備、管理の役割分担がなされております。

ご質問にあります幕別大樹線につきましては、帯広土木現業所が管理する道路であり、道路管理者自らのパトロールのほか、地域の要望や町から要請などにより維持管理や再整備が行なわれているところであります。

なお、合併後の平成18年度から糠内中里間、約2.6キロメートルの拡幅整備のほか、昨年から2カ年にわたり軍岡地区の約2.4キロメートルの歩道の再整備を実施していただいたところであります。

ご質問の1点目、道道の維持管理者に求めることについてであります。

北海道におきましては危機的な財政状況にある中、財政立て直しプランのもと経費節減を図っており、数年前から路肩の草刈については全道的に年1回の実施と定めているというふうに向っているところでありますが、交通安全の確保が必要な部分につきましては、さらに要望を行なってまいりたいと考えております。

なお、都道府県道の維持管理に関する権限委譲につきましては、地方分権改革推進委員会において検討されているところであり、昨年11月の同委員会の中間的な取りまとめにおいて、面的な管理の観点から、地域において市町村道と一体として管理することが効率的な都道府県道の管理権限については市町村に委譲すべきであるというふうに述べられております。

また、本年5月の一次勧告においても、町村について、その道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにするというふうにもされておりますが、現時点では、ご案内のように、国の出先機関の見直しが先行しておりまして、今後、市町村への権限委譲についての詳細な説明があるものというふうに思っております。

ご質問の2点目、敏速、確実な維持管理を行なうことについてであります。

現在、幕別町における冬季の除排雪体制は、委託及び借り上げ機械により幕別市街地区7台、札内市街地区17台、農村部11台、忠類地域7台の体制により冬道の安全確保に努めているところであります。

それぞれの地域での駐留所は、その地域ごとの事業所からの初動となっていますことと、さらに昨年の冬から、忠類地域に駒島、美川、中里の一部を含めた体制への見直しを行ったところであり、迅速な対応ができるものと考えております。

ご提言にありましたように、仮に糠内地域に駐留所を配置いたしますと、除排雪機械の駐留施設やオペレーター待機施設などの整備が必要なことや、現状の駐留所体制においても大きなトラブル等もなく稼動しておりますことから、現時点においては、糠内に除排雪機材駐留所を設置するというような考えは持っておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、藤原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、再質問させていただきます。

北海道が管理する道路の維持の状態というのは、その悪さについては、利用者、また、町民が最近は特に不快である。事故発生を心配している。

そういう現状であります。

最近のことではありますが、駒島地区の農業と食の観光スポットがテレビ放映され、美食を求めて道内外から3倍の人が押し寄せているという情報が入りました。

おいしい料理においしい風景。舌で感じるだけでなく、目で感じる。美食家たちの主流であります。

しかし、駒島まで到達する道中の景観は、残念ながら雑草の生い茂った道ばかりで、マイナス要因が目に入るだけです。

この写真を見ていただきますように、これでは自転車はどこを走るのか。

2番目の写真、歩道が花畑なのか。

3番目の写真は、縁石なのか柳の木でつくっているのか。

これが現状であります。

私は富良野、美瑛のような農村景観を目指せとは言いません。

しかし、民間人が努力して新しい食の観光地をつくりあげても、官が邪魔をしているのではないか。そのような気がいたします。

しかるに、町民が喜び、安心を感じられるように、北海道の維持管理を町に委譲させるため、熱意を持って継続的に探るべきでないかと思っております。

リレーとして、すでに空知管内の二つの町では、道の出先機関と協議し、町道と道道の一貫性のある管理を先行し、試験的という言葉で権利委譲をやっている町があります。

テストケースという形ではありますが、権利委譲に近い形で考えております。

法律を上から下へ縦読みするだけでは、上からの指示を待つだけと、町民のためにやるという施策、姿勢は何も生み出すことはできないと思います。

道内ですでに町道と道道の一貫した管理をやっている町が二つもあるということ、この事実を踏まえて、委譲の方向性に対し、町長の再度の答弁をお願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 道道に関しての整備状況が大変悪いということ。特に草が伸びて、歩道なんか子どもたちが歩いていても大変だ。

実は昨年の秋の公区長会議でも、子どもがその草で怪我をしたというようなことも言われました。

私ども、再三土木現業所の方に、整備についてお願いをしているのが現状であります。

ただ、申し上げましたように、土木現業所も道の出先期間でありますから、限られた予算の中での対応しかできない。大変困難なこと、悩みもあるのだろうというふうに思います。

お話ありました空知管内、奈井江町と浦臼町、これは先ほど言いましたように、あくまでも権限委譲のモデルケースとして、今、この二つの町が道からの委託でやっております。

委託ですから、権限が委譲されたでなくて、あくまでも管理を、お金をもって、委託費をもらって管理をしているということになります。

先ほど申し上げましたのは、今、国道が三桁国道と言われる、何百何十何号線という三桁の国道を、都道府県に委譲したいというようなことが今言われております。

これらが整理されて、次に、今度は都道府県が市町村へ次の段階が、委譲が出てくるのではないかという事は、今言われているところではありますが、もちろん、まだ国と道との関係が整理がついていませんから、国と都道府県の整理がついた後の、さらに後年時になってくるのだろうというふうに思います。

ただ、お話ありましたように、私どもの町として、あるいは地域ごとに、今の段階で道との協議の中で、そういったことが管理ができるようなことがあるのかどうか。

これらについては引き続き研究してまいりたいというふうに思いますけれども、例えば、除雪で、私も

町長になったときにいきなり怒られたのですけども、札内の駅前、あれ道道なのです。

ところが、国道から、スタンドから渋谷さん、太田さん、加藤スーパーの前通っていくのはあれは町道で、あそこはきれいに排雪したら、駅前だけ残った。

何だって怒られたことがある。

あっちは道道だと。

それでは、道道は排雪しないで町道だけきれいになった。

今度、ここきたら逆です。

古い役場の前から五差路、そして、駅前の糠内行くのは道道だと。

まっすぐ千葉さんの家の前通って踏み切り行くやつは町道だと。

これらを一緒にやらないと、片一方は道道、片一方は町道で、排雪した後残るのは目立つというようなことで、これらもできる限り道との協議をしながらやって、あるいは一部受けていると。

もっとあれは、広域農道、十勝川温泉行く橋は、橋の真ん中で音更町と幕別町が分かりますから、半分ずつ除雪するわけにはいきませんので、音更町にお願いして、負担金を払って音更が13号の国道まで除雪の管理をお願いしている。

そういったことで、ケースバイケースで、これからもそういったものがでてくるのだろうというふうに思いますけども、できる限り住民の皆さんに迷惑にならないように、もちろん町としてもより効率的な道路の管理運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 質問2番目の件です。

現状の体制ではトラブルもなく、糠内地区に駐留所の考えはないということですが、仮にこの除雪、機材を4セット、いわゆる幕別のへそに当たる糠内に置いたと、そういうシミュレーションをしてみますと、多くの利点が考えられます。

特に冬期間の明倫、駒島、五位等の高台の地吹雪対策。これはいわゆるその地域での事業所からの初動となると、時間もかかります。

また、移動経費もかかります。

それらをはるかに経費が安く、そして、早く撤去することができ、通勤通学者に安心感が与えることができる。

また、給食の件であります。保育所の子どもたちに、給食を確実に、一度も休むことなく供給するという事は、やはりそれぞれの市街地からの初動では厳しいことが起きるのでないか。

それと、農村青年の今は、大型特殊運転技能者、免許を持っている方がかなり多くおります。

冬期間限定といえ、雇用のチャンスが起きれば、元気の出る源とされて歓迎されるのではないか。

最後ですが、町道でなく、今言いました道道と一貫した管理ができるようになれば、町の判断で、いわゆる自前の判断で敏速に住民サービスができること。

そうすれば、南幕別の冬は変わると思います。

以上のシミュレーションの結果から得た内容を判断していただき、町長のさらなる前向きの答弁を期待したいと。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 糠内地区に車両の駐留所というお話でありましたけれども、ご案内のように、昭和50年でしたでしょうか。今の緑町の車両センターをあそこへ設置をいたしました。

あそこへいわゆる土木機械を集中管理するという事でスタートしたわけであります。

それは、さらにこの糠内地区に駐留所をつくる。いわゆる車両センター的なものを設置するという事は、大変な経費が要することをあります。

さらにご案内のように、かつてと違って、今は町の車両センターに係る職員がほとんどいなくなってまいりました。

やがては0に近くなるわけですから、そういった状況の中で、新たに糠内地区に駐留所を設けるという事は、かなりの投資が必要になってきて、その分が本当に活かせるかという、まだまだ現実の対応の中でやりきれぬものはたくさんあるのだらうと思います。

給食の問題もお話ありましたけども、仮に給食の車があそこにあつたって、必ず給食センターまでは取りに来なければならぬわけでありまして、あそこからすぐ学校へ給食を運ぶということには、これはならぬわけでありまして、もう一つ地域の方の限定で除雪体制。

これも昔からいろいろありました。

いろんなトラクター組合ですとか利用組合なんかがあることをお願いすることによって、本当にすぐできるのでないかといったこともあつたのですが、これもいろいろ保険の問題、事故があつたときの対応の問題、いろんなことがあつてなかなか難しいのでないかという判断があつて、今日にきているのも実情であります。

もちろんいろんなことにチャレンジしながら、いろんなことで考えながら検討していくというのは、これからも大事なことであろうというふうに思っておりますけれども、今現在で糠内地区に駐留所という事は、私としては考えておりませんことを、重ねてご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

(11:00 休憩)

(11:15 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹） 通告のとおり、以下を質問させていただきます。

行政スリム化における協働とアウトソーシングの在り方と今後の方向性について、お伺いをいたします。

自治体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと自治法第2条の14にあります。

自治体では近年、財政状況の悪化もあいまって、民間委託や指定管理者制度の推進、出先機関の整理統合、事務事業再編・整理などを進めているが、このことは一方で、新たな事務の要請が相次ぎ、場合によっては、一人の職員に求められる負荷は従前よりも大きなものとなっていくのではないのでしょうか。

自治体のスリム化という状況の中で、多くの職員は、従前からの業務執行の体系を改め、より生産性の高い組織へと、役所を変革させるための課題に直面しています。

今、協働は各自治体の基本構想に登場する必須のメニューであり、自治体施策のキーワードになっています。

21世紀の自治体において、もはや欠かせない施策分野としての位置づけになっているわけです。

とはいえ、施策方針として協働を打ち出しながらも、組織横断的に方策を確立している自治体は非常に少なく、多くの自治体では協働への多様な期待の中、個別事業ごとに試行錯誤を重ねているのが現状であります。

現場では、職員が住民活動団体・NPO関係者と接触をする中で、両者の誤解や衝突、相互依存関係などが生じ、計画通りには進んでいない事例もあります。

自治体の財政問題の深刻化を背景に、行政のスリム化の施策の一つとして協働の事業に取り組む自治体の中には、財政当局と協働担当課との間に、協働に対する認識の相違も見られます。

行革として進められてきた職員数削減策は、職員個々の業務負担が増加し、そうした環境の中で協働の事業が導入されることは、余分な負担をもたらすものであり、行政内部において抵抗が発生するなどして、調和が取れなくなる懸念もあります。

協働施策における内外の状況を考え合わせると、自治体における協働施策の今後の展開においては、

そろそろ転換期に来ており、今後、協働をどのように活用するか、それがこれからの自治体にどのような変化をもたらすのかを考えていく時期に差し掛かっているのではないのでしょうか。

以下、大きく3点について、質問いたします。

1点目ですが、今後、協働が自治体運営の新しい手法として、住民と職員との接触・対話のもと、住民の参加・参画の仕組みも視野に入れて、包括的な協働の環境整備に取り組む方向性の中で、協働を組織横断的に根付かせていくことが必要であると考えます。町長の考えを伺います。

2点目に、また、現在の自治体における協働施策は、質の向上や多様性の確保といった公共サービスの質的な改善と合わせて、行政コストの削減という経済性・効率性の改善が期待されますが、最近は、行財政改革という横断的な政策動向が強く影響して、経済性・効率性の改善への期待が質的な改善の期待を大きく上回っているのが現状です。

自治体が行政のスリム化を目指すにあたって、経済性・効率性の改善を目指すアウトソーシング戦略を打ち出すのは当然であります。

そうであれば、協働の効果とアウトソーシングの効果を明確に区別し、その期待をきちんと公表し、取り組むべきであると考えます。町長の考えをお伺いいたします。

最後に、また、行政のスリム化を図る目的から、企業やNPO等から業務の委託化・民営化や効率化に対する提案などを募集し、民間の創意と工夫を反映した業務のアウトソーシング戦略の一環として、民間提案型業務改善制度や提案型公共サービス民営化制度などを導入して、効率的な役所と充実した質の高いサービスの提供を実現することをねらいとし、新しい公共の創出を目指している自治体もあるとお聞きします。

この制度に対する町長の考えを伺うものであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

行政スリム化における協働とアウトソーシングの在り方と今後の方向性についてであります。

公共サービスはこれまで、行政の直接提供のほか、地方公営企業や地方公社、外郭団体、第3セクターなどがその多くを担い、サービスの領域を拡大してまいりました。

しかしながら、環境変化に柔軟に対応でき、効率的・効果的なサービス提供への期待から、民間に委ねるべきとの考え方も大きくなってきているところでもあります。

住民自治の視点で、公共サービスをどのようにデザインしていくのか、今後も試行錯誤が続くものと認識をいたしております。

はじめに、協働を組織横断的に根付かせることについてであります。協働の目指すところは、住民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な課題を解決してゆくことにあります。同時にまた、協働の営みが一過性で終わることなく、コミュニティの資本として受け継がれる仕組みづくりも意識して取組まなければなりません。

地方自治をめぐる新たな制度や考え方が次々に打ち出され、職員にかかる負担は年々大きくなっておりますが、職員も住民の一人であり、公区をはじめ地域活動に積極的に関わる中で、生活者としての視点で情報をつかみとり、日々の仕事の中で、協働の理念を継承し、反映してくれることを期待をいたしているところであります。

また、行政といたしましては、協働を単に財政問題の解決策として見るのではなく、活力あるまちづくりを実現するため、住民自治の観点で多角的に検討し、活かすべきものと考えており、望ましい協働の在り方を追求してまいりたいというふうに思っているところであります。

自治体運営の新しい手法である「協働」は、いまだ確立されたものではなく、今後も全国でさまざまな試行錯誤が続くものと思われま。他自治体の事例なども参考に、本町にふさわしい協働の在り方を包括的・体系的に模索してまいりたいというふうに考えております。

次に、協働の効果とアウトソーシングの効果の区別についてであります。協働の効果については、地域社会ではきめ細やかな公共サービスの享受、生きがいがづくりや自己実現の機会の創出、コミュニテ

イの再生など、NPOなど団体では社会貢献活動の活性化、団体活動の社会的認知の向上、組織のレベルアップなど、行政では質の高い行政サービスの提供、職員の意識改革と資質向上、さらには、行政体質を改善する契機につながるとも言われているところでもあります。

また、アウトソーシングの効果については、人材の有効活用や専門性の向上、雇用の創出や経費の縮減など多くの効果があるものと言われているところでもあります。

私もこれまで、公区長会議など機会がある場合に、特に協働についてその想いを述べさせていただいたこともあります。いずれにいたしましても、地方自治体を取り巻く状況が非常に厳しい中、協働やアウトソーシングといった手法を上手に取り入れていくことが必要であろうと考えているところでもあります。

今後も行政の期待するところを関係者に十分ご理解いただけるよう対応してまいりたいと考えております。

最後に、行政のスリム化を図るための提案制度についてであります。

公募型の指定管理は、まさに、事業のあり方について企業や団体から提案していただくもので、本年4月から始まりました百年記念ホールや、現在公募中の青葉保育所において取組んできてはいるものの、まだまだ緒についたばかりであります。

また、業務委託、民営化に関する提案、あるいは既存業務の委託内容や仕様の効率化についての提案を受け止める仕組みづくりにつきましては、人口が多い自治体を中心に、先進的な取組みを行なっている事例も出てきているというふうに伺っております。

さらに、指定管理や業務委託といったパブリック・ビジネスのほか、地域における社会性を重視したコミュニティ・ビジネスが、公共サービスの担い手や地域づくりの一主体として認識され始めているようでもあります。

こうした新たな動きも含めて、具体的な改革提案を募る方法につきまして、多角的・総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 協働とアウトソーシングの在り方と今後の方向性についての基本路線につきましては、ただいま町長の答弁の中での表現で十分理解はできます。

今回は、この問題については、詳しい施策論には入らず、これは後日そういう機会がいっぱいあると思いますので、基本路線にかかわっての確認をさせていただきたい。そう思います。

岡田町長におかれましては、平成11年度から、今年度、10年間の間で、この協働というものを取り上げてきているわけですが、私がいろいろ経緯を調べますと、11年、12年については、これはコミュニティ活動の一環としての表現しかなかったわけですが、13年から住民参加という一つのテーマに沿って、17年、4年から5年の間になります。これについては、町民と行政の協働による住民自治というテーマで、執行方針にもきちっと謳ってきているという認識をしております。

特にその間、16年ですか。その前の15年に住民参加の中で、協働にかかわる制度を検討し始めているのですけれども、16年には公区長の代表者という会議の中で、構成された場面で、この協働のまちづくりの検討委員会というのを立ち上げられて、現在、公区を中心とした形で事業を実施されている基礎になっております。

その後、18年度から住民参加というメニューから移し変えまして、ともに考え、ともにつくる活力あるまちづくりという行財政運営の面での提案に切り替わってきています。

この中では、18年における、合併のこともかかわってきていますので、かなり方針にある程度の方向性の転換がされて、行財政運営を中心とした中でやっぴいこうということが強く感じられた推移があると思います。

それで、19年、20年と今年になってきているわけですが、19年には協働のまちづくりの支援事業のメニューについての拡大等の推進もしながら、アダプトプログラムの実施にも入ってきたと。

そういう中で、答弁には触れられていませんが、過日、昨年の幕別町行政大綱の3次の中での集中改革プランというのがあるわけですが、これは幕別町の18年から22年の5カ年の中で、特に強化をしたい点というのが掲げられて、広報にも2回にわたって大きく、かなりきちっとした形で取り上げられています。

これあたりは、かなり協働を意識されて、また、後段に出るアウトソーシングの兼ね合いもありまして、7つから8つの項目で提案をされ、事務事業の再編整理、廃止統合と、2点目には民間委託等の推進ということで、大きなテーマを、これはもちろん指定管理者制度も含まれておりますが、こういう推移の中で、行政が動いてきています。

今年度に至っては、執行方針の中にもありますが、行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを強く謳いながらも、自助・共助・公助の仕組みをつくっていくと。

そういった中で、先ほど申し上げました財政健全化推進プランと第3次行革大綱推進計画。これらをもとに取組んでいくと。こういう形で配置要請も、協働における一つの動きが捉えられました。

それで、今回、答弁をいただく中で、特にこの協働にかかわっての行政の方向性としては非常にわかりやすく答弁をいただいているからわかるのですが、問題は、担当課である、恐らく企画室が担当になっていくのだと思いますが、これだけ10年間のスパンの中で、一つの協働を捉えてきたときに、17年あたりからメニューをつくってきてやってきたと。

それと3年から4年の経過をしてきているという中で、事業スタイルを中心にやってきましたから。公区を中心とする。

それは当然私は評価もするものもありますし、今度、活かせるものはどんどん続けていっていただきたいのですが、これはあくまでも公区行政にかかわっての一つの法則です。

しかし、町内には、住民団体も含め、NPOも含め、かなりの団体数があると思いますけれども、それらを対象とした中での施策にまではまだ入っていないというのは私の現状で捉えています。

その中で、ここで一つお聞きしたいのは、企画室がこの庁舎内の中で、一つの協働という在り方を推進していくという前提で申し上げますが、問題は施策の一番ポイントである職員の意識改革について、答弁の中では大きくは表現されておりませんので、確認をさせていただきます。

企画室がいくら頑張っても、庁舎内全体の職員の意識が協働に対する一致した理念ですとか理解がなければ、これは自治体としては協働を推進していくのはかなり難しいだろうと。

ほかの自治体でもいろいろなトラブル、問題点が発生している中で、幕別町についてはこれから強くやっていこうという姿勢の中ですから、まずそういったいろんな団体における職員それぞれがいろんな立場の中で、そういった団体等にかかわっているケースもあるかと思いますが、そういった職員が団体との対話をきちっとできる体制で、現状がなっているのかなっていないのか。

この辺の差異は、先ほどの答弁からいくと、全く触れられていませんから、現状、そういった職員の状況がどういう状況になっているのか。

それは企画室はきちっと押さえられているのか。

対話ができないということになりますと、それは現場の声を吸い上げられませんかから、当然住民の提案型の協働する事業をこれから推進していくにしても、かなりの障害になってくると。

また、対話型の職員がいると同時に、庁舎内において、例えば、そういったものに取り組まれている職員がいたとして、その人たちの経験とかノウハウというのは、庁舎内全体にはきちっと広がっていているのだろうか。認識されている状況にあるのだろうか。

私は今の現状では、そこまでの体制づくりはされていないような気がします。

すから、そんなことも含めると、個人がいろいろ相違工夫、自分の職場の位置付けの中でやられていると思うのですけれども、そういったいろんなところでの専門性とかそういうものがきちっとしていく中で、今後に向けた一つの能力開発のプログラムづくりも役に立つと思いますから、協働においては、そのあたりの考え方が、町長をはじめとして、企画室がどのように今後考えられているか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもご答弁させていただきましたけれども、私は協働のまちづくりを進める。

これは財政的な問題のみならず、今これだけ経済が動く中で、住民の皆さんが何を求めて、そして、行政にどういったことを期待しているか。

まずそういったところから、職員もまずは住民のニーズをどう把握するか。

そして、それをどう行政の中に反映させていくかということが、大きな役割であり、住民から求められている職員の期待でもあるのだらうというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、財政のことだけ考えて、協働のまちづくりを進めるのではなくて、あくまでも住民の皆さんと一緒にあって、まちづくりを進めるという観点からすると、先ほどの答弁ではちょっと憂いたのは、職員といいながらも同じ住民であります。同じ町内会へ入り、同じ公区の中で一緒にあって住民の皆さんと活動する中で、自分が得るもの。そして、自分が住民から町に寄せられている期待、あるいはニーズというようなものを、自分が自ら感じながら、そしてそれを仕事の中で活かしていくことが大事なのだらうというふうに思っています。

ただ、ご指摘ありましたように、町の機構、あるいは組織の中にそうしたものは現実にはできておりませんから、協働のまちづくりといいながらも、それぞれの担当がそれぞれの業務の中で、今は仕事をし、それを企画室が集約しているというのが現状ですから、先ほどお話ありましたように、そうした能力をどうやって開発していくか。

あるいは、職員をどうやって育て上げていくか。

さらには、住民のニーズをいかに把握できる。そのための手法にどういったものがあるのかというようなことは、まさにこれから十分検討しなければならないし、内部で研究していかなければならない問題であろうというふうに思っておりますけれども、今申し上げますことは、まずは住民の皆さんと私どもと一緒にあってまちづくりを進める。そのためにも、お互いがお互いの立場を十分理解、信頼し合う中で、いろんな制度や施策を構築するために、努力を、あるいは討議を重ねていく必要があるのだらうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） ご答弁の中の表現の中に、住民自治の観点で多角的に検討し、活かすべきものと考えているという、これは行政としては当然の観点だと思えますが、やはりスタートしてやがては10年にくるこの協働が、やはり企画室の中できちっと練られたメニューづくりになっていくという組織体制が早く確立しなければ、企画室そのものの存在感も薄らぐでしょうし、協働における、では舵取りは一体どこですのかということになりますから、私はこれについては、町長の思われている住民参加というところからいって、かなりの町長自体も期待をされていると思うので、18年から22年間の5カ年で行革の中の集中改革プランというのがもう提示されて、その中には、それは定員の管理適正化もありますし、給与の適正化、第3セクターの見直し、経費節減との財政効果から地方公営企業の適正化まで入っている。

これに尽きると思うのですよね。

でも、どう見ても、私から見方からいけば、改革をするのには時間がかかりすぎている。

ある大企業の社長は、改革に時間をかければいい改革はできませんよといっている名言がございますが、急げばいいというものではございませんが、そろそろ10年を見据えた中で、今後に向けて岡田町政残り数年ですから、この間に少なくとも、そういうことで何とかその間に、協働の体制づくりを確立していただきたい。

そう思います。

次に、協働の効果をアウトソーシングの効果の区別については、ここに答弁をいただいたとおりで私は思っていますが、現況、私が今までの流れをみますと、この区別に対する捉え方の行政としての行動はなかったであろうと。

こういった効果の区別をきちっと把握していくような自治体の動きというのは、ここ近年に出たこと

ですから、当然で仕方ないのですが、私はもう少し、協働の広報でもホームページでも訴えるのであれば、この辺の理屈からきちっと言っていかないと、何か今の中では協働の事業メニューとアウトソーシングの事業メニューがどこか重なってしまう。

区別がはっきりしないというところの自治体も数多く見られますので、幕別町においては、その辺のより分けをきちっと最初からされる中、もちろん手探り状態の部分もありますけれども、その辺は担当課である企画室に期待をしたいと、そう考えておりますので、十分に今後に向けた対応をいただきたいと思えます。

これについてはこれでよろしいです。

最後の質問にかかわってですけれども、先進自治体の取組まれている制度をご紹介します、もちろん行政側もこの程度のことは十分認識されていると思えますから、制度そのものについては、ここで詳しく質問をしようとすることはしませんけれども、今の幕別町の現状の中で、提案型という制度、これについては公区の今、公区を中心とした事業メニューを組むときも当然公区長集まっていますから、ある意味では提案型と、行政からの提案型と兼ね備えた形でやられているということで理解はしています。

しかし、私が言うのは、ある一定の世界ではなくて、これは全町民を対象にすれば、公区は一つの組織体でありますから。

それ以外の団体等を含めた組織はかなりありますし、民間企業もかなりあるということを考えるのであれば、当然提案型、町長の協働を目指すのであれば、提案型が一番いいであろうと思えます。

提案型をするのに、自治体でいろいろな教訓を得ている部分があるのですが、民間の力を最大限に利用するというのであれば、その前に、過日、私は指定管理者の質問の中で、モニタリングについても質問したところでありますが、それと同様、第三者的な機関による評価システムというのが、アウトソーシングには欠かせない。

これについての体制づくりも、指定管理者が始まったばかりですから、これから行っていくという予想はつきますが、この評価システムの導入ですね。

これらについては内部検討は進んでいるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました協働、あるいはアウトソーシングにかかわっての問題、いろいろ課題もありますし、どちらかという、まだ取組みを始めてそう多くの期間が経ってない。先進的なところからみますと、まだまだ遅れているなというふうな部分もあります。

ただ、私どもは先ほど申し上げましたように、協働のまちづくり、あるいは、アウトソーシングについても、やはり住民の皆さんがどういった思いをまちづくりに持っているのか。

あるいは、住民の皆さんが、まちづくりにどういう期待をしているのか。そういった思いだけをごっちりしっかりと職員が受け止めた中での協働のまちづくりであり、あるいは、アウトソーシングを進めていく上で大事なことなのでなかろうかというふうに思っております。

そういった意味で、民間の方の提案制度、これはこれからますます私は増えてくるのだろうと思えますし、必要性が出てくるのだろうというふうに思えます。

何か一つのことをやるときには、多くの住民の皆さんからの意見、あるいは提案を聞く。声を聞くということは、これは当然大事なことになるのだろうというふうに思っておりますし、もう一つは、やはり今言われたように、一つの事業、一つの施策がどう町民の皆さんに評価されたのか。そういった評価システムの問題も当然出てくるのだろうと思えますけれども、なかなか一概にこれをやったら即こうという評価が出たということにはならない面もあるのだろうというふうに思っております。

長期間かからなければ、出てこない評価もありますし、即表れるものもあるのだろうかと思えますけれども、そういった意味では、評価システムは今十分している、内部での調整もしているようでもありますけれども、そういったことも、これからの仕事の中では大きなウエイトを占めていくものだと、そういう認識ではおります。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 十分理解をするところではありますが、ここで少し企画室にもお考えを確認したいのですが、職員の意識改革というテーマは、これは行政にとっては永遠のテーマだと思いますが、今の協働とアウトソーシングの問題については、特にこの職員の意識改革は必要だと言われています。

うちの研修メニューは、どちらかというと座学メニューが多いですね。

要するに、講習に行って、座ってきている。要するに見たり聞いたりしているというメニューがほとんどですが、実際に団体等に出向いた対話型の研修というのは、内部では検討されているのかどうか。

絶対にこれがないと、対話ができない職員は協働に向かっては絶対私はいけない。デスクワークではどうしようもないわけですから。

そのあたりについては、企画室では今までの流れと今後に向けた体制づくりの中で、どういうふうに研修のスタイルを考えられていますか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 協働に向けた職員の体制のことのご質問だというふうに認識しております。

お話ありましたように、職員の研修制度として外に出向いて、例えば、会話能力ですとか対応の在り方を研修するというやり方というのは、抜けているところがあるのかなというふうには認識させていただきます。

確かに今回、おかげさまで第5期の総合計画策定の中で、パートナーシップによる協働を進めるということを謳っております。

今まで職員の研修制度の中にもいろいろやってきたところではありますが、今回は、確か都合3回にわたりまして、職員に対して、総合計画のこの中身について、私ども企画室が講師となりまして、説明させていただくという機会もいただいております。

当然、その柱の一つとして、これから進む協働についてということ、職員の皆さんに状況を説明し、理解してもらい、また、それにする対応というの、これから今まで以上に必要になること。具体的には町民から、あるいは団体の方からそういう相談が十分来ることが予想されますので、まず協働というもの。あるいは、アウトソーシングというものはどういうものかということ、をきちっと認識した上で、それを広げていくという気概を持ってやっていただきたいという話を、まさに今しようかというところで内部で検討していたところでもあります。

そういうようなことも含めまして、管理職含め、書式全体でその基本的なところは一致しながら、今後は進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 幕別町の協働の支援事業状況というのを資料でいただきました。

公区にかかわっては、6テーマほど事業がございます。

これは年々推移を見ますと、その活動内容は増えているということで、この事業については本当に視点が私は良かったのかなという評価はさせていただきます。

そこで、今後これらの事業をもとに、大きく幕別町が協働事業に向かっていくということであれば、私はその才能というのは幕別町は十分備えているだろうと。

他の町村から見ると、うちの協働事業は具体化ですから、非常に入りが良かったと思います。

抽象的な事業メニューから入っているところは本当に皆さん失敗されていますし、なかなかまとまらないというところで、うちの行政の基本をなす公区行政を入り口としたということは、非常に私は評価は高く見させていただきます。

そこで、最後になりますが、協働、組織横断的に浸透させるためには、先ほど申し上げましたように、何回も言わせていただきますが、職員個々の能力に対するその取扱いが、行政全体の組織的な取組みでなければだめだという。これがどうしても私は感じられないので、強く訴えておきたい。

それと、あと、先ほどアウトソーシングで二つほどの先進自治体の制度をご紹介しましたけども、これら制度を研究していくにしても、それを制度を導入するにしても、要するに、友好的な制度利用ができなければ、結局何の意味もないということが、ほかの自治体の前例で十分わかりました。

それであれば、この方向性が、例えば、職員が同じ方向性を向くという状況ですね。

例えば、私表現の中で、では総務と企画室の中で、協働に対する考え方、アウトソーシングに対する考え方が全部一致しているかという、予算編成のときに、やはり予算削減というスタイルで持って意図するのは総務課。

しかし、その中でいろんな事業メニューを考えて、協働ですとかアウトソーシングの中の趣旨を理解をしながらやっていく。それが企画室の仕事。

当然、立場が違って当然ですから、主義主張も多少は異なる。

しかし、町民から考えたり、議会から私が議員として受け取るときに、その一律例えば経費が削減されていくようなスタイルを感じる。そういう雰囲気があるという中で、本当の予算編成、経費削減の推進をしていく中で、協働の意味とアウトソーシングの意味が、きちっと職員の方も我々議員の方も住民の方も理解されているかという、私自信、それは自分自身も疑問です。

非常に不透明なところがある。

そういったことから考えると、これら制度、導入する、検討するに至っては、やはり町の業務や自治体職員の仕事の在り方を問いただすのには、最適な私はチャンスと言える。

それを徹底的にやっていただくことが、全ての行政のレベルアップにつながっていくと、私は考えますし、それを見守ったり支援したり応援する我々の立場もレベルが上がるということになりますので、この辺は強く今回を機に要望して、ここ数年の間にこのことに期待をいただいている住民の皆さんに、一つの方針が示される。

そういった形をぜひ強く要望しておきますが、これらについての町長の思いを最後にお聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろご提言をいただいたり、ご意見を伺いました。

私も協働のまちづくり、これからの時代の中で、私ども地方行政が進める上では、必ずこうしたことは大きな課題となり、そして、やっていかなければ、どこもこれらの課題に向かって進んでいくことが必要なのだろうというふうに思っております。

まだまだ十分ではない面たくさんありますし、職員の資質の問題、あるいは職員の意識の問題もまだまだ十分でないのかもしれませんが、私どもはそうした目的に向かって、これからも一丸となって頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、13時ちょうどまで休憩いたします。

(11:53 休憩)

(13:00 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告のとおり、燃油・資材高騰対策について伺います。

燃油・飼料・肥料などの高騰により、農業経営が圧迫されているという記事が連日報道されています。

また、水産業においても、燃油高騰により漁に出られない。

一般消費者にとっても、食料品をはじめとする全ての価格の高騰は生活に影響しています。

さまざまな要因から物価が上昇し、これがいつまで続くのか分からない不安。

しかし、平均所得は減少傾向にあります。

国には、国際協調の強化により、国民の生活を守るための対策を講じることと、税制を含め緊急的でない思い切った対策を期待します。

また、今定例会にも多くの要望、意見書が挙げられていますが、これらの民意を町として、町村会として、これまで以上に国に対する訴えが必要であると思えます。

そこで、我が町の行政としてどのような対策が打てるのか。

個人を支援していくことは難しいが、少なくとも町発注の職に就いている者の所得を確保できるような施策は打てるのではないかと。

また、町の基幹産業である農業に対しても緊急的な支援が必要ではないかと。

さらに、省エネルギー・新エネルギーの関心を高めると同時に、その取組みに対する支援の充実と新設が必要ではないでしょうか。

最後に、お年寄りや障害者の皆さんが安心して暮らせるよう、今、どのような支援が必要なのか考えなくてはならないと思います。

以上のことから、順次お伺いいたします。

農業に対する支援について、まずお伺いをしたいと思います。

町長の行政報告で、農作物の作況を詳しく説明いただきました。

その後の長雨により、豆類の様子がおかしいようではありますが、全体的には平年並の収量が期待されているのかと思います。

しかし、所得は平均並となるのでしょうか。

農業経営が厳しいと言葉ではよく耳にしますが、最近の燃油や飼料・肥料の高騰で、どのぐらい農業者の経営が悪化しているのか。

現状をどのように認識されているのか。

また、この危機的状況をどのように支援していくのか考えを伺います。

飼料・肥料の高騰は、耕畜連携による持続可能な仕組みづくりが急がれます。

畜産から生まれる堆肥を活用し、畑作では緑肥効果の高い作物による肥料生産と麦柄の有効活用など、これまで以上に努力している農業者が増えてきています。

国の概算要求では、減肥減農薬に取り組むものや、自給飼料拡大への支援策を打ち出しました。

国費を活用することはもちろんではありますが、町としての考えを伺います。

次に、商工業に対する支援について伺います。

燃油などの高騰が理由で減収となる事業者に対する支援の考えを伺います。

道の経営安定資金（たんぼぼ資金）などの融資を受けた方に、利子や信用保証料の一部を補給することができないか、考えを伺います。

次に、委託業務について、お伺いします。

スクールバスや芝刈りなど燃油を必要とする業務は、予想以上の燃油高騰が企業の経営を圧迫しています。

現在の契約では、人件費を含めた全ての経費が5%を超えた場合となっています。

経営する企業の安定が、そこに勤めるものの生活の安心につながります。

5年間の契約の途中ではありますが、この非常時を乗り越えるために、次年度ではなく当該年度に反映することができないか、お伺いします。

次に、公共工事の契約について、お伺いします。

鉄鋼価格は昨年12月から今年7月までに4割から6割上昇しています。

財団法人建築物価調査会の調べによると、今年1月から6月までに、HK鋼は1.6倍、普通丸鋼は1.4倍、異径棒鋼で1.6倍となっています。

このほか、釘は7月段階で43.6%高、セメント14%高、純アスファルト33.9%高、軽油45.3%高、ガソリン30.2%高となっています。

積算してから入札までの間に、大きく資材の単価が上昇し、上昇前の単価で入札を行い契約する。

契約後、施工までにさらに上昇する。

契約違反の違約金を払い、工事を途中でやめてしまうという建築業者もいると聞きます。

また、工事契約そのものが不調になるケースも続発しているとも聞きます。

本町の工事では、まだこのような話は聞きませんが、このようなことが起こらないよう、資材単価を

現実に即した価格での入札と、着工までのタイムラグから生まれる価格差を補正することが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

帯広市、音更町などでは、単品スライド方式を採用しました。

しかし、国土交通省で進める単品スライド方式では、工事が限定されます。

そこで、本町の身の丈に合う単品スライド方式の導入ができないか、お伺いしたいと思います。

次に、省エネルギー・新エネルギーに対する支援について、お伺いします。

燃料高騰は、幸か不幸か、省エネルギー・新エネルギーに対する関心を高める追い風になっています。

燃油対策と環境対策を併せ持つソーラーパネルの補助の拡充と、ペレットストーブ・環境対応車の購入補助の新設を求めますが、いかがでしょうか。

最後に、高齢者・障がい者に対する支援について伺います。

昨年より福祉灯油を始めましたが、ほかに燃油高騰に対する支援を考えていることがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

燃油・資材高騰対策についてであります。

ご質問にもありましたように、昨今の原油価格の高騰やとうもろこしを原料とするバイオ燃料化の動きもあって、ガソリンや灯油、家畜飼料、さらには食料品に至るまで多くの品物の価格が上昇している状況にあります。

このような中、全国農業協働組合連合会が、主要な肥料の販売価格を本年7月から大幅に値上げをしたというふうにお聞きいたしております。農家の方々にとっては非常に大きな負担となるものと憂慮いたしているところであります。

また、去る8月に、総務省統計局から発表のあった消費者物価指数の全国の平成20年7月分におきましては、テレビやパソコンなどの教養娯楽用耐久財は前年に比べ下降したものの、食パン、即席めん、食用油を始め、灯油やガソリンなどの石油製品が大幅に上昇となったところであります。

このようなことから、十勝町村会といたしましても、去る8月に北海道に対し、一つには、燃油・肥料等の農業生産資材の価格高騰対策の推進。

二つ目に、家庭用灯油や産業用油種等の安定供給と価格安定対策の推進。

三つ目には、低所得者の安定した生活の確保など9項目にわたります原油価格高騰に関する要望書を提出したところであります。

併せて、全国町村会においても、すでに燃油等農林漁業生産資材高騰対策に関する緊急要望を国に対して提出いたしているところでもあります。

ご質問の1点目、農業に対する支援についてであります。昨今の農業経営を取り巻く環境は、前段申し上げましたとおり、原油価格の高騰や穀物需給の逼迫などに起因する飼料価格や肥料などの生産資材価格の高騰により、生産コストが大幅に上昇し、さらには野菜や牛の市場価格の低迷など、かつてない深刻な状況にあるものと認識しております。

こうした状況のもとで、先般まとめられました国の総合経済対策や2009年度農林水産予算の概算要求の中で、ある程度の対策は講じられるものと考えておりますが、詳細は不透明であり、予算額においても十分なものとはいえず、今後の国の動向を注視しているところでもあります。

町といたしましても、町村会等を通じて、さらに国への要請活動を行うとともに、農協等関係機関と協議をさせていただきながら、町としてできることを見極めてまいりたいというふうに考えております。

次に、耕畜連携による持続可能な農業の仕組みづくりについてであります。耕種農家と畜産農家の連携は、効率的かつ安定的な農業経営を確立するために大変有意義な取り組みであると考えております。

耕畜連携は従来から堆肥と麦わらの交換などを通じて行われてはおりますが、耕種農家が求める堆肥と畜産農家が供給できる堆肥の品質に差があることなど課題も多く、取り組みがなかなか進まない要因ともなっております。

また、他の取組みといたしまして、畜産農家の委託による耕種農家の飼料作物の受託栽培などが考えられるわけではありますが、委託金額の面や他の作物との交雑関係の懸念など、課題もあるところであります。

いずれにいたしましても、農協等関係機関と連携を図りながら、調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の2点目、商工業に対する支援についてであります。

最初に、燃油などの高騰が理由で減収となる事業者に対する支援についてであります。事業者に対して直接、所得保障や減収補てんといった形での財政支出は困難でありますことから、町の中小企業融資や北海道がこのたび創設する原油・原材料高騰対策特別資金などの融資を活用して経営の改善・向上に努めていただきたいというふうに考えております。

次に、北海道から融資を受けた資金の利子や信用保証料の一部補給についてであります。北海道が現在実施いたしております中小企業向けの融資制度は、経営安定化資金、事業活性化資金、新たんぼぼ資金などがあり、これらの資金につきましては、場合によっては信用保証協会の保証が必要となるものの、いずれも比較的低利の設定となっております。

利子や保証料の補給につきましては、融資制度と一体をなすものであり、融資制度を設けた自治体はその内容を定めるべきものと考えておりますことから、本町が、北海道から融資を受けた方に対して利子や保証料の補給を行うことは、現時点においては考えてはおりません。

いずれにいたしましても、北海道と市町村がそれぞれの役割分担の中で、売上げ減少や原油高騰の影響で厳しい経営を強いられている企業の皆さんの支援に努めてまらなければならないものと考えております。

ご質問の3点目、委託業務についてであります。

平成20年度からの長期委託契約に基づく業務は、施設の管理等業務が37件、公園等の管理業務が16件、スクールバス等の運行業務が11件、ごみの収集業務が7件及び町道の管理業務が2件で、合計73件となっております。

燃油の高騰に伴い、特にスクールバスなどの車両の運行業務に係る36件の業務受託業者の方々におかれましては、燃費の向上に向けた運転の工夫や燃費の良い車両への更新、あるいは価格の変動に留意しながらの給油など、いろいろな方策により自助努力をされていることと推察しており、大変ご苦労されているものと思っております。

昨年入札等を実施した委託業務に係る契約内容についてであります。設計金額に対しまして、契約書の中で町は、契約期間中、毎年3月に当初設計の積算方式により、直近の関係単価を置き換えて算定し、設計金額が適当であるかを確認する。という内容を規定し、さらに、委託料に関しましては、設計金額の確認により算定した額が、当初の設計金額に対して5%を超える変動がある場合は、協議の上、次年度に係る委託料を改定することができる。という内容の契約になっております。

このような状況を踏まえ、本年8月からは燃油の単価も若干ではありますが下がっております。

今後の価格がどのように変動していくのか不透明なこと、あるいは労務単価が逆に昨年より下がっている状況にあることなども考え合わせますと、平成20年度分に係る委託料につきましては、当該年度中に見直しすることは難しいものと考えております。

なお、平成21年度分の委託料につきましては、委託契約に基づき検討をさせていただきたいと思っております。

ご質問の4点目、公共工事の契約についてであります。

国土交通省では、最近の鋼材や油脂類など資材価格の高騰が建設業の採算悪化を招いていることから、工事請負契約条項に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことができる単品スライド条項を6月13日付けで発動し、詳細な運用マニュアルが7月16日に発表となったところであります。

運用基準では、適用対象を大きな影響が見込まれる鋼材類と燃料油の二つの資材とし、価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が受注者からの請負金額の変更請求に基づき負

担することとなったものであり、8月20日現在、単品スライド条項の適用を行っているのは国・道のほか道内35市のうち15市が適用を行っているところであります。

本町にあった単品スライド方式の導入をとのご質問であります。国交省で示された二つの資材を適用とした場合での、本年度分の該当工事は現在の価格では見込まれないものと考えております。

その理由といたしましては、本町での工事規模の場合では価格変動の影響の大きい資材を使用する工事が少なく、また、工期も短く、設計発注から受注納品までの価格変動の影響が少ないことによるものと考えております。

現在のところ単品スライド方式の導入は考えておりません。

しかしながら、今後、このような状況が続いて、さらなる大幅な価格上昇などにより大きな影響が見込まれるような場合は、導入も考えていかなければならないものというふうに思っているところであります。

ご質問の5点目、省エネルギー・新エネルギーに対する支援についてであります。

本年7月に開催されました北海道洞爺湖サミットにおきまして、地球環境問題が主要議題として取上げられたことや、ご質問の要旨にありますように、燃油価格の高騰とそれに伴う電気料金の引き上げなどをきっかけとして、多くの方が省エネルギーや太陽光発電などの新たなエネルギーに強い関心を持っていただいているものと考えているところであります。

省エネルギーの実践や新エネルギーの導入は、燃料費の節約とともに環境対策につながるもので、町といたしましては、その促進に努めていかなければならないものと認識いたしているところであります。

これまで、町では、町民への啓蒙活動を行うとともに、新エネルギー導入促進補助金として太陽光発電設備の導入に対しまして、町単独で補助をいたしてきたところであります。

ペレットストーブ購入補助につきましては、北海道が実施しておりました補助事業を活用できないか検討した経緯がありますが、各市町村5台以上まとまらないと補助の対象にならないということ、あるいはストーブの価格が高価であったことなどにより普及が進まず、道の補助事業が平成19年度をもって廃止となってしまったという経緯があります。

しかしながら、北海道では今定例議会において、省エネルギーと地域産業振興の観点から補助事業を再開する旨の補正予算を提案しているというふうに伺っており、国におきましても、太陽光発電など省エネ・新エネ設備の普及促進のための補助金や税制優遇策を検討しているところであると伺っております。

いずれも補助対象となる設備の種類や補助金額など要件は未定であります。国や道の支援策の活用を含め、ペレットストーブ等対象設備の拡大など新エネルギー導入促進補助の拡充について検討してまいりたいと考えております。

なお、環境対応車に対しましては、国が優遇税制を設けており、既に相当台数普及している現状にありますので、町が単独で購入補助する考えはありませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

ご質問の6点目、高齢者・障がい者に対する支援についてであります。

福祉灯油については昨年度、急激な灯油価格の高騰に対処すべく高齢者世帯や障がい者の方、母子世帯等を対象に単年度の特例措置として実施をいたしたところでありますが、本年度につきましてもさらに価格が高騰していることから、助成事業の継続実施を考えているところであります。

なお、北海道が、今定例道議会に、市町村が行なう福祉灯油事業への助成拡大について、補正予算案を提出しているというふうにお聞きをしております。この事業を活用するなど、助成対象・助成金額等について、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、他の支援策についての具体的な施策は、現在のところ特にはありませんが、今後、関係機関・団体等のご意見をお聞きし、町としてできることがあれば取組みたいと考えているところであります。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番(前川雅志) はじめに、農業に対する支援について、再質問をさせていただきたいと思います。
ただいまの町長のご答弁から、生活や経営者の厳しさというものは、意を同じくしているのかなというふうに思っております。

国は国として、道は道として、これら原油に係る対策について打っていくと思いますが、これまで以上に町としても国や道に訴えていただき、今後の対策に期待をしているところであります。

それぞれ、農業経営者の考えの違いなどから、経営には個別にはそれぞれ差ができていくのかなというふうに思っております。

そこで、やる気のある農業者が、このたびの肥料などの高騰によって、来年の営農計画を書けないなど、そういったことでとどめをさされてしまうということは避けなければならないのかなというふうに思っているところであります。先ほど町長も農協と連携とりながらというお話がありましたので、十分に協議を重ねていってほしいと思いますし、経営が厳しくなっている農業者は、これまでも厳しく経営をされてきたかと思えます。

そういったところも、借金というか、金融にかかわるところで、短期の負債があったり、多くの負債を抱えて非常に厳しい経営をされてきている。

そして、今回の肥料の高騰により、ますます厳しいという状況になっているということから、あの町として借換のお手伝いですとか、融資の延長だとかそういったところは厳しいのかもしれないと思うのですが、道庁でいうM資金の活用など、さまざまな方法を取りながら、町として農協など、それぞれそれぞれの経営者などと協力して、これまで以上に取組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、国は減肥減農薬に取り組むものに対して支援をしていくということが、これから決まってくるのかなというふうに思っておりますが、本町においても、農地・水・環境などの事業が今年から始まっております。

この事業につきましては、もともと減肥減農薬ということで、事業メニューがあってステップアップ事業だったかと思うのですが、そういったところは本町の地域の方々を取組んでいかないというお話でしたが、こういったその厳しい状況になってきている中、新年度に向かって、それぞれの地域が考えることかもしれませんが、町としてどのような考えをお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 農業者に対する支援については、一部ではありますけれども、本年度当初から取組みをさせていただきました。

さらに今、今回、このような状況の中で、私どもとしても何か町として支援できる部分がないかというようなことで、今も協議をいろいろさせていただいております。

新聞なんか見ますと、ほかの町村では、いわゆる今お話ちょっとありましたし、この後、前川敏春議員さんのご質問にもありますけれども、肥料にかかわってのいわゆる土地の分析、土壌分析に係る費用の負担なんかがあちこちの町村でやられています。

それも実は本町も現実にはすでにやっているというふうにお聞きをいたしております。

そういったことから、私どもは3農協、あるいは農業団体、さらにはゆとり未来協議会、そういったところでいろいろなところとの協議をした中で、これらも含めてどういう町としての支援策があるかを現在も協議を重ねているところでありますし、また、ご質問いただきました資金の関係につきましても、本町の場合は早くから独自のゆとり未来貸付資金を持っておりました。

これはまだ、今年の貸付に対する余裕もありますし、これらは他の制度資金よりもさらに優位な制度だというようなこともありますから、利子補給が必要なものがあれば、これはそれも当然これからの施策の中で考えていくことになるのかもしれませんが、まずはそういった現実的な問題からすると、まず農業者の皆さんが何を一番求め、何を一番望んでいるかというようなことを、十分私どもも協議をさせていただく中で、さらに対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 前川雅志議員。

○6番(前川雅志) 大体お話はよくわかりました。

中央会の会長を輩出している町として、一人も離農者が出ることないよう、来年もみんなが元気よく営農できるように、町の担当の方も真剣になって、農業者と話をしていていただきたいと思います。

それと、耕畜連係の取組みということで、調査研究を進めていくというお話をいただきました。

そういった中で、本町で生産されているというか、堆肥なのですが、畑作に分けても本町だけでは足りないようでありまして、よその地域から運んでくるというのが現実なようです。

そういったことで、調査研究の中に、そういった堆肥などの輸送量などそういったところで何かできないかということを入れて、検討をしていただきたいと思います。

次に、商工業に対する支援というところでお伺いをしたいのですが、質問するとき、私の方も一部勘違いをしながら質問をしたところがありまして、そういったところで、今回の答弁で理解をしたところなのでありますが、町で行っている中小企業融資運用資金というところで、これが経営に対する資金ということでは、限度額500万ということになっているようでありまして、このランニングにかかわる経費を500万以上貸すことがいいのかどうかということは、それぞれの経営見合いだと思っておりますが、ここでもやはり、500万限度額ではなくて、もう少し増資してほしいという事業者もいらっしゃるかと思います。

そういったことも含めまして、ここの限度額を広げていくような考え方が、今回あるかどうかということをお伺いをしたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 職業の融資意識について、私は過日、金融機関の方ともご相談をさせていただきました。

こういう時代ですから、大変だからお金が、融資をやらせてほしいという希望者もある。

しかし、かといってあまりにも貸付を増やすことによって、かえって後々の経営に影響を及ぼす問題が残るのでないかと。

金融機関の皆さんでいくと、例えば、500万あったものが、今、償還が進めて100万、200万と減ってきている。残りが300万、400万になった。

そのときは、もう一度500万の借換をして、またそこから償還を始めていくと、そう大きな負担にならないのでないか。

今借りている500万、さらにまた違う資金を借りていくとなると、なかなか将来に大変でないかと、そういうような話も聞かされまして、なるほどなというふうにも思っております。

もちろん、どうしても足りないような場合があるのかもしれませんが、それらについては、当然、商工会なんかもあるわけですから、十分今度のケースを見極めながら、対応していきたいと思っておりますし、500万の限度額もどうしても増やさなければならないというようなことがあれば、別にそのことで絶対だめだなんていう考えを私ども持っておりませんので、柔軟な対応していきたいと思っておりますけれども、あまり先ほど言いましたように、貸付を増やすこと自体がいいことかどうかということについても、やっぱり検討はしていかなければならない問題であろうかというふうにも思っております。

○議長(古川 稔) 前川雅志議員。

○6番(前川雅志) 金利も上がってくる中で、町の財政を取り仕切りながら利子の補給と保障料の補給をしてきたメニューだと思うのですが、そういったこともそれぞれの事業者でよくお話をされた中で、検討されていかれることを期待したいと思います。

3番目の委託業務について、ご質問をさせてもらいたいと思います。

契約については、契約の方法とか内容については承知の上で、質問をさせていただきました。

どの業者も契約する、去年の暮れに契約する段階で、今の軽油ですとかガソリンが今の値段になることは誰も想像しない中で、契約をしてきたと思っております。

町長の答弁の中でも、上がるか下がるか不透明だというお話もありました。現状においては、昨日、単価が少し上がったようで、それはこれまで安く売りが過ぎていた分、値段を上げざるを得なかったとい

う、販売元の苦しさも非常にあるのかなというふうに思っています。

そういった中で、この値段もどこで落ち着くかわからないといった中で、今年の業務をされている業者というのは、やっぱりこれまで町に世話になってきて仕事をさせてもらってきたと。そういった責任感から、多少赤字になっても頑張るのだという意欲を持ってやっている方もいると思うのですが、それがもうだんだん厳しくなれば、もしかしたら業務も投げ出してしまうこともあるかもしれないというふうに思っております。

そういったことがないように、今は本当に非常時だという認識の中で、今までは考えられなかったことかもしれませんが、今、上がってきているこの料金、単価、燃油の単価を、今年予算の中で見直すことができないかという質問をさせていただきました。

あまりいい答弁ではなかったのですが、やはり事業者の思いをもう一度おくみおきいただきながら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 正直言ってこれは難しいのですよね。

例えば、軽油は恐らく去年の11月ぐらいの単価で積算をして、入札に付しているわけです。

しかし、入札は、いつかと言いましたけど、競争の原理が働きますから、これを70%、80%で落札をしているわけです。

当時、例えば、120円ぐらいで軽油だった。ところが、4月、5月は例の道路の特定財源で百何円で下がって現実には入れている。

それが今度は上がってきて、そして今8月ぐらいからまた今度下がってきている。

これが今、先ほど言いましたように、来年3月に向けてどういうふうになっていくのかがなかなかわからない。

それでは、一番高いときとその設計金額と比べて、5%以上も10%も上がっているのだから何とかしてくれといわれると、なかなか私ども、そうわかりました。それでは、契約を変更しますというようなことにはならないわけでありませう。

もちろん、さっき言いましたけど、労務単価、建設業なんかもそうなのですけども、三省協定あたりは300円から500円、下がっている。

しかし、業者の方に言わせたら何も下げていないよと。まともに賃金払っていますよといわれたら、それはそうなのでしょうけども。積算する方は何かを根拠にして、積算しなければ、入札に付す設計金額が出ないものですから、この辺が非常に難しいのが実情でありまして、そのことは当然入札を付す前に、今までの例も挙げて、総体で5%の変動があったときには、契約変更は考えますけども、そうでない間は皆さんの努力でやっていただけますかという中で入札が執行されて、今日にきているという状況からいいますと、今、年度途中でそれをすぐ、燃料代が1回1回変動する中で、契約を再度見直すということには、私はちょっと難しい。町としては難しいのかな。

ただ、先ほど言いましたように、毎年度3月に1年間を見ながら、来年度に向けての見直しは当然させていただきますから、その時点で業者の方のお話も承る場合も出てくるかと思っております。

それらに向けては、十分検討はさせていただきたいと思っておりますけども、今、契約している20年度の分を、この年度途中で変えるということは、私はちょっと難しいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） ただいまの委託業務につきましては、来年の春見直すときに、次の年度で大幅に見直されることを期待したいと思います。

4番目の公共事業の工事について、お伺いをしたいと思うのですが、質問は2点させていただいたつもりでした。

単品スライドについての考え方と、もう一つは入札のそのずれ、タイムラグというか、積算と入札のずれによって、価格差が発生しているようなところはどのように補正していくのですかという質問をさせてもらったつもりでありました。

町の見解と事業者との見解というのがものすごく大きな隔たりがあるのかなというふうに思っております。

多分、入札単価が適正なのかという問いを町にすると、間違いなく適正だという答えが返ってくると思います。

そういった中で、ただ、多く寄せられる事業者の声としては、やはり直近ではない単価での入札ということで、日々値上がりが続けてきた、特に鉄だとかそういったところの業務については、やっぱりその単価に差が生じてきているのではないかというお話がありました。

これはなかなかやりとりしても、この隔たりを解消することができないのかもしれないのですが、そういったところで、やはりどこが本当に価格なのかというのが、私にとってもわからないところであります。

そういったことで、入札単価とのその時間によるずれで、資材の単価が変わってくるといったところの補正をしてほしいということで質問をさせてもらったのですが、こういったところの考えはいかがでしょうか。

それと、単品スライドの考え方ではありますが、資材などの高騰に対してどのように補正するかということだと、この条項を理解しているところではありますが、鉄鋼だとか塗料だとか電線だとか、動きの激しいものがあって、単価が5割も6割も上昇しているというところでもあります。

それで、国で言う単品スライド条項でいけば、なかなか該当する工事が無いということではありますが、条項を少し変えながら、町の事業の規模に合うような単品スライドのやり方をやっぱり独自で考えていけないものだろうかという思いで質問させてもらっていますので、そのままのやり方ではなくて、新たな方法で何かそういった激変緩和ができるような施策がとれないか、再質問させていただきます。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 鋼材類の高騰によります設計と実際に納品をするタイムラグの点でございますけれども、答弁の中でも申し上げましたけれども、現在、今年度に限ったの工事の中で言いますと、鋼材類あるいは燃料が大きく左右する工事が、現在のところは無いよということでございます。

設計そのものに使います単価といいますのは、ご存知のとおり物価版、あるいは道で出した単価に基づいて、4月1日付のもので出しております。

中には水道工事などのように、見積もりによって、そのときそのときに応じた価格を積算に盛り込んでやっているというものがございまして、現在、町の発注している工事の中では、2カ月、3カ月程度の工事が大半でございまして、長期になります、今年度でいいますと、札内中の大規模工事、改修、あるいは2カ年になりますけれども、工事あたりでも鋼材類を使用している品目が、量的に少なく、今のところ積算しますと0.6%ぐらいの価格差は出ているのかなということでございますので、大きく長期になるもの、あるいは価格が大きく影響するというものにつきましては、その都度、道工事と同じく、単価改正がなされてくるということがございますので。

ただ、今年については、道単そのもの自体も現在のところは変更にはなっていないという状況でございますので、今度ともその辺、状況を見ながら、やれるものはやっていきたいというふうに考えております。

それと、単品スライドの関係でございますけれども、現在、国交省で言われているのは、先ほど答弁にもありますように、鋼材類と燃油に限ってということでございますけれども、この後、過日、先週ですか、発表になっている中では、アスファルト類についても項目に入れようということが、今、情報流れておりまして、それが出てきた段階では、幕別町でも舗装工事結構ありますので、該当になるかなと思うのですが、先ほど言いましたように、工期がどうしても1カ月、2カ月、長くて2カ月程度のものでございますので、価格差が実際に納品する価格に影響するものというのは、かなりほとんど今の現在のところではないのかなというふうに感じております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 具体的に質問させていただきたいのですが、音更も単品スライドを決めたようで

ありまして、対象となる物件は、校舎の耐震補強が事業だったと思います。

確か、幕別町でも今年大型の耐震補強事業をされているかと思いますが、そういったところは対象となっていないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 先ほど答弁させていただきました札内中の大規模改修なのかなと思いますけれども、先ほど言いましたように、0.6%ほどの価格差しか出ていないと。

耐震と大規模改修、鋼材類はほとんど、一部あるのですが、その部分の積算でございます。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 音更の場合の事例が、今、ご質問でありましたけれども、官側でそういう品目を対象にするよということでございますけど、現在のところは、国交省で定めています単品スライドの条項までにはいっていないというふうに伺っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） この公共工事の計画については多くの事業者から相談をいただきまして、どうにかならないかと思いつつ質問をさせていただきました。

事業者の方にも、担当のところ行って直接やりとりをしていただきたいと思うのですが、なかなかそういったことにもならないようなので、代わりに質問させていただきました。

これからそういった相談があると思いますので、それぞれの担当者は、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

5番目の省エネルギー、新エネルギーについては、非常に前向きな答弁、環境対応車の方は僕も仕方ないかなと思っていますので、ペレットストーブについては、前向きなご答弁をいただいたと思っております。

そういった中で、道は木質ペレット、燃油機器導入への支援ということで、聞く話によると、15万円が限度で2分の1ずつ市町村というような事業メニューになってくるようでありますので、そういった意味で、希望者があればたくさんの価格も、ストーブ自体の価格も下がってきているようですので、たくさんの対応ができればいいなと思っております。

6番目の高齢者、障害者に対する支援ということで、一つだけ福祉灯油ということで聞いたのですが、これは昨年は国と道の支援をいただかないで、町単費でやった事業だったかどうかということを確認させていただきたいのと、去年、その券を発行してやってこれましたが、最終的な利用率がどうだったかということと、今年も前年同様の福祉灯油のあり方で進めるのか。

そういったところを聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昨年の福祉灯油は、もともと福祉灯油は社会福祉協議会が単独でやっていたわけですが、その分はその分、去年も社会福祉協議会が実施しました。

町はそれ以外のいわゆる単価差の分、2,600円を福祉灯油として実施したと。

北海道の振興補助金40万円と、国は、これはいつもの言葉なのですが、特別交付税で措置をしたよという言い方をされているのですが、これらを受けて実施したというのは、昨年の実績でありました。

今年については、これから今、中身については協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） たくさん質問させていただきましたが、商売をされている方。そして、高齢者や障害者の皆さんが、安心して生活できるようなまちづくりを期待して、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、13時55分まで休憩いたします。

(13:46 休憩)

(14:00 再開)

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、前川敏春議員の発言を許します。

前川敏春議員。

○10番(前川敏春) それでは、通告に基づきまして、質問をいたします。

燃料、農業生産資材費高騰による町としての取組みについて。

この7月のWTO農業交渉は中国、インドが、特別セーフガードを求めたことによって、交渉が土壇場で決裂し、回避されたということでもとりあえず安堵しているわけではありますが、しかしながら、農業者にとって今後に向けて大きな気がかりの一つでもあります。

今、燃料、とりわけ肥料の異常な価格高騰によって、農業を営むものにとって本当に危機的状況にあります。資材費高騰による農家負担の北海道試算が新聞で報道されております。

この中で道が調査した畑作56戸、酪農59戸の担い手農家の平均値では、畑作平均33.1ヘクタールで、すべての資材や借地料、減価償却費などを含めた経営費は、2年前の2007年の2,897万円より、来年は342万1,000円増え、3,239万円となる。

また、酪農については62.1ヘクタールで、経産牛80頭で5,974万円より206万8,000円、それぞれ負担が増加すると報道されております。

以上を重ねた上で、幕別におきましては、今、非常に大規模経営、そして、畑作面積の増加により、約これより1割以上は経費が負担増になるのではないかなというふうに思ったりもしております。

今の状況をふまえたうえで、来年度からは、それぞれの農業者にとって、経営費の削減は大きな課題の一つであると思っております。

とりわけ肥料の高騰によって農家それぞれが肥料の削減をどこまでできるか重要な課題でもあります。幕別町農業、農村振興計画の中でも示されておりますが、農地基本台帳の整備を進めて、合理的な栽培技術の実践の項目の中で、定期的な土壌診断に基づく肥培管理、これらを連動しながら、圃場ごとにデータが整備されれば、このデータの提供を受けて、それぞれの各農家が施肥設計ができることによって、大きな経営費の削減ができるだろうと思っております。

早急な検討課題だと思っておりますが、町としての考えはどうでしょうか。

二つ目なのですが、エゾシカによる農林業被害について。

近年、地球規模で自然の生態系のバランスが崩れているが今日の現状であると思っております。

これにはいろいろな要因が重なっている現実があるわけですが、今、我が町の中でも相当数のエゾシカが生息していると認識しております。

エゾシカも5頭ないし6頭くらいで集団行動しているわけですから、最近顕著に農作物にかなりの被害がでている現状にあります。

町としてどのような考えを持っておられるのか。

1点目、農林被害の実態調査について。

2点目、生息数の把握については。

3番目、町として今後の対応と対策について。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 前川敏春議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、燃料、農業生産資材費高騰による町としての取組みについてであります。

農業を取りまく情勢は、原油高に端を発し、生産資材や肥料の高騰など、農業経営にとって非常に厳しい状況にあるものと認識いたしているところであり、このような状況の中、土壌分析による施肥設計を行うことは、無駄な肥料投入を防ぎ、農業経営費の削減につながることから、農業経営の安定に有効な手段であると考えております。

平成17年から平成19年までの3年間において、町内の農業者の方が十勝農業協同組合連合会農産化学

研究所に土壌分析の委託をした件数は、約1,250件ありました。

このほか民間の肥料会社に分析を委託されている方もいらっしゃるようにお聞きをいたしております。

こうして出された土壌分析の結果につきましては、関係農協、普及センターあるいは肥料会社など農業関係機関の指導のもとで、施肥設計や肥培管理に活かされているとのこととあります。

今後、土壌分析に対する農業協同組合連合会やホクレンの助成制度が創設されるとのこととありますことから、その件数が飛躍的に増加していくものと予想され、データ整理・蓄積の必要性は増していくものと考えております。

しかしながら、土壌分析データを農地地図情報システムに反映させることにつきましては、土壌分析データが個人的な情報であることから、データ提供について農業者の協力が不可欠であるほか、現在の農地地図情報システムについて、分析項目に合わせたソフトの仕様の変更や追加などが必要となっております。

さらに、農協などの農業関係機関との連携を図るためには通信回線や端末システムの整備に係る費用も必要となるなど多くの課題もあるところであります。

このようなことから、今後におきましては、幕別地域と忠類地域の農地地図情報システムの統合も含め、国が進めます農地地図情報システム施策の動向も見極めながら、農業関係機関と協議を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、エゾシカによる農林業被害についてであります。

エゾシカによる農林業に係る被害対策につきましては、猟友会の協力や町の有害鳥獣駆除作業員により、その捕獲、駆除に努めているところでありますが、農業におきましては農作物に係る被害、林業におきましては植樹後の苗木に係る被害が発生している状況にあります。

特に農業においては、春先や秋口の農作物の食害や農業用被覆資材の踏害などが顕著であり、生産者の皆さんも大変苦慮されているものと推察をいたしております。

ご質問の1点目、農林被害の実態調査についてであります。こうした被害の状況を踏まえ、本年度中に、ゆとりみらい21推進協議会が中心となり、全農家を対象に有害鳥獣による被害実態調査を実施する予定であります。これにより被害の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、生息数の把握についてであります。エゾシカの生息数につきましては、平成12年に北海道がヘリコプターによる上空からの調査や社団法人北海道猟友会に委託をして実施いたしました調査推計によりますと、幕別町という狭い範囲の数値は推計されておりましたが、十勝、釧路、根室、網走の道東4支庁管内の生息数は約17万頭という状況になっております。

北海道では、その後も毎年同様の調査を実施し、生息数の動態推計を行っておりますが、傾向といたしましては全道的に増加傾向にあるとお聞きをいたしております。

また、本町周辺の状況といたしましても、駆除頭数や目撃情報から推測いたしますと、生息数は若干増加傾向にあるのではないかと考えております。

ご質問の3点目、町として今後の対応と対策についてであります。当面の対応といたしましては、引き続き猟友会に協力を要請するとともに、町の駆除作業員につきましても、本年度より1名体制から2名体制に増員しており、さらに定期巡回やわなの設置場所を増やすなど被害防止に努めてまいりたいと考えております。

また、ゆとりみらい21推進協議会と連携を図りながら、先ほど申し上げました被害の実態調査の分析を行い、その結果を踏まえた対策を検討してまいりたいと考えております。

以上で、前川敏春議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 前段、前川雅志議員が同じような質問、趣旨でありましたことから、重複するところもあるかと思いますが、よろしくお聞きしたいと思います。

今まさに肥料高騰によって、来年度は今までの通常価格の6割アップという形の中で、このままいきますと、本当に幕別町の農業者の半数ぐらい、営農中止という形が目に見えている現状であると思いま

す。

それで、1点確認をしておきたいのですが、17年から平成19年の3年間において、十勝農業協同組合連合会、農産科学研究所の土壌分析を委託した件数なのですが、これについては全幕別の総戸数のデータなのでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 町内全戸の数であります。

ただ、正確な数字はなかなか掴めないものですから、農協からの聞き取りによって集計をしたものがあります。

○議長（古川 稔） 前川敏春議員。

○10番（前川敏春） そうすると、忠類、4所属農協の合算の件数ということでは。

わかりました。

それで、今、本当に町としても今、国にそういう対策関係の要請で、まだ国の対策の形がはっきり見えてこない中で、町としては非常に動きづらい面もあるかというふうに思っています。

そんな中におきましても、今の化学肥料なのですが、世界の科学肥料消費量は、2009年に1億7,580万トン、1996年に比べて約36%需要が伸びているということでもあります。

特に、中国やインドなどの振興国、途上国で増加が著しく伸びているという中で、大変メーカーが肥料製造というのはせいっぱい動かしても100%でも、その増加には対応しきれないという形がありまして、大変、科学肥料はここ数年間は供給不足に陥るのでないかということも話をされております。

特に、そういう今、振興国の中では、原材料を輸出してくれないという非常に気がかりなこともあります。

そういう中で、大変厳しい状況でありますけれども、その中で、農地の、今年3月に策定されました農村振興計画の中で、この中で、今、担い手支援センターの中で、その農地の基本台帳というのは、もう早くに整備されているのだろうというふうに思います。

それぞれ農家さんに配送したり配布されておりますから。

そういう中で、今まさに土壌診断、これは必ずやっぱりやっぺいいかない、その経費の削減というのは絶対できないなというふうに、今、思っております。

そういう中で、どうかそれと同時に、また将来的にもです。

やっぱり農地の流動化を促進しながら、集約化もされるのだろうというふうに思います。

それはその支援センターの中、農業委員会の中の情報の活用の中で行っていくのだろうというふうに思うのですが、それと同時に、こういうきちっとしたものがあれば、集約されたときに、他人が誰か、変わった人がそこをつくられても、こういう情報というのは生きてくるわけですから。

これ必ず大事なものだろうというふうに思います。

そして、できれば、この土壌診断というのは、分析なのですが、やっぱり3年に1回ぐらいの割合で診断をしていかないと、割合わかりづらいと思います。

そういう中で、町も何か答弁書を見ると消極的なのですが、こういうところをやっぱり大事に、やっぱりきちっと整備をしていかないと、本当に農家にとっては大変な状況といえますか。国がどういう土壌診断についてでも、いろいろ助成というのがあります。

でも、私は、土壌診断費ぐらい個人負担してもいいですから、これはきちっとやっぺいいかない、一番大事なことになる、適用ではだめなのですよ。もうこれから。

何でも今、1回その分析データを、これ入れれば3年、4年とつながっていくわけです。

ほとんど皆さん適量でやっぺいしていると思います。

しっかりやっぺいしている方も確かにいるとは思いますが。

でも、そういうことでやはり。

それと、やっぱり農協組織、今、所属農協が4つあるわけですがけれども、なかなか4つの農協、まとまっていくのは大変。これはやっぱり町がきちっとリーダーシップをとって、一つにまとめてこういう

データの蓄積というのは行っていく必要があるのだろうというふうに私は強く思っている一人なのですが、その辺のところ、ちょっと、どう思っているかお聞きをさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、新和の方に農業担い手センターができて、システムを導入して、そういったことはデータの蓄積をしようということをつくった施設ですから、それが十分活かされないでは、何のための施設だと、当然ご指摘を受けることになるのだろうというふうに思います。

私も最初は、まずは土地台帳的なことの整備、その次には、その土地が基盤整備事業をいつやったかというような経歴が入力されるのだろう。

さらにはこういったことが入ってきて、一つの情報がすぐ出せるふうになっていくのだろうというふうなことも聞いていたのですが、先ほどちょっと申し上げましたように、なかなか今、プライバシーといいますか、個人情報はどうのこうのというようなことが一つあったり、それから、この土壌分析も、何々番地、明倫何番地、一つで一つの分析ということにはやっぱりならない部分がある。

一つの明倫に、いくらかあると、明倫1番地のように、分析がいくらか出てくるとか、大変量も多くなってくる。

それと、先ほど言いましたように、これから連合会やホクレンの補助制度が進んで、さらにこの分析が進んでいこう。

そういったことを含めて、お話ありましたように、決して消極的だという意味ではなくて、何とか農協の方々、あるいは農業者の皆さんの協力もいただく中で、これから進めていくように、最大頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 今、町長から答弁をいただきました。

前向きに考えていただけるということでもありますけれども、この個人情報、確かに個人情報って厳しいのですけれども、ただ、その個人個人のデータといいますか、圃場が1から10番まで、10戸の圃場ありましたら、その圃場番号だけでよろしいのではないかと。余計なもの付けなくても。名前付けなくても。

誰々さんの圃場、何番何番って。

大体平均600戸ですから、あれですよ。600戸でそういう圃場番号つけて、一人1戸10件にしたって6,000件ですもの。

これ今6,000件って、これが全員ができなくても、4,000か4,500件ぐらいでおさまったとして、1年間に1,500件ぐらい。

コンピュータに入力していけば。

そんなにそんなに私は難しいものではないだろうと思いますよ。

ただ、今、あれですよ。件数が1,250件。これに民間肥料会社、民間肥料会社は自分の会社経営するのに、やはりこれが足りないから高いもの売りつけるとか、そういう嫌いもないわけではないと思います。

そんな中で、この中でいきますと、30%ぐらいはこの3年間にあったのだろうというふうに思います。

そういう中で、今本当にこういう農業にとって本当に厳しい状況ですから、本当に真剣に検討いただくをお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

それから、鹿です。鹿も本当に最近頭数が増えたということで、これもやはり、豊頃、幕別境の道有林ですか。そういうところに生息地があるということで、大変集団行動で、畑に被害をもたらしております。

そういう中で、ちょっと確認というか、お聞きをしておかなければならないことが3点ほどあるのですが、大体今の駆除頭数ですね。この3年間ぐらいはどういう頭数で推移してきているのか。

それから、今、そういう鹿の被害ですね。

町に何件ぐらいの年間苦情が寄せられているのか。

そしてまた、今、駆除許可期間ですけれども、年間通して駆除期間が町であれしているのか。

その辺について、確認といたしますか、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） まず1点目の、ここ3年間の鹿の駆除頭数でございますけれども、平成17年度が44頭、平成18年度が81頭、平成19年度が110頭というふうが増えてきてございます。

これは忠類地域も含めた全町の頭数でございます。

それと、鹿にかかわる苦情の関係ですけれども、その関係につきましては、町の方に来ている駆除の関係の数値しかわからないのですけれども、直接といいましょうか、農協の方に苦情がいつているような場合もございまして、そちらの方の状況については把握はしていないのですけれども、町の方に来ている状況で言いますと、昨年、19年度になりますけれども、15件ほどになります。

それと、駆除の関係、年間通して駆除といいましょうか、狩猟期間含めて、年間通して駆除できるような形になってございます。

○議長（古川 稔） 前川敏春議員。

○10番（前川敏春） もう1点だけちょっとお聞きしたいのですが、要するに、被害の件数。情報件数なのですが、この対応については、ただ電話で我慢してくださいということだけで済まされているのか。

何か対応されているのか。ちょっとその辺。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 苦情に対する対応ですけれども、町の方に苦情いただきましたら、即、有害鳥獣の駆除作業員の方にご連絡を差し上げまして、即その場に行ってくださいしております。

場合によっては、作業員との連絡がつかない場合については、職員が現地に赴いて行っております。

○議長（古川 稔） 前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 真剣に対応されているということなので、安心をしました。

そういう中で、大変今、駆除されるハンターの数も高齢化によって、ハンターの人数が減ってきているという状況の中で、なかなか駆除していくのも大変だろうと思います。

まして、これ以上鹿の数増えないようにしてもらおうのが、農家にとっては一番いいことなのですが、1頭か2頭ぐらい離れているのはめんこいのですけれども、集団で走って歩くと本当に悪いこと、被害があるわけですから、その辺十分、これからも考慮していただきたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、前川敏春議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 通告に基きまして、住生活基本法とその対応について、お尋ねします。

平成18年6月、新たな住宅施策を進めるにあたり、住生活基本法が制定されるとともに、全国版住生活基本計画が策定されました。

これまでの住宅建設計画法とは全く違う、幅広く住生活に関し、新しい法律であるため、住宅政策の大きな転換期を迎えるものと考えます。

各種の統計調査を見ますと、国全体における既存の住宅ストックが満たされた今日、一方で少子高齢社会を背景としつつも、先般の法の整備を機に今後は豊かな住生活を目指すこととなりますが、地域的・気候風土的・経済的等諸条件に対する課題は非常に多く、より一層の緻密な作業と計画立案が求められるものと思われま。

我が町でも本年、住宅マスタープランが見直し策定され、住生活に関する施策の推進に期待を寄せる住民も多数いらっしゃることから、衣食住の住に対する安全・安心の度合いを高め、産官学が一体となった住宅あるいは住環境の量から質へ整備されるべき方向性と考え方について、どのように取組んでいられるのか、町の見解をお伺いするものであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

住生活基本法とその対応についてであります。

我が国の住宅政策は、終戦後の住宅難を解消するために、昭和25年に制度化された住宅金融公庫を始めとするさまざまな施策により住宅建設が進められた結果、住宅ストック量は充足し、居住水準の向上に成果を上げてまいりました。

しかし、最近においては、少子高齢化の急速な進展や、居住ニーズの多様化、環境制約の一層の高まりなどさまざまな状況の変化が見られることから、国ではこれまでの住宅の量の確保から質の向上への転換を図るため、平成18年6月に住生活基本法を制定したことはご承知のとおりであります。

このことにより、これまでの住宅単体の施策から、まちづくりと連携した居住環境の向上や福祉施策と連携した居住サービスの向上など、住まいを中心とした生活環境全般の向上を図るとともに、住宅をつくっては壊すといった社会から、良質な住宅をつくって、きちんと手入れして、長く大切に使う社会へと大きく方向が転換されたところであります。

本町においては、住生活基本法が制定されたことや幕別町と忠類村が合併したことから、昨年度、住宅マスタープランの見直しを行ったところであり、基本理念として、誰もが健康で安心して暮らしていける、ゆたかでゆとりのある住生活の実現を掲げ、3つの基本目標、6つの基本方針により施策の推進を図ることとしているところであります。

ご質問のありました、量から質への整備されるべき方向性と考え方についてであります。住宅は人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でありますことから、住宅マスタープランにありますように、地区の特性を活かした多様性と安らぎ・安心のある住まいづくりを進めるとともに、環境との共生など持続可能な住環境づくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

具体的には、まちなかにおける空地や空き店舗の有効活用の検討、ユニバーサルデザイン化の推進、耐震診断・耐震改修に向けた環境整備といった施策を掲げているところでありますが、これらを推進していくためには、民間の方の協力が不可欠となっております。

これまで、建築士会幕別分会の協力をいただき、地震に強い住宅や住まいづくりのポイントなど、住宅に関する講座を開催させていただきましたが、住宅性能表示制度の普及や耐震診断の相談など、住宅関連業者の方にもご協力をお願いしながら、町民の安全・安心の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 今回の住生活基本法に関し、若干気が引ける部分、立場上気が引ける部分もあるのですが、その対応について、もう少しお尋ねしたいというふうに思います。

これまで同僚議員の皆さんからも、バリアフリー化であるとか耐震化であるとかといった部分について質問がなされてきたかというふうに思います。

冒頭申し上げましたように、やはり少子高齢化の流れ、進展には歯止めがかからないという中において、このたびの衣食住の住の部分。すなわち住宅そのものに関して、政策が転換期を迎えたというふうに捉えているというのは、意を同じくするというふうに思います。

また、それらを背景にしながら、住民がゆとりを持って安心して暮らすことのできる幕別らしい住環境の形成と、効果的な住宅政策の実現を図ることを目的としたということで、この幕別町の住宅マスタープランが見直し策定されました。

過日、委員会の方でも説明がありましたし、おおむね理解できたというふうに思います。

この策定について、それぞれ取組まれた方々には、また敬意を表したいというふうにも思います。

それに先立ちまして、例えば、全国版のこの基本計画の中においては、四つの目標について、その全国的な達成状況、そういうものを定量的に測定するための成果指標が設定されたというふうになっているのはご承知のとおりだというふうに思います。

それと受けて、また北海道における住生活の基本計画の中でも、それが沿って数値が示されているのですけれども、そのいくつかについて、町としてそれぞれどのように捉えているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

まず、ユニバーサルデザイン化とその普及促進について、お尋ねしたいと思います。

これは以前にもお尋ねした経緯もあるのですけれども、ここに来て、この計画の中では、平成27年、全国全道ともに25%の数値目標が設定されています。

これは供用部のユニバーサルデザイン化率の数値なのですけれども、我が町のユニバーサルデザイン化率というのは、現状どのようになっているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

平成27年のこの25%という数字でも、やはりまだまだ十分ではないのだろうというふうには思います。その拡充に向けて取組むお考えはお持ちでしょうか。

お尋ねします。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 幕別町におけますユニバーサルデザイン化率ということでございますけども、まず、公営住宅に限ってお話させていただきますと、今現在1,166戸、戸数にして公営住宅でございます。道営住宅含めてですけども。

そのうち、ユニバーサルデザイン化、段差がないということが主になるかと思っておりますけども、この戸数については132戸ということで、割合にして11.3%ございます。

公営住宅以外の民間住宅。これについては、私どもの方で現在把握はちょっと難しいということで、できていない状況でございます。

国におきましても、道の方におきましても、当然ユニバーサルデザイン化というのは、これから強力で押し進められていくということがございますけども、本町におきましても、公営住宅のユニバーサルデザイン化をはじめといたしまして、民間住宅におきましても、そういうことが求められていくこととなりますので、はじめの方、当初といたしては、広くユニバーサルデザイン化を周知するという方向に進まざるを得ないのかなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 既存の部分でユニバーサルデザイン化率を普及していくというのは、またケースバイケースにおいても難しい面はあろうかと思っておりますけれども、例えば、車椅子がすれ違う。廊下の幅ですとか、それから、ベビーカーがすれ違う幅。これを大体北海道の方の基本計画でも少し数字は出ているのですね。

民間ではなかなか数字が拾いづらいということはあるかと思っておりますけれども、ぜひ、それは強力を願って、まず数字の洗い出しから、そして、その数値を洗い出してから、対策に乗り出されていただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 民間の住宅において、そのユニバーサルデザイン化ということでの数字の把握なのですけども、それは当然相手の方のご協力がいただければできないことなのですけども、手法といたしましては、アンケート形式みたいな、そのようなことで対応ができるのかなというふうには考えております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） では、続いて、新耐震基準への対応と、その普及促進について、お伺いしたいと思います。

こちらについても、過去、同僚議員の方から質問があったかと思っております。

住宅ストックの新耐震基準への適合率を平成27年度には90%にもっていきたい。9割にもっていきたいというのが、この数値の指標となっています。

そのときの答弁でも、取組んでいきたいというようなお答えだったかと思っておりますが、今、現状どのような状況で取組まれているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

こちらの90%という数字ですけれども、安心して暮らすことのできる住環境づくりという視点では、やはり100%であるというのが望ましいというふうに思います。

全ての住宅ストックが、地震災害に耐えうる強度を有する。そういうことが目的に合致するのだろうというふうに思います。

それに関して、耐震化率、チーム100%のような取組みというものがなされてもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 住宅の耐震化のお話であります。

現在、本町におきましては、今年度をめどに、幕別町の住宅耐震の促進計画を今、策定すべく準備をして、関係部署とも協議をしている。

あるいは、道とも協議をしているという状況にあります。

当然ながら、最終目標は、国においても道においても、耐震化率を90%に上げることを目途にということと考えてございまして、本町においても、それに沿った計画ということで考えています。

現在のところ、まだ具体的な計画、施策については、今まだ途中でございまして、この段階ではという状況にありますけれども、いずれにいたしましても、ちょっと細かな数字は、今、データは持ってきておりませんが、本町の建物の総数の中で、昭和56年以前の建物も相当数ございまして、その中でも、例えば、平屋の住宅においては、国においても道においても、全てが56年以前の建物だから、耐震がないということではないだろうというようなことの中で、それぞれの案分なんかを用いまして、一定の割合の中で、古い平屋の住宅においても、耐震があるというカウントもしてもいいというようなことがあります。

そんなこんな、いろいろ精査している段階でございしますが、現状においては、マックス、多分、今のデータの中では60%ぐらい耐震があるのだろうとっております。

ただ、その平屋の扱いのことも含めると、もうちょっと上がるという可能性もございまして、その辺、どこをとるのかということも、ちょっと今内部では検討しているところでございます。

それによりまして、住宅の耐震がない、不足化がしている住宅のあり方が、今後、どういうふうに取り入れてくるのか。

当然、国としてもそれに向けていろいろ施策が、補助の施策を取り入れてございまして、そういうこともトータルして、今、考えているところであることをご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 精査している途中と申しますか、検討中ということでもありますので、できるだけ早期に結論付けて進めていただければというふうに思います。

これ、たまたま帯広市の市役所に寄ったときに、ちょっと持ってきたのですけれど、帯広市では早い段階で、耐震化について、これご存知だと思いますけれども、取組んでいます。

地元の金融機関ともある程度強調しながらやっているとは思いますが、ぜひ、これらも勘案しながら、進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、省エネ性能などの向上と、また、その普及促進について、お伺いします。

とりわけこの北海道といいますか、北方圏のその住宅においては、高機密あるいは高断熱の工法によって建築された住宅が相当数あるのはもう事実だと思います。

一方では、その築年数による劣化だとか、また、もろもろの事情によって、玄関まわり、あるいは窓まわりの隙間風によって、また必要以上に暖房を焚いてしまうようなご家庭もあるのだというふうに思います。

この住生活基本計画の中では、地球環境対策としての位置付けなのですが、その一つの省エネ対策率については、新築住宅では75%、また、一定の省エネ対策を講じたストック率を90%。こちらも高い比率なのですが、数値として目標設定されております。

この部分についても、どのような対応がなされるであろうか、お尋ねしたいというふうに思います。

また、続いて、4つのその手法のうちの4番目なのですけれども、リフォームの実施率というところも、指標として設定されています。

一口にリフォームというふうになってしまうので、どのようなリフォームがこのケースに当てはまるのかというと、ちょっと私も勉強不足なのですけれども、指標としては5%という比較的小さい数字なのですよね。

そのリフォームの考え方の先には、恐らく100年ですとか200年ですとかと言われるような長期の優良住宅のストック形成がその目的なのだろうなというふうには思うのですけれども、これは日本の住宅制度においては、その耐用年数が諸外国とはやっぱり違うものですから、かなり評価が分かれるところはあるのですけれども、その住宅や住環境と上手に付き合っていくというところは、行政の役割の一つとしても、取組んでいただきたいというふうには思うのです。

そのまた普及促進についても、先般、確か固定資産税の優遇の措置がとられたかとは思いますが、これまでどの程度の申請があったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 省エネルギー対策ということでございますけども、一定の省エネルギー対策、これはどのようなことかといいますと、二重サッシだとか複層ガラス。これを講じた住宅ということでございます。

ですから、率についてはちょっとわかりませんが、北海道はご承知のように寒冷地ですから、そのようなガラス構造を施されているところはほぼみたまわっているのだろうなというふうには思います。

一部あるとすれば、もう本当に古い住宅ということに限られるのかなというふうには思っております。

それから、新築住宅における次世代の省エネルギー対策ということなのですが、これは国で言っておりますのは、住宅性能評価を受けた住宅のうちという言い方をしておりますして、ちなみに十勝管内で住宅性能評価を受けた住宅という、民間の住宅ですけれども、これはありません。

全国ベースでいいますと、19年度だったと思っておりますけど、大体20%ぐらいのその評価を受けていると実績はございます。

ですから、その新築住宅の次世代省エネルギー対策という点では、評価自体を受けていないものですから、数字でいえば0というようなことにはなってしまいます。

その後、住宅性能評価はどうなのかということになってくるわけですが、道の方でも、推進協議会だったでしょうか。立ち上げておりますして、その中でこれから進めていくというふうな方向性を持っておりますので、町といたしましても、そこら辺のところ歩調を合わせまして、PR等を進めていきたいなというふうには考えております。

それから、リフォームについてなのですが、細かいこと、ちょっと私承知していませんので、考え方としては、国の考え方が長く使うということがありますので、長く使うためには、例えば、耐震化を高くするだとか、あとはユニバーサルデザインにするだとか、そのようなことでのリフォームということではないかというふうには思います。

どの程度リフォームをやっているかということについては、申しわけないのですけれども、ちょっとそこまでの把握はできておりません。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 固定資産税の優遇措置の関係では、どのような申請がありますか。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 申しわけありません。

手元に資料用意しておりませんので、お答えできません。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） わかりました。

まだ始まったばかりということもありますので、先ほど課長言われたように、PRもこれからどんどん、どんどんというのもあれなのですけれども、折を見て促していくような格好で進めていただきたい

というふうにも思います。

ただ、どうしても経済的な事情もありますことから、改造資金対策についても若干お伺いしなくてはならないのですけれども、町財政もやはり逼迫しておりますので、なかなか難しい部分もあろうかと思いますが、家計も同じように苦しいわけで、やはり厳しいやりくりが強いられているのだろうというふうに思います。

ただ、高齢者世帯の方々に関して申し上げますと、住宅ローンはほぼ終わっているのだろうと。

だとしても、その年金生活の中からそういった高額な資金が捻出するのは難しい。

今、民間を中心に、その課題に積極的に取り組んでいるような団体もありますので、できるかできないか。また、法律の許す許さないがあろうかと思えますけれども、できるだけ精査していただいて、研究していただいて、資金対策にも取り組んでいただけると、住民の皆さんも喜ぶのではないのかなというふうに思いますので、どんなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 今、おっしゃられるとおり、いろいろな税制面ですとか、いろんな施策は考えられるかということがございますけれども、町でできる施策。あるいは、ハウスメーカーなりなんなり、業者さんとの関係を図った上で、できるものできないものを精査しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 若干専門的な部分にも入ってしまいますので、つまらない話にもなりかねなかったのですが、もう少し質問したいというふうに思います。

それで、策定されました幕別町の住宅マスタープランの中で触れられている、先ほど申し上げましたゆとりをもって安心して暮らすことのできる幕別らしい住環境の形成という点にも、もう少しお伺いしたいと思います。

まず、子育て世代の対応ということで、若干触れられています。

子育てというふうになると、どうしても分野が広がってしまいますので、きりがありませんけれども、住環境としては、子育て世代が暮らしやすい住環境というふうなものをどのように捉えているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、高齢者世帯や障害者のいる世帯への対応についてもお尋ねしたいと思います。

そのそれぞれのライフスタイルに合ったような改造がなされるのがベストに近い解決かというふうに思うのですけれども、これもまた自己所有、持ち家であればいいのですけれども、民間借家にお住まいになっているという方々にとってはさらに難しい問題になるのだろうというふうに思います。

こういったことについても、ニーズの捉え方があろうかと思えますので、それをしっかりと捉えていただいて、マスタープランでも触れられているのですけれども、高齢者居住安定確保法。こういった法律の趣旨も踏まえつつ、これからの住宅施策、それから、住環境整備にまい進していただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、街中居住について、お尋ねしたいと思います。

そもそも、この街中という概念をどのように捉えているのか、お尋ねしたいと思います。

隣の町の帯広市では、この街中というところでは、中心市街地というイメージがある程度つきやすいのですけれども、この幕別町では、それが大体どの辺なのかというのは、住民の皆さんもちょっとあいまいな部分があろうかと思えます。

なかなか難しい問題なのだろうとは思いますが、どのように捉えられているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 子育て世代の住環境という1点目でございますけれども、ご承知かと思えますけれども、北海道の方で子育て支援住宅の推進方針なるものを定めておまして、その中では当然どのような住宅、子育てにはどのような住宅がいいのかというようなことも書かれていますし、さらにはその

周辺として、集会場がどうなのだろうかとか、団地環境がどうなのだろうかというふうな、その指標を定めております。

基本的にそれが実際問題として、十分できるかどうかというのは、ちょっとこれからの話になってきますけども、それらを踏まえた中で進めていくということで考えております。

それから、高齢者の方につきましても、国なり道なりの方で持っています基準ですか。それらに基いて進めていきたいというふうには思っております。

それから、街中の概念なのですけども、そもそも街中というのは、市街地の空洞化という問題がありまして、そこら辺から出てきた街中という言葉だと思うのですよね。

ですから、基本的には駅周辺だとか、公共施設の密集している周辺だとか、そこら辺のところは街中という考えでないかなというふうに思っております。

それと、先ほど、ご答弁ちょっとできませんでしたが、リフォームの税控除の件ですけども、件数は0ということでございます。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 街中居住についてですが、もう少しお尋ねしたいと思います。

今の課長の答弁でもやや漠然としているのは否めないというふうに思います。

忠類との合併があって、町が3極化だったり4極化だったりしている幕別町ですから、その辺の幕別の街中というのが、さらに見えにくくなっているのは現状だと思いますけれども、例えば、この札内地区を考えますと、小学校や中学校の文教施設が、都市計画地のそれぞれ端っこに構えている。

そんなようなまちづくりでは、一体どこが街中なのかなという声は住民の皆さんから聞こえてきます。

先ほどもニーズの多様化というのがありまして、住宅街というよりは、郊外に居を構えたいと。こういった方も多数いらっしゃるし、また、セカンドハウス、この辺をもって週末、それから、定年後の余暇を過ごしたいという方もいらっしゃいます。

街中居住という点もいいのですけれども、幕別の自然を逆に武器に、そういったニーズに応えられるような規制緩和を含めた計画立案、まちづくりに取組む必要があるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 街中居住についてというご質問でありますけれども、地域別で言いますと、本町街中居住という意味では、平成13年から15年にかけて、旭町西、あるいは本町1、2というところでの公営住宅の建て替えをやってきて、より年寄の方が町に近い、商店街に近いというところの居住ができるという施策で整備をしてきたという経過がございます。

それで、札内については、ご質問のとおり、どこが街中なのかというところは、多分にその分析はちょっとしづらいのかなというところはございますけども、それぞれ言われる小中学校か、郊外ではないのですけども、端々にあるところに、それぞれ食品スーパーはあったりということがございます。

それで、今おっしゃられる規制を緩和した中でも、その郊外にということもあるのでしょうか、あくまでも幕別町、都市計画区域の中の帯広圏の一員でございますので、都市計画法上、できるものでできないものがあるということがございますので、あまり規制を緩和してと。どこにでも住めるような調査区域とかいうところでは、今現在のところは難しいのかなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 規制緩和も難しいかと思いますが、ぜひ、不可能を可能にするような取組みで、皆さんのニーズを拾い上げていただきたいというふうには思いますので、期待したいと思います。

終わりになりますけども、この住宅行政の推進にあたり、直接的に関連性があるであろう町内事業者との関係についてお尋ねします。

特に設計施工にあたる事業者の方々には、ユニバーサルデザイン、それから、省エネルギーなどの技術といいますか、そういったものに対し、積極的な理解を促すということとともに、その指導的役割を果たせるよう、技術調査や開発ができるように周知しながら支援をしていくべきなのだろうというふう

に思います。

また、福祉や介護などの専門職の方々とも、交流の場があって、その提供に努めていくべきではないのかなというふうにも思いますけれども、いかがでしょうか。

さらに、空家の状況と情報発信についても、過去お尋ねした経緯がありますけれども、これはどれぐらい進んでいらっしゃるでしょうか。

この基本計画においては、その量より質という流れの中で、既存住宅の流通網整備についても目標が設定されております。

町内における民間不動産業者が少ないということであれば、その独立開業や起業ですとか、または育成という視点に立った政策も今後必要になるのではないのかなというふうに思うものですから、その辺お尋ねしたいというふうに思います。

いずれにしても、転換期を迎えているというその住宅政策の今後について、産官学が一体となって、それぞれがその役割を果たすべく、町長はどのように取組んでいかれるおつもりか、再度お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） あまり話が、専門的な話だったものですから、なかなかついていけないであれしていましたが、今、産官学という言葉、最後に出ましたけれども、なかなか町の受託行政の中では、学が入ってくるというのは、あまりそうないのかなというふうには話もよく効かされるのですけれども。

まずは一つの法に基いて、それぞれの役割を果たしていく。

その中で町村が果たす役割は、当然求められてくるものがあるのだらうと思いますし、もちろん一番住民と密接な関係にあるのは市町村でありますから、そうした意味で、法と、そして現実にその法の中で、住民の皆さんがどのような施策を求め、そして、どういった住環境を求めていくのか。

そういった中で我々も最大限皆さんとともに、先ほどお話ありましたように、関係の業者の皆さんや、いろいろまた、支給お持ちの皆さんとあちのご意見をいただく中で、住みよい住環境整備に当たっていきたくて、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 2点細かい質問ございました。

町内業者さんとの連係がいうことでございますけれども、答弁にも申し上げてみましたけれども、生涯学習の中でも建築士会のご協力をいただきながら、講座を開きながらやっている。

その中で、ユニバーサルデザインですとか、そういうことも講座の中に盛り込んで話をしているというところがございますけれども、今後ともその辺、関係機関との教育をしながら、情報発信にも努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（古川 稔） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 空家、空き店舗の関係でございまして、私どもの方でその状況を把握しているかということでございますけれども、施設課においてはちょっと把握はしていない状況です。

過日、十勝管内でどのような情報提供されているか、インターネットでちょっと確認しましたけれども、十勝の北部の方ですね。を中心に、4、5町村がされているというのを確認させていただきました。

ほかの十勝管外でもやっているところありますので、そこら辺の情報提供の手法等については、これから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 今回の計画については、住宅、住環境の整備という何分にも幅広く、そして、細かい部分まで各論にわたる議論なものですから、今日はこの辺にとどめておいて、また別な機会に質問させてもらえればというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩いたします。

(15:05 休憩)

(15:20 再開)

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3番(斉藤喜志雄) 私は大きく2点について質問をいたします。

その一つは、公立高校の入学者選抜試験実施にかかわって、学校裁量問題制度が導入されることについてであります。

そして、その二つ目には、町内15小中学校における児童生徒の不登校の実態について、質問をいたします。

最初に、公立高校入試に問題選択制を導入する件について、何点かお伺いをいたします。

北海道教育委員会は、6月の23日、2009年度の公立高校入学者選抜試験、いわゆる入試から、従来の一律の標準問題のほかに、応用力、すなわち、知識・技能などを活用する力を重視した学校裁量問題を用意し、各学校の判断で、差し替えを可能にする制度を導入することを公表いたしました。

その具体的な内容は、国語・数学・英語の3教科については、各高等学校の判断で、標準レベルの問題を減らし、より難易度の高い応用問題を増やせるようにするといった内容の制度変更であります。

受けて、9月の5日には、道教委から全道で30校、管内では帯広柏葉高校1校が、この制度を、09年度の入試から導入することを発表したことは、ご案内のとおりであります。

私は、この制度導入の背景には、全道一律の問題では、点差がつかず選抜資料としては不十分という従来からあった一部の意見に応えての措置と理解をしているところでありますが、一方、受験生や保護者、そして、教育現場からは、どのくらい難しくなるのか。

準備期間や説明が足りず、子どもたちへの配慮に欠けるのではないかと。

あるいは、受験競争が加速し、新たな高校の序列化が生じるのではないかと。

加えて、入試に対応したクラス編成が必要ではなどなど、さまざまな声が聞こえてくる場所でもあります。

このように多くの関係者に、衝撃と影響を及ぼしている入試制度が変更されようとしていること。

正しく言えば、変更されることに対して、2点、お伺いをいたします。

まず最初に、今回のこの措置を、教育行政のトップとして、どのように受け止めているか。

また、その是非を含めて、所見なり見解をお伺いをするものであります。

次に、今後、受験生や保護者、そして教育現場の声にどのように対応なり対処し、不安の払拭や疑問、あるいは意見などに応えていこうと考えているかを、お伺いをいたします。

次に大きな2点目である町内15校に在籍する児童生徒の不登校の実態について、お伺いをいたします。

8月7日に発表された文部科学省の全国学校基本調査によりますと、昨年度に病気や経済的な理由以外で、年間30日以上欠席したいわゆる不登校と呼ばれる児童生徒数が、前年比1.9%増の約13万人にも及び、以前として不登校増加の傾向に歯止めがかかっていないことが明らかになりました。

あけても、中学生にあつては、前年度2.2%増の10万5,328人にもものぼり、この数は全体の約8割を占めているとのことでもあります。

また、生徒全体に占めるその割合は、過去最高の2.9%にもものぼり、34人に一人が不登校という極めて異常な状況にあるだけでなく、各クラスに一人は不登校の生徒がいる計算になることを意味するものであり、児童生徒の実情にあつた決め細やかな体制づくりや施策、そういったものが早急な取組みが強く求められているものとも考えるところでもあります。

一方、不登校が全国全道では増加傾向にある中、管内にあつては横ばいあるいは微減。あるいは微増というところもありますが、といった状況が続いていると聞いているところでもあります。これも管内の各学校や各市町村教委のねばり強い指導と取組みの成果が表れたものとも考えるところでもあります。

以下、何点か本町の実態や取組みについて、お伺いをいたします。

その一つは、町内15校の児童生徒の不登校数と、全体に占めるその割合。

その推移並びに不登校の原因や要因について、どのように押さえられているか、お伺いをいたします。

その二つ目、登校しても保健室にいるか、あるいは特定の事業以外は保健室で過ごすいわゆる保健室登校の児童生徒が、5年前に比べて増えていると聞いておりますが、その状況や実態は、本町の場合はどうなっているか、お伺いをいたします。

そして3点目は、これまで学校に行きたくても行けない事態に追い込まれ喘いでいる子どもたちの苦しみを救うため、いわゆる不登校0を目指して、各学校や町教委は、どのような取組みや施策、支援策、指導を展開してきたか。

また、その成果と課題について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、公立高入試の問題選択制導入についてであります。

高等学校の入学者選抜につきましては、平成9年11月に、文部科学省が中央教育審議会からの答申を受け、具体的な改善方策を示しているところでありますが、その中においては、選抜方法が狭い意味での学力の評価に重点が置かれているなどの状況をとらえ、今後は、選抜方法の多様化など、評価尺度の多元化の観点に立った入学者選抜の改善を一層進めていく必要があると論じております。

また、学力検査の問題につきましては、単に知識の量を問うような問題はできるだけ避け、思考力や分析力などを問う出題を一層工夫することと、入学者選抜の方法については、調査書と学力検査の比重の置き方の弾力化や小論文・面接・実技検査の実施、学校内外における文化・スポーツ活動やボランティア活動などの積極的な評価などについて、一層の改善に努めることが示されているところであります。

ご質問の1点目、どのように受け止めているのかについてであります。

6月の23日に北海道教育庁から通知のありました平成21年度道立高校入学者選抜の改善方針におきましては、入学者選抜方法の多様化を図り、生徒の力を一層多様な観点から評価できるようにするため、学力検査問題の出題方法を改善することとしており、ご質問にありますように、平成21年度の入学者選抜から、5教科の学力検査のうち、国語、数学、英語の問題に、活用力を試す学校裁量問題を導入する方針が示されたものであります。

このほど、道教委から学校裁量問題を選択する高校が公表されましたが、道内30校のうち、十勝管内では帯広柏葉高校の1校のみが実施するとされております。

学校裁量問題は、学校の特色に応じ、生徒が身に付けている多様な力を的確に把握して入学者の選抜ができるよう導入されるもので、基本的には、これまでの出題方針の範囲の中で、知識・技能等を活用する力をより重視して出題されるものであり、学習指導要領に基づいた中学校における学習指導のあり方を変えるものではないと伺っております。

今回の決定は、これまでに道教委が入学者選抜の改善として示した方針に基づき実施されるものであり、生徒の学力を適正に計り、公正・公平な入学者選抜を図っていくための一環のものとして認識いたしております。

ご質問の2点目、今後、どのように対応していこうと考えているのかについてであります。

現時点におきましては、詳細な内容について伝えられておりませんので、関係機関からの情報収集を引き続き行うとともに、道教委が開催する入学者選抜の説明会等を踏まえて、生徒、保護者への確かな情報の発信に努め、また、生徒一人ひとりに対するきめ細かな進路相談を実施されるよう指導してまいります。

また、情報発信と進路相談を通じて、制度導入に伴う生徒や保護者の戸惑いや不安に配慮し、子どもたちのストレスが増大することがないように、不安感の解消に向け、生徒指導に当たっていただくよう、対応してまいりたいと考えております。

今後とも、知識や技能を活用する力を身に付けることができるよう、問題を理解し、考えて答えを導くということを普段の学習の中で培っていくことを目標に掲げて、校長を先頭に教職員が一丸となって、さらなる取組みにまい進いただくよう、指導してまいりたいと考えております。

次に、町内児童生徒の不登校の実態についてであります。

子どもたちにとって、心の居場所であるべき学校、また多くの人々との共同活動や体験を通じて社会性を身に付け、生きる喜びや学ぶ喜びを実感できる場であるべき学校。

そんな学校に行きたくても行けない、学校へ行ってみんなと仲良くしたいと思っても学校への一歩を踏み出せない、そんな思いを抱えて生きている子どもたちが、少なからずいるという現状に、心を痛めているところであります。

ご質問の1点目、ご案内がありましたように、1年間に30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものを不登校児童生徒と定義いたしておりますが、過去3年間の状況を申し上げます。

平成17年度は、小学校1校で1人、中学校4校で13人、合計5校で14人。

平成18年度は、小学校2校で3人、中学校2校で8人、合計4校で11人。

平成19年度は、小学校2校で2人、中学校2校で13人、合計4校で15人となっており、前年度に比べて4人の増となっておりますが、平成14年度の23人をピークに、平成15年からの5カ年では、11人から15人の範囲内で横ばいで推移をいたしております。

次に、児童生徒総数に占める割合と推移について申し上げます。

平成17年度は、小学校で、1,633人に1人に当たる0.06%、中学校は、63人に1人に当たる1.59%、平成18年度は、小学校で、578人に1人に当たる0.17%、中学校は、108人に1人に当たる0.92%、平成19年度は、小学校で、846人に1人に当たる0.12%、中学校は、68人に1人に当たる1.48%という状況であります。

平成19年度の状況を十勝管内平均と比較いたしますと、帯広市を含む管内平均は、小学校0.24%、中学校1.63%であり、いずれも管内平均を下回っております。

新聞の見出しに、全国の中学生の状況が34人に1人、おおむね1クラスに1人が不登校と紹介されておりましたが、本町の中学生は、ちょうどその倍の68人に1人、おおむね2クラスに1人という状況であります。

次に、不登校の要因・原因についてであります。主な要因といたしましては、他者との関係を築くことが困難なケースや、対人恐怖症のような心の問題をはじめ、生活のリズムがくずれて夜遅くまで起きているため、朝起きて登校する気力が持てないといったような、本人に関わる問題が最も多く、次に、親子関係など家庭の問題や学業の不振、友人関係などがありますが、その多くが、複数の理由によって不登校に至っているものとの捉え方をいたしております。

ご質問の2点目、保健室登校の状況についてについてであります。

学校へは登校できても、教室で授業に参加することが困難で、保健室で学校生活を過ごす、いわゆる保健室登校の実態につきましては、毎年の統計をとってはおりませんことから、データでの比較は困難な状況であります。

各学校では、不登校の状態となった児童生徒に対しては、いきなり教室ではなく、まずは、保健室へといった指導も行っており、学校によっては保健室登校が増えているところもございます。

これらは保健室をあくまで養護教諭が、児童生徒の相談体制の一翼を担い、子どもの側に立って話を聞き、子どもを支援していくといった姿勢によるものが大きいと感じております。

ご質問の3点目、これまで不登校0を目指して各学校や町教委はどのような取組みや施策・支援策・指導を展開してきたのか。また、その成果と課題はについてであります。

教育委員会といたしましては、児童生徒の生活指導に関わる校内体制の整備・充実に努め、校内において情報を共有化することにより、教員個々の問題意識や関心を高め、決して担任一人の問題にはしないという意識の醸成に努めるよう、各学校に対して指導するとともに、各学校との連携を図りながら、不登校の解消に向けて取り組んでまいりました。

不登校に対しては、何よりも家庭訪問が有効な手立てであると言われておりますことから、各学校においては、家庭訪問での指導や、登校を促すため直接迎えに行くなど、根気よく、子どもや保護者との

接点を持つよう心がけているところでもあります。

一方では、教育相談体制を整備することも重要でありますことから、学校から、あるいは保護者からの求めに応じて、教員として豊かな経験を持つ学校教育推進員をはじめ、スクールカウンセラーによる個別相談を行い、保護者や子供の不安感の解消に努めております。

また、学校へ登校できなくなった子どもを学校とは別の場所で、スクールカウンセラーの援助を得て、教員が学習指導にあたっているケースもありますが、これも一定の効果をあげているものと思っております。

加えて、教職員配置に際しましては、学級数に応じた本来の定数に加えて、指導方法の工夫改善や生徒指導対応などの特定の目的を持った教職員の配置を積極的に活用することにより、チームティーチングを実施するなど、子どもにかかわる教職員の数を増やす取組みを展開してまいりました。

その成果につきましては、一朝一夕で大きな結果を残すことは難しいのもまた事実であります。本年度からは特別支援教育支援員を増員し、児童生徒個々の教育的支援の充実にも取り組んでおり、子どもにとって一番身近な存在であります先生からの根気よい働きかけを行うことによって、再登校ができるようになったケースもございます。

しかしながら、不登校の要因の中に、昨今の保護者の経済的な側面、教育観の多様化や養育放棄といった家庭の問題が生じてきており、保護者の不安をどう解消し、どうサポートしていくかという福祉的な対応が必要な状況になっており、これらにどう対処していくかが課題であると認識いたしております。現下の状況を鑑みた時に、決してまだまだ十分とは捉えてはおりませんが、今後とも、こうした取組みを進めていく中で、学校生活がすべての子どもたちにとって、有意義で充実したものとなるよう、学びの環境づくりに向け、全力を傾けてまいりたいと考えております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） なるべく専門的にならないように、再度お尋ねをしたいというふうに思いますが、申し上げるまでもなく、入学制度の変更は、志願者やあるいは保護者のその準備に大きな影響を与える問題。

そこで、導入時期の問題がはたして今回のこの方策で適切であったかどうかについて、私はどうしても疑問を持っているものですから、お尋ねをするところでもあります。

ご案内のとおり、実は大学の入試制度というのは、2年間の予告だとか公表が、2年前の公表が必要とされてきている。

一番精神的にナイーブな15の春を迎える子どもたちの受験に、今回のケースを見てもたとえ選択問題の導入とはいえ、私は必ずしも適切でなかったというふうに考えております。

先ほど来話が出ているように、このことが公表になったのが、6月です。

そうすると、入試までに9カ月、今年の春というか、現在の中学生でいえば、残り9カ月、そして、どこの学校が選択するのです。今回出ました。この間、9月に。

全道で30校、管内では柏葉高校1校。残されたところは半年。6カ月ですよ。

はたしてこういった時期に、仕組みをいじるということが妥当だったのだろうか。

私にとってはとても保護者や受験生の心情を考えての取組みではないというふうに思っているわけですが、このあたりについて、教育長はどのようにお考えになっていたか、あるいは、何か全体の中での話し合いの中で、そういったことが、道教委の中に伝えられたのかどうかについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 導入時期が適切であるのかどうかということでもあります。

私としては、少し節足すぎるのではないかと、そういう意味合いの思いはわかります。

わかりますが、基本的な判断をする場合の考え方として、今までの学習指導要領の問題と方針の範囲が変わるものではないのだということでもありますから、そのことが保護者あるいは生徒にきちっと伝わ

っていくことによって、さほどの混乱はないのではないかというふうに思いますし、これはあくまでも道教委における制度変更の問題であります。

したがいまして、町教委が守備範囲を超えるものということも言えますが、通常で言えば、フィルタ一調査というのでしょうか、そういうような時間をとってやるのが、通常であります。全国ベースでは。

北海道はこの道を選んだということについては、平成9年の方針を受けて、十分な時間があつたものと、そういう判断での結論だろうというふうに思います。

いずれにしても、町教委の守備範囲を超える制度上の問題ということで、私としては割り切っていくたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） 私は制度変更にかかわって、その手続き等々を進める部分については、当然それは北海道教育委員会がその責めを負うものだという点については十分理解をしております。

しかし、少なくとも、私学とは違いまして、公立高等学校で全道にその制度が及ぶとすれば、今一度もっと誠意ある受験生や保護者の不安に伝えていく、そういうものが必要であろうという視点から物を申しておりますし、幕別町の子どもたちの教育を預かる教育長の立場として、先ほど、節足に過ぎるのではないかという私の思いはというので、私は十分そこところは理解しましたが、しかし、ぜひ、そういう意見反映をしていっていただきたいものだなと。

そのことが道教委の姿勢をもっと開かれたものにしていくのであろうというふうに考えるものでもあります。

今ちょっと、さき走りましたからあれですけども、実は、意見を聞く機会というのは持たれたのでしょうかということ、この後にお尋ねしようと思つて用意をしておりました。

これは、単に教育委員会だけでなく、今申し上げましたとおり、あるいは受験生の代表の方々だとか、あるいはPTA関係のお父さん、お母さん方だとか、あるいは、一番実は影響を受けるのは、私もそうでしたけれども、中学校の教育を預ける先生方が学校長が、これまた非常に憂慮するところでもある。

そういった意味で言うと、制度改変がよりよいものにしていくためには、広い多くの方々の意見を求めることが大事だというふうに思っている。

先ほど、私は質問のところ、こういうふうに申し上げました。一部のと申し上げました。一部の。

間違いなく一部なのです。それも何とおっしゃったか。

今までの問題では、進学校は差がつかなくて困るから、より点差の開くものにすべきだと言つた。

そういう3年来の、もっと言うと、道校長会の高校、高校の校長会の要望に基づいて、その話を聞いてやつたという意味で言うと、先ほど言つた決してこの論議は開かれた中で語られ、公正で公平な選択をとということからいけば、先ほど教育長の答弁の中にあつた公正で公平なということを理解しております。

そういうことで、必ずしも本当に私は、公正で公平な、開かれたというところが、本当にそうなのか。いささか疑問に感じております。

次、移らせていただきますが、そこで、本当に北海道教育委員会は、この制度導入にかかわって、説明責任は果たされているというふうにお考えかどうか、教育長のお考えで結構ですから、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私どもが道教委に対して、いわゆる意見を申し述べるとするならば、十分な説明責任を果たすべきということは、これは意見でありますけれども、言える範疇であろうというふうに思います。

そのことは、説明の機会があつたかと、ご質問に対する答えにもなりますけれども、私ども、1年数箇月しか経っておりませんので、過去にはあつたのかはわかりませんが、過去にもないとするならば、これはおっしゃっている意味がよくわかる。そういう観点から、意見を申し上げること、いわゆる説明

責任に係る責任。このことについて、明らかに求めていくことについては、これはもう当然のことであろうというふうに思います。

確かに一部の要望であり、差がつかないからゆえにというようなことも、新聞報道等では認識をいたしておりますけども、何といたしまして、不安に伝えるという私どもの責務がありますので、先ほどの説明責任に基づく伝達については、いろんな寄与に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） そうなのですね。

要するに、選ぶ側と選ばれる側があるということを、北海道教育委員会はしっかりと踏まえた制度変更をやらなければ私はだめだと。そうしないと、決して不安を解消することにはならないと。

したがって、子どもたちがどんなになるのだろう、難しくなるのだろうか云々というので、いろんな、これは現場の先生も含めて。現場の先生方も含めて、声が聞こえていたときに、何と言ったか。

先ほど、教育長が答弁されたように、学習指導要領の範疇から出すのだから、特別な準備はいらわないのだと。

しかし、一方では、点差がつかないから点差のつくようにするのだ。

標準問題から、より難易度の高い問題と入れ替えるのだということが公になっているわけですから。

そうすると、この説明では、特別な準備は必要ないのだよなんていう説明したって、不安解消には決してならない。

実は、宮城県でこの制度を導入しました。

ご存知かもしれませんが、宮城県でこの制度を数年前に導入したのです。

しかし、このときには、どういうことをやったかといったら、大問題を入れ替えるときに、標準問題の応用、基礎的問題、標準問題、そして応用問題、いずれも、それが60点満点で15点から20点の範囲で配点になるという、そういうスタイル。

その応用問題のところを、より難易度の高いものところやって差し替える。

そこで、宮城県ではどういうことをやったかといったら、実は1年前に、心配しないでくださいといって、これまでの問題、それをこういう問題に変えますといって、実はきちっと保護者や子どもたち、そして、これは学習指導要領の範疇の中ですから、どうぞ応用力や活用力をしっかり身につけていけば解ける問題ですよといって示した。

したがって、一定程度、それでももちろん受験者の心理なんていうのは、そんな生易しいものではないと思いますが、しかし、一定程度の理解、しかし、今回は違う。

特別な準備は必要ない。学習指導要領の範疇だから。これは説明責任果たしているなんていうふうには決して言えない。

したがって、ぜひ、何かの機会があったときに、この辺は道教委に反映していただきたいものだなというふうに考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、一番私が心配するのは、この制度が導入されることによって、中学校教育が歪められないようにすることが大事だと思います。

これは現場のトータルとしての責任者である教育長さんの仕事だというふうに思っておりますので、ぜひ、こここのところでの能力別の学級編成なんていうことが、各学校の中で起こらないように、能力別というのはできるできないとかという意味でなくて、受験者という意味で。受験校によって、そういうその授業体系ができることのないように、こここのところは、ぜひ、ご指導をいただきたいものだなと、こんなふうに願っているところでもございます。

先へ進ませていただきます。

不登校の問題について、少しお話を申し上げたいというふうに思っておりますが、先ほど来お話を聞いて、私は非常にうれしく思いました。

本町の子どもたちが、全国、全道、管内でも、非常にその数が少ないということ。

私は、不登校というのは、いろんな要因があるだろうけれども、基本的には子どもたちに魅力があっ

た。魅力にあって、行きたい学校、保護者にとって行かせたい学校という教育活動が充実していることが、実は不登校をなくす大前提だというふうに思っています。

実際にそういう意味でいうと、教育長を中心に、各学校の校長を中心に、本町の教育活動が充実して、子どもたちが満足感や成就感、あるいはいろんな活動で有用感や存在感を味わえる、そういう実態にあるから、こういう数字になって出るのだというふうに、私は理解をしております、そういう意味では、大変すばらしいことだと、こんなふうに、高くまず評価をしておきたいというふうに思います。

今後とも、ぜひ、そういった観点から、さらなる本町の教育活動の充実に向けて、頑張ってもらえれば、強く願うところでもあります。

そこで、保健室登校について、少しお伺いをしたいというふうに思うのでありますが、いわゆる保健室登校というのは、不登校予備軍ですよ。

データお持ちでないというふうに言われたので、それは求めませんが、もしあれでしたら、日本学校保健会という組織があると思いますが、そこが毎年データ求めています。

したがって、学校に、そこでどんなふうに報告しているのということを知りたいと、あると思います。

わかると思いますが、実はそのデータによりますと、過去5年間に、全国的には1.7倍に増えているのですよ。

したがって、いわゆる不登校ではないけれども、不登校予備軍としてのそういうものが、本町の町内においてどういう実態にあるかを、実は押さえておくことが、またこれ、いわゆる対処療法的なスタンスからいうと、必要であろうと、こんなふうに考えてもおりますので、ぜひ、そのあたりは、把握をしておいていただければというふうに思うわけでありまして。

そこで、実はその保健室が果たすその役割というのは、非常に不登校の子どもを含めて、非常に大きくなってきているし、養護教諭が児童生徒の家庭や、それから、虐待のいじめ等々の把握をするというので、担任よりも実は養護教諭の方が多いのですよ。

という統計があるのです。

そういう意味でいうと、この保健室の機能強化というところを、ぜひ、再確認をして、学校の中の避難場所、子どもたちにとって、学校の中の避難場所としてのこの保健室の役割、機能を再認識していただいて、機能強化を図っていただければ。

もっとより具体的にいうと、例えば、体調悪い、健康を害したというときに、子どもたちが保健室利用するのですけれども、今言ったように、心の病であれする部分について、それとセットというのは、僕は必ず適切でないと思っている。

したがって、少しのお金かけることによって、分けるというかな、健康を害したり、体調悪くて来た子どもと、それから、そうではなくて、授業に行けない子どもたちとの、その条件整備みたいなものを、ハード部分で少しご検討いただけないものかなというふうに、細かいことは後で申し上げます。後ほどということにいたしまして、ご検討いただけないものかなと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 最後の部分だけでよろしいのかなというふうに思いますが、保健室の仕切りを入れる等の、いわゆる心の病で、そこに立ち寄り子どもさんではなくて、病気とかそういうもので立ち寄りお子さん、子ども見ておまして、カーテン1枚でいいのかな。そんな思いもしておりました。

検討させていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 長くなるので気が引けてるのですが、いわゆる道内では、学用品費のその就学援助を受けている小中学生の割合が、2002年度の16%から、2006年度は21%に増加している。増えたというふうに聞いているわけですが、本町については、大卒でいいですから、どんな実態になっているか、お聞かせいただけませんか。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 町内の就学援助の状況でありますけれども、19年度を基本にお話をいたしますが、5年前の平成14年度では、小学校では13.4%の認定率といいたまいますか、援助率でありました。

中学校は11.9%、合わせまして、12.9%でしたが、昨年、平成19年度の状況におきましては、小学校で19.3%、中学校で17.9%、合計で18.8%と、5カ年で大きく伸びているところでありまして、今年度の状況につきましても、8月末現在で、合計で19.3%ということで、昨年末の状況を、もうすでに超えている状況であります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 何でこんなことを、実はお尋ねをしたかという、実は、間違いなく、いわゆる世に言われるところの経済的な格差が広がってきていることを意味するのですね。

私はそう思っているのですよ。

そういった経済的な格差が、実は、学ぶ意欲を失わせているというふうに、最近言われている。

難しい言葉で言えば、インセンティブディバイドと、いわゆる意欲の格差と。そういうものが、明らかに社会的現象として見られるようになってきているというふうに言われてきます。

いわゆる貧困が原因で、将来の希望を失ったり、あるいは、親が育児放棄をするような状況になって、通学の習慣が崩れてきている。いろんな原因があるけれども、先ほど、教育長の答弁の中にあつたように、いろいろな原因があげられるけれども、実は、そういう経済的なという部分が大きなウエイトを占めてきているという点から目立ち始めてきているという点からいえば、私はそういう経済的な格差が、この数字の中にも表れてきて、あるいは中には家庭崩壊みたいので、通学の習慣が崩れてきている子どもたちがいるのかな。

したがって、何というのでしょうか、従来の学校や町教委の対応・対処ではしきれないケースが出てきている。

これは文部省も認めている。

そこで、実は、今年度から設けましたスクールソーシャルワーカーという制度が設けられてございますので、うちは人数は少ないとはいえども、0を目指すとするれば、せっかくそういう制度が出てきて、なかなか、とりわけ若い学級担任等々では対応しきれないような、そういうものを、そういった一定程度の年齢や経験や、そういったものをお持ちの方を、制度的に導入する。

いわゆるソーシャルワーカーとして導入することも、一つ有効な手段ではないかというふうに考えて、その部分について、どのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年度、国が全体的の15億円の予算をもちまして、道内におきましては、20自治体、46名の配置がなされたところであります。

十勝におきましては、帯広市に3名ということであります。

私どもその情報をいただきまして、申請をしようかなと思っておりましたが、なんとといったらいいのでしょうか、その該当者が少ないというレベルで、なかなかそこに至らなかった。

ただ、過去にありましたスクールカウンセラーと同じように、最初は試行で始まりますけれども、そのうちまた、全国にそれぞれの配置がなされていくのではないかとこのように思っています。

そういう機会を逃さず、申請をしていきたいというふうに思っております。

あと、その経済格差が意欲の格差につながるのではないかとこのようにお声もごさいますけれども、必ずしもそうとは言いきれないと、非常に複雑なものがあるのだろうというふうに思っております。

私どもの町の就学援助率が高くなりましたのも、いろいろなご指摘を受けまして、手続きの簡素化等々を進めてきたという経過もありますし、確かに、この伸び方はどこも同じような伸び方しておりますので、そうなりますと、経済格差というもの、不登校の云々というふうに、因果関係はなきにしもあらずというところだなというふうに理解をしているところです。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番(斉藤喜志雄) いずれにいたしましても、幕別町は対処療法的に、教育活動の充実という点では、先ほどお話ししたとおりであります。対処療法的にもいち早くスクールカウンセラー制度を取り入れたり、あるいは、まっく・ざ・まっくの中に、いわゆる不登校児対策のための教室を開設したり等々、非常に管内的にも先進的な取組みを進めてきたその成果が、ああいった数字に出てきているものだろうというふうに考えておりますし、ソーシャルワーカーにつきましても、今後とも、ぜひ、ご検討、数は少ないと言えども、いろんな方向に僕は活用ができるのではないかなど。

上手にあれすることも可能だということで、そういう人的配置もできればしていただければ、一層本町の教育が充実するのではないかと、こんなふうにも考えるところでありますので、ご検討いただければと考えるところであります。

いずれにしても、わかった、できた、楽しかったと子どもたちが学校へ行きたいと言うような、そういう学びの環境づくりに、ぜひ、今後ともご奮闘いただければとお願い、期待を申し上げまして、質問を終わります。

○議長(古川 稔) 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

次に、杉坂達男議員の発言を許します。

杉坂達男議員。

○17番(杉坂達男) 2点について、質問をいたします。

昨年の秋以来、肥料をはじめとし、石油燃料等の各種生産資材の高騰は、異常なものであります。

畜産農家にとりましては致命的な打撃であり、それによる経営環境の悪化は再生産への意欲を削いでしまっております。

中でも、その大部分を輸入に依存しておりますタンパク資源としてのトウモロコシ、大豆等にありましては、バイオ燃料としての競合から極端な値上げ幅となり、史上かつて例のない穀物市場の混乱となり、我が国のような輸入国にとりましては、極めて深刻な状況にあります。

このことは、これまで原産国の気象条件等による不作、あるいは港湾などの輸送体制にかかわる問題などの一過性のものとは違いまして、かなり長期的な問題として取組まなければならない様相を呈しております。

今後、国は早急に積極的な、行動的に飼料生産に対する大掛かりな対策を打ち出すことが急務であります。

今後、本町にありましても、これら国の政策に委ねることのみならず、並行して、自らの施策を進めていくことが必要不可欠であります。

現状の畜産農家の自助努力がその限界に達している中でも、こと自給飼料の増産対策につきましては、これまでの輸入に依存しない、飼料の自給という原点に立ち返り、実現可能な方策を積極的に検討しなければならないと考えます。

本町の農業振興計画は、今春策定したばかりであります。実施にあたりましては、このような急激な情勢の大きな変化にも臨機に対応し、計画各般にわたってのチェックや変更も、また、当然であろうと思います。

私は、これまでの緊急対策とは別に、長期にわたる自給飼料生産の増大に向けた行動計画を策定し、速やかに、かつ積極的な事業実施に取り組むべきと思います。

幕別農業の重大な今日的課題として、どのように考えておられるか、お伺いをいたします。

2点目につきましては、環境の関係について、お伺いをいたします。

今議会において、本町は他町村に先駆け、環境問題に正面から取り組むいわゆる環境宣言を議会から発議をいたします。

このことは、環境問題に対する町民意識の高揚であり、誇るべきことであると思います。

私は今後、本町が地域住民あげて、この問題に取り組むとき、日常の生活環境面、いわゆるライフスタイルだけでの取組みにとどまらず、より多面的な状況のもとでの環境保全に対応していかなければならないものと考えます。その最たる問題は、畜産環境衛生であります。

これまでも畜産環境問題につきましては、広く社会問題として取り上げられ、平成16年11月、家畜排泄物処理法が施行され、国政のレベルで対策が進めているところではありますが、生産現場である畜産環境問題は、社会的にも、また、生産者自らの立場でも、そのことによって全てが解決したことにはなっておりません。

本町が環境問題に真剣に取り組むにあたり、これら取り残された生産現場の環境問題には、行動計画としてどのように取り組むか、その考え方を伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉坂議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、自給飼料増産計画の策定についてであります。

近年の北海道における飼料作物の作付面積は、酪農・畜産農家の労働力不足や高齢化の進展などから、微減の傾向にあり、単位当たりの収量も伸び悩んでおり、生産はやや減少する傾向が見られたところであります。

しかしながら、昨今の畜産をとりまく環境、とりわけ飼料価格の高騰は畜産経営に深刻なダメージを与え、経営悪化の大きな要因となっており、こうした中で、合理的な自給飼料の生産拡大を通じ、飼料自給率の向上に努めることにより生産コストの低減を図ることが重要な取組みとなっております。

国におきましては、平成13年に飼料増産推進計画を策定し、自給飼料基盤の強化、生産性及び品質の向上、飼料生産の組織化・外部化の推進等を図ることを基本方向として、地域の実情に応じた自給飼料増産の効果的な推進を図るために各種施策を展開しているところであり、北海道におきましても、同様の計画を策定しているところであります。

本町におきましても、同じく平成13年に幕別町飼料増産推進計画を策定しており、その後、平成18年の見直しの際に、酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律に基づく幕別町酪農・肉用牛生産近代化計画に統合しております。

したがって、自給飼料増産計画に定めるべき内容は、酪近計画や幕別町農業・農村振興計画におきまして、今後の方向性や取組み内容など必要な内容を網羅しているものと考えております。

具体的には、補助事業等を活用した草地の整備改良など計画的に取り組んでいるもの、自給飼料基盤強化対策事業など本年度から前倒しで実施しているもの。さらには、今後、調査研究を進めていかなければならないものなどさまざまな取組みを掲げております。

このようなことから、今、町としてすべきことは、掲げられている取組みの中で、何が重要なのか。何をすべきなのかということにつきまして、農協等関係機関と協議をさせていただき、実施に移していくことではないかと考えているところであります。

次に、環境宣言と畜産環境問題への取組みについてであります。

地球温暖化問題など環境問題につきましては、今世紀における人類最大の課題と言われており、本年7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおきましても、地球環境問題が、主要議題として議論されたところであります。

この問題の解決につきましては、個人や企業の一つひとつの取組みの積み重ねが必要不可欠であり、重要であるといえます。

ご質問の要旨にありますとおり、幕別町におきましても町民一人ひとりが、さまざまな立場から取り組みを進め、地域社会としての輪を広げていかなければならないものと考えているところであります。

こうした中で、今議会におきまして、幕別町エネルギー対策推進委員会のご要望を受けて、議員発議により環境宣言の決議が提案されることと伺い、まさに時機を得たものであり、多くの町民が取り組み始める契機となるものと考えております。

また、同委員会からは、家庭や地域、職場における取組方法を具体的に示した地球にやさしい行動の具体的な取組み（案）として、町民への周知、啓蒙につきましてもご提言をいただいたところであります。

この具体的な取組み（案）は、環境宣言に沿って、省エネルギーの推進と新エネルギーの活用、省資源、

リサイクルの徹底など大きく6項目、細目では59項目にわたって、さまざまな観点から具体的な実践方法について紹介されているものであります。

町といたしましては、本案をもとに広く町民に紹介し、環境宣言の理念を活かした行動を実践していただくよう努めてまいりたいと考えているところであります。

畜産の生産現場における取組みにつきましては、本案の大項目の中に、環境にやさしい農林業への取組みの中で示されているところであり、具体的には家畜ふん尿のバイオマスを肥料化するなど循環利用を図るものであります。

この取組みを実践することにより、畜産農家の方は家畜ふん尿の適正な管理を心がけていただき、耕種農家の方は有機質肥料として堆肥を使用することにより化学肥料を減らし、環境負荷を低減しようとするものであります。

また、具体的取組み（案）には示されておりませんが、他の取組みとして、畜舎など畜産関連施設の衛生管理や、それらの施設から排出される排水の適正な管理につきましても大切な取組みであると考えております。これらにつきましては、すでに多くの農家の方が取組んでおられることだと思っております、さらにこの取組みの必要性について、啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

以上で、杉坂議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） 2点について、お答えをいただいたわけですが、私は、この国や都道府県の施策ではない、いわゆるそれを補完といいますか、十分なことまでには達しないまでも、それぞれを満たすには、やはり地方自治体、各町村の責任に課せられているところだと私は思っております。

ただいま、お話を伺う中では、いろんな計画については、それぞれすでに策定をしてあるし、国やあるいは道の計画についても見直した。

さらには、この春の策定されました農業農村振興計画。これに網羅してあるというお話でありました。

これは私は違うと思っております。

網羅的な施策というのは、期待する効果をあげられません。

こここのところです。

もうこれから先に調査研究する余地はありません。

もうすでに明らかになっております。

これらの対応について、若干お伺いしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話申し上げましたのは、今言いましたように、国等で示された飼料の増産推進計画に関わっての、町としての計画づくりは、いわゆる酪農近計画。あるいは、農業農村振興計画の中で網羅をしているのだということを申し上げたわけでありまして、これからの、これを受けての実行段階に入ったときに、私どもは、先ほど申し上げましたように、農業者の皆さんが求める施策に対して、農業関係機関とも協議させていただき中で、これらを今、これからは実行に移していくことが大事であろうと。

そのためには、どういったことが考えられるのか、さらに関係機関との協議をさせていただきながら、実行に向けて取組みを進めていきたいというような考えで、お話をさせていただいたわけでありまして、引き続き、これらの計画の実行に向けて、作業、準備を進めていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） さらに伺いたいわけですが、それでは、今、可及的速やかに取り上げなければならない問題として、町当局が農業問題について感じておられることをお示してください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町独自でできる施策、あるいは、農協等にも協力をいただきながら進めなければならない施策、いろいろあるのだらうと思っておりますし、前段申し上げましたように、何よりも今、農業者

の皆さんがどのようなことの施策を望んで、それに町がどう応えていくか。

今年春から、わずかではありますけれども、牧場の問題、あるいは、入牧料の問題、あるいは、飼料に対する助成の問題、いろいろなこともありました。

さらに、今後に向けては、先ほど来お話がありますいわゆる耕種連係の問題。あるいは、さらに種子、あるいは、資金、いろんな面での、町あるいは農協等の取組みが、これからもまた求められていくのだろうというふうに思っておりますので、それらを何とか具体化できるように、さらに検討を進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） この1月から、飼料、どの程度変わったかについては、ご承知のとおりかと思いますが、1月の段階では50円でありました。端下あります。

7月では61円であります。

牛乳は、71円、1月でありました。7月には76円45銭。これは全道プールの平均的なものであります。乳代にしては、5. そこそこの割合での値上がり。飼料にしましては、実に2割であります。20%。今、100頭搾乳をする農家がたくさん出てまいりました。

いわゆる必要に迫られての多頭飼育ということにも言い換えられるかもしれません。

大体8,000キロ搾らなければなりません。

大方の農家の皆さんは8,000キロ目標でやっておられるはずで。

そうすると、800トンであります。

仮に1キロ当たり75円平均しましたときに、6,000万であります。

大方の指導機関は、3割以内に購入飼料をとどめるように指導しております。

この金額1,800万であります。

2割上がりました。360万の超過支出であります。

これがやがて迎える年末の決算に、概ねこのような状況に表れることとなります。

もうこのことは、町当局も十分承知のはずで。

それはもう農協に聞かなくても、どこに聞かなくても、担当者の皆さんが承知しておるはずであります。

ですから、確かにこれから先については、そういう細部な相談ごとがたくさん必要でありましようけれども、制度施策をつくるのは、行政が柱にならなければならないわけですよ。

ですから、行政のリーダーシップがここに問われるわけです。

私も農業者の一人でありますから、いろんな注文があります。

では、その注文をいちいち聞いているのかということにはなりません。

我々農協もいろいろな部門の要望もあろうかと思えます。

それも全部かなえるわけにもまいりません。

やっぱりいろんな各般にわたっての部分から抽出したものを組み立てて、構造的に政策としてつくるのが、行政の仕事であります。

そして、それを基本に基づいて、いろんな方面から相談がされるわけですよ。

そこにはじめて町あげでの振興策ができあがるわけである。

そんなふうに思われませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられる意味は私ども十分理解をするわけでありまして。

もちろん、農業者の方もいろんな立場から、いろんな要望、いろんなご意見というのは、これは当然あるのだろうというふうに思います。

ただ、町としても、町とやれる限界、町としてやれる限界は、当然出てくるのだろうというふうに思っております。

国が担う役割、道が担う役割、そして、私ども町村として担う役割を果たしていくことが、私たちの

与えられた責務であり、役目だろうというふうに思っていますので、それらを、今おっしゃられましたように、行政として皆さん方の意見や求めることを、どういふのを施策に構築していくことが、我々に与えられた大きな役割なのだろうというふうに思っておりますので、それらは先ほど来申し上げておりますように、現状を十分把握した中で、認識した中で、皆さん方とともに、これからの先ほどの施策を構築していく上で、十分検討をさせていただきたいと。協議をさせていただきながら、進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） 本町にはゆとりみらいという本当に理想的な機関があります。

もうここではいろんなことが、いろいろと組み立てられている時期でなければなりません。

いろんな情報はきっとそこに集まっているはずですよ。

今日、私の前に、前川雅志議員、敏春議員からこのことについても触れられておりましたけれども。

今、そんなに先々のことを考えなくても、今、当然やれることは、もう決まっています。

本町にやれることは決まっています。

限らない財政の余裕があるとか、あるいは、これからどこかからそういったものがきちっと約束されるとか、そういうことは一切考えられないわけですから。

今、本町がやり得る対策。それはそんなにそれぞれの農協や農家に相談をしなくてもできることが私はすでに、町長はじめ皆さんの考え方の中にはあるのではないかなというふうに、私は思っております。

そういうリーダーシップをとれるような農政というものを、本町の独自のそういうものを、ひとつ積極的に取組んでもらいたいというふうに思っているわけです。

私はそんなに難しくないというふうに、大変失礼なことを言ったような気がいたしますが、私は農家の一人ですから、これからではどうするか。考えたときに、どうしてもこの購入飼料はことごとく減らさなければいけない。

そうすると、デントコーン、先ほど申し上げましたように、タンパク飼料ですから、デントコーンはどうしても増やさなければいけない。

そのためにはどうするか。

今、どちらかという、草地酪農でありまして、草中心の酪農家が非常に多いわけです。

ここにデントコーンを取り入れるということは、新しい作目として考えなければなりません。

いわゆる作付け体制を一から考えなければならぬ酪農家もちろんいるはずですよ。

それは春の撒き付けから秋の収穫に至るまで、一から考えなければならぬ酪農家もおられるはずですよ。

それはもう、そんなに相談しなくても、どういふふうなことが今必要なのかということは、大体予測できるわけ。

別に種子代の補助制度とか、あるいは、道単についてはこうだ、奨励策を出すということをしなくても、自然に農家はその行政の政策対策に誘導されるというふうな、そういう農家が本当にちょっと億劫なことでも、とりかかりやすいような、そういうことをするのが行政の仕事ですよ。

どうかそういうことを踏まえて、今後、鋭意試験的な取組みをひとつお願いをしたいと思います。

次に、環境問題なのですが、これも今町長のお話を伺いましたけれども、平成16年の家畜排泄物処理法が完全実施されたというので、全てこの環境問題は終わったのではないかとすら感じさせるようなお話も、私の聞き取り方がまずかったのですが、どうもそういうところもあるのでないかという気もいたしました。

ということは、今まで一度もこの問題について、町内でも議論されたことがなかったやに思いますけれども、家畜排泄物、いわゆる堆肥の関係は十分、堆肥舎を造ったり、いろんな指導のもとで、きちんと我々はやっております。

ただ、そのほかの畜舎衛生、あるいは畜舎環境の衛生管理。これらは遅々として進んでおりません。

お話では、それぞれの個々の農家がそれぞれ対応しておるというお話でありました。

これは一体どこの資料から、そんなふうな対応をしておるというような資料があったのか存じませんけれども。

我々のまわり、眺めてみただけでも、よくわかると思います。

ようやくと経営をしているというのは、ようやくその法律の適用もあって、堆肥舎を造って、堆肥だけは何とかしたと。

ところが、牛の運動場、いわゆるパドック、それから、通路、これに至るやそこまでは手が及ばないと。ある一定のお金もかかると。

そういう状況が、今、取り残された環境問題というのは、指してそれを言うわけであります。

ここからどんな問題が発生するか。環境問題にとどまらないわけですよ。

経済環境に結びつくわけですね。

これは経済的な問題に即結びつくわけです。酪農という職業からいって。搾乳をするという職業からいっても。

ということは、ちょっと私もさっきの斉藤議員の話でありませんが、専門的になってしまいそうなのですが、一番我々が恐れているのは乳房炎であります。

これは搾乳牛がもっている病気なのですが、これはどこから発生をするかということ、体質的なものもありますし、また、伝染的なものもありますけども、その多くの原因は、環境であります。

牛舎の環境、あるいは、牛舎の外のパドックの環境。

よく見かけるのではないかなと思いますけども、もう足が第1間接の辺まで、半分ぐらいまでぬかりそうなところにも立っている牛もいます。

そういうところからばい菌が入っているわけです。乳頭の乳口から。

これが乳房炎の大きな原因になっている部分が多いわけです。

これはどういうふうにしたら防げるかということ、やっぱり環境改善であります。

畜舎から運動場に行く通路の改善。

それから、通路渡って、いわゆるパドックでの遊び場の改善。

これは、今までずっと我々も手をつけたくてもやれなかったというのは、コンクリートのパドックにするには、とてもとてもそういうことはできませんから。火山灰なのです。火山灰。

火山灰が有効な手立ての最たるものです。

火山灰を30センチないし50センチぐらい積める。敷く。

そうすると、何年間の間は、それでそのパドックは、いわゆる保水性がありますから、火山灰。

きれいです。

汚れてもすぐ乾くという、そういう性質があります。

ですから、そういうところに、この環境問題を、目を配らないと、この我々が今発議して、本町の環境問題について前向きにやろうという、そういう思いがありながらも、一面ではそういう心配な部分、持っているわけですよ。

それから、もう一つは、この環境問題でもう一つどうしてもこれから大きな問題になってくるのは、酪農排水のことであります。

牛舎から出る排水、ミルクの洗浄水、これを全部どういうふう処理しているかということ、流してしまうわけです。

そういうその一方で、堆肥のように、あんなふうにしてきちんと処理できる半面もあれば、一面ではまだそれをやらざるを得ない。

それからもう一つ、さっき、乳房炎のところで、私申し上げるの忘れたのですが、乳房炎の場合、最低3日は廃棄です。

投げるのです。牛乳を。

そして、最低3日で、検査するところへ持っていきまして、これでもう出荷していいか検査してもら

うわけですよ。

だめだと思ったら、まだもう1日やらなければいけない。

最低でも3日間は廃棄です。

投げるのです。子牛にも飲ませられません。

こういうその問題を我々抱えているわけですね。

これは、何もその幕別町に限ったことではありません。

どこの町村でもそういう問題を抱えております。

ですから、こういう経済的な損失を考えた場合、環境問題も去ることながら、経済問題にも大きな影を落としてしまっている。

これが畜産環境の改善に向けた、早期の取組みをしなければならないゆえんであります。

さっきの繰り返しになりますけども、酪農の雑排水、これはもう相当な量になりますし、それに合わせた牛乳を投げるというの、それも一緒に流すわけですから。

これを日常的、恒常的に続けているという実態は、これは先ほど紹介したとおりであります。

何とかこの問題も、我々は自らのその努力も去ることながら、こういったことについての畜産環境の取組み方についても、ひとつ見解を求めたいところであります。

特に、火山灰については、有効な手立てであることも申し上げましたから、これについての考え方もお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話いろいろお聞かせをいただきました。

畜舎周辺、パドックに関わってのいわゆる環境問題点。

私は、以前は、家畜防疫組合でしたでしょうか。何かそういう地域といいますか、町単位にというものがあって、そこで消毒ですとか、乾いた砂、火山灰。そういったものを家畜防疫組合だかというようなところで、いろいろ対応していたという経緯があって、確か町長がトップにいて、そのつながりが農協連かどこかの十勝の全体のつながりになっていたというような経緯があって、町はそこに年間いくらかちょっと忘れましたが、10年、20年前のときには、補助金を出して、その補助金で、今言った火山灰の助成だったか、焼き砂の助成だったかちょっと忘れましたが。あるいは、DDTでないのかもしれないかもしれませんが、消毒をやっていたとか、そういう時代のことはちょっとあったものですから。

それがいつのまにか消えてしまっていたものですから、いわゆる堆肥盤ができて、そういった面についての整備はもう必要なくなったのか。そのために、組合もなくなったのかなというような思いがあったものですから、そう中身の詳しいことを知らなかったわけですけども、例えば、今おっしゃられた排水なんかは、結局は、こんなにくら困ったって牛がいる限りは排水が出るわけでしょうから、その流末というのは、どうなるのかというような問題も大きな問題だろうと思うのですけども。

なかなかそういったことは我々も現実には知らないままで今日にきているということは、大変勉強不足なのですけども、そういったことも含めまして、早速内部でも十分検討させていただいて、あるいは、これはまたなかなか今言ったように、農業者の皆さん単独ではできない問題でもあろうと思いますし、はたして町だけでもできるのかどうかという問題。

あるいは、何かいい方法、例えば、単純に言えば、火山灰もどの程度今確保できるのかわかりませんが、助成なり現物給付できるようなことが可能なのかどうか。

いろんなことが研究材料としてはあるのだろうと思います。

そういったことを含めて、研究をさせて、調査をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） それから、これは求めるとかお願いするのではなくて、自らが今どういうことをやっているかについても、この機会ですからご紹介したいと思います。我々はいいい牛乳、いわゆる食の安心安全。我々ほど一生懸命取り組んでいる、我々というのは酪農家を指して言うわけですが、ないと思います。

どうということかという、自分の出荷する牛乳の質が悪かったら、自分たちでペナルティを科しているわけですよ。

4つのこのいい牛乳を作るために、あるいはいい牛乳の基本をつくるために、こういう牛乳がいいのだぞという雛形をまず作るためには、いわゆる、例えば、乳房炎でない牛乳。あるいは、ちょっとこれも専門的になってしまうのですが、細菌数がどうだとか、あるいは、体細胞がどうだとか、生菌がどうだとか。

大体今、我々が取組んでいるのは4つですね。

四つの問題、中身を、牛乳1キロの中に、体細胞が何十万あったらだめ。それから、細菌が何万あったらだめ。これは専門的なことですから、詳しく申し上げてもおわかりにならないと思いますから申し上げますが、そういうふうに、自分たちが決めているわけですよ。牛乳の質を。

それ以下だったら、ペナルティを自分ら出すわけですよ。

そうやって、いい牛乳を出荷しようとして努めているわけですね。

ですから、環境のいい牛舎、経営体からは、悪い牛乳出ません。

それと、一番ちょっと気になることは、いい牛乳全体的で、トータルですね。合乳していい牛乳にしようとするために、悪い牛乳を廃棄すると。

これちょっとわかりにならないでしょうか。

例えば、私が、1,000リットル搾るといって、その中にどうしても悪い牛乳が100リットル入ってしまうと。

すると、100リットル入るために質が落ちるわけですね。

そのために、質のいい牛乳を自分で出荷する建前からいって、悪い牛乳を投げてしまうわけですよ。

そして、いい牛乳だけのランクを自分が得るといって、そういう農家も、今現在もあります。

どういふふうにしてわかるかという、年末で税金が何かやるときに、随分固体の乳量が低いなという農家があります。現実に。

牛はこれだけいる。わかるわけですね。

どうしてこんなに少ないのかという、別に搾乳量が少ないわけじゃなくて、投げてしまっただけ。

ですから、そういう農家の牛乳は、すこぶる乳質がいいのです。

そういう実態もあることも、ひとつご承知いただきたいと思います。

ですから、環境さえよければ、きっといい牛乳ができるのだということは、これはそれぞれの農家が自信を持っているところです。

それから、ちょっと申し落とししたのですが、今、牛乳の生産をするときに、どういう標準が使われているかという、昔は量でありました。

これも高蛋白の飼料をやらないとならないということにつながるのがありますけれども、脂肪分と無脂固形分ということに分かれます。

脂肪はバター、無脂固形分はチーズであります。

この量が、この1リットルの中に何本あるか。これで値段を決めるわけですよ。

おおむね5、4の割です。

脂肪に対する値段がつくのが40%、ですから、100円の牛乳はありませんが、80円の牛乳にしましたら、4割ですから32円分が脂肪の値段です。

あとの5割、40円が無脂固形分。こんなふうに、明らかに誰そのうちの牛乳の成分はこうで、値段はこうだ。

ですから、酪農家、300件いても500件いても1,000件おっても、全部値段違います。

うちの値段は、75円だけでも、町長のうちの値段は76円だとかって。

こんなふうに違うわけですよ。

これもいい飼料をたくさん供給しているかどうか。

あるいは、牛の体質的な系統繁殖にもありますけども、大方が餌であります。

ですから、この自給飼料の問題は、高い高いといって高蛋白の餌をどんどん減らしてしまうという、値段の安い牛乳しかできないと。こういう因果関係があります。

以上、申し上げましたけれども、飼料増産のことについては、自給飼料増産のことについては、早急な対応。町でできる早急な対応。

それから、環境問題にしては、併せて早急な改善策。ぜひとも近々に示していただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろんな専門的なお話もお聞きしたわけでありますけれども、先ほど来申し上げておりますように、行政としてやるべきこと。あるいは、関係機関、経済団体との連携の必要なもの。あるいは、農業者の皆さんにお願いする部分も当然のことながら出てくるのだろうというふうに思っております。

そういった意味では、環境問題も、自らが自らの環境を、それぞれが守っていく。

そして、それに行政がどのような指導なりその世話をしていくのか。

そういった計画、あるいは指導というものを含めながら、今、ご提言あるいはいただきました各種の施策について、十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で杉坂達雄議員の質問を終わります。

[延会]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

（16：50 延会）

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成20年第3回幕別町議会定例会

(平成20年9月11日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

日程第3 発議第11号 幕別町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第4 議案第62号 幕別町特別職給料及び報酬審議会条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第63号 幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第64号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

日程第7 議案第65号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第66号 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例

日程第9 議案第67号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更に関する協議について

日程第10 議案第68号 幕別町土地開発公社定款の変更について

日程第11 議案第69号 幕別町辺地総合整備計画の策定について

日程第12 議案第70号 平成20年度幕別町一般会計補正予算(第5号)

日程第13 議案第71号 平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第72号 平成20年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第73号 平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第74号 平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第75号 平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

日程第18 議案第76号 平成20年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第77号 平成20年度幕別町水道事業会計補正予算(第1号)

会 議 録

平成20年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年9月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月11日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 14 永井繁樹 15
16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
代表監査委員 柏本和成 会 計 管 理 者 菅 好弘
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 新屋敷清志 企 画 室 長 佐藤昌親
建 設 部 長 高橋政雄 忠類総合支所長 川島廣美
札内支所長 久保雅昭 教 育 部 長 米川伸宣
消 防 長 熊谷直則 総 務 課 長 川瀬俊彦
税 務 課 長 姉崎二三男 糠内出張所長 所 拓行
企 画 室 参 事 長谷 繁 福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 課 長 羽磨知成 こども課長 森 範康
町 民 課 長 田村修一 商工観光課長 八代芳雄
会 計 課 長 鎌田光洋 保 健 福 祉 課 長 野坂正美
学 校 教 育 課 長 伊藤博明 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟

議事の経過

(平成20年6月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、本日も非常に蒸し暑い状況ですので、上着を外される方は外していただいて結構かと思ます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番谷口議員、3番齊藤議員、4番藤原議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に発言時間について申し上げます。

議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは、通告に基きまして、2点について、質問したいと思います。

1点目、平和非核宣言の町として、核兵器廃絶の運動の一層の強化についてであります。

広島・長崎に原爆が投下されてから63年が経過いたしましたけれども、いまだに世界中に2万6,000発もの核兵器が配備されて、人類の生存を脅かしております。

核兵器を廃絶して恒久平和を実現することは、すべての町民の願いであり、昭和60年12月にその思いが幕別町平和非核宣言として議決され、今日に至っているところであります。

核兵器の全面禁止を求めた決議の精神は、二十数年経った今でも、色あせるものではなく、ますます重要となっていると考えるものであります。

今年も原水爆禁止2008年世界大会が開催されまして、私は幕別町原水協の代表として、多くの町民の方々の声を届けるために、広島大会に参加してまいりました。

広島大会では、国連軍縮問題担当上級代表、政府の代表、アラブ連盟代表など、9カ国の政府国際機関の公式代表を含めて、多くの海外からの参加者とともに、7,500人の人々が、2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、世界中で核兵器廃絶の運動を強めることを確認したところであります。

本町も平和非核宣言の自治体として、以下のような取組みをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

一つ、平和市長会議に加盟し、核兵器廃絶に向け、他の都市と連携していくこと。

二つ、町民とともに運動を進めるため、パネル展のほかにも具体的な行動を起こすこと。

三つ、幕別町のホームページに、平和非核宣言の町であることを明示し、宣言文を掲載すること。

次に、二つ目の問題。

介護保険第4期事業計画について、質問いたします。

来年4月には、介護保険の3年ごとの見直しをするときを迎えることになっています。

前回の国の見直しでは、施設の食費・居住費、いわゆるホテルコストの全額自己負担化が実施されたほか、介護予防の名のもとに、要介護1に認定されていた高齢者が、要支援1、2と判定されることが多くなり、そのことよって介護サービス料が制限されたり、車椅子や介護ベッドの利用ができなくなるなどの改悪が行われました。

第4期事業計画づくりがすでに始まっていると思いますけれども、保険者である幕別町は、認定者が安心して必要な介護を受けられる事業計画となるように、町民の現状をよく調査したうえで、高齢者の要望に応えるものにならなければならないと考えます。

事業計画では、特別養護老人ホームなどの整備計画や、どのような種類の給付をどれだけの量提供するのかを定めるほか、65歳以上の高齢者の介護保険料の改定も行われることとなります。

また、過去2回マイナス改定となりました介護報酬は、介護の人材不足、劣悪な労働条件、深刻な経営難をつくり出しており、介護報酬の引き上げは国民的な要求になっているといってもよい事態となっています。

これらを踏まえて、次の点についてお伺いいたします。

一つ、第4期事業計画策定の手順と基本的考え方について。

二つ、65歳以上の人口と要介護、要支援認定者数の推移について。

三つ、不足している特別養護老人ホームなどの施設整備について。

特に忠類地域の過疎対策のためにも介護施設の建設の具体化を図るべきと思うがどうか。

四つ、介護保険料はどう改定されるか。

五つ、劣悪な現場の労働条件や深刻な経営難については、どう認識しているか。

介護報酬の引き上げを国に求めると同時に、それが保険料の値上げとならないよう国庫負担割合の計画的な引き上げを国に要求すること。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、平和非核宣言の町として核廃絶運動の一層の強化をについてであります。

お話ありましたように、本町では、昭和60年12月23日に幕別町平和非核宣言が議会において決議されたところでありますが、決議の概要につきましては、恒久の平和を願い、幸せな町民生活を守る決意を表明し、核兵器の全面禁止を求め、幕別町平和非核宣言の決議を行うというものであります。

この基本理念は、今も脈々と受け継がれており、今後も町民の皆さんの平和な暮らしが永遠に続くように強くお願いいたしているところであります。

ご質問の1点目、平和市長会議に加盟し、核兵器廃絶に向け他都市と連携していくことについてであります。平和市長会議については、昭和57年にニューヨークの国連本部で開催された国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が、世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうという趣旨で、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱したことが契機となり、核兵器のない平和な世界の実現を目指すことに賛同する世界各国の都市が構成員となって設立された団体であるとお聞きいたしております。

本年9月1日現在における加盟状況につきましては、世界131カ国で2,410都市であり、このうち日本では163市町村、北海道内では20市町村が参画している状況であります。

この平和市長会議では、全ての核兵器の実戦配備の即時解除、核兵器禁止条約締結に向けた具体的交渉の開始、2010年までの核兵器禁止条約の発効などを活動目標として掲げ、それらの実現に向けてさまざまなキャンペーンや要請活動などに取組まれておりますが、本町といたしましては、平和非核宣言をしている町であることから平和市長会議の基本理念や活動趣旨は十分理解できるところであります。

他市町村の動向など情報収集することも含めて、検討させていただきたいというふうに思っております。

ご質問の2点目、町民とともに運動を進めるため、パネル展のほかにも具体的な行動を起こすことについてであります。本町におきましては、例年8月中旬に、幕別地域、札内地域及び忠類地域の3地

域をローテーションとしながら、平和と非核を願って原爆パネル展を開催し、住民の皆さんへの啓蒙に努めているところであります。

また、町の図書館におきましても毎年8月の1ヵ月間、戦争と平和をテーマにした特別展示を実施いたしております。平和に関連した図書を集積することで、利用者の関心を引くよう努めてもいるところであります。

さらに、原水爆禁止国民平和大行進活動や原水爆禁止世界大会への参加などの民間レベルでの活動等に対しましても、些少ではありますが、支援をさせていただいているところであります。現状での取組みを今後も継続してまいりたいと考えております。

また、町内のお寺で平和の鐘というような意味合いで、原爆が広島に投下された8月6日と長崎に投下された8月9日に鐘を鳴らすという取組みがなされているということもお伺いをしておりまして、町民の皆さんによります独自のこうした活動にも期待をいたしているところであります。

ご質問の3点目、幕別町のホームページに、平和非核宣言の町であることを明示し、宣言文を掲載することについてであります。本町では、幕別町平和非核宣言の議決を受け、啓発用の看板を町内の国道、道道沿いの目立つところ3カ所に設置をしているところであります。広く一般住民の皆さんにもPRできているものと認識をいたしておりますが、さらなる取組みとして、ホームページへの掲載についても、検討をさせていただきたいというふうに思います。

次に、介護保険第4期事業計画についてであります。

ご質問にもありましたように、介護保険事業計画につきましては、保険給付の円滑な実施を図ることを目的に、介護保険法に基づき策定される計画でありまして、1期、2期は5年間の計画期間、3期からは向こう3カ年を計画期間といたしております。

本年度は、第3期計画の3年目、最終年にあたりますことから、現在、平成21年度から23年度までの3カ年間の計画期間といたします第4期介護保険事業計画の策定を進めているところであります。

ご質問の1点目、第4期事業計画策定の手順と基本的考え方についてであります。去る7月21日に開催されました幕別町介護保険運営等協議会において、計画の策定につきまして、諮問をさせていただいたところであります。

今後、4回程度の審議を経て、来年2月ごろに答申をいただく予定となっております。

計画素案の策定にあたりましては、現計画の推進状況の分析・評価を行うほか、高齢者を対象とした生活や介護保険利用に関するアンケート調査や、介護サービス事業者に対して参入意向調査を既に実施をし、現在、集計作業を行っているところであります。

基本的な考え方につきましては、第4期計画は、第3期計画において設定いたしました平成26年度の目標に至る中間段階としての位置付けでありますことから、第3期計画の策定の際に国から示された基本指針を基本的に引き継ぐものとされております。

したがいまして、計画策定の視点といたしましては、介護予防、地域支援事業の推進、住み慣れた地域での高齢者の尊厳を支える継続的ケアの確立が大きな柱となるものであります。

この基本指針及び北海道の作成指針を参考に、本町の実態に即して、介護施設などの必要利用定員総数、介護サービスや地域支援事業の量の見込みを定めますとともに、その確保の方策を盛り込んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、65歳以上の人口と要介護、要支援認定者数の推移についてであります。まず65歳以上の人口につきましては、平成20年度6,467人に対しまして、目標年度であります平成23年度は、510人増の6,977人、率では7.9%の増、また、要介護、要支援の認定者数につきましては、本年度990人に対しまして、23年度は107人増の1,097人、率では9.0%の増と推計をいたしております。

ご質問の3点目、特別養護老人ホームなどの施設整備と忠類地域における介護施設の建設についてであります。先ほど申し上げましたように、国の基本指針は第3期計画と基本的に同様でありますことから、施設整備の基準にもなります参酌標準についても、基本的には第4期計画の策定にあたって変更をしないこととされております。

この参酌標準では、特養、老健、介護療養病床のいわゆる介護保険3施設とグループホームなどの居住系サービス利用者割合は、要介護2から要介護5までの認定者数の37%以内というふうにされており、本町におきましては、特養、老健、グループホームのベッド数は、すでに378床が整備されておりますことから、要介護2から要介護5までの認定者数の66%、実際の利用者割合でも47%となっておりまして、国の参酌標準を大きく上回っている状況であります。

忠類地域に介護福祉施設をとのご提言であります、昨年の6月議会でしたと思いますが、ご答弁させていただいておりますが、現状としては、国の参酌標準には変更はなく、また、療養病床の削減も現在の設置主体がそのまま老健などに転換する意向が多く、大変難しい状況であることには変わりはありません。

しかしながら特養などへの入所待機者が多いことや、合併前の町村で特養が整備されていないのは忠類だけであったというような現状を考慮をいたしますと、施設整備へのニーズは極めて高いものがあるものというふうに考えております。

先般、北海道の第4期計画作成指針の素案が示されましたが、この中では、施設サービスの利用割合は国の参酌標準を基準としながらも、地域の現状に合わせて適切に補正をするとし、市町村計画の積み上げを尊重することといたしておりますので、今後、必要なサービス量を積み上げていく中で、道と協議をいたしまして、施設の種類、あるいは運営主体、サービス需要などの検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

ご質問の4点目、介護保険料の改定についてであります。

ご質問の要旨にもありましたが、介護保険事業計画において、向こう3年間の介護保険料を算定することとなっております。

現在、策定作業を進めている段階でありますので、明確にお答えはできませんが、本年4月のサービス提供分の割合を基準にした場合には、全体の給付見込額は増加いたしますが、第1号被保険者の増加もありますので、なんとか現行の基準保険料と同額程度かなというような試算結果となっております。ただ、療養病床の転換の方向性が不透明であること。あるいは、国においては、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合の変更や介護報酬の見直しなどの検討がなされているなど、不確定な要素が大変多いわけでありまして、さらには、今後、必要なサービス見込量を精査していく中で、施設系のサービス必要量が増えることが予想されますことから、現行の保険料の水準を維持していくことについては、非常に厳しい状況にあるものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、必要なサービス量を的確に見込みながら、できるだけ保険料を抑えられるよう努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の5点目、介護現場の労働条件や経営難の認識についてであります、高齢化の進展により介護の現場で働く人材の増加が必要とされている一方で、業界には慢性的な人材不足が広がっている状況にあり、その原因の一つが、介護事業者の経営難、職員の低賃金、過酷な重労働といわれております。介護保険制度の改正ごとに介護報酬が引き下げられたことが一つの要因と言われており、さまざまな実態調査の結果を見ても、今の介護報酬では十分な賃金を払えない実態や介護職員の離職率の高さが浮き彫りになっている状況であります。

福祉の現場で働きたい、人や社会の役に立つ仕事がしたいという高い志をもって介護の仕事に就きながらも、過酷な労働条件に余儀なく離職する方も多いうふうにお聞きをいたしており、大変残念なことだというふうに思っております。

介護という職業がやりがいや希望をもって働くことのできる魅力的な職業となっていくことを多くの人が願っているものというふうに思っております。

このため、国においても、介護報酬改定と介護労働力不足への対応が当面の大きな課題というふうに位置づけをしており、厚生労働省内には、介護事業者も含めた検討組織が設けられ、来年度予算への反映から11月ごろまでに介護報酬の方向性をまとめることとされております。

介護報酬が引き上げられますと、介護保険の総費用が膨らむことになり、その財源をどこに求めるの

かが大きな問題となるところでありますが、自治体や被保険者の保険料、利用者負担の増につながらないことを願ってはいるところであります。

このために、北海道の町村会としても、先般、国に対して、保険料の水準に留意しつつ、人材の安定的な確保やサービスの向上を図るため、適正な報酬体系を確立することを国に要望をいたしているところでもあります。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） それでは、1点目の問題から再質問をさせていただきます。

ご承知のように、原水爆禁止運動は、長い歴史がございます。

1954年にビキニ環礁で水爆実験が行われまして、第5福竜丸が被爆したと。

このことから、やはり原水爆は禁止していかなければならないという世論が高まりまして、その翌年から世界大会が開かれるようになったわけでありまして。

54回目の今年も原水爆禁止世界大会であったわけでありまして、その間、さまざまな運動が行われまして、例えば、全国網の目行進ということで、町村などにお世話になりながら、広島、長崎に向けて、全国核兵器廃絶を願って行進をするというような、これも50回目を迎えているわけでありまして、そうした地道な運動の中から、世界の世論も次第に動かしつつあるというのが現状ではないかというふうに思います。

冒頭も申し上げましたけれども、そうした運動にもかかわらず、依然として2万6,000発もの原水爆が保有されておりまして、即発射体制にあるものも数千発あると言われているわけでありまして。

私がこの原水爆の恐ろしさをいろいろ説明するまでもなく、ない問題でありますけれども、こうしたものを、しっかりと廃絶していこうとするこの動きは、民間のそうした団体だけでなく、政府の段階、国の段階、国連の段階にもその動きが強まってまいりました。

今回のその世界大会には、国連の軍縮担当のその責任者が参加されて、核を廃絶していくことの大切さを訴えられておりましたし、それから、9カ国の政府の代表でありますとか、アラブ連盟の代表なども参加しておりまして、そうした動きが国連や政府の段階まで広がってきているというのが特徴ではないかというふうに思います。

そこで、5年ごとに開かれているわけですが、不拡散条約のその再検討会議というのが、2000年に行われまして、この国連で行われたこの大会、総会では、核保有国も含めて、核廃絶に向けて、明確な約束をした。アメリカも含めた核保有国も含めて、核廃絶していこうという明確な約束が行われたわけですが、その後、ご承知のように、9.11のテロの問題、爆破問題がありまして、そうした動きがストップしてしまっているという現状であります。

今度、その不拡散条約の再検討会議は、2年後の2010年の春に開かれることになっておりまして、そこでやはり核保有国も含めて、核廃絶をしっかりと、2000年の明確な約束を実行に移していくという、その世論を高めていくこのことが必要だということが、今度の大会でも確認されて、それに向けて、運動していこうということになったわけです。

そうした世界的な運動の状況を見ますと、我が町でもそうした宣言をしている町としての役割を、これから強めていかなければならないという、その点から、以下3点についての質問したわけですが、

3点につきまして、どれも積極的に取組んでいかれるというご答弁でありましたので、非常に力強く思っているわけです。

1点目の平和市長会議への参加であります。これは平和市長会議。先ほども町長の答弁でもありましたが、大分前にできているのですが、平和市長会議として国内の市町村に参加してくれ。世界の市には参加を呼びかけていたわけですが、やはり国内の市町村にも呼びかけようということになって、今年からその参加が強められてまいりました。

足寄町も2月に加盟された。その後も、帯広市、それから、新得町、清水町のこの十勝では4町村が、

今年になって加盟しているのですが、やはり2010年の核廃絶の決定的な瞬間に向けて、国内の市町村にも呼びかけるといふことで、今、呼びかけられて、本町にもその呼びかけがきているのではないかといふふうに思います。

ぜひとも、そうした点で、積極的な参加の決意を示していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平和主張会議、今お話ありましたように、まだ私もちょっと、その案内がきているかどうかまでは、ちょっと確認はしていないのですが、帯広市あるいはお話ありました新得、清水町が、この8月、つい先月、新たに加入されたというような情報を聞きました。

そういったことも含めて、私ども今内部で、どのような内容のものなのかを精査しながら対応していきたいといふふうに思っておりますので、少々のお時間をいただければといふふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） そういふことで、やはりこの2年間、これからの2年間というのは、この核廃絶に向けて非常に大きな位置を占めていくのではないかといふふうに思います。

先般も、クラスター爆弾といつて、一つの爆弾からいくつもの子爆弾が破裂して、不発弾が地雷のような役割を果たして、非常に子どもたちにも危害を与えているといふこの爆弾の禁止を、アメリカも含めて合意するといふところまで、アメリカなどは非常に反対していたのですが、合意するところまでできています。

そうした世界中の動きが、核兵器廃絶にもつなげていくことができるのではないかといふふうに思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2番目の町民とともに運動をさらに強めてほしいという問題でありますけれども、本町でも答弁にもありましたように、パネル展でありますとか、図書館での活動など、非常に感謝しているところでもありますけれども、例えば、こうした点では、帯広市などの取組みを聞いてみますと、この帯広市が核宣言を、廃絶の平和宣言をしたそのときから、核兵器廃絶平和都市宣言推進実行委員会といふものを、民間の人も含めて実行委員会をつくりまして、それから、核廃絶に向けての運動を続けているといふことをお聞きいたしました。

聞いてみますと、例えば、核実験を行ったときには、最近あまり核実験が行われていないのですが、新しい核兵器を開発するための核実験が行われたときには、抗議電をその都度打っているでありますとか、それから、平和カレンダーといふものを毎年作成しまして、児童生徒に平和、核兵器廃絶や平和に関する絵画を募集して、その児童生徒のその絵画をカレンダーに載せて、そして、毎年カレンダーを発行して、そのカレンダーには、平和都市宣言の条文、文言を入れたりしているカレンダー見せてもらいましたけれども、そういうものを4,000部発行して、各所に配布しているといふ点でありますとか、戦争や核についての語り部による語りをする会を催すでありますとか、平和コンサートを開く。

本町でやっておりますように、パネル展を開くとかそういうような積極的な活動をして、市民とともに核廃絶の運動をしているといふ、そういうことも伺いました。

そうした点で、今のやられておられるその活動に、さらに付け加えて、いろいろな取組みを、もちろん我々の市民運動としても、さまざまな取組みをしていかなければなりませんけれども、町としても積極的な取組みをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平和比較宣言の町といふことで、今までも何回かご質問をいただいて、内部でも何回か検討させていただいたことがあります。

例えば、終戦記念日にサイレンを吹鳴してはどうか。あるいは、職員も、甲子園なんかいくと、ストップしてみんなして黙祷を捧げるようなこと。そういったことも考えられないかと。

それから、先ほどありましたように、ちょっと忘れましたが、士幌町だったと思うのですが、何か平和憲法の何かを各戸に配布したといふようなこともありました。

いろんなことがいろんな町村で取組みが進められていたのですけども、なかなか私どももそういったところまではいっていない。

実は、ご協力いただく中でのパネル展が最初の取組みで、現在もきているような状況です。

お話ありましたその帯広市のその推進実行委員会、ちょっと私も、今初めてお聞きして、中身わかりませんが、調査をさせていただきたいと思います。

ただ、抗議電の話ありましたけども、これは大体は委員会でもなくとも、町村にも同じような要請があって、何年か前には私どもの町でも送ったという経過はありますけれども。

引き続き、町としてやれること。そして、民間の皆さんと協力できること。支援できること。

そういうようなものも含めながら、対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） ぜひ、積極的な対応をお願いしたいと思います。

最後の3番目の問題でありますけれども、私、非核平和宣言というか、幕別町の平和非核宣言をしているということは聞いておりました。

その宣言をどこかで手に入れたいと思ひまして、ホームページを調べてみましたり、それから、議会史、こんな厚い町の議会史ありますよね。

それにも載っているのではないかというお話聞いたので、一生懸命調べたのですけれども、それでもなかなか手に入らなかったということで、せつかく事務局からお願いしまして、手に入れた決議文、非常に短いものですが、非常に決議だというふうに思います。

そのことを考えますと、やはりせつかく町をあげて核兵器をなくそうではないかと。恒久平和を目指そうではないかというものがあるわけですから、ホームページにしっかりと非核宣言の町、先ほど町長が言われたように、看板といいますか、それを知らせるものはあるわけですが、ぜひ、ホームページにも掲載していただきまして、誰でも非核宣言が、読むことができるという状況をつくっていただきたいと思いますが、もう一度いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ホームページに載っていないということで、失礼したのかもしれませんが、実は前からホームページに宣言をとということで、実は、平和非核宣言以外にも、町として宣言している青少年健全育成の町ですとか、今回また、後ほどお話いただけるかもしれませんが、環境宣言ですとか、あるいは、農産物の自給率を高める町村だとか、議会で議決をいただいた。

そういったものをやはりホームページに載せるべきでないかというような意見が、内部でも出ておまして、たまたま今回、ご質問もあったのと、環境宣言がもし出されれば、それらを一緒にしてホームページには掲載してはどうかというようなこともありますので、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） これ、核兵器廃絶というのは、本当に人類これから、地球がしっかりと環境を守って生きていくためには、思想信条を超えて、みんなの力で実現していかなければならない課題でもありますので、ぜひとも積極的なこれからの取組みもお願いしたいと思います。

そのことで、1点目の質問は終わりたいと思います。

次に、2点目の質問であります。

介護保険の4期事業計画についてでございます。

介護保険、これがスタートして結構月日が経ちましたけれども、この介護保険スタートしたときも、保険あって介護なしにならないようにしなければならぬということが、盛んに議論されたわけでありましたが、しかし、本当にそういう状況になっているのかどうかという点では、いくつかの疑問が残るのではないかとこのように思います。

その一つの象徴が、特別養護老人ホームに、いろいろな事情があつて入りたいと。

それは、重度、介護4とか5でなくとも、やはりいろんな条件で、家庭の条件、住宅の条件いろんな

ものがあって、やはりそういう施設の利用したいのだという方もおられるわけですが、しかしながら、それになかなか応えることができない。全国的にもこの十勝でも、そして、幕別町でも待機者が依然としてたくさんいると。そういう状況を見ますと、当初言われたように、必要な求める介護は自由に選択できるのだと。そういうことで始まった介護保険制度にはたしてなっているのかどうかということ、もう一度反省しながら、第4期計画を立てていかなければならないのではないかとこのように思うわけです。

今、答弁にありましたように、今、その作業を進めている最中だということで、まだはっきりしていない点も多いのではないかとこのように思いますけれども、そうした住民、それから、要介護者、認定者の要望に応じていく。その要望に一步でも近づけるような第4期事業計画にしていかなければならないというふうに思うのです。

先ほどの町長の答弁の中にもありましたけれども、政府は3期、4期を通じての参酌標準、これを示しているわけです。

先ほども、例えば、要介護以上の認定者の施設利用を37%以下にすると、こういうようなその政府は、参酌標準を持っているのですが、しかし、答弁にもありましたけれども、本町の施設を利用しておられる人の利用というのは、認定者数の66%、実際の利用者割合でも47%になっていると。こういう答弁でもありました。

それだけのそのパーセントにもなっているにもかかわらず、さらにその待機者がいると。そういう状況を考えますと、この政府の標準そのものが、やはり見直されなければならない現状があるのではないかと。基準そのものに問題があるのではないかとこのように思います。

道の素案の中では、実情にあったように、それにだけに捉われるのではなくて、地域の現状に合わせて適切に補正をするのだということも謳われているようでもありますので、その辺の考えもしっかり取り入れていかなければならないのではないかとこのように思います。

その上、さらに、その影響はあまりないというその考え方もありますけれども、その療養病床の削減などによって、さらに施設利用者を増やさなければならない。そういう必要性も生まれてくるのではないかとこのように思います。

政府の考え方によっても、療養病床が減らされて、それから生まれてくるそのものについては、この標準以外にも、きちんと枠をとっていいのだという、そういう考え方も政府は示しているわけですね。

それらのことを、いろいろ考え合わせますと、やはりこの幕別町の介護認定者の要望に応えるために、今度の4期計画では、やはり積極的に施設整備もさらに進めるのだという、そういう姿勢も必要ではないかと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 待機者が多くて、なかなか住民の要望に応えられない部分というのは、現実にあるわけでありまして。

ただ、問題は、先ほど申し上げましたように、一つの施設、一つのいろんな介護3施設以外にもいろんな施設を設置する場合には、必ずといっていいほど、財政的な負担、あるいは、今で言えば、まず参酌標準を超えた新たな町が独自でやろうとする、まずその枠といいますか、設置の認可が受けられるかどうかということが前提の一つあります。

それがクリアできたとすると、次は誰が建設し、誰が運営していくかという問題が一つあります。

しかも、この運営は、健全な運営でなければならない。赤字になるような計画ではできない。

それと、問題は財源だと思うのです。

ご案内のように、つい更別が29床の多機能型のを造りました。あそこは福祉法人が運営をされる。

しかし、あの地域でも、ベッド数29床プラスにデイサービスとかいろんなものを含めての施設整備。

そこまでやらないと、なかなか経営が安定できない。黒字経営ができないというようなことも言われています。

そんなことを今、内部でいろいろ話するとき、例えば、忠類地区にこういう施設をつくった場合に、

同じように29、30の施設がいるのか。

逆に、20もあればいいのでないか。

でも、言ったら、それでは今度は採算がとれないのでないか。

はたしてこの法人どこかでやってもらえるところが出てくるのか。とても町が自分でつくって自分で運営していくということはなかなか難しいのでないか。そういったことも含めて、今、この第4期の計画の中で、何とか位置づけをできないかということで、今、内部でもいろいろ検討させていただいているところでありまして、前段申し上げましたように、忠類地域の特性ということで、今までの経緯もありますことから、私どもとしては、何とか実現できるように努力はしていきたいということはありますけれども、現実の問題、課題というのものもあることも、現状、そうであります。

そういったことも含めながら、なお、協議を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 国の姿勢、道の姿勢もありますので、なかなかすんなりはいかないというふうに思いますし、そうした点では、いろいろなそのつくってみても経営がどうなるかというような問題もあって、なかなか簡単には前に進まないと思うのですが、やっぱり計画の中で、その辺をしっかりと煮詰めて、一歩でも前進するような計画にしていっていただきたいのが一つと、それから、先ほども出ておりましたけれども、忠類地域の過疎対策といいますか、そういう地域的な配慮という点でも、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

そうした中で、介護保険料の改定ですとか、そういうこともこれから悩みが尽きないと思うのですが、介護保険料の設定、それから、国が行う介護報酬の改定。こういうものが財政的な問題と常に絡み合っていて、これからいくわけなのですが、それにつけても、やはりそういうものが、例えば、介護報酬の改定が保険料に、そういうものが先ほどの答弁にもありましたけれども、介護報酬が引き上げられますと、どうしても総量が増えますので、保険料に反映されていくというようなことになっていくわけですが、やはり、そうならないための国のその対応をどうしても求めていかなければ、すでに介護保険の負担というものは、能力を超えている人たちがたくさんいるわけで、そういう対応をぜひ町としても、国に求めていっていただきたいというふうに思うのですよね。

介護保険が始まる前に、こうした介護の分野ですとか、そういうものに国がどれだけお金を負担していたかといえば、全体のそのかかる費用の中の2分の1は国が、50%は国が負担する。そういうことで進んでおりました。

ところが、介護保険が始まりまして、その国の負担がどうなったかといったら、25%まで減らしてしまったのですよね。

そのことが、介護保険料ですとか、いろんなことに反映されて、もちろん自治体の苦しみにもなっているし、認定者、それから、65歳以上のお年寄りの負担増にもつながっているのですよね。

だから、先ほどの答弁の中で、国に対していろいろな、町村会としても要望しているということがありまして、保険料の水準に留意しつつ、人材の安定的な確保やサービスの向上を図るために、適正な報酬体系を確立することを要望しているというお話がありましたけれども、その要望と同時に、国の負担割合をもっと増やしてもらわなかったら、それこそ介護報酬を引き上げることが望みなのですが、それが逆に被保険者の負担になってくるというような問題の解決にならないわけなのですよね。

だから、今、いろんな経営体の経営難が増幅しておりまして、働く人たちの労働条件その他も、非常に劣悪だということは、町長も述べられていたのですが、そうしたもののやっぱり根源には、国の負担が50%から25%に減ってしまったと。ここに一番大きな原因があるということ、やはり町村会などでも、確認させていただいて、国は今、社会保障の予算を、自然増2,200億ずつ削っていくという、こういう方針も持っていて、なかなか要望に応えられないような状況、国持っていますけれども、しかし、これをやはり、打ち破っていかない限り、なかなかこうした問題の解決にはつながっていかないという問題もありますので、ぜひとも国に対する要望を、ぜひ強めていただきたいと思っておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおりかと思えます。

私どもも、サービスをよくする。あるいは、今言うように、介護施設をつくる。そのことによって、その跳ね返りは保険料にかかってくるのは、今の状況でいくと間違いないわけであります。

したがいまして、いくら介護報酬が改定されたって、国は25%の範囲でしか負担は増えないわけですから、残りは道なり町村なり、利用者なり保険者ということですから、なかなか我々も、もっとよくすれといいながら、それでは、負担をお前たちも多くすれというような、ちょっと大変矛盾するようなこと。

これ施設も同じように。せっかく何十人からの特養ができれば、その負担、即保険料に跳ね返ってくるのが、今の体制、情勢ですから。

こういったことも含めて、介護保険全体の安定した財政基盤を、今、私ども町村会としては、国に求めているということでありまして、これはもちろん、引き続き、要望を強めていくことは、誰もが思っていることだというふうに思っておりますし、私どもも町村会の一員として、さらにそういった活動を通じて、頑張らせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 全国市長会だとか町村会も、国の負担をもっと増やしてくれという要望はしているようでありますから。

50%に戻すのにどのぐらい予算が必要かという試算があります。

3,000億円あれば、25%を50%に増やすことができる予算であります。

そうした点を考えると、この介護というこの大きなお年よりの安心を築いていくために、3,000億円というのは、そう大きな額ではないのではないかと。

やはり、いろんなむだを省きながらやっていけば、十分に生み出せる予算だというふうに思います。

しかも、介護給付費が最近全体の要介護、要支援にしたというようなことで、介護給付費全体、国の全体が下がっておりますので、2006年度には、国の予算555億円余ったそうです。

その当初予算に比べて。

それから、07年度、去年は900億円減額修正されたということなのですよ。

そうやって、当初組んだ予算も900億とか500億とか余しているわけですから、そういうものも積極的にそういう国の負担増にやっぱり結びつけていく必要が、国としてもあるし、また、当然、それを要求していくべきだというふうに思いますので、決して財源がないというようなことは、言えないのではないかとこのように思います。

最後に一つ要望なのですが、今、前にも私、この席でいろいろな介護認定の問題などでも、現場の認定者の状況をつぶさに見て、しっかりと十分な介護が受けられるような認定の作業をしてほしいというお話をしたことがあるのですが、一つは、やはりそうした十分な介護を受けるという点では、例えば、認知症なんかに対する捉え方といいますか、考え方なんか非常に変わってきているのですよね。

認知症そのものをどう捉えるかという点では、やはり、5年前、10年前よりも、今、非常に考え方が変わってきて、やはり積極的にそういうものを救い上げていかなければならないという方向に変わってきております。

そうした点を考えますと、例えば、ケアマネージャーでありますとか、それから、実際にそういう認定のために調査に入る人たちの、町職員も調査に入るわけですけども、そうした点でのケアマネージャーなどの介護職員の研修ですね。

新しい状況、新しい考え方に対する介護職員の研修をしっかりとやってほしいと。

やはり、そうしないと、その職員はよかれと思って一生懸命やっても、現実の流れに沿っていかないというような問題も起きかねないということもあります。

ぜひとも、そういう介護職員の研修の場を広くとっていただいて、町民の要望に応えられるような体制をつくってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、時代の変化とともに、いろいろ症状なんかも変わってきますから、認定審査会のあり方、あるいは、今おっしゃいましたようなケアマネージャーなどの専門的な知識も新たにしていかなければならないのだろうと思います。

それと、いつも申し上げることでですけども、同じ介護保険制度の恩恵を受けるとするならば、やはり公平でなければやはりならないということになると、一部のところと一部のところが違っているようなことでは、本来ではないのだろうというふうに思います。

そういった意味で、研修なんかも、ほとんどは道段階での研修会が開かれると思いますので、そういう意味では、同じような条件で研修を受けられると思います。

あるいはまた、町独自の研修の必要性もあるのかもしれませんが、それらも踏まえながら、対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） いずれにしても、これから3年間の介護の枠が、この計画によって決まっていくなかでありますので、どうか積極的に実態調査をしっかりと行っていただいて、そうした町民の要望に応えられるような計画にさせていただくことを最後に述べまして、終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

(10:58 休憩)

(11:10 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず一つ目、ひとり親世帯への経済的な支援制度についてであります。

雇用状況が変化し、低賃金や不安定雇用が広がり、父子家庭の父も母子家庭の母と同様、経済的に厳しい状況に置かれるケースが増えています。

ところが、父子家庭の方が母子家庭より経済的に恵まれている場合が多いなどの理由で、国の制度としては父子家庭に対しては何の支援もありません。

そんな状況の中で、収入の低い母子家庭だけに支給されている児童扶養手当を、父子家庭に対して独自に助成を開始する自治体が増えてきました。

また、児童福祉手当法が平成20年4月から改定され、児童扶養手当の受給開始から5年等を経過した場合、一部支給停止の除外要件に当てはまらなければ、手当の2分の1が減額されてしまうことになり、母子家庭から不安の声が上がっています。

そこで、以下の点についてお伺いします。

①幕別町において児童扶養手当を父子家庭も対象とした場合、新たに受給対象となる人数はどのくらいでしょうか。

②幕別町で町独自に父子家庭に対する支援制度を新設する考えはありますでしょうか。

③幕別町の児童扶養手当の受給要件ごとの受給者数は、それぞれ何人でしょうか。

④国に対して父子家庭に対する支援制度を新設するよう求めるべきと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

二つ目になります。

福祉灯油事業の実施についてであります。

今年も原油高騰を理由とした灯油、ガソリン、軽油、漁船用重油などの価格上げが相次ぎ、地域経済、農漁業、中小企業に重大な影響を与えています。

北海道では平成19年度、180市町村中176市町村が福祉灯油事業を実施しました。

幕別町でも社会福祉協議会が実施主体となり、生活困窮世帯に歳末見舞金として実施したほかに、道の地域政策総合補助金を原資の一部にして、特例措置として支給対象を拡大して福祉灯油事業が行なわれました。

しかし、この冬の灯油価格は昨年冬を大きく上回ることが予想されており、今年度の福祉灯油事業への期待が広がっています。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

- ①福祉灯油事業を本年度も実施すべきと思いますが、幕別町では実施する考えはありますか。
- ②実施に当たって、助成対象を昨年と同様とした場合の支給対象世帯の数はどのくらいでしょうか。
- ③福祉灯油支給申請の手続きを簡素化する考えはあるのでしょうか。
- ④灯油と引き換えることができる事業所を拡大する考えはあるのでしょうか。
- ⑤生活保護受給者へ支給するなど対象者を拡大する考えはあるのでしょうか。
- ⑥1世帯あたりの助成金額を大幅に拡大すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、ひとり親世帯への経済的な支援制度についてであります。

ご質問の1点目、幕別町において児童扶養手当を父子家庭も対象にした場合の、受給対象人数についてであります。現段階で、父子家庭としての実態把握及び個々の所得を確認するというような手法がありませんため、正確な対象者数は把握できませんが、児童扶養手当の所得制限及び対象児童の年齢などの要件が類似するひとり親家庭等医療費助成制度、この助成対象者を児童扶養手当の対象とした場合、本年6月末日現在では16世帯であります。

ご質問の2点目、町独自に父子家庭に対する支援制度を新設することについてであります。昨年9月の定例会におきましても、同様のご質問をいただき、お答えさせていただいたところであります。野原議員から同様のご質問をいただき、お答えしたところであります。児童扶養手当は母子家庭の自立を促すために経済的支援を行う国の支援策として実施されておりますことから、これを父子家庭に拡大することについて、町独自に実施することは難しいものと考えております。

なお、父子家庭に対する家事や子育ての相談については、子育て支援センターなどを窓口として引き続き支援を行うほか、町が独自で支援できるものがないか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の3点目、幕別町の児童扶養手当の受給要件ごとの受給者数についてであります。

ご質問ありました対象者数につきましては、本年7月1日現在の総数で262名であり、その内訳は、全額支給の方が129名、所得制限により、一部支給となっている方が96名、所得制限により、全額支給停止となっている方が37名であります。

また、平成14年11月の法律改正により、受給開始から5年等を経過する方につきましては、所定の手続きを行わなかった場合、本年4月から手当額の2分の1が減額されますことから、本町におきましては、該当者の方々に対し、事前に文書により制度改正の内容を周知し、就労または求職活動を行っているなど、減額適用除外事由の確認手続きを進めているところであります。

今後も5年等を経過した時点で、新たな該当者に対し、随時、確認をしてまいります。本年7月までに5年等を経過する該当者の中で、減額された方はおりません。

ご質問の4点目、国に対して父子家庭に対する支援制度を新設するよう求めることについてであります。ご承知のように児童扶養手当制度は国の施策でありますことから、町村会等の活動の中で、今後、どのようになっていくのか、十分研究をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、福祉灯油事業の実施についてであります。

ご質問の1点目の福祉灯油事業の本年度の実施についてであります。昨日の前川雅志議員のご質問にお答えいたしましたとおり、本年度におきましても実施いたしたく考えております。

2点目、助成対象を昨年と同様とした場合の支給対象世帯についてであります。昨年と同様の基準

による対象世帯といたしましては、約1,000世帯というふうには押さえているところであります。

ご質問の3点目、福祉灯油支給申請の手続きの簡素化についてであります。

昨年度は、該当者に対し、申請書兼受領書を郵送し、住所、氏名及び電話番号を記載していただき、2カ所に記載していただき、保健福祉センター、札内支所、ふれあいセンター福寿の3カ所において灯油券との引き換えを行っております。

本年度につきましても、原則としては、昨年同様の取扱いにより実施いたしたいというふうには考えておりますが、灯油券の引き換え場所については、さらに増設することも検討してまいりたいというふうには思っております。

また、引き換え所までの交通手段等の無い方について、郵送による申請、あるいは交付ができないかということも言われますが、これらについても検討はしてまいりたいというふうには思っております。

ご質問の4点目、灯油と引き換えることができる事業所の拡大についてであります。

本事業については、昨年度も一部の方から町外の事業所での引き換えはできないものかというご意見もいただいたところでありますが、町内企業、事業所を育成するという観点から、本年度についても、昨年度と同様に町内の全事業所を指定させていただきたいというふうには考えております。

ご質問の5点目、生活保護受給者へ支給するなど対象者を拡大する考えについてであります。

生活保護受給世帯につきましては、対象世帯の光熱水費等にあたる生活扶助の基準額のほかに、冬季加算が5ヵ月間に渡り支給されますことや、平成19年度における北海道の補助事業では、補助対象外とされておりましたことから、現在のところ、助成の対象外とすることで考えておりますけれども、昨年もそうでありましたけれども、他町村の事例なども、十分把握する中で、さらに検討をしてまいりたいというふうには思っております。

ご質問の6点目、1世帯あたりの助成金額の大幅拡大についてであります。昨日の前川雅志議員のご質問にもお答えいたしました。北海道が、今、道議会に市町村が行う福祉灯油の助成拡大についての補正予算案を提出しているというふうにお聞きいたしております。

この助成事業を活用し、助成対象及び助成金額等については、今後、検討をしてまいりたいというふうには考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、再質問の方をさせていただきたいというふうに思います。

質問の項目の1、2、4が、父子家庭にかかわる質問であります。

まずは、こちらの方からいきたいというふうに思います。

児童扶養手当でありますけれども、この支給の根拠となる児童扶養手当法、1961年に制定された法律でありますけれども、ここでも支給の対象を、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭と明記されているのです。

ですから、同じひとり親家庭でも、父子家庭はどんなに収入が低くても、経済状況が厳しくても、支給の対象にはならない。そういった法律になっています。

質問にも書きましたように、父子家庭は、父子家庭より母子家庭の方が経済状況が厳しいと。扱いの差は不道理でないということで、厚生労働省はこの父子家庭の助成については、拒んでいるわけなのですけれども、この根拠として、厚生労働省の独自の調査で、2006年、全国母子家庭調査の結果を根拠にしているわけなのです。

どういう結果といいますと、父子家庭の場合は、平均年収は421万円だったと。母子家庭は、213万円であったと。大体2倍の金額が、父子家庭の場合は、収入としてあるということが、この調査から出ているということなわけなのです。

しかし、この数字なのですけれども、父子家庭、母子家庭も含めた全ての世帯でいいますと、父子家庭の平均年収はさほど多くはないということになります。

大体、全ての世帯ということの7割程度なのだそうです。

児童不要手当への支給対象となる、児童扶養手当は収入が360万円未満の母子家庭にということになっていますから、このデータでは300万未満の父子家庭は、37.2%になるということなのですね。

父子家庭の方が、母子家庭よりもいいけども、でも、厳しい状況というのは全く変わらないわけです。

そして、質問のご答弁の中には、子育て支援センターで、家事や子育ての支援はするというお話がありましたけれども、今、父子家庭の一番困っていることということでは、2003年、3年前の2006年の調査の3年前の調査では、家事が34.6%で一番だったのです。

その推移に家計がきていたのですけども、今はこれが逆転して、家計が40%、家事が27.4%というふうになりました。

ですから、父子家庭の一番の要求というのは、やはり経済支援ということになってきているのですよね。

きっと幕別町においても同じようなことが言えるのではないかというふうに思いますけども、今、大体似たような該当ケースで16世帯あるということのお話でしたけれども、この16世帯がどういったような状況なのか、プライバシーのこともありますので、差し支えない範囲ということになりますけれども、町の把握している範囲で、ご返答いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） お答えしました16世帯の実態把握についてなのですが、あくまでもご質問にありました児童扶養手当に該当するとした場合のというご質問の中での数字ですので、個々の実態の把握については、現状ではできておりません。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） そういうことであれば、実態把握については進めていただきたいというふうに思います。

それで、質問にも書きましたように、今、こういう経済状況の中で、そして、政府が父子家庭に対して、支援を背を向けている。そういうことの中で、自治体が独自に支援をするところが増えてきていると。

日本共産党の調査ということになりますけども、9つの自治体が全国で、全国で9つの自治体が、児童扶養手当という名目ではないのですけども、全く同じ中身でもって、父子家庭に独自に児童扶養手当相当額を支給しているというふうなことを聞いています。

これを先進的な例として、ぜひ調査研究していただきたいというふうに思うのですけども、そして、これからも離婚の率というのは、上昇していく可能性がありますし、リストラや人減らし、早期退職、派遣労働、そういった社会状況が継続されていくのではないかと思うのですけども、調査研究した上で、早期に制定をするというふうに進めていっていただきたいと思うのですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました父子家庭、ひとり親家庭に係ってのいろんな施策が、実際と比べていいほど今のところはないといっても過言でないと思いますし、事実、父子家庭の実態把握自体がまだまだ町村では十分でないのかなと、私も思っております。

先ほどの答弁にあったように、ご質問が出てきて、それはどのぐらいいるのかなといっても、たまたま父子世帯の所得の中から選んで、このぐらいだ。

ですから、私は母子寡婦福祉法ですとか、いろんな法律の中で、父子家庭についての法的な根拠というのは十分ではまだないのかなと。

あるいは、それに見合うような施策というのも、国では全くないのかなというぐらい、今の段階では少ないのかなと。

それを受けてもかもしれませんが、町でも本当にあまりそういった施策はない。

それで今、本町では次世代育成行動支援計画というのを、22年から26年度に向けて、今、策定するわけですけども、この中で、今、町内の父子家庭の実体を拾おうと。すべての方にアンケートなり調査を

実施して、今、父子家庭の皆さんが、先ほどお話もありましたように、何を望んでいるのか。

何を行政の中に求めているのかといったことや、そういったいろんな現状、あるいは、将来に向けての考え、そういったものを把握したいということで、今、準備作業に入ったところであります。

それから、子育て支援センターでの相談も受け付けているのですが、ほとんど、実は昨年も1件、一昨年も1件というような状況でありまして、男世帯ですから、あまりそういったことは嫌がるのかもかもしれませんけれども、なかなか私どもの立場からすると、現状は把握しづらいというのがあるわけでありまして、そういったことも含めて、まず、父子家庭の町内の現状を、十分把握するところあたりから、いろんなスタートして、それを施策にどう反映していくかということにつながっていくのかなというようなことを、今思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） ぜひ、父子家庭に対する調査、今、ご答弁いただきましたけれども、進めていただきたいなというふうに思います。

3番目の、母子家庭の方に行きたいと思えます。

人数についてはわかりました。今、町内に262名の方が母子世帯であるということでありました。

それで、一番私がこの質問をするにあたって心配していたことは、2002年の法改正で、末っ子が3歳になってから、5年以上手当を受給している場合は、この2008年4月から、最大半減されるということがあったと。

それは、2002年に変わっているものですから、早くから予告がされていたと。

このことに対して、たくさんの不安の声が寄せられていたわけです。

結局、昨年の11月、厚生労働省は、全国的な反対運動の広がりの中で、削減対象を一律にみんなするというのではなくて、障害や病気など、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲が見られないものということに限定して、事実上、就業意欲がない母親はほとんどいないからと。そういうことで凍結になったというふうに、経過としてあるわけです。

幕別町で、この就業意欲がないということで、減額されている人がいなければいいなというふうに思ったわけですが、今、ご答弁の中で、そういった方はいないということを知って、大変安心いたしました。

ただ、やはり懸念されることというのは、私の中では1点ありまして、この就業意欲がないということなのですが、この基準があまりはっきりしていないのではないかなというふうに思うわけです。

児童扶養手当の手当て削減対象になる母子家庭に対して、児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせというお手紙が、この春届いているというふうに聞いております。

その中では、そのお知らせの中身が、就業意欲が見られないという人を割り出すような、そんな中身になっているということが耳に入っています。

手当を受給者に、就業中か求職活動中か、または、身体または精神の障害があるだとか、そういったことの照明できる書類を提出すると。

それが出せる人はいいのですが、できない場合は、市町村の窓口で相談に来ることになっている。

この市町村の窓口での対応についてなのなのですが、今はいない。これからは出るかもしれない。

どういった方をこの窓口で、就業意欲が見られないというふうにするのか。

こんなふうなイメージだということで結構です。

実態がないわけですから。

ご答弁いただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 今年春から5年を経過する対象世帯に文書を発送させていただいています。

広報誌にも2回掲載して、その都度申請をいただいているところですが、窓口で相談に来られた方もおりますし、件数は今、ちょっと把握しておりませんが、提出期限が迫ってきているにもかかわらず、申請を出していただいている方については、こちらからお電話かけて、実態をお聞きして、わか

らないことあれば、その都度ご相談に乗っているという状態であります。

ご質問いただきました就労の実態がないというところの把握につきましては、今まではありませんでしたし、今後も、例えば、就労の実態がない、ハローワークに登録していただくとか、そういう仕事を探していただくということもご指導なりしていきたいというふうには考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） この最大半減されるというのは、ですから、何としても働きなさいよというような、そんなペナルティ的な意味合いが、文言からは読み取れてくるのですよね。

働けないから半減ということであれば、ますます生活状況は厳しくなってしまう。そういうことになるだけです。

これからも、しっかり相談にした方に、きちっとしていただいて、対象となる方全員が、減額されることなく支給されるようにしていただきたいなというふうに思います。

それでは、福祉灯油事業の方に行きたいと思います。

一般質問の通告の締め切りの後、新聞報道で、導入を決定した市町村が79あると。

その中に、幕別町も入っていて、これもほっとしたところでした。

まずは、この点は評価させていただきたいというふうに思います。

道から出た資料を見ると、去年は最終的に、幕別町では728世帯の住民税非課税の高齢者世帯、障がい者、母子家庭、そういった世帯に、2,600円の灯油、福祉灯油引換券が配られたということになってい

ます。大きい金額ではなかったけれども、少しでも温かい冬を過ごしたいと願う町民にとっては、大変喜ばれる事業であったというふうに押さえております。

今年も実施されるわけですから、あとは次、中身の問題になってくるわけです。

質問させていただいた1番目、2番目については、了解いたしました。

それで、3、4について、実施のされ方について、質問させていただきたいと思います。

支給対象が、身体障がい者世帯、高齢者世帯、母子家庭であるわけですから、役場や支所に出向くということが結構な労力となってしまいます。そういった申請者はいたであらうと思います。

そして、そうであったというふうに、実際に耳にしているところであります。

2007年度の幕別町福祉灯油支給要項を見ると、ご答弁にもいただきましたけれども、町の3施設のどれかに出向いて、申請手続きをすることが基本になっていて、そこで交換券をもらう。

そして、町長が指定する事業所に行くなり来てもらうなりして、灯油を入れてもらって、そして、引き換えるということになっているわけです。

このやり方についてなのですけども、役場職員にとっても、それから、住民にとっても、工夫の余地があるのではないかなというふうに思いました。

ご答弁の中でも、若干のその件については具体的には触れられているところありましたが、町民の中からは、例えば、札内支所に申請に行った方の例ですけども、申請に行くと。そしたら、コーナーがあって、3人の職員が当番で配置されていたと。その当番表も組んでいるということは聞いておりましたが、でも、たくさん来るときは3人でも大変なときってあるのでしょうか、その方は一人だったのだそうですよ。

ですから、職員が余っているような印象を受けてしまったというようなことがありましたし、それから、今言いました町長が指定する事業所と限定されることによって、すごく、住民にとっては不便があったと。そんなことが聞いていましたし、灯油以外の手段で暖をとる人には対応できないという制度でもありました。

例えば、芽室町なんかでは、薪ストーブの方についても、灯油券で対応していたというふうに聞いております。

窓口に出向かなくても申請ができる仕組み。

それから、引換券とうことだけでなしに、例えば、申請があった人に振り込むなど、そういったよう

なことであれば、今言いました薪だとか石炭だとかオール電化だとか、それから、ペレットなんていうような家庭もあるのかもしれない。

対応ができるのではないかというふうに思うのですけども、工夫するという点については、今、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 本人が出向いて、引換券をもらう。

これは中には身体的に不自由な方もいて、大変だということも確かにあるのだと思います。

ただ、そうかと少なくとも、町のお金、引換券というのは金券ですから、これをただ郵送でポンと送ってやって、あとは自分でやってくださいということには、やっぱりなかなかずらい。

やはりあくまでも、こういう制度は、本人が申請をして、それに基いて、町として引換券を渡す。

しかも、その相手は、いろいろ批判もあるのかもしれませんが、私はやはり町内業者に限るべきだというふうに思っております。

ですから、大変なこともあるし、例えば、これを逆に、郵便で送るとするならば、これはただ封筒に金券入れて送るということにはなりませんから、書留か何かで送って、領収書をもらうというような形になるのですけども、これらも今検討はしています。

例えば、それでは、その部分は、書留の代金は皆さんの方からいただきますよというようなことが可能なかどうか。

これも今検討課題であります。

それで今、去年まで3カ所だったものを、例えば、幕別のコミセン、札内北のコミセン、あるいは南のコミセン、何箇所かに増やすことによって、ある程度、そういうことが便宜が図られるのかなといったことも、今、一つ検討課題、忠類も福寿だけでなく、もう1カ所かどこかあれば、そういったことも考えることが必要なと。ということは、今後の今の、今年度に向けての、今、研究課題として、これから内部で協議させていただきたいと。

ただ、券を送ってしまっても終わりだということには、やっぱりならないというふうに思います。

それとお話ありました。

これはあくまでも助成という感覚からいきますと、本人にお金を振り込んでしまうということにはやっぱりならない。

灯油を買った方に対する助成ということで、仰られるとおり、薪の人もあるし、ペレットの人もあるし、今、オール電化の人がいるのですけども、オール電化の人は北電へ券持っていったってどうもならないので使いようがない。

でも、中にはいるかもしれませんが、返ってはいかないのですね。券は。

それはそれでいいのですけども、ですから、そういったところへの気配りというか、配慮が、今のこの制度の中で、どこまでできる。

昔は石炭がかなり多かったものですから、石炭の券も別につくって出した経緯があるのですけど、今、本人が申請するので、私は灯油でなくて石炭の券がほしいといったら、それが出ることの可能性もあるわけなのですけども、ただ、オール電化の場合は、それではどうするのだということも、一つあるわけでありまして。

それと、福祉灯油の根っこは、確かにいろいろなことがあるのかもしれませんが、灯油が急に上がったというところに、今、一つの原因も、実施する原因もある。

それと、もう一つは、国は去年は特別交付税でしたけど、北海道は地域政策補助金の一部で調整をした。

昨日、私ちょっと40万と言いましたけど、60万だったのですけども、それ、今年、今、北海道道議会の予算、当初1億プラス2億で、今、3億でやろうとしているわけですが、それがどこまでくるのか。うちが1,000万払ったって、2分の1来るかどうかわかりません。

去年と同じように、打ち切りだと。100万で終るかもしれませんが。

そういった制度との照らし合わせの中で、実施をしている。

それから、もともとの福祉灯油は、お話あったように、社会福祉協議会で、民生委員の皆さんのご協力をいただいて、今までやってきた経緯もあって、そうした中で、去年初めて、額の問題もありますけれども、実施したと。

昨年のことを反省しながら、よりよい方向で、これから今、内部で詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今、9月議会でありますけれども、これから、また今年の福祉灯油の要綱が煮詰まって、決まっていくのだと思うのです。

まず町民にとって、それから、担当する職員の方、地域の方にとっても、効率のいいやり方、利便性のあるやり方を、議論の中で作って行っていただきたいというふうに思います。

それでは、生活保護世帯への拡充について、質問させていただきたいと思うのですが、まず考え方なのですが、厚生労働省、福祉灯油助成については、生活保護受給者の収入として認定しないということにしていると。

そして、生活保護法による保護の実施要領で、収入認定されない助成額の限度は8,000となっている。要するに、8,000円までは、収入としない。要するに、基準の額を超えると、それは戻さなければだめなものですから、でも、それは8,000円を超えても収入認定しないで、それは認めるということなわけなのです。

この冬期加算があるからいいだろうということの議論なのですけれども、今の灯油価格は、平成16年の4月1日に、厚生労働省がいくらで、この16年度はやりましょうというふうに決めてきた金額。これがずっと毎年4月に幾らということの指示があるわけですが、この19年度についても、同じ額でやってきたということで、社会保険福祉事務所の方で確認させていただいたのですけれども、言っておりました。

16年にこの数字が出たときには、15年度よりも金額を下げて、あまり大きくは変わらないのですけれども、冬期加算について、額が定められてきたと。

家庭によっては、高齢加算や母子加算が削られている中で、さらに冬期加算も減額されて、ずっと灯油価格に関係なく維持されてきているということの中では、そしてさらに物価が値上がりしているということの中では、もう生活保護の方は大変な生活の状況に置かれている。

そのように思うわけなのです。

ですから、それがいいという、そういうことにはならないのだというふうに思うのですよ。

8月末の時点で、昨年よりも3月、灯油代が高い。何としても福祉灯油を、生活保護受給者の方にも拡大すべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

昨年は道内では、26の自治体が行われた。

そして、十勝でも6自治体を実施した。

幕別町はそうではなかったわけですが、この中に入る。幕別町は今年実施する。そうあるべきというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 生活保護世帯に係わっての福祉灯油でありますけれども、前段申し上げたのは、基本的にはそういうことがあるのだらうと思いますし、もう一つ、先ほど言いましたけど、道の補助要項の中で、まずそこで生活保護世帯は除くというふうにされているものですから、どこの町村も、まずは生活保護世帯は除くのかなというようなことがありました。

たまたま昨年も、町村長なんかの集まりのときには、はじめ実施する。生活保護世帯にも実施するといったのは、1町村だけだったのですけれども、終ってみますと、官内19市町村で6市町村が、大体3分の1が実施したという結果となっております。

おそらくその結果からいくと、今年あたりまだ増えるのかなということも考えられるものですから、先ほどの答弁申し上げましたように、私どもそういったことも含めながら、この後、検討していきたい

などというふうに思っております。

ただ、道の補助は、今言うように、恐らく対象にはならないのだろうというふうに思っております。

それと、8,000円の収入認定が、私どもは8,000円を超えたら、8,000円になると、収入認定がされるのだというような押さえがあったのですけれども、それが全くないということになるかどうか。ちょっと確認をしてみたいというふうに思いますけれども。

仮に8,000円が収入認定されるのであれば、これまたちょっと保護者の人にとっても、町から8,000円の券いった分、保護費から8,000円引かれたら、結果的には何もならないのかなど。逆に自由に使えるお金8,000円もらった方が、灯油の券よりはいいのかなというようになるのかなと思うのですが、そうでなくて、全く認定されないということがあれば、それは、今お話ありましたので、ちょっとそれらも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） その8,000円の収入認定されていない件については、私は、それはされていないというふうに、私なりに調べて質問させていただきます。

ぜひ、確認をしていただいて、条件を作っていただきたいというふうに思いますし、道の補助要項で除外されている。このことも承知しています。

そのことで、質問をさせていただいているところであります。

次に、助成額の大幅な拡大についてでありますけれども、昨年度の幕別町の1世帯2,600円という金額は、厳寒の地としては十分ということにはならなかった数字でありました。

60万円、人口1万人から3万人の自治体は、道から60万円の助成がされた。これは芽室町と同じわけですが、芽室町は、ほぼ、人口規模小さいですから、ちょっと少ないですが、1万円の福祉灯油の助成がされたけど、幕別町はそうであったということになってしまう。幕別町のその福祉灯油にかかわる姿勢が、また、いろいろと問われてくる。そんなことになってしまうのではないかなというふうに思うわけです。

何回もこの質疑の中で出ていますように、道の補助金ですが、1億については、もうすでに議決されていた。2億円の補正が今、始まっています。道議会でもって、案として出されていて、審議に入っているということで、認識しているところであります。

仮に、3億円となった場合、昨年の道の補助金の総額というのが、8,570万円ということでした。

ですから、今年3億となったら、3.5倍という数字になるわけです。

そのうち幕別町に幾らくるのかわからないということの話でありましたけれども、仮に60万円の3.5倍であれば、単純にですよ。200万円を超えて、これだけで去年の幕別町の福祉灯油の事業の総額を超えるということになってくるわけでありました。

ですから、今、単純なということでお話しましたが、当然、他自治体との比較においても、大幅な金額の増額を求めていきたいというふうに思うのですが、これもこれから議論されていきます福祉灯油の実施要綱の中で、多いに議論していただいて、一人でも多くの町民の方、一人でも多くの町民の方というか、暖かい冬を迎えられるようにしていただきたいなというふうに思うのですが、

ですから、質問という形でまずは終わらせますけれども、増額すべきであるということをお願いしたいのですが、再度すべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増額については、去年2,600円という額であります。

これは根拠は、たまたま12月1日の灯油の実勢価格が、平成18年度が73円だったものが、平成18年度では99円まで上がった。

その差が26円あって、掛ける100リットルで2,600円ということになった。

ただし、それは町がやった福祉灯油、社会福祉協議会は、従前どおりでありますから、恐らく9,900円か9,000円を何十世帯かに出したということでありました。

一覧表になってきますと、町の方だけしか出てこないの、社会福祉協議会などが出ないのですけど

も、そういったことでいきますと、今年だってもうすでに120円台までいくと、それと18年度の73円に比べれば、すでに五十何円の差があれば、去年と同じでいっても五千幾らということにはなるのですけども。それだけでいいのか。あるいはさらに加算する必要があるのかどうかと。

これは先ほど申し上げましたように、この後、今、道の補助要項なり、いろんなことを見ながら、対応して金額を決めていきたいと思っておりますけども。

お話し申し上げましたように、1,000世帯ほどの対象者がいるわけでありまして、仮に差額5,500円、5,700円としたら、570万いて、そのうち210万かいくらが道からの補助金。そしたら、差額は、町の持ち出しというようなことになります。

そういったことも含めながら、去年よりももちろん下がるとかということはありませんし、去年よりどこまで上回るかということは、今の段階ではわかりませんが、精一杯努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

(11:54 休憩)

(13:00 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 通告に従いまして、2点について伺います。

1、季節労働者支援について。

北海道は、積雪寒冷という自然条件により、建設業を中心に、農業・林業・コンクリート製品などの製造業に従事している労働者が、厳冬の3ヵ月から4ヵ月、失業を余儀なくされています。

さらに、仕事や賃金は減少し、物価や石油製品の高騰が追い討ちとなり、生存ラインをも脅かす深刻な状況も生じています。

財務省は、雇用保険特別会計の積立金残高が5兆円近くに達していくことから、国庫負担を廃止する検討に入ったとされています。

雇用保険特別会計への国庫負担廃止は、失業に対する国の責任を放棄することにほかならず、許されないことです。

全国的に給付額が減っているとされていますが、労働者の失業中の生活保障である失業給付は、度重なる雇用保険法の改悪によって、給付日数が減らされてきました。

季節労働者が活用していた季節労働者冬季援護制度が昨年度で廃止され、雇用保険の90日支給が特例一時金50日となり、さらに40日に削減され、季節労働者の生活が困難な状況に追い込まれています。

特例一時金の削減と冬季技能講習制度の廃止は、貧困と格差を一層拡大するものです。

国・厚生労働省は、昨年度から通年雇用促進支援事業など実施していますが、労働者の所得保障にかかわるものが認められないため、有効な対策となっておらず、極めて不十分です。

冬季の失業に対する就労対策・所得保障など国の追加対策が求められております。

したがって、次の点について伺います。

①通年雇用促進支援事業で通年雇用となった人数は。

②通年雇用促進支援事業の内容を季節労働者の実態に即したものに改善するよう国に求めていくこと。

③雇用保険を当面50日給付にし、さらに90日給付復活を国に求めていくこと。

④雇用保険特別会計への国庫負担廃止を行わないよう、国に求めていくこと。

⑤町独自の雇用対策の拡充を。

2、燃油の高騰から業務委託業者を守る手立てを。

原油価格と石油製品の高騰は、農業・漁業はじめ、中小業者などに深刻な影響を与えています。

同時にガソリンや物価の相次ぐ値上げなど、国民も影響を受け、これからの暮らしに不安が広がって

おります。

原油・物価高騰は、世界の巨大投資銀行関連ファンドなどが投資している投機マネーが、商品価格を暴騰させている大きな要因であり、世界的な投機の規制が求められています。

しかし、政府は規制どころか逆に容認の立場をとっています。

このような現状から町民全体に与える影響は大変大きく、もはや、個人の努力では営農や営業・暮らしも守りきれません。

国に対して規制を求めて行くとともに、行政として直接の支援策が必要です。

今年度、業務委託の契約が更新されましたが、特に公園管理等の業務委託は全ての作業は機械施行になり、燃油の高騰で経営が危機的な状況にされ、契約時より燃油価格の高騰分の補てんが求められています。

したがいまして、次の点について伺います。

①国に投機マネーに対する姿勢を転換し、実効ある規制を強化するよう求めていくこと。

②業務委託業者に燃油価格高騰分の補てんを行うこと。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、季節労働者支援についてであります。

ご質問の1点目、通年雇用促進支援事業で通年雇用となった人数についてであります。平成19年度におきましては、十勝北西部通年雇用促進協議会を構成する8町の管内で12名の方が通年雇用され、そのうち本町からは2名が雇用されております。

ご質問の2点目、通年雇用促進支援事業の内容を改善するよう国に求めていくことについてであります。この支援事業は、国の委託により、季節労働者の方が通年雇用されるために、資格取得支援や各種相談業務等を実施しているもので、直接給付につながる事業は認められないこととされております。

このため、町独自の取組みといたしまして、建設工事等平準化対策事業及び短期・臨時就労支援事業を実施し、冬期就労につながる対策を講じているところであります。

このようなことから、一人でも多くの方が通年雇用される事業となるよう、改善点や拡充すべき点がある場合には、国に要望していかなければならないものと考えているところであります。

ご質問の3点目、雇用保険を当面50日給付にし、さらに90日給付復活を国に求めていくことについてであります。雇用保険特例一時金につきましては、北海道の季節労働者の方にとっては、生活を守る上で大変重要な一時金となっております。雇用保険法の改正により、残念ながら、給付基準が50日相当分から30日相当分となり、当分の間40日相当分となったところであります。

こうした法律の改正に対し、50日相当分の復活を望むことは、大変難しいものと考えております。

したがいまして、現在確保されている40日相当分を継続させることが、優先課題と捉えており、町村会などの関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、雇用保険特別会計への国庫負担廃止を行なわないよう国に求めていくことについてであります。一部報道では、そのような動きも懸念されるとの情報もありますが、現時点においては正確な情報を把握しておりませんので、今後、国の動向を注視しながら、対応すべき場面がまいりましたら、対応に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、町独自の雇用対策の拡充についてであります。従前から実施いたしております道路の清掃業務や除雪業務に加え、平成19年度には、新たに町道の支障木伐採事業を短期就労事業として実施いたしましたところであります。

今後におきましても、これら3事業を継続して実施するとともに、これら以外の業務につきましても、冬期施工が可能かどうかについて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、燃油の高騰から業務委託業者を守るてだてについてであります。

ご質問の1点目、国に投機マネーに対する姿勢を転換し、実効ある規制を強化するよう求めることについてであります。

原油価格が高騰している背景には、いろいろな要因があると言われておりますが、一つには、中国やインドなどの新興国で高い経済成長が続いて、ガソリンなどの石油製品の消費量が急激かつ大量に増え、原油需要が世界的に急増していることと、一方では中東諸国を中心とする産油国では、世界的な需要増に合わせた増産が難しい面もあることなどにより、需給関係のバランスが保たれていないことが、原油価格高騰の要因ではないかとも言われております。

また、投機筋が、サブプライムローン問題で混乱した市場から資金を引き上げ、値上がりを見込んで原油市場に資金を投入するという動きが活発化してきていることも原油価格の高騰を招いている原因であるとも言われております。

いずれにいたしましても、世界的な規模での各種要因が絡み合っただけの結果として、今日の原油価格の高騰という状況になっているものと考えられるところであります。

私ども地方公共団体といたしましては、政府レベルでの対応を期待するものであります。

昨日の前川雅志議員にもお答えいたしました。十勝町村会といたしましても、本年8月に独自の取組みとして、北海道知事に原油価格高騰に関する要望書を提出し、要請活動を行っているところであります。

今後とも機会あるたびに、要請活動をさらに継続してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の2点目、業務委託業者に燃油価格高騰分の補てんについてであります。

公園等の管理業務などに係る36件の業務受託業者の方々には、燃油の使用量削減などによる工夫を始めとし、いろいろな方策により自助努力もされていることと推察いたしておりますが、経費増により大変ご苦労をされているものというふうに思っております。

昨日のご質問にもお答えさせていただきましたが、昨年入札等を実施した委託業務に係る契約における設計金額につきましては、契約書の中で町は、契約期間中毎年3月に当初設計の積算方式により、直近の関係単価を置き換えて算定し、設計金額が適当であるかを確認する。という内容を規定し、さらに、委託料につきましては、設計金額の確認により算定した額が、当初の設計金額に対し5%を超える変動がある場合は、協議の上、次年度に係る委託料を改定することができる。という契約内容になっているところであります。

こうした契約内容を踏まえ、また、8月からは燃油の単価も若干下がっております。今後、価格がどのように変動していくのか、まだまだ不透明なことではあります。また一方の労務単価が昨年より下がっている状況なども考え合わせますと、平成20年度分に係る委託料につきましては、当該年度中に見直しすることは難しいものと思っております。

なお、平成21年度分の委託料につきましては、委託契約に基づき検討をいたしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは、質問の一つ、季節労働支援についてですが、1番目から順に追って再質問をしていきたいと思っております。

今、幕別町では通年雇用、2人、このようにご答弁されておりますけれども、この人数に対して、どのように町長はお考えになっているのでしょうか。

また、これからその通年雇用、目標はどのくらいにし、そして、人数を増やしていく。そういう目標をどのように定めているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 構成します8つの町の中で、全体で50名程度を毎年通年雇用に結びつけるようにという目標で、事業を実施しております。

結果として、12名でしたけれども、基本的な考え方は、50名を目標として、今年も実施しているところであります。

2名については、私どもの町の季節労働者の数が850名ほどおられますけれども、その中での2名です

けれども、8町の中では実績が0の町もございますので、決して多い数字ではありませんけれども、今後、伸ばしていけるように、協議会と努力を重ねてみたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 850名中の中の2名ということですが、この冬期講習制度がなくなってから、本当に季節労働者の方々は、大変な生活が状況に陥っております。

そういう中で、2名ということでは、非常に少ないのではないかというふうに思います。

今、お答えの中の0の町村もあったということですが、目標はそういうことではなくて、しっかりと雇用を広げていくということが大事なことでありまして、事業所にかかわる事業所に、この制度を周知徹底し、雇用の拡大を図っていくことが大事だと思いますが、今後、その点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 協議会の方では、季節労働者の側に立って、もちろんおりますけれども、企業に対してもセミナーの実施などをいたしまして、通年雇用に結びつくようなご努力をいただきたいというふうに、PR、宣伝をしているところです。

なかなか企業も、特に建設業につきましては、厳しい状況にあるということから、このストレートに数字が増えるというふうになっていない現状がございますけれども、PRに努めたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） この対象になる季節労働者は、建設業だけではなく、農業ですとか林業、コンクリート製品ですとか、そういうところにも対象になりますから、そういうところにも目を向けて、対策をこれから考えていくことが必要ではないかと思っておりますので、ぜひ、ご検討お願いしたいと思います。

次に、2番目ですが、季節労働者、通年雇用の促進事業の内容を、季節労働者の実態に即したものに改善をとということですが、この答弁書の中では、この制度はそういう対象になっていないというお答えです。

ですから、改善を求める質問をしているわけです。

このままであれば、何も質問する必要はないわけでありまして、私はこの答弁書を見たときに、本当に季節労働者の生活実態を押さえられているのかどうなのか。その点を疑問に思っているところです。

今、この通年雇用促進の事業は、国予算としては、平成19年度、3億2,000万円の予算で、実際に使ったのは2億1,000万。約1億残っているということになると思う。私の資料では。

それであれば、この制度の改善をしていく。季節労働者の生活支援にまわしてく。このように制度を変えていくことを、求めていくことも必要ではないかと思うのです。

その内容としては、生活支援にまわしていくということが大事だというふうに思っております。

今のこの制度では、自治体独自の政策。例えば、今、町長ご答弁になりましたが、3つの町独自の支援ありますよね。

そういうところにも運用できるようにすれば、町の財政だけでなく、そういう予算もきっちり使っていけることができるのではないかと思うのですよね。

ですから、そういうような具体的な提案も必要だと思います。

それで、この制度では、例えば、技能講習を行う、ここに資料もありまして、そういう技能講習も受けるというふうになっておりますけれども、例えば、フォークリフトですとか、そういういろんな技術取得ありますよね。

そういうのでも、助成は50%で、交通費とかそういうものは出ないのですよね。

ですから、そういうことにも、予算が使えるような、そういう政策に変えていくことが必要ではないかと思うのです。

ですから、そういう点で国にしっかりと自治体独自の施策にも活用できるように、改めていく。そういうことが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃれますとおり、ただ、今の状況では、野原議員がおっしゃられるような要望改善運動というのが、現実にはなされていない。

あくまでもこの制度の中で、どうあるべきか。

そして、より先ほど課長が答えたように、より通年雇用を増やしていったり、安定した事業を抱えていくことが、この団体、協議会の役割だということから、こういう答弁書になったのだと思いますけれども、私が思うのは、そういったことはそういったことで、確実に前進していかなければならない。それには、仰られたようなこと。さらにその制度を維持していくためのことと、今の制度をより以上のものにしていくために、求める国への制度改善。これは両方あるのだろうというふうに思いますので、恐らくこの制度もできて1年の経過ですから、まだまだこれからいろんな問題も課題もあるのだろうと思いますけれども、そういったことも十分踏まえながら、対応をしまいたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） ぜひ、この制度、事業者だけではなくて、季節労働者の生活実態も把握いたしまして、そういうところにも十分光の当たる制度に改善していく。

これはスタートして1年ということでありますから、その季節労働者の実態を一番把握できるのは地方の自治体だと思うのです。

ですから、そういう生活実態も踏まえた上で、制度の改善を求めていくということは、地方だからできることだと思います。

実際に、今、お話しましたように、予算も残しているということですから、それを活用できるような制度になるように、ぜひ改善を国に求めていっていただきたいと思います。

次に、雇用保険を50日、さらに90日ということですが、今のところは、30日から40日に引き上げていったと。改善させていったと。

それで、それを継続させることが、再優先課題と答えております。

それはそのとおりだと思います。

けれども、今、季節労働者の生活実態、どのようになっているか。幕別町独自でこの850人の方の状況を実際に把握しているのかどうか。

その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 直接アンケート等で、生活実態について調査したということは、ちょっとやっております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 私は、道の方のNPO法人の建設製作所北海道センターが、昨年12月にアンケート調査をしております。

その調査を調べて、資料に、手元にありますので、それが幕別町の実態に即すかどうかわかりませんが、北海道全体としては、どういう状況になっているかということでは、昨年度、全く働かなかったと回答した人は16.9%。

それから、年収が200万円以下の方は、全体の69.8%。約7割です。

それで、年収が100万円未満の方は25.8%、約3割。

そして、この中で生活保護を希望するという方も、約29%になっているんですね。

ですから、この季節労働者の生活実態が非常に困難になっているということが、この調査の中でも明らかだと思います。

これが即幕別に割合が当てはまるとは思いませんけれども、これに近い状況にあるのではないかと思います。

ですから、この特例一時金が、40日ということは、この3カ月、4カ月冬場の生活が非常に困難にな

っているとは、もう明らかではないと思います。

ですから、大体40日といいますと、平均20万です。約20万です。

これで冬を越さなければならぬのです。

こういう状況を踏まえますと、やはり支援策が必要だと思ひますし、給付を当面50日に戻して、失業保険90日に戻していく。これが大事だと思ひております。

幕別の季節労働者に聞きますと、やはり一番何が今、季節労働者に必要か。生活実態から考えて何が必要かというふうに聞きますと、やはり失業保険を90日戻して欲しいというのが、そういう声が多いのですね。

ですから、そういう声も、生活実態から見て、この北海道の地方からしっかりと国に挙げていくということが大事ではないかと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 長くこの冬期労働者に対する支援事業が続いてきて、文字どおり季節労働者の冬期間の生活を守るといふような制度がきていた。

何回も間で期限が切れたやつが延長延長でずっと来ていた。

我々もそういった運動を今までも続けてきた。

それがなかなか最終的には、国の財政なんか問題もあったのかもしれませんが、理解を得ることなく、今のような再編に変わってしまった。

それが、最近の、昨年からスタートした通年雇用促進支援事業に変わってきたということでもあります。

そういった意味では、労働者の皆さんからすると、やはりその、今一度90日の給付ということは、望まれる。そのことも我々も理解しないではないし、できれば、そうあってほしいと思ひます。

しかし、現実的な対応とすると、なかなかそれは難しいのかな。

我々も今、いろんな町村会の中で、先ほど申し上げましたように、何とか季節労働者対策を充実してほしい。運動の中で、要望の中では、今の一時特例金さえ、将来なくなってしまうのではないかという心配の中では、先ずはここは、それを今、現状では維持していくための運動といふようなことで、なかなか仰っていただけたようなその90日に戻すための運動といふところまでは、現実にはいっていないのですけれども、気持ちとしては、私ども、労働者の皆さんの気持ちといふのは、理解は十分しているつもりですけれども、なかなか実際の運動になってくると、何とか今の一時金を、もうこれ以上なくなならないといふような運動が、今の状況だといふことも、一つご理解をいただければといふふうに思ひます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 運動をずっと続けているということもありまして、運動自体も声が大きくなったり小さくなったりしているという状況も確かにあります。

けれども、生活実態からみると、本当に生活は大変なのですよね。

ですから、これは一つの地方自治体だけでは解決できない問題であります。

それで、やはり生活実態の格差がどんどん開いているといふのも、現実でもあるのですね。

ですから、しっかりと地方から声を挙げていく。

町村会ですとか、そういうところからも、声を挙げていくということが、途切れなく挙げていくということが大事ではないかなといふふうに思ひます。

それで、今、4番目のところに入りますけれども、国の方で、失業保険にかかわる、雇用保険の国庫負担の全廃を検討しているといふ、これは一部報道なのですけれども、まだ制度としてそういうものが確立されたといふことではないのですけれども、報道としてされているのですね。

そういうときに、いち早くキャッチして、やはりそういうことでは、ますます暮らしが大変になるということ、いち早く対策を考えていかなければならないと思ひますが、ここのご答弁の中では、現時点では正確な情報を把握しておりませんので、今後、国の動向を注視しながら、対応すべき場面がまいましたら、対応に努めてまいりたい。このように答えておりますが、この対応すべき場面がまいましたらといふのはどういうことなのか。

そういうことが実際に決まってしまっただけからの対応では遅すぎると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 国庫負担が、5兆円があるから、国庫負担を廃止するというような一部報道があって、ただ、そのことが町村へこういう状況で今後進んでいくというような、あるいは、国がこういう方針だというような、そういったものが一切今の段階ではないということですから、何もない中ではなかなか動けないので、国がそういった方向を出したとき、あるいは、それが出される時、あるいは、他団体、他関係機関等が同じように、これについて反対して動いていこうと。そういう場面に、当然、我々どもも、町村会なりの一員、あるいは、労働者の皆さんとともに、そういう場が来たときに、同じように行動をして反対運動をしていこうという意味で、答弁させていただいた。

決して、全く決まってしまうまで動かないとか、そういう意味ではなくて、あくまでもその状況を見ながら、対応をしていきたい。そういう思いであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 雇用保険のその国庫負担、黒字になったから、国が雇用保険の財政に、国の負担を入れない。こういうことになってくるのであれば、今までどおりに雇用保険をしっかりと国の負担を、そのままにして、今、90日の雇用保険を、今、特例一時金として40日になりましたよね。

それを90日に戻すという、こういうこともしっかりと国の方に伝えまして、国の国庫負担を減らさないで、そういう対策を必要ではないかということも、意見を挙げていけば、十分に可能性はあるのではないかと。そここのところをきちっと対処していくことが大事でないか。

そうすれば、90日に復活することも可能になるのではないかとと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申しあげましたように、長年続いてきた90日の一時金制度が新しい制度に変わっていった。

それは今もう一度、下から積み上げて、運動を積み上げていくことによって、もう一度戻せないか。そういうお話かというふうに思いますけれども、先ほども言いましたように、現実的には厳しいものがあるというようなことが、町村会なんかの動きの中では出ているようであります。

そういったことが、もちろん町村会もそうでありますし、6団体、あるいは、季節労働者の皆さん方の団体そのものも、いろいろな動きがあるのだろうというふうに思いますけれども、そういったところが一体となった中での動き、要請活動でなければ、なかなか進んでいかないのだろうと思いますから、そういったところとの動向なども見ながら、私どもも対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） その点はぜひ、強力に進めていっていただきたいと思うのです。

やはり、北海道は本州や何かと違いまして、積雪寒冷という特別な気象状況がありますので、そのところは、しっかりと伝えていくということが大事ではないかというふうに思いますので、ぜひ、声を大きくしていっていただきたいというふうに思います。

それと、5番目ですが、町独自の雇用対策の拡充ということで、ご答弁の中では、道路の清掃事業、除雪作業、それから、町道の支障木伐採、これは今年からの新しい事業ですね。

この中で、どのぐらいの季節労働者の方が実際に従事しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） まず除雪でございますけれども、登録されている方は10名でございます。

それから、清掃業務につきましては、延べ177人の方になってはいますが、6日間でございますので、30名程度になっております。

それから、支障木でございますけれども、13名の方が7日間働いていただきました。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） この事業なのですから、どのように季節労働者の方に周知していたのか、その点お聞きしたいと思うのですが、このお知らせですか。それだけであれば不十分だと思うのですが、実際に季節労働者対策として、この事業が行われているということを知らない季節労働者の方もいました。実際に。

ですから、どのような周知の仕方をしたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） まず、媒体としては、町の広報誌が全てでございましたけれども、そのほか、実績のある団体にも、直接その要項を含めたものをお送りして、広報活動をお願いしてありました。

ただ、行き渡っていないということがあったかと思っておりますので、さらにPRに努めたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） この町独自の雇用対策ということでも、さっきの中で質問もしているのですが、このところの町独自の予算だけではなくて、今の制度、利用できればもっといろいろな事業も拡大していけるのではないかと思うのですね。

例えば、今、除雪、ここ10名ってお答えいただいていますけれども、例えば、要望の強い、一人暮らしの高齢者のところの除雪車が通った後の角のところの除雪ですとか、それから、十字路の除雪ですとか、そういうところも独自に新しく事業拡大もしていけるのではないかというふうに考えておりますので、ぜひそういうところでも、その季節労働者に直接支援できるような制度に改めていくということでも、この事業の拡大ができるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 他の町の事例によりますと、例えば、冬のイベントに労働力が必要などころについては、それを季節労働者の方にお願ひするだとか、新たな掘り起こしをしている町もありますので、そういう場を設定した中で、何か検討させていただきたいという答弁になっているかと思ひますけれども。

除雪に関しましては、今は主要な通学路、道について市街地のみの人力による除雪をやっておりますけれども、仕事、量が雪の降り方によるものですから、実績として例えば少なくなる年もございますけれども、今の考え方としては、その主要な道路、通学路だけということですから、事業を広げるという意味では、そういった検討もしてみたいというふうに思っております。

清掃等についても、道がさらに広げられるものがありましたら、中身として検討してみたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、燃油の問題なのですが、今、この燃油高騰の一番の原因は、私は生産している大きな大国とか、そういうところの消費とかというのをもちろん一つの要因でありますけれども、一番大きいのは、この投機マネーによる原油の引き上げ。そこが一番大きい要因ではないかというふうに考えております。

それで、今までの情報の中では、この投機マネーによりまして、原油が上がった。その割合は約40%がこの投機マネーによる引き上げではないかというふうに報道されております。

ですから、そこに対して、日本の国がイニシアチブをとってしっかりと世界に呼びかけて、投機マネーをしていくということが、原油の安定供給に繋がるのではないかというふうに思っております。

今、この投機マネーの一番の大きなところというのは、原油だとか穀物ですとか、そういうところに投機マネーが動いているという、そういう状況だというふうに報道されておりますので、そういうところもしっかりと声を挙げていくということが大事ではないかというふうに思うのですが、その規制として、どういうことを直接求めていくかということになりますと、投機マネーの代表格であるヘッジファンドですとか、そういうところの情報公開をしっかりと世界に発信する。

そういうことですか、それから、課税をしっかりとかけていくですか、そういうところにも、日本

から世界に発信していく。

そういうことも求めていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと話が国際的になってまいりましたけども、おっしゃられるように、投機場面が国際的であっても、最終的には町の燃油部材にまで繋がってくるということですから、もちろん関係ないということにはならないのでしょうか、やはり、我々からすると、そうした投機マネーによる高騰なんかを抑える。いかに安定した供給をしてもらうか。これはやっぱり国際交流といいますか、国際貢献といいますか、国のレベルでの経済政策という中で、対応してもらおうということが、当然大事なことなのだろうというふうに思っておりますし、そのために、地方として、何とか国に対する要望をするという状況かなというような思いでありまして。

投機の中身がどうこうと言われることまでいくと、ちょっと我々もわからない部分が多いわけでありまして。

まずは、安定して、そして、安価な供給をしていただけるような国と国との約束ごとといいますか、交流、貿易といいますか、そういった中で、国の方へのお願いをしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、業務委託業者に対する補てんなのですが、今年は業務委託契約では、最低入札価格が下がったということもありまして、その業者の経営が本当に困難になったという声も多数聞かれております。

その中で、その後、燃油の高騰が経営難に拍車をかけているという、そういう業者の声も多数聞かれております。

それで、特に機械作業をやっているところですね。

例えば、スクールバスですとか、それから、ごみの収集ですとか、公園の芝を刈るですとか、そういうところは機械作業というか、車を使う仕事です。

それで、この単価の試算というのは、機械掛ける1時間掛ける面積とか、そういうふうな試算で入札が行われていると聞いております。

そうなりますと、燃油の高騰が経営を圧迫しているというのは、もうそのとおりでと思うのですよね。

ですから、そういう中では、前川議員にもお答えになっているのですが、今年度は考える必要はないというふうに町長お答えになっているのですけれども、1業者の方の試算によりますと、4月から7月までなのですが、燃油が大体20%上がっているという。前年度と比較いたしまして。

ですから、そういうことも考えますと、やはり何らかの手立てを打つ必要があるのではないかなと思うのですが、やはり個々の業者によりまして、経営の状況はいろいろだと思うのですけれども、本当にこの経営が困難だということには、しっかりと懇談をしまして、対策も考えていかなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今の委託業務の中でいえば、公園管理の部分が油を使うところが多いといいますが、ほとんど公園管理のは人件費の方が圧倒的に多いわけですから。

機械類の燃油というのはそう多くはない。

多いのはやはり、スクールバスですとか、ごみ収集だとか、給食センターの配送。この3つがやっぱり圧倒的に燃油関係は多いわけでありまして。

その中でいいますと、公園管理なんかは16件ありますけれども、これは調査しても、まず5%超える、燃油だけでも5%超えるところは全くありません。

16社全てそれ以下でありました。

スクールバス、町営バス、こういったところへいくと、先ほど言いましたように、量が多いですから、どうしても超えている状況もあります。

ただ、4月から7月という話ありましたが、4月は逆にマイナス、大きくマイナスした時点であり

ました。

その後、また、道路特定財源に係る暫定税率が復活して、5月から上がって行って、8月からやや下がっているというような状況。

これがこの後どうなっていくか、先ほど申し上げましたように、まだまだ不透明でありますから、それらを見極めた中で、契約にありますように、5%を超えるかどうか、その辺を3月に精査させていただいて、来年度以降の契約に繁栄をさせていただきたいというふうに思っておりますので。

20年度中については、契約をやり直すというようなことにはならないというふうに、今、思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今年度はそういうお考えはないということでしたけれども、個別に対応されているということで、業者の声を聞いているということで、その点は安心はしているところですが、実際にそれが経営を圧迫するようであれば、やはり考えていかなければならないかなというふうに思います。

それで、この燃油の高騰、今ちょっと下火になっておりますけれども、これからどうなるかわからないという状況でもあります。

そういう点では、やはりそういう業者に対する対策は、きちっと考えていただきたいということです。

そういうことで、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14時ちょうどまで休憩いたします。

（13：44 休憩）

（14：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 通告に従いまして、2点の質問を行わせていただきます。

はじめに、幕別町中小企業振興条例の制定についてであります。

地域の経済状況は依然厳しい現状にあります。

全国的には、都市部において回復の傾向が見られているとされておりますが、依然厳しい地方の現状は、指標となる、例えば、有効求人倍率では、都市部が2倍近くにありながら、北海道・東北などでは1を下回り、経済面でも格差が開いています。

十勝の経済について、今年8月の帯広財務省が発表しております実態についても、公共事業は、前年比マイナス8%、住宅着工では、マイナス14.2%、小売店の売り上げはマイナス0.4%、雇用はマイナス0.6%と、どの指標でも前年を下回り長期化しています。

バブル経済崩壊後に疲弊した地域経済を振興する必要は、今、多くの人が感じ取っています。

幕別町では、経済対策の一環として、産業振興に取組み、この4月より企業誘致優遇制度を設け、企業開発促進補助金の実施を行っておりますが、さらに既存の企業も含めた全体的な地域産業振興対策が必要であると考えます。

地域経済振興対策として、中小企業振興条例を制定し、地域の企業と行政が一体となって取組む自治体が増えてきております。

すでに隣の帯広でもスタートしていますが、幕別町での制定についての考えを伺います。

1つ目は、4月開始の企業誘致促進条例に基づく取組みなど、実施の状況について伺います。

2点目は、幕別町中小企業振興条例の制定について伺います。

次、2番目は、地方財政健全化法の問題点と町財政の健全化に向けてお伺いいたします。

地方財政再生促進特別措置法の廃止に伴い、地方財政健全化法が施行され、2008年、この決算から適用となります。

財政健全化法は、単に財政の悪化した自治体に対して、早い段階から是正を促す仕組みを入れることだけではなく、この間の地方自治・財政を巡る国の制度改革である地方行革に連動し、地方交付税の削減や社会保障関係費の抑制を一層進めていくものとなっています。

そのため、すでに全国では、来年度以降、公共料金の引き上げが検討されており、各種手数料の引き上げは、実に124市区、下水道料金引き上げでは27市、水道料金引き上げでは11市が予定・検討と、マスキミの調査で明らかにされています。

画一的な財政指標に基づく早期健全化や自治体財政構造改革は、それぞれの地域・自治体の歴史や社会的・経済的条件に基づく自治のあり方や住民の生活権を損なうことが、この法のもとで懸念されています。

今日の地方自治体の財政悪化は、多くは国が公共事業総額630兆円の政策を推進させる一方で、三位一体改革の名による交付税の削減など、地方財政抑制を行った結果が大であり、これらの責任を棚上げし、そのしわ寄せを地方に押しつけるやり方は認められるものではなく、また、地方分権の精神にも反するものと考えます。

地方財政健全化のためには、国に財政保障機能を果たさせると同時に、自治体独自の住民と一体となった中長期的な財政の維持可能性を考慮した財政運営が必要です。

以下、次の点を伺います。

1、財政健全化法に対する認識について。

2、住民負担を前提とする財政計画は持つべきではないと考えるが、計画に対する基本的な考えはどうか。

3、起債の削減計画、また、内部財政統制機能の強化が必要と考えるがどうか。

4、第三セクターや公社に対する将来のあり方について。

5、公共性と経済性のバランスを重視した特別事業会計のあり方について。

また、6、住民への財政情報提供と参画。

7、ハードから維持管理・ソフトへの行財政運営。

8、国に対する財政確保の取組みについてであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、幕別町中小企業振興条例の制定についてであります。

ご質問の1点目、4月開始の企業誘致促進条例に基づく取組みなど実施状況についてであります。

本年4月以降、誘致のため接触しております企業は、全体で8社、うち4社は既存立地企業の増築計画などに伴うもの、残り4社は新規進出をしていただきたいと誘致をしている企業であります。

今後、これらの企業訪問と合わせ、多方面からの情報をいただきながら、なお一層、誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

2点目、幕別町中小企業振興条例の制定についてであります。中小企業の振興は、原材料の調達から関連機材、燃料などの消費の拡大や新たな雇用の創出など、町内における経済の循環や地域の活性化などの面で、さまざまな効果が期待されるところであります。

中小企業振興に係る施策を実施するまでのプロセスや、行政・企業・住民の関わり合いにつきましても、その自治体の規模や、立地している企業の業種、規模、数などによって、そのあり様は異なるものであり、また、これらをどういった方法で企業や住民の皆さんにお示しをするかということにつきましても、それぞれの自治体にふさわしい方策が採られているものと考えております。

道内におきましては、お話ありましたように、札幌市や帯広市など数市町村で基本条例が制定されておりますが、これらの条例をしてみると、中小企業振興の基本的方向、中小企業振興のための指針や振興策の策定、行政、企業、住民の役割など、中小企業振興のための理念、基本的な考え方を謳った内容となっております。

本町におきましては、行政として、既存企業の経営方針や要望などを的確に捉えるとともに、企業間

の連携や組織化を図る橋渡しの役割が求められているものと認識いたしております。

逆に、企業に対しましては、経営基盤の強化や従業員の待遇向上などに加え、企業の地域貢献についても理解を求めていかなければならないものと考えております。

また、町民につきましても、中小企業の発展が町の発展や自らの生活の向上につながることを理解していただくことが重要であると認識いたしているところであります。

町といたしましては、このような姿勢・考え方を念頭に中小企業振興に努めてまいりましたが、この思いは、基本条例の趣旨と何ら変わるものはないというふうに思っております。

基本条例の制定を全く否定する考えはありませんが、本町規模の自治体におきましては、前段申し上げました姿勢や考え方を踏まえつつ、多くの中小企業の会員を有し、住民に身近な存在となっており、商工会と一体となって、立地企業との間で、振興策や支援制度、雇用などについての意見交換、情報交換を行い、その結果を速やかに施策に反映していくことが、より機動的で柔軟な施策の展開ができるものと考えているところであります。

次に、地方財政健全化法の問題点と町財政の健全化に向けてについてであります。

近年、地方公共団体の財政運営がますます厳しさを増している状況であります。地方公共団体の財政再建に係る現行の制度は、昭和30年に制定された地方財政再建促進特別措置法、いわゆる財政再建法が根幹となっているものであります。

この現行の制度では、分かりやすい財政情報の開示等が不十分であること、再建団体の基準しかなく早期は正機能がないこと、収支の指標のみで将来の負債等が対象になっていないことなどの課題があることから、今般、地方公共団体の財政の健全化に関する法律いわゆる財政健全化法が制定され新たな制度設計が行われたところであります。

平成20年度におきましては、平成19年度の決算等に基づき、健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに公営企業に係る資金不足比率を議会及び一般住民に公表することが義務付けられており、本格的な施行は平成21年度からとなるものであります。

なお、新たな制度では、地方公共団体の財政状況の健全性について、健全段階、早期健全化を図るべき段階及び再生を図るべき段階の3段階の区分し、健全段階以外の地方公共団体には、健全財政に向けた取組みが求められるものであります。

この3段階の区分につきましては、健全化判断比率として新たに定められた実質赤字比率を始めとした4指標を積算し、それらの指標ごとに規定された早期健全化基準及び財政再生基準に照らして、各公共団体が位置付けされることになるものであります。

また、公営企業の経営の健全性につきましては、資金不足比率により判断されることとなっております。

ご質問1点目の財政健全化法に対する認識についてであります。新制度においては、地方公共団体の財政状況に関し、より多角的で明確な分析が可能となりますことや、健全段階であっても4指標等の数値により全国一律の基準で比較もできることなどから、我が町の財政指標の水準を再確認できることなどのメリットがあるものというふうに認識いたしているところであります。

ご質問の2点目、住民負担を前提とする財政計画は持つべきではないと考えるが、計画に対する基本的な考えについてであります。

本町の財政計画策定における基本的な考え方は、住民が求める多種多様で高度化するニーズを踏まえた上で、計画性のある事務事業の位置付けに基づく予算配分に配意し、かつ財政の健全性を維持していくことを基本とするものであります。

また、住民から負担を求めることに関しましては、受益に応じた負担をしていただくことを原則としているところであり、負担のあり方など見直しを行なう場合には、住民の皆さんの理解を得られるよう努める必要があるものと考えております。

ご質問の3点目、起債の削減計画、内部財政統制機能の強化についてであります。本町におきましては、実質公債費比率が平成19年度は23.9%という数値となっておりますことから、公的資金に係る補

償金免除の繰上償還を実施するための幕別町財政健全化推進プランに基づきまして、今後の地方債の借入や償還に取り組むことを基本とし、地方債残高の削減に向けた財政運営が必要であるとの認識をしているところであります。

また、財政の健全性を維持していくために、各種事務事業の見直しを継続的に行い、最少の経費で最大の効果を上げられるように財政運営をすべく、職員一丸となって取り組んでいかなければならないものと考えております。

ご質問の4点目、第三セクターや公社に対する将来のあり方についてであります。本町における第三セクターとしては、財団法人幕別町農業振興公社、幕別町地域振興公社、忠類振興公社があり、また、地方公社としては幕別町土地開発公社があります。

いずれもそれぞれの設立目的に沿って運営されているところでありますことから、将来、町財政に大きな負担を及ぼさないよう、意を用いてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の5点目、公共性と経済性のバランスを重視した特別会計事業についてであります。特に水道事業会計や下水道事業会計などの公営企業会計に関しましては、各会計の事業が受益者の日常生活の利便性に大きく寄与するという公共性の面と、公営企業会計が独立採算制を基本としていることに鑑み、ての受益とサービスの有り様も念頭に入れた経済性の面との両面から、適正な事業の推進に努めていく必要があるものと考えております。

ご質問の6点目、住民への財政情報提供と参画についてであります。財政健全化法に基づく各種指標に関するものなどにつきましては、町の決算状況と合わせまして、町の広報・ホームページ等にて住民の皆さんに周知してまいりたいと考えておりますが、住民の皆さんからは、ご要望やご提言などを町にお寄せいただければというふうにも思っているところであります。

また、行政改革推進委員会などの附属機関におきまして、住民の皆さんが積極的に公募委員として参画され、ご意見等をいただければと思うところであります。町といたしましてもいろいろな手法により情報の提供に意を用いてまいりたいと考えております。

7番目、ハードから維持管理・ソフトへの行財政運営についてであります。財政運営が厳しい中、ハード事業につきましては、今後も町の総合計画の中で十分論議のうえで位置付けを行い、取り組んでいく考えであり、既存の公共施設に係る維持管理の経費につきましては、光熱水費の削減や計画的な営繕に努めることなどにより、ランニングコストの縮減に努めてまいりたいと考えております。

また、ソフト事業につきましては、住民ニーズを的確に把握するとともに、必要性や重要度などを十分検討しながら取り組むべき事業を検討してまいりたいと考えております。

最後に、国に対する財政確保の取組みについてであります。今後さらに進展する地方分権の推進という状況の中で、税源移譲や地方交付税の充実・確保などについて、町村会等を通じ、強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、まず1点目ですが、企業誘致の促進条例に伴う取組みについてでありますけれども、企業に対する今年4月から始めました条例につきましては、それに見合う企業ということで、現在8社の問い合わせということでありますけれども、まだ、4ヵ月ということありますから、これはまだまだこれからどうなっていくのかなという側面が強いというふうに押さえております。

それで、ただそうであったにしても、やはりせつかくつくった制度でありますから、十分周知徹底されて、有効に活用していただいて、地域振興に貢献をしていただく。

この地域振興、この制度の作る背景に至った過程を考えてみると、やはり雇用の問題ですとか、幕別町の企業全体のその売り上げが他町から比べてみて、そんなに高くないとか、いろんな要因のもとで考案されたものというふうに押さえています。

その思いが活きるようなPRの仕方というの、PRの仕方についての質問を明確にしておりませんでしたので、その取組みなども伺いたいとは思いますが、今後、そういうのにもっともっと力を入れて

いくべくだというふうに思います。

そこで、こういうことを活かしながらも、地域全体の振興がもっともっと工夫してやっていかなければならないということは、私自身も常に考えていたことなのですね。

それで、そこで中小企業の振興条例というところに焦点を当ててみたのですけれども、お答えの中では、いろんなお答えありましたけれども、結果としては、私どもの町のような規模では、なかなかというふうなふうに受け取れるのですけれども。

実際に、振興条例をつくっているところは、札幌でありますとか、近くは帯広市であるとか、人口が10万を超えるような大きな町でやってられるというところが多いのだらうというふうに思いますので、それで、こういうお答えであったかなというふうに思います。

ただ、私は中小企業振興条例を、なぜ制定する必要があるかということは、人口規模だけの問題だけではないというふうに思うのですよね。

それで、これを実際に制定してきた自治体のその取組み、思いというのを見ましたら、本当に中小企業振興のために、ものすごいエネルギーを費やして、そして、その制定に向かっての過程は、業者の方たちのまず実態調査から始まりまして、そして、職員の意識の向上や研究も一緒に含めまして、相当なエネルギーを持ってやっていっているのですよね。

ですから、その過程がすごく大事ななというふうに思いまして、うちもそんなふうになってほしいなという願いがあるわけです。

といいますのは、ここでは町長のお答えの中では、いわゆる行政は既存の企業に対するいわゆる連携組織化を図る橋渡しのなというふうに書かれていまして、決して言葉尻を取ってどうこうということではないのですが、私はやはり橋渡しという段階ではないと思うのですよね。

こういったまちづくりの根幹に係ること。うちの町は農業が機関産業でありますから、そこを機軸にして、どうやって元気な活気ある町を作っていくかというところで、事業所、中小企業というのが出てくるわけですね。

そういうときに、そこを一体と捉えて、いわゆる町の役割というのは、何と云うのですか、マネジメントといいますか、あるいは企画も含めまして、いろんなその技術も含めて、提供していく立場にあるのではないかというふうに思うのですよね。

だから、個々の事業者というのは、本当にそれぞれの業種に、その仕事を全うしようということによって本当に頑張っていらっしゃると思うのですけれども、あくまでも個々ですね。

そこを行政が、その個々の事業所の連携もとりながら、総合的にその力を引き出して、うちの町の元気につなげていく。雇用も創出されるよ。経済も伸びるよというふうにするその役割は、やはり行政だと思うのです。

だから、その辺が、ここちょっと見えなくて、中小企業振興条例というものの意味合いを、ご理解いただいているとは思いますが、今一度、そのお答えをいただいて、取組みに向けての考えを伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 本条例の制定を、この答弁書でも申し上げましたように、否定するものではありませんので、これらお話ありましたようなことも、帯広市の事例なんかも十分調査をさせていただくことは、もちろんだと思います。

ただ、申し上げましたのは、私どもの程度の町の規模でいくと、今、帯広市なんかで謳っている中小企業条例の中身が、現実的にはやれることも、条例がなくても、あるいは、今やっていること自体も、かなりその部分に入っているのではないかというようなことがあったのと、もう一つは帯広市あたりにいきますと、商工会議所があったり中小企業同友会だとか、いろいろな組織があったりと。

うちの場合はそういった面では、ある意味では商工会の部分あたりに集約がされる部分もあって、町と商工会、さらに商工会とそうした中小企業の関係、そういった関係をスムーズに連携をとることによって、ある意味での振興策も図っていけるのかなという思いが一つあったものですから。

これはより以上のものを、条例制定によって、より以上のものができてくるというようなことが、さらに明らかに、あるいは具体的なものが出てくれば、もちろんこれは否定するものではありませんから、さらに前向きに検討はさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） かさねて申し上げたいのですけれども、今、これまでの経済状況と全然違いますよね。

それで、ずっとバブル期の前からですけれども、それぞれの事業が本当に頑張っていて、そして、景気はぐんぐん伸びてきた時代というのがずっと続いてくるのですけれども、それが90年代に止まって、そして、逆に下降になっていくというその下降の原因は、個々の努力が足りないのではなくて、例えば、十勝であれば、公共事業にもものすごい依存してきたわけですが、これが現実には、ピーク時の3分の1になってしまう。

それから、企業でも国全体では、IT関係だとか情報関係だとか、そういうところにずっと力が入って伸びていくと。

しかし、うちの町、地方の町はどこでもそうですけれども、そういうことにはなかなかついていけない。

でも、競争しながら生きていかなければならない。

こういうようなその経済状況の様変わりが、一つはあると思うのですね。

それを、一つがあると。

しかし、そういう中でも、非常にニーズの高い基幹産業の農業の産物がどんどんここでつくられると。

これはやっぱり活かすべきだと。

しかし、全体が景気が下がってきているからなかなかこれもずっと今、この議会では燃油の問題ありますけれども、そういうことで、なかなか好転しないと。

結局、消費者の今経済状況も厳しいですから、なかなかその消費の伸びにもつながらない。

こういうような状況の中で、やっぱり連携した模索といいますか、チームを作ってのその問題提起と、それから、今後のあり方というのがやっぱり必要になってくると思うのですね。

私、帯広の、町長も研究されたということではありますが、中小企業の基本条例って、これ帯広の全国的に評価されているということと、まず、私、まず頑張ったなというふうには思ったのです。

この中小企業振興条例は、もちろん日本全体の中では、中小企業が集中している、東京の墨田とか大田とか、あるいは東大阪ですとかそういう都会から始まってくるのですけれども、市の担当の方たちが、そこを十分研究されて、何年間に渡ってですか、10年間ぐらいに渡って研究開始するのですね。

結局、下火になりだしたときに、このままでは、従来の対策では伸びないぞということを、いろんな機会から察知されて、取組まれるというふうには思うのですが、その基本条例の制定に至る前に、検討委員会などを作って、そして、もちろん、町長言われたように、中小企業の同友会の方の力もものすごく大きかったということもあるのですけれども、検討に検討を重ねて、仕上げまでには、2005年から2007年、ここはもう完全なプロジェクト会議をつくって、仕上げていくのですね。

このプロジェクトの過程の中身というのが、随分いろいろところで紹介されておまして、ここが膨大な調査、帯広の地元の企業に直接職員が出向いて行って調査をやって、ここの状況掌握、それから、ニーズ、それから、消費者全体のニーズ、こういうその現状掌握のためのエネルギーがやっぱりすごいのですね。

でき上がったらでき上がったで、これまたすごいなというふうには思ったのですが、振興条例ができたら、条例というのはここに書かれているように、基本的な振興の考えですから、これはうちの町だってもちろん持っていますし、この通りなのですけれども、そこから今後発展しまして、協議会がスタートいたしましたね。

先日、そのまとめたものが、砂川市長に提案書として出されたということで、ホームページ見てみましたら、実に60ページ近くにわたる中身であったのですけれども。

帯広はもとより、十勝全体の研究というところにまで至っておりまして、異業種の方たちの相当なスタッフで、3部門に分かれて、そして、物づくりではどうなのか。人材を育成するためにはどうなのか。技術はどうかというようなことをきちっと分けて、そして、交流部会というのも作ってやっていくわけですね。

こういうふうな過程の中でみますと、十勝の経済の全体が浮き彫りになってきまして、例えばですけれども、物づくりの中では、チーズのこともなんかも取り上げられていて、うちもやっているのですが、それは、帯広のことも新得のことも清水のことも全部研究しながら、なぜこの製品が作るようになったのか、それがどういうふうに経済効果に繋げて、どういくのかということまで本当に詳細に渡ってやられているのですね。

これは、研究者というのはどの分野でもやると思うのですが、私はやっぱり、行政が携わって大きなプロジェクトとしてやって、そういうものをつくり、成果品を作っているというところが、きっとその企業の振興には大きく活かされてくるのだろうなというふうに思うのです。

そうなってきましたと、うちもそこまではいなくても、いろんな材料はあるわけですから、頑張っしてほしいなというふうに思います。

商工会を軸に、商工会も本当にいろんなご努力されてきていると思うのです。

しかし、商工会自体も、今、会員さんがなかなか減って行って、事業もやめる人も多いし大変なのだ。

この間、決算の資料をいただいたのを見ますと、もう400社切っているのですよね。

こういう中で、従来のそのやり方だけでいっては、なかなか向上しないということもありますので、再度その必要性を、思いをわかっていただいて、ぜひ、力を入れていただきたい。

一番振興条例のいい点というのは、私は自治体のこの、うちの町の立場が、こういうことに力を入れていくのだよということが、明らかになることと、それから、継続して、連続してこういうことを取組んでいくという。景気に左右されないで、ずっと取組んでいく。この2つは本当に大事なことだと思うのですよね。

いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話いただきました。

特に条例を制定する。そのプロセスが大事だというお話も今聞きまして、確かにそういうことが評価される原因でもあるのだなというふうに思いました。

ただいまおっしゃいましたように、条例だけみると、2年だとか基本だとかということしかないわけですから、それは条例がなくても、先ほど言いましたように、やれることはやれるのですが、いわゆる条例をつくるまでのプロセス、さらに条例ができてから後のフォローといいますか、そういったものを大事にするというようなことは、今お話を承りました。

十分内部で検討させていただいて、勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、次、財政問題の方に入らせていただきます。

まず、地方財政健全化法についてであります。

最初の答弁の中にありましたけれども、実に50年ぶりに法律が変えられたということでありまして、この法律の持つ意味を本当に理解しながら、うちの町のふさわしい財政のあり方というのをつくり上げていく必要性を感じて質問をいたしました。

まず1点目の、財政健全化法に対する認識をお伺いしたところではありますが、ここでは必要な数字、これがありまして、それに基づく分析が可能となって、我が町の財政指標が再確認できるというお答えでありました。

それはメリットとして、私もそうだというふうに思います。

今回の財政健全化法は、4つの指標ですか。4つの指標に基づいて、全国の数字を出しまして、そし

て、それに照らしてどうなのかということでもありますから、だから、当然数字としては、わかりやすいというふうに思いました。

私もうちの町の財政が、では一体どのぐらいなのかなというふうに見ましたら、これが出ているから数字がわかるのですね。

全国的な、今、自治体は1,800といわれていますけれども、それに東京の区が入りますから、1,827市区町村のランク付けなんていうのもありまして、幕別町は1,827のところ、1,347番目ということになっていました。

ちなみに、1,827、最下位は夕張。その一つ前は赤平の1,826と、こういうふうにして、ダーっと全国の町が並んで、その指標がどうであるかというのが出てくるのですね。

でも、私はその数字の影には、その行財政運営するための住民のサービスをどう保証していくか。どういうふうにお金を使ってきたということまでは、なかなかこの数字では見えない。一律には並べるけれども、この数字の並べて比較検討はできるけれども、それをもってして、健全化がどうか。低いから悪化しているのかと。一概にそういうふうには決め付けられないといえますか、そういうものだというふうに思うのです。

私は今回、この法律が改訂された背景というのが、まず、夕張の破綻というのははっきりしているのですよね。

そうすると、夕張の破綻がどうして生じたか。

確かに、財政運営上の問題はあったと思います。

一時借入れが50億にもなるというような運営をやっていたという実態がありますから、これは問題だと思うのですけれども、しかし、大きなところには、日本のその、あそこは石炭の街でありましたから、そういった産業政策の転換が、与えた影響もすごく多いと思うのです。

そういうような背景があって、財政状況がある。

加えて、ずっと国のこのところの財政地方削減というのはもう目に余るものがある。

特に、三位一体改革が始まってから、どんどん財政削られてきたわけですから、そういうことをしておきながら、今度は国は新しい法律つくって、こういった指標をつくりましたと。これより超えたところは、もう独自に借入れはできませんよというようなことを、3段階に分けてやるわけですね。

非常に意地悪なやり方だというふうに思うのです。

もちろん、健全運営というか、赤字になっていいということはありません。

でも、そこそこの町づくりがあるわけですから、こういった法律のその持っている強引性といいますか、地方の意思を押さえ込んでしまうようなこの法律には、私はここにはデメリットとして問題があるというふうに押さえておりますけれども、町長はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、新たな財政指標、これの最たる原因は夕張の問題です。

ただ、このときに言われたのは、なぜ夕張がああ時点までわからないできていて、そしていきなり赤字になってしまったのだと。その前段が、この指標を新たなものを出す。

お話ありましたように、一借がどつとある。しかももっと悪かったのは第3セクターでいっぱい借金したやつが、最終的には赤字債権団体へ落ち込む要因の主なものだと。

それらを解消するために、新たな指標で、たえず第3セクターから、いわゆる公社が全部含めて、いわゆる町が関連する財政関連する団体全てを含めて、新たな市町づくりを始めた。

このことによって、少なくとも、いきなり赤字債権団体なる前段が、拾える可能性。救済できる可能性が出てきたというようなことが、今回のこの新たな指標の中で言われているところであります。

ただ、問題はこれはたくさんあります。

今言った、町が百三十何万かもしれないけれども、しかし、そのためにはいろいろなまちづくりもやってきたわけであります。

私はいつも言うのですが、非常に借金が多くて、実質公債比率も十勝のトップです。

決していばれるものではないのですけども。

ただ、これは非常に大きな借金をして、例えば、百年記念ホールを造った。保健福祉センターを造ったというようなことですが、今言われている一番最たるものは、町村は無駄な建物を、上物をたくさん造って、それを遊ばせておいて、いわゆる借金を払っているという批判を受けるわけです。

しかし、おかげさまで、私どもの町、百年ホールは、管内でも素晴らしい利用率を誇っている。

決してその無駄なものを造ったというようなことに私はならないのだろうというふうに思います。

確かに、借金としては、残っていることは事実でありますけども、しかし、そういった意味では、それぞれの町がそれぞれのまちづくりを進める上で、いろんな財政運営をやってきたわけでありますから、そのことの今時点で捉えて、一律にどうだということの判断というのは、なかなか難しいものがあるのかなと。

あるいは、ほかのところを悪く言うわけではありませんけど、どこもみんな財政調整基金であろうが減債基金だろうが、基金はどんどん減っていく状態であります。

うちは合併のせいもありますけども、逆に基金はどんどん伸びて増えているような状況。

これらも数値には出てこないそれぞれの町の問題、課題、あるいは優位性というものもあるのだと思いますので、一概には言えないとは思いますが、私はやっぱり、こうした指標が出た以上、この指標を、もちろん参考にしながら、よりよい方向で財政を運営していくことに、意を用いていくことが大事だろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 確かに夕張の問題は、住民の方にはわかりづらかったと思うのですよね。

いきなり町がそういうふうに、厳しいとは思っていても、そこまでひどいというふうには思わなかった。

でも、私はこの法律つくったのは国なのですけれども、北海道や国が全くわからなかったかということ、それはもう、行政のプロである町長なんかが一番わかっていると思うのですけどね。

それはいろんな意味で、その再建に向けての手助けをする機会は、国や道にはあったと思うのです。

それをここまできて、住民がわからないところで、いきなり破綻になっていくというようなことは、本当に乱暴なやり方だなというふうに思うのですよね。

ですから、参考にするところもいっぱいありますし、私も自分のうちの町の指標と、夕張の指標を比べてみましたら、本当にそれだけ見ると本当に穏やかになれるといいますか、ここまで夕張がひどかったのだということは改めて認識はしましたけれども、でも、やはりそこは国の責任は間逃れるものではないというふうに思います。

町長からはなかなかそういう言葉はないのですけれども、メリットとデメリットと両方押さえながら、さりとて法律が決まったら、その中でやっていかなければならないのですよね。

今年については、一応、その報告だけでいいと。

しかし、来年と再来年の結果によっては、国が示した数値を、行かなかった、あるいは超えてしまったということになると、今度は縛りがかかってくる。

その縛りも、2番目の段階でしたら、その自主的な改善努力でいいのですけれども、3番目になってくる財政の再生になってくると、もう完全に国の管理下に置かれるということでありますから。

国が今、地方分権というふうに進めているのに、逆な道行くのですよね。

これも本当に許されないことだなというふうに思います。

それと、例えば、この財政の健全化、その2番目、3番目の段階に陥っていくと、もう監査なども、今お願いしていますが、外部監査に出さなければならないということにもなっているのですよね。

ある先生のお話を伺ったところ、町村の外部監査っていうの、どういう機関がどんなふうにするのですかということ、公認会計士ですとか、専門の方になるのですけれども、町村規模の監査をすると、費用としては1,000万近くかかりますよということも聞きまして。

それはどこが出すのですかというふうになると、それはやっぱり町の財政ですねということ。

本当に厳しいですよ。

そういう指標をつくってやっていけということでもあります。

ここは、最後にもなりますけれども、やっぱり改善すべきところは改善。

実際に行政にとって大事なものは、住民に対してどういうサービスを提供するのか。どういう公共施設を提供するのか。

それが住民に活かされるかと、そういうようなものの担保として財政ってあるわけですからね。

単なる指標だけではいけない。

ここは、ぜひ、強く国に対して要望としてあげて、柔軟な、健全はもちろん努力するのですが、柔軟な対応を求めるべきだというふうに思います。

それで、具体的なことについて聞いていきます。

そういう状況でありながらも、外部監査になるようなことになったら大変ですから、やっぱりうちの町も、いつも健全化に向けての努力は、これまでもとられてはきていますが、さらにやっていく必要があると思います。

それで、まず、1番目に書きました財政計画のあり方なのですけれども、住民負担を増やして、その収入を増やすということは簡単なことですが、これは今の経済状況の中ではなかなかそうはならないと。

ここは受益に応じた負担をしていただくことを原則としているところでもありますということですが、原則はわかりますけれども、こういった経済状況なども踏まえて、住民負担につながらないようにすべきだというふうに思うのです。

といいますのは、5番目のところにもかかわってきます。2番目のところにもかかわってきます。

今回、幕別町の財政健全化推進プランというのをを出されましたね。

これは起債の償還のために出してきたのですけれども、そのときに、私も議員は、議員協議会で説明受けたのですけれども、この計画ではすでに、水道会計では、もう後年次の料金の引き上げというのが入っているわけですよ。

本来であれば、こういうのは、予算のときに、住民に、理事者から提案されて、住民の代表である私たちと、議論をして、合意の上で進むというのが、これは民主主義のルールだと思うのですけど。計画になってくるとそうはいかない。

しかも、それをしないと、借り換えはしてもらえない。

それから、健全化計画のことも頭にあれば、そういうふな先々の住民合意を得ないうちに、料金の引き上げなどが、公文書で出てくる。

これが一番先の質問で言いました、すでに124のところでは値上げのプランが出ているというのは、そういうことだと思うのですよね。

私は、議会制民主主義のルールにも反するものだというふうに思いますので、こういうあり方は、正されるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 住民負担が少ないにこしたことはないのは、我々も当然でありますし、できる限り、住民の皆さんの負担を低減できるようなまちづくり。あるいは、使用料の設定というのは大事だ。

このことはもちろん変わるものではありません。

ただ、一方で、先ほど申し上げましたような、適正な受益な負担というものも、これは町民としての一つの義務でもあろうというふうに思っております。

ですから、こんなことちょっと言いづらくなったのですけども、今年、普通交付税で、下水道の高料金対策がはずされました。たった1円、国の基準150円、幕別町149円、それで交付税4,600万円が認められなかった。

これはルールですから、1円であろうが10円であろうがだめはだめなのですけども。

実は、下水道料金もずっと据え置いてきたので、計画では、行政改革の計画なんかでは22年度当たり

の改定を見込んでいたのですけども。

それまでいくと、あと3、4年は、今までの高料金対策でもらっていたような交付税が入ってこない。

何とか、月100円でも上げてもらえないかと、そんな思いは実はするのですけど、もちろん、そんな簡単なことにはこれはならないのでしょうか、そういったことで、住民負担がどこまでがいいのかというのはもちろんありますし、絶対これは多いより少ない方がいいというのはこれは当たり前だと思います。

そのために、我々も努力はしなければならない。

しかし、あえて理解していただかなければならないときも、中にはやっぱりあるのだらうと思います。

今、もう絶対あと3年間、あと5年間、絶対料金を一切改定しませんというようなことは、とてもこれまで私は明言するわけにも、もちろんいきませんし。

そうかといって、逆に来年絶対これを上げるのだなんていうことを今、思ってるものも、もちろんありませんから。

それはケースバイケース、時期に合った中であると思いますけども。

できる限り、仰られるように、こうした住民負担を上げることが前提とした、その財政計画というようなことではなくて、現実的な対応をしていきたい。

そのことには、これからも十分意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） いろいろ苦勞されて、取組みをされているということについては、理解をしたいと思います。

そして、適切な受益者負担を求めるという町長の考えであります、その適切の中には、どうしても能力に応じて、日本の税負担、あるいは料金負担のその応納能力に応じて、累進課税の原則というのがあるわけですから、そこを本当に位置づけていただいて、今後に臨んでいただきたいというふうに思います。

それと、3点目のその起債の問題ですが、あり方については、今、重複しますから避けますが、あいかわらず頑張ってきたと。

しかし、昔の借金が、今、いろいろな建物で活かされていると。これも大事なことだとは思いますが。

でも、うちの町がどの数字を見ても、やはり公債費比率というのはやっぱり高いですね。

これはもうずっと数字で見ますと、ここでは23.9%というお答えでありました。

これは経年的に決算で見る必要があると思ってみましたら、10年前どうだったのかなとみると、16.2%なのですね。その前は11%台、10%というときもあります。

財政規模はいろいろですけど、それでも規模は少なかったら、公債費というか、比率で表れるわけですから同じですよ。

だから、低いときから比べたら、うちは今、2.3倍ですか。ということもありますので、この点は本当に意を用いていただきたいというふうに思います。

次、4番目であります、今回の改訂の中の大きな違いというのは、特別会計であるとか、第3セクターが入ってきたということでもあります。

うちの町の第3セクターは、ここで示されているとおりののですが、やっぱり経営状況はあまりよくないですよ。

幕別振興公社後者は黒字になっていますけれども、あと、忠類振興公社、それから、これ、農業振興公社は、これはもういたし方ないというふうに思います。

ただ、この土地開発公社についても、決算ではありませんから、細かい数字申し上げませんが、マイナスであるというふうになると、それぞれ事業のはたしてきた役割だとか、今後のあり方というふうに考えていけば、こういった数字も縮めていくことが健全化の道にもつながっていくというふうに思いますので、その点はぜひ、ここは大きな負担を及ばないように、意を用いるというふうに書かれています、以前、土地開発公社については、今後のあり方について、言及されていたこともありますね。

今、どんなお考えでいるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 土地開発公社にかかわって、私から直接議会にお話したことはないかと思うのですが、公社の理事会か何かで公社の今後のあり方、いつまでもこのままでいいのかという話し合いもなされたというふうには1回お聞きをいたしました。

私もほかの町村会も、公社の役割は終わったから、もう閉じてもいいのではないかなというふうなこと。あるいは、現実に公社を辞められている町村もあるわけですから、これらも当然検討の段階には、私も入ってきてもいいのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、公社の持つ役割というのを、また、一部ではあるということにも言われております。

今は公社で町の人件費を、かつては持っていたいたりといろんなことはやっておりますけれども、そういったことについても、再度内部で詰めて、もうそういうことではないだろうというふうなこと。

そして、公社が、今後どういう役割を担って、どういう体制で進んでいったらいいのかと。

そういったことを当然内部でこれは検討していきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） わかりました。

こういった公式の席ではなかったのですね。

はい、わかりました。

それでは、次に、6番目になりますか、住民への財政情報提供であります。この点では、先ほど町長言われたように、夕張が全く情報公開されないで、突然ああいう状況になったということも踏まえて、今回の財政健全化法を出されると同時に、総務省が随分資料を公開しましたね。

だから、幕別町の数字というのは、もうホームページを開くと、財政の指標というのがもういろんな分野で出てきて、特に類似町村と比較してどうなのか。指標はどうなのか。全体の数値はどうなのか。ここにも財政状況等の一覧表というの、平成18年度のあるのですが。

これも総務省が出して、ホームページの中でパンととれるのですよね。

ですから、そういった専門の指標というのが、どんどん今、関心を持たれる方、研究される方は、一般の町民の方たちもどんどん見ていくと。

そして、今進んでいるところでは、住民自身がこういうものを持って、住民の手で財政白書をつくるというようなことまで進んできているのですね。

ですから、私はこういう点では、この健全化法は本当に問題があると思っているけれども、公表されること自体は大事なことだというふうに思うのです。

ただ、この公表は、あくまでも指標にかかわる数字でありまして、そのどんな政策にどう活かされたかというようなことは出てこないのですよ。

ここが町として、住民に情報提供するときのポイントだと思うのですね。

予算では、冊子の別物を出されまして、これを閉じられている住民の方随分いらっしゃるのだけれども、ここでは決算についてもというふうにおっしゃられていますので、どんな形になるのかは、見えてはおりませんが、住民の方が、うちの町がどんなふうにお金使われてどう活きているのかというのが見える形の報告の仕方。

そして、ホームページだけでは限られますので、ここで言われるような広報なり、別冊子にするなり、そういうことはぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今回の指標を公表すると。大きな目的の一つが、住民公表、議会への公表ということでありますので、それに応えるためには、私どもも当然のことながら、住民の皆さんの公表、今、予定としては12月広報でやりたい。

そのときには、ちょうど、来週ご審議いただきます決算審査の結果と、決算状況と併せて、今の分を12月広報で、住民の皆さんにお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） ぜひ、予算も決算も住民と共有するという姿勢が示されましたので、その点ではぜひ期待をしたいと思います。

真剣な取組みを求めたいと思います。

一連の中小企業振興条例と、財政のあり方をお尋ねしました。

いずれもうちの町が本当に住民の方にとって、活気があって住んでいてよかったというものになっていく。

しかも、財政も立派に支えているぞというふうに、今度も進んでほしいという思いから、お尋ねをいたしました。

先般、マスコミであります、将来の北海道内の市町村の人口の動向についての発表がありました。

なかなか少子化に向けまして、厳しい状況がありまして、どの市町村もこれからは人口が減っていくという数字で、うちの町もそこに位置づけられておりました。

しかし、5町が人口増加というふうに位置づけられておまして、そこには芽室町と音更町が入っているのですよね。

どうしても自分たち、まちづくりのときには、近隣3町に負けないぞというような思いがあるものですから、こういったことの指標を塗り替えるためにも、今回の質問、ぜひ、活かしていただければというふうに申し上げて、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15時15分まで休憩いたします。

（14：58 休憩）

（15：15 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、発議第11号から、日程第19、議案第77号までの、17議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、発議第11号から、日程第19、議案第77号までの17議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、発議第11号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 発議第11号、平成20年9月11日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員、大野和政、幕別町議会議員、乾邦廣。

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

はじめに、幕別町議会議員会議規則の一部を改正する規則についての提案理由について、説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成20年6月に成立し、法第100条、第12項に、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整の場を設けることができるとの条文が新設された。

そのため、下項が繰り下がる、そういうものであります。

それでは、議案を朗読させていただきます。

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則。

幕別町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正いたします。

第121条第1項中、第12項を第13項に改めるものであります。

なお、施行月日は、公布の日からであります。

よろしくご討議いただけますようお願いいたします。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第62号、幕別町特別職給料及び報酬審議会条例の一部を改正する条例から、日程第7、議案第65号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第62号、幕別町特別職給料及び報酬審議会条例の一部を改正する条例。

議案第63号、幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第64号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第65号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

この4つの条例改正につきましては、議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めるなど、地方自治法の一部が改正されたことによりまして、関係する条例について、所要の改定を行うものであります。

はじめに、議案第62号、幕別町特別職給料及び報酬審議会条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の12ページ及び議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、報酬を議員報酬に改めるものであります。

まず、題名であります。幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例を、幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例に改め、第1条の報酬を議員報酬に、幕別町特別職給料及び報酬審議会を幕別町特別職給料及び議員報酬審議会に改めるものであります。

次に、議案第63号、幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の13ページ及び議案説明資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、報酬を議員報酬に改めるものであります。

まず、題名であります。幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を、幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に改め、本則中の報酬を議員報酬に全て改めるものであります。

次に、議案第64号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の14ページ及び議案説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容といたしましては、議員報酬に関する規定を分離し、明確化するため、行政委員会の委員等の報酬の支給方法等の根拠として、一括して規定されておりました地方自治法第203条について、議員の報酬の根拠のみを新たに、第203条として独立させ、特別職の職員で非常勤の者の報酬につきましては、地方自治法第203条の2とするものであります。

第1条になりますが、第203条を第203条の2に改め、議会の議員は除くを削除するものであります。

次に、議案第65号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の15ページ及び議案説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、報酬を議員報酬に改めるものであります。第2条第2項の報酬月額を、議員報酬の月額に改めるものであります。

この4つの条例の附則になりますが、全て施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[一括質疑・表決]

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、4議案について、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第62号、幕別町特別職給料及び報酬審議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第63号、幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第64号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第65号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第66号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第66号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は16ページ、議案説明資料は6ページになります。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成事業につきましては、北海道医療給付事業の補助を得て実施しているところでありますが、北海道医療給付事業補助要綱の一部改正によりまして、対象となる重度心身障害者に新たに精神障害者が追加されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

これによりまして、平成20年10月から、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方の入院を除く医療費に係る自己負担が、現在の3割から、住民税非課税世帯に属する方につきましては、初診時一部負担金のみとなり、住民税課税世帯に属する方につきましては、1割負担となるものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第2条は、重度心身障害者の定義について、規定したものでありますが、第1項第1号で、身体障害者手帳の略称を手帳と規定しておりますが、本条以降の条文に、略称が用いられていないことから、これを削除し、同項第2号では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の略称を、精神保健福祉法と規定し、第3号として、今回新たに対象者に追加されました精神障害者につきまして、精神保健福祉手帳の1級に該当する者を対象とする旨、規定するものであります。

次に、議案説明資料7ページをご覧ください。

第3条は、助成の対象について規定したものであります。

今回、新たに対象となりました精神障害者につきましては、北海道の補助要綱において、入院以外の医療費について対象とするとなっておりますことから、その旨を規定するものであります。

議案書にお戻りをいただき、16ページをご覧ください。

附則であります。本条例の施行期日を、平成20年10月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第9、議案第67号、北海道市町村備荒資金組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第67号、北海道市町村備荒資金組合理約の変更に関する協議について、ご説明を申し上げます。

議案書の17ページ及び議案説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

本規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更する際、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、北海道知事の許可を受けなければならないと規定されていますことから、その規約変更について、議決を受けようとするものであります。

本規約を変更する背景でございますが、道内経済の長引く停滞や、人口の減少等により、地方自治体においては、厳しい財政運営を余儀なくされている自治体が多く、中でも財政基盤が脆弱で、将来の景気動向等によっては、財政危機に直面し、円滑な行財政運営に支障をきたすことが予想される自治体も存在している状況であります。

しかしながら、前項の規約では、普通納付金の支消については、災害による減収補てんや災害対策経費の支出に充てる場合に限り、認められているところであります。

このことから、北海道備荒資金組合の設立目的であります隣保扶助の精神と、財政運営の健全化の観点から、災害支消以外に、普通納付金の支消ができるよう、規約の変更を行おうとするものであります。

議案説明資料の8ページをご覧くださいと思います。

変更内容であります。第16条の見出しとして、返還等をするものであります。

次に、第16条の2を追加し、今年度から算定を行っています地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条第1項に規定をいたしております再生判断比率のいずれかが、同法第2条6号の財政再生基準以上となる恐れがある組合市町村が、これまで納付した納付金と、これに対する配分金の全部または一部の変換をできるよう規定するものであります。

また、第2項につきましては、返還等を受ける組合市町村の要件を定めているものであります。

第3項につきましては、返還を受けた市町村に対する普通納付金の積戻しについて、返還を受けた日の属する年度の翌年度から納付を行うべく規定しているものでございます。

議案書にお戻りをいただきまして、附則でございますが、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 直接、規約改正に係る質問ではありません。これは今回の提案は今回の法律の改正によるものだと思いますので、それぞれの財政状況に応じて、必要なときに戻すということだろうと思うのですが、そもそもその備荒資金の果たしてこられた役割と申しますか、これまでかなりの経過があって、この事業続けてこられたと思うのですよね。

その役割と、実際資金のどういう基準で積み立てられているのか。

うちの町はどのくらい積んで、どんなふうにかこれまで活用した経過があるのか。

この際、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 備荒資金の役割につきましては、災害等があった場合につきましては、その対応をする資金の手立てをするという役割が基本的な役割であります。

積み立てにつきましては、5,000万以上から大体2億円程度までの間で、道内の市町村が普通納付金としては積み立てるということが原則になっております。

幕別町におきましては、合併をした町村という経緯もありまして、普通納付金については、現在2億円の積み立てをしております。

それを超える分につきましては、特別な納付金といたしまして、2億円ちょっとありますので、合計すると4億以上の現在積立金があるという状況であります。

それで、これにつきましては、支消につきましては、そういう災害等が起こった場合に、これは備荒資金組合の方に申し立てをすることになります。

そのときは、積み立てている金額の2倍に相当する金額まで、貸付を受けることができるという制度になっておりまして、現時点におきまして、幕別町ではそれを使っているということはありません。

それで、備荒資金組合の事業ということでは、それ以外の事業でほかにもあります。

それは譲渡事業ということで、これはいろいろな、何と言いましょか、一つの例を挙げますと、学校におけるコンピュータの整備事業。こういうものにつきましては、備荒資金組合で購入して、それを町村の方では、それを譲渡するという形で受けることになります。

それにつきまして、後年度、その金額を分割でお金を払っていくというようなことでの事業も行っているところでありまして。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 4億円もお金が積み立てられるって知りませんでした。

これは、そうすると、隣保補助ということでもありますから、それぞれの市町村、北海道ですから、180の市町村全部が加入しているのですね。

そして、5,000万円から2億までの間で積んでいると。相当なお金になると思うのですけれども、実際この組合というのはどこに存在していて、金融機関に委ねてやっていらっしゃると思うのですが、どんなその管理をされて運用をされているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 備荒資金組合、今言われましたように、180市町村、そして、一部事務組合でありました。

今、組合長は、今は、まだずっと札幌市長が組合長でありまして、それぞれの地区から議員が出て、一部事務組合の議会をやる。

場所はポールスター札幌北海道自治会館の中にあります。

もともと古い歴史がありまして、先ほど言いましたように、いざ災害なんかが発生したときに、いっぺんにはなかなか1町村で対応できない。それで、道内全市町村が協力し合って、その災害対応をしようということでできた組合。

それで、多いのは、コンピュータの話もありましたけど、うちなんかで多かったのは、例えば、昔ダンプや何か購入する際には、ほとんどがこの備荒資金組合からお金を借りて、それぞれの町村が整備をしていった。

今はあまりないものですから、積み立てる分だけがどんどん増えていっていく。

そして、2億円というのは、普通納付金ですから、これは全市町村がそこまではみんな積み上げていく。

それを超えた分は特別納付金ですから、早い話、やめてもいいし、うちが申請して来年使いますから、基金の取り崩しと同じように、貰ってきて、うちの予算で何かに使ってもこれはいいのですけども。

もともとのその組合自体を存続するためには、基本となります納付金は存続する。

今回出てきたのは、実は赤平市が今厳しいものですから、本来つぶせないものの今回規約を改正して、いわゆる使いたいので認めてほしいということで、今、全道の町村議会でこれを今、規約の変更を、議決をお願いしている。

それが現状であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それは例えば幕別も2億、160万都市の札幌も2億なのでしょうか。

それ、全部が2億ではないと思いますが、180掛ける2億でしたら、360億ですか。ものすごいお金ですね。

これ、運用しているからそのままあるということではないと思うのですが、動いていると思うのですがね。

どんな管理になっているのか。

先ほども質問したのですが、どんなふうに管理されているのかと、毎年2億積むものなのですか。1

回2億積みめば、何かあったときに貸してもらえるとということですね。

予算の中でなかなかこういう形で出ていましたか。

これこそなんか、聞ではないのですが、見えないところでお金が動いているような感じするのですけれども。

説明してください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 2億は、過去5年か10年間で2億まで積み立てていると。

今は、何百億が備荒資金組合にありますから、今度はそれを起債なんかで貸し出ししています。

町村で何々の事業をやるときに、銀行の縁故債から借りるときもあれば、市町村共済組合から借りるときもあるし、備荒資金組合から原資として借り入れる場合もありますから、その組合の財産はどんどん資金は増えていく。

しかし、町村からの出した積み立ては、今言ったように2億いったら、もうここ10年来ほとんどうちの予算には表れてこないと思います。もう積んでいませんから。

逆に下ろしたときに、予算に出てくる。

ですから、来週決算ですから、決算書の後ろに、財産の一覧のところには備荒資金組合の積立額というのは載っているというふうに思います。

ちょっとわかりませんが、札幌市としては同じ積み立てだということではないと思いますけれども。

今言ったように、ランクをいくらかに付けて、積み立てをしているというふうに思います。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは、ほかに質疑がありませんので、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第10、議案第68号、幕別町土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第68号、幕別町土地開発公社定款の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案につきましては、議案書の19ページ、議案説明資料は10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、説明資料の方をご覧くださいと思います。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成20年12月1日に施行されることにより、民法及び公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正することに伴い、幕別町土地開発公社定款を一部変更することが必要になるため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

内容につきましては、土地開発公社定款第7条第3項中、民法第59条を公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただき、19ページをご覧くださいと思います。

附則であります、この定款は、北海道知事の認可のあった日から施行することとなります。

ただし、その認可が平成20年11月30日までにあった場合は、平成20年12月1日からの施行となります。以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第11、議案第69号、幕別町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第69号、幕別町辺地総合整備計画の策定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、美川辺地及び古舞辺地にかかわります総合整備計画を策定するものであります。

辺地総合整備計画につきましては、5年間を計画期間として策定するものであり、いずれも平成20年度から平成24年度までの計画であります。

21ページの別紙をご覧くださいと思います。

まず、美川辺地の計画であります。美川地区道管畑総事業による農道整備事業幕別簡水の施設整備事業であります。

次に、22ページをご覧くださいと思います。

古舞辺地にかかわる計画は、栄地区道管農道整備事業及び古舞地区道管畑総事業による農道整備事業幕別簡水の配水管布設替え事業でございます。

いずれもこの計画により事業を実施いたしますと、辺地対策事業債の対象となり、その元利償還金の8割が普通交付税で措置されることとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第12、議案第70号、平成20年度幕別町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第70号、平成20年度幕別町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,683万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億2,016万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載をいたしております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

はじめに、追加でございますが、明新道営畑総事業について、限度額160万円を設定するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりとなっております。

本事業につきましては、明新道営畑総事業において、当初に追加し、明渠整備を実施することとなりましたことから、その事業にかかわります町負担分について、地方債を発行するものでございます。

次に、変更であります。美川、南幕別、古舞道営畑総事業につきましては、北海道における道営事業の事業調整により、本町のパワーアップ事業分について、事業の促進を行うこととなりましたことから、その町負担分について、地方債を補正するものであります。

札内鉄南大交通安全施設整備事業ほか4路線につきましては、事業調整によります地方債の変更であります。

それでは、最初に歳出からご説明を申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、16目諸費、32万9,000円の追加でございます。

議案第60号、幕別町町民栄誉表彰条例でもご説明をいたしました栄誉賞選考にかかわります所要の補正でございます。

19目協働のまちづくり支援費、381万円の追加でございます。

平成20年4月22日、忠類幌内公区で実施をいたしました明和地区水道利用組合の水源池の清掃活動中、ろ過用砂を交換していたところ、滑車を支えていました支柱が倒れ、作業をしていました方の頭部に当たり損傷をしたものであります。

この事故により、被害に遭われた方におきましては、現在も入院治療中であり、症状が重く、障害が残ることが予想され、町といたしましては、公区活動中の事故でありますことから、公区行事等活動中障害見舞金と支給要項に基き、入院に係る見舞金及び後遺障害にかかわる見舞金について、補正を行うものであります。

なお、被害に遭われた方の1日も早い回復をお祈りするものであります。

2目町税費、1目税務総務費、4万3,000円及び2目賦課徴収費、1,554万7,000円の追加でございますが、関連がありますので、併せてご説明を申し上げます。

2目賦課徴収費、13節委託料でございますが、平成21年10月から、個人住民税年金特徴制度が始まる予定であることから、この特別徴収を行うため、地方税電子化協議会が社会保険庁等特別徴収義務者と市区町村のデータ交換を行うためのシステムであるL-TAXを利用するものであります。

その際、データ処理会社と本町分のデータが交換できるよう、回線の設定等を行うための費用及び本町の総合行政情報システムに年金の特別徴収ができるよう、住民税システムを改修するための委託料等について、本年11月から導入試験を行う予定でありますことから、このたび補正を行うものであります。

また、1目税務総務費の19節負担金補助及び交付金であります。L-TAX利用における地方税電子化協議会へ負担金及び社会保険庁等との地方税電子化協議会とのデータ等のやりとりに対する事務手数料としての経路機関事務運営費負担金についても補正するものであります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費、549万3,000円の追加でございます。

23節償還金利子及び割引料であります。平成19年度交付を受けています障害者医療費国庫負担金と道負担金及び障害者自立支援費道負担金にかかわります精算還付金でございます。

8目後期高齢者医療費、9万2,000円の追加であります。

後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、162万3,000円の追加であります。

4節共済費及び7節賃金であります。保健師産休に伴います臨時職員雇用にかかわります賃金等であります。

19節負担金補助及び交付金、公衆浴場確保対策事業補助金であります。町内で公衆浴場法に基づき経営を行っています事業者に対し、幕別町公衆浴場設備整備事業費補助金交付要項に基づき、施設の改修に対する補助金の支出に伴います補正でございます。

3目保健特別対策費、65万4,000円の追加でございます。

人間ドッグ委託料でございますが、人間ドッグの受診者につきましては、町と委託契約を締結している受診先の医療機関において受診をしていただき、その際、町の委託料助成額を控除し、本人負担分を医療機関に支払い、後日、受診先から町に対し、控除した受診料助成額分を請求する方法で事業を実施しているところであります。

このたび、人間ドッグの検診委託先の1医療機関において、本来町からの受診料助成額を控除し、本人負担をいただくところを、町の助成額を控除せず、全額個人負担となっていた事案が発見され、医療機関に対し調査を指示するとともに、町としても過去5ヵ年にわたり、人間ドッグ受診者の点検を行った結果、5年間で86件、町の助成を受けていない事案が発見されたところであります。

町といたしましては、第一義的には医療機関における事務的確認作業のミスから、このような助成を受けられない方がいたことは、誠に遺憾なことであり、今後、町といたしましても人間ドッグの検診助成の事務方法の改善を検討するとともに、医療機関に対し、再発防止をお願いしたところであります。

このことから、地方自治法第236条に基づき、5年にさかのぼり、このたび、助成分を医療機関に、人間ドッグの過年度委託料として補正し、その額をもって、医療機関において過払いとなっております受診者に対し、返済するものであります。

次に、6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、165万7,000円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金であります。25、食の安全安心確保事業補助金につきましては、JA幕別町、JA札内で実施する野菜の残留農薬に対する検査に対します事業及び次のページでございますが、26、農業派生型産業振興推進事業につきましては、農業から派生する関連産業の企業化に対し、支援する間接補助事業に対する補正でございます。

4目農業施設管理費、9万6,000円の追加でございます。

ふるさと味覚工房で実施いたします料理研修会の食材に対する補正でございます。

5目畜産業費、167万1,000円の追加でございます。

18節備品購入費であります。公社から平成16年度貸付を受けていました貸付牛が、事故により死亡いたしましたことから、繰上償還するものであります。

19節負担金補助及び交付金であります。自給飼料の確保対策として、今年度から実施をしております自給飼料基盤強化対策事業費補助金でございますが、飼料用とうもろこしの作付け面積が増加したことに伴います補正でございます。

8目農地費、129万2,000円の追加でございます。

明野地区の明渠が、7月の降雨により、流入口が破損したことに伴う復旧工事でございます。

9目土地改良事業費、660万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。美川道営事業負担金ほか3事業につきましては、地方債の補正のところでもご説明をいたしましたが、道の事業調整によります町負担分を補正するものであります。

12ページをご覧くださいと思います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、3,400万円の追加でございます。

15節工事請負費につきましては、札内鉄道北沿線通り道路整備工事ほか2事業につきましては、舗装強化工事及び仮設費の増加などに伴います補正でございます。

17節公有財産購入費でございます。札内鉄道北沿線通り及び札内鉄南大通りの道路工事の促進を図ることに伴います道路用地の買収でございます。

22節保障補てん及び賠償金でございます。南町団地道路10号の水道管移設に伴います補償費でございます。

3 目道路維持費、1,200万円の追加でございます。

15節工事請負費でございますが、歩道、車道の補修及び雨水枡等に係る補修工事でございます。

3 項都市計画費、2 目都市環境管理費、50万円の追加でございます。

公園整備にかかわります資材の購入でございます。

3 目街路事業費補正でございますが、住宅市街地基盤整備事業の計画変更による国庫補助事業の組み換えに伴います補正でありますことから、予算の増減はございません。

4 目公園建設費につきましても、札内西緑化重点地区総合整備事業の計画変更に伴います国庫補助事業の組み換えに伴います補正でありますことから、予算の増減はございません。

14ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費、746万6,000円の追加でございます。

13節委託料、アスベスト分析委託料でございますが、町内の小中学校につきましては、平成17年度に全ての小中学校において、その含有量を調査した結果、札内中学校を除き、問題がない旨調査済みであったところであります。

しかしながら、平成20年2月、文部科学省から、これまで国内では問題がないとされていたアスベスト3種類について、その含有量を調査するよう通知があり、今年7月にJIS法の改正に伴い、分析方法が確立いたしましたことから、このたび、断熱等の吹きつけを行っています糠内小学校、古舞小学校、忠類小学校及び忠類中学校において、新たな3種類のアスベストについて分析を行うべく、その所要額について、補正を行うものであります。

15節工事請負費でございますが、札内北小学校のボイラー更新に伴います補正でございます。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、35万5,000円の追加でございます。

教員が子どもと向き合う時間の確保を図るため、地域全体で学校教育を支援する学校支援地域本部事業を実施するための所要額について、補正を行うものであります。

なお、本事業につきましては、北海道が国費10分の10の補助を受けて事業を行うものですが、その事業の実施につきましては、市町村に委託を行い、実施をするものでございます。

2 目公民館費、26万7,000円の追加でございます。

教育総務費でもご説明をいたしました但、新たに追加されたアスベスト3種類の分析について、糠内公民館、学び舎相川について、分析を行うため、補正を行うものでございます。

3 目保健体育費、11万円の追加でございます。

スケートリンクの企画改正に伴い、運動公園の町民スケートリンクのシングルトラック中心表の移設に伴います補正でございます。

5 目町民会館費、13万4,000円の追加でございます。

先ほどもご説明いたしました、新たに追加されたアスベスト3種類の分析委託料でございます。

6 目郷土館費、42万円の追加でございます。

平成20年5月で閉館をいたしました土井博詞館駐車場に設置をしてありますトイレの解体費に対します補正でございます。

8 目スポーツセンター管理費、120万7,000円の追加でございます。

札内スポーツセンタートレーニング室に設置しておりますランニングマシン2台のうち、1台が故障し、修理不可能となりましたことから、新たに1台を購入するものでございます。

10目百年記念ホール管理費、147万円の追加でございます。

特殊建築物等定期報告委託料でございますが、建築基準法第12条の規定により、北海道知事が指定する施設については、定期的に構造の老朽化、避難施設の状況等について報告を行うこととされているものであり、これまでも該当施設である百年記念ホールについて、町が点検を行い、報告を行っていたものであります但、本年4月から点検の厳格化が示され、その実施方法等根拠となる資料の添付が必要となったところであります。

このことから、当該施設の点検について、一部委託により実施することが必要となりましたことから、

このたび補正を行うものであります。

以上で、歳出の説明を終ります。

次に、歳入の説明を申し上げます。

5 ページにお戻りをいただきたいと思えます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金、125万1,000円の減額でございます。北海道における道営畑総事業の事業調整に伴う補正でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費補助金、628万8,000円の追加でございます。事業の促進等に伴います補正でございます。

16款道支出金、2項道補助金、3目農林業費補助金、165万7,000円の追加でございます。新たに取組みます事業に対します間接補助事業の道補助金であります。

6 ページをご覧くださいと思います。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入、51万3,000円の追加でございます。公社貸付牛の事故に伴う貸付先からの繰上償還分であります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、6,011万1,000円の追加でございます。繰越金でございます。

21款諸収入、4項受託事業収入、4目教育費受託事業収入、97万2,000円の追加でございます。学校支援、地域支援本部事業実施に伴います道からの受託事業収入でございます。

5項雑入、4目雑入、94万6,000円の追加でございます。

持続的農業農村づくり促進対策事業交付金につきましては、道営畑総事業の促進に伴う土地改良連合会からの交付金及び味覚工房で実施をいたします講習会の材料費の実費負担分でございます。

次に、22款町債、1項町債、2目農林業債、340万円の追加でございます。

道営畑総事業にかかわります町負担分に対する町債でございます。

3目土木債、2,420万円の追加でございます。

事業調整等に伴います町債の追加でございます。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 8ページ、総務費の住民税の年金からの引き落としにかかわる事務経費であります。総額で1,554万7,000円。L-TAX導入委託料。

これ、どんなところに委託されるのかということもあるのですが、もともと私たちは住民税などについては、普通徴収が原則で、年金から天引きするものではないということで主張させてきたのですけれども、ここにもってきて、また1,500万円の経費がかかるということは、相当な住民負担というふうを考えます。

それで、これに対する財政の手立て、国なり関係機関からの手立てはどんなふうにするのか。

そして、委託もこれは特殊なところにされるのだろうかと思いますが、どんな形でされるのか、伺います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、財政の手立てということでございますけれども、実は、本年度、普通交付税の方に参入されているということでございまして、実は税務課の方にきています資料に基づきますと、個人住民税の公的年金の特別徴収のシステム開発委託。あるいは、地方税電子申告システムの構築等に係る委託と。これで合わせまして、1,146万6,000円が普通交付税で参入するというふうに言われてございまして、そのような形で、財政の手立てを受けているという内容のものでございます。

したがって、私たちが方で説明を受けてございますのは、全国の市町村、普通交付税参入してご

ざいますので、この年金の特別徴収は実施しなければならないというような形のご説明を受けている内容でございます。

それから、続きまして、委託がどのような形でという内容でございますけれども、実はこの辺につきましては、総務省が中心になりまして、年金の特別徴収につきましては、国民年金等につきましては、社会保険庁、それから、地方公務員の関係につきましては、地方公務員連合会、共済組合連合会、この2カ所から、各市町村の方に、公的年金の給与支払い報告のデータが来るわけでございますけれども、そのうち、社会保険庁で取りまとめるものにつきましては、地方電子化協議会の方に委託して、そこでL-TAXを用いまして、市町村の方に流れてくるという内容でございます。

実は、地方電子化協議会にはやるわけでございますけれども、そのうち、地方電子化協議会、L-TAXを使いまして、電子申告の内容につきましては、今まで業務をやっていたわけでございますけれども、それに今回、年金の特別徴収にかかわる業務につきましては、その電子化協議会が経由機関として、指定される予定でございまして、これは平成21年4月1日に指定されるということでございますけれども、その電子化協議会が中に入りまして、社会保険庁、これが全といいますか、地方公務員共済組合以外の、連合会以外の年金につきましてまとめまして、市町村の方に、各市町村に分けて、その電子による給与支払い報告の報告を、経由機関としてくるというような内容でございまして、そのような形で、現在、取り進めをしている最中でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 1,554万のうち1,146万6,000円が交付税措置されると。交付税は先日、全体の数字が幕別町の発表になっていましたけれども、2億円ほど下がったと。これは理由があって下がっていますけれども、その中に含まれているということなのですね。

それにしても、数字上では400万のうちの町の持ち出しということで、これは住民負担ですね。

それと、この1,550万の仕事というと非常に大きな仕事なのですからけれども、この特殊な仕事である限り、どこでもここでも委託先といいますか、仕事ができるわけではない。

結局そういった今、お答えいただきました地方電子云々かんぬんですか。社保協とそれから公務員共済の方にも連合会にも、もちろん委託するのでしょうかけれども、これはもう固定されてきますよね。

だから、毎年毎年こういった形で、今後、この特別徴収を続ける以上は、こういった経費を支払い続けるというふうになるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 実は、今回の1,554万7,000円予算計上させてございますけれども、これにつきましては、事業の内容でございまして、初期費用あるいは既存システムの改修費というのが中に入ってございまして、これは6月の議会でも一部ご説明申し上げているところなのですが、例えば、うちの方で申告に係る給与支払い報告、うちの方のシステム、基幹システムで受けるのですが、そこでわびあに接続するのにかかる経費というのが改修費でかかります。

6月議会では、この改修費がどのぐらいかかるかわかりませんというご説明をさせていただいていたのですが、実は、その分が、この中の1,218万円かかるということで、これは単年度、それにかかる経費ですので、経常的に毎年かかるような経費ではございませんので。毎年かかる経費につきましては、今のところ予定で考えているのは、100万も満たないのではないかとというのが、来年度以降のかかる経費というふうに、私の方では見積もっている状況でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 多分システム上、一つの流れの中で、しかも全国の町が同じような感じでやられていくのだというふうに思いますからね。

この経費の多さにまず驚きました。

それと同時に、年金天引きに対するその住民感情というのは、非常にしないでほしいという声がありまして、そういった声にも今後対応していかなくてはいけないというふうに思うのですよね。

今、スタートの段階でありますから、こういった予算計上はいたし方ないのであろうというふうに思

うのですけれども、事務的な処理として、いろんな機関がかかると、後期高齢者医療制度でもそうなのですが、取扱い業務は、住民と、今まででしたらうちの町だけでしたけれども、こういった機関を通すと、必ず大きなトラブルが発生したときの解決が非常に遅れているのですよね。

こういった別の団体を通して納入されてくるわけですからね。

そういったこのシステムをスタートさせる上において、そういうことも想定されて、住民にきちっと対応することも十分検討されて、そして、事業にスタートしていこうとしているのかどうか。

その辺の準備状況などについても、ご説明いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 実は、現在、各全国の市町村と申しますか、議会の議決を得て、その後、すぐスタートをしたいと。この改修費等も含めてなのですけども。

そのような形でやってございまして、先ほどの副町長が申し上げましたとおりに、11月以降に試験的に始まって、そして、基本的に1月に公的年金の給与支払い報告書が、各市町村に流れてくると。

これを電子媒体でやりますよということになりますので、それまでにその電子媒体ができるような実施に向けて、現在、11月ごろまでには試験的に行うよというような形で実施していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、これあくまでも幕別町だけでなく、全国的なことでもございますので、なるべく中橋議員さんのご指摘のとおり、障害が出ないような形で実施するように、私どもも検討していきますし、また、この中間に入る機関についても、そのような形でやっていただけるように、私たちの方からもご指摘をしていきたいなというふうに思っています。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第13、議案第71号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第19、議案第77号、平成20年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）までの7議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第71号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,344万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載をいたしております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思っております。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思っております。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、275万7,000円の追加でございます。

平成19年度の退職医療に伴う社会保険診療報酬支払い基金から交付された支払い基金交付金の精算に伴う還付金でございます。

次に、歳入をご説明を申し上げます。

4 ページにお戻りをいただきたいと思います。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、275万7,000円の追加でございます。
繰越金でございます。

以上で説明を終らせていただきます。

次に、議案第72号、平成20年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,315万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,428万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7 ページから8 ページに記載をいたしております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金及び還付金、2,315万円の追加でございます。

平成19年度に社会保険診療報酬支払基金から交付された支払基金交付金及び道支出金の精算に伴う還付金でございます。

次に、歳入をご説明を申し上げます。

9 ページにお戻りをいただきたいと思います。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金、2,315万円の追加でございます。

平成19年度の概算交付で、国庫負担金が過小交付されておりましたことから、精算により追加交付を受けるものでございます。

以上で説明を終らせていただきます。

次に、議案第73号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,305万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12ページから13ページに記載をいたしております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明を申し上げます。

15ページとなります。

1 款総務費、2 項徴収費、1 目賦課徴収費、50万9,000円の追加でございます。

本年6月、国から高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてが示され、それに基き、北海道後期高齢者医療広域連合において、平成20年度における新たな保険料軽減策等を実施することとなったところであります。

このため、その軽減策を行うための納付書の印刷等所要の補正を行うものでございます。

歳入をご説明申し上げます。

14ページにお戻りをいただきたいと思います。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、9万2,000円の追加でございます。

納付書等印刷制本に関する事務費繰入金でございます。

5 款広域連合支出金、1 項広域連合交付金、1 目後期高齢者医療特別対策交付金、41万7,000円の追加でございます。

保険料軽減策等に対します交付金でございます。

以上で説明を終らせていただきます。

次に、議案第74号、平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ724万4,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,286万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、17ページから18ページに記載をいたしております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、15万円の追加でございます。

所得構成に伴う還付金でございます。

2目償還金、709万4,000円の追加でございます。

平成19年度事業確定に伴います国庫支出金、支払基金交付金、道支出金の精算還付金でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

19ページにお戻りをいただきたいと思います。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、724万4,000円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

次に、議案第75号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,318万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては22ページから23ページに記載をしております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、151万円の追加でございます。

本年7月12日の雷を伴う降雨により、駒島簡水施設及び排水池に落雷があり、一部機器類が故障したことに伴う修繕及び糠内簡水施設の塩素注入器故障等に伴う修繕費の補正でございます。

歳入をご説明申し上げます。

24ページにお戻りをいただきたいと思います。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、151万円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

次に、議案第76号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億328万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、27ページから28ページに記載をいたしております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明を申し上げます。

30ページとなります。

2款事業費、2項下水道管理費、3目管渠維持管理費、250万円の追加でございます。

公共枅等補修にかかわります補正でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

29ページとなります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、250万円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で説明を終らせていただきます。

次に、議案第77号、平成20年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

31ページとなります。

補正予算第2条でございますが、4条予算であります資本的収入及び支出の予定額に対します補正でございます。

収入であります、第1款資本的収入規定予定額1億3,320万円に、補正予定額500万円を追加し、1億3,820万円と定めるものでございます。

支出に関するものでございますが、第1款資本的支出、規定予定額3億362万8,000円に、補正予定額500万円を追加し、3億862万8,000円と定めるものでございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、500万円の追加でございます。

26節工事請負費につきましては、南町団地道路10号の道路改良に伴います水道管移設でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

1款資本的収入、6項負担金、1目負担金、500万円の追加でございます。

南町団地道路10号の水道管移設に伴う一般会計からの負担金収入でございます。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[一括質疑・表決]

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、7議案について、一括して質疑をお受けいたします。
（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第71号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第72号、平成20年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第73号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第74号、平成20年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第75号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第76号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第77号、平成20年度幕別町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[休 会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明9月12日から9月24日までの、13日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、9月12日から、9月24日までの13日間は、休会することに決定いたしました。

[散 会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月25日、午後2時からであります。

(16:30 散会)

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成20年第3回幕別町議会定例会

(平成20年9月25日 14時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

5 堀川貴庸 6 前川雅志 7 野原恵子

(諸般の報告)

日程第2 発議第12号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

日程第3 発議第13号 農業用生産資材高騰等に関する要望意見書

日程第4 発議第14号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

日程第5 発議第15号 帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書

日程第6 発議第16号 社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書

日程第7 発議第17号 原油価格高騰に関する要望意見書

日程第8 発議第18号 国営土地改良事業制度の存続に関する意見書

日程第9 発議第19号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

日程第10 発議第20号 幕別町環境宣言の決議について

日程第11 議案第60号 幕別町町民栄誉賞表彰条例(総務文教常任委員会報告)

日程第12 議案第61号 幕別町ふるさと寄附条例(総務文教常任委員会報告)

日程第13 議案第80号 幕別町税条例の一部を改正する条例

日程第14 陳情第8号 「北海道開発局の存続についての意見書」の提出を求める陳情書
(総務文教常任委員会報告)

日程第15 陳情第10号 「生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書」の提出を求める陳情書

日程第16 陳情第11号 「社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書」の提出を求める
陳情書(以上、民生常任委員会報告)

日程第17 陳情第7号 「原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策についての意見書」の提出を
求める陳情書(産業建設常任委員会報告)

日程第18 陳情第9号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の提出
を求める陳情書(産業建設常任委員会報告)

日程第19 陳情第12号 「農業資材高騰対策と農業・食料を守る施策に関する意見書」の提出を求める
陳情

日程第20 陳情第13号 「原油・資材・穀物高騰と公的負担増から緊急に経営と暮らしを守る意見書」
の提出を求める陳情書(以上、産業建設常任委員会報告)

日程第20の2 発議第21号 北海道開発局の存続についての意見書

日程第20の3 発議第22号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書

日程第20の4 発議第23号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書

日程第20の5 発議第24号 原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策についての意見書

日程第20の6 発議第25号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書

日程第20の7 発議第26号 農業資材高騰対策と農業・食料を守る施策に関する意見書

日程第20の8 発議第27号 原油・資材・穀物高騰と公的負担増から緊急に経営と暮らしを守る意見書

- 日程第21 認定第1号 平成19年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第22 認定第2号 平成19年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第3号 平成19年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第24 認定第4号 平成19年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第25 認定第5号 平成19年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第26 認定第6号 平成19年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第27 認定第7号 平成19年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第28 認定第8号 平成19年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第29 認定第9号 平成19年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第30 認定第10号 平成19年度幕別町水道事業会計決算認定について
(以上、決算審査特別委員会報告)
- 日程第31 議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第32 議案第79号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第33 選挙第2号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第34 議員の派遣について
- 日程第35 常任委員会所管事務調査報告(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第36 閉会中の継続調査の申し出(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成20年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年9月25日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月25日 14時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 14 永井繁樹 15 16 大野和政
17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)
13 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
教 育 委 員 長 林 郁男 代 表 監 査 委 員 柏本和成
農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満 会 計 管 理 者 菅 好弘
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 新屋敷清志 企 画 室 長 佐藤昌親
建 設 部 長 高橋政雄 忠 類 総 合 支 所 長 川島廣美
札 内 支 所 長 久保雅昭 教 育 部 長 米川伸宣
総 務 課 長 川瀬俊彦 糠 内 出 張 所 長 所 拓行
会 計 課 長 鎌田光洋 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5 堀川貴庸 6 前川雅志 7 野原恵子

議事の経過

(平成20年 9月25日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番堀川議員、6番前川雅志議員、7番野原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長(古川 稔) 諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長(堂前芳昭) 13番芳滝議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長(古川 稔) これで諸般の報告を終わります。

[町からの申し出]

○議長(古川 稔) 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 定例会最終日ではありますが、お許しをいただきましたので、先般9月22日に、保健福祉センターの機械室で発生をいたしました火災について、ご報告をさせていただきます。

9月22日、午前11時ごろ、保健福祉センター事務室内に設置の火災報知器より、機械室で火災が発生し、避難を勧告する警報が発せられました。

職員が機械室を確認いたしましたところ、乾燥機能のついた洗濯機周辺から出荷していたことから、ただちに消防署へ通報するとともに、初期消火活動及びセンター利用者や職員の避難誘導を行ったところであります。

火災は職員による消火栓からの放水と、消火器による消火活動により、消防車到着前の11時5分ごろには鎮火し、洗濯機のほかは周辺の給水給湯の配管部分の延焼にとどまり、大事には至らなかったところであります。

火災発生時の避難状況につきましては、デイサービスの利用者あるいは陶芸室利用のいわゆる高齢者の方が30名ほど、さらに、窓口に来られている方2名、町職員と社会福祉協議会職員など47名、合わせますと79名がいたわけでありましたが、スムーズに避難誘導が行われ、幸い負傷者等の発生もなく、全員が屋外に避難することができました。

その後、安全を確認をした後、午前11時30分過ぎには全ての業務が通常に戻ったところであります。

火災の原因は、発火当時使用しておりました平成18年度に購入の乾燥機能のついた洗濯機から、何らかの原因で出火したものと思われませんが、現在、消防署や警察署が調査中であります。

さらに、製造メーカーにおいて、発火した洗濯機を自社工場に持ち帰り、発火原因の詳しい調査を実施することとなっております。

なお、この火災における損害額といたしましては、洗濯機18万円、給排水設備4万2,000円及び消火器1万7,800円、合わせまして23万9,800円となっております。

今回の火災につきましては、関係者や保健福祉センターの利用者、また、近隣の方々にも大変ご心配やご迷惑をおかけしたことに、心よりお詫びを申し上げます。

結果としては大事には至りませんでした。日常的な防火の意識や火災発生時の初期活動の大切さを再認識いたしたところであります。

今後も火災の防止に努めますとともに、万が一発生した場合でも、適格に対応できるよう体制等の確立を図ってまいりたいと考えております。

以上で、保健福祉センターで発生した火災の報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで町長からの発言は終わりました。

[教育長からの申し出]

○議長（古川 稔） 次に、教育長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

金子教育長。

○教育長（金子隆司） 議長よりお許しをいただきましたので、学校給食における事故米の混入について、ご報告を申し上げます。

9月の22日に、帯広市内の学校給食納入業者から連絡があり、忠類学校給食センターへ納入した加工食品の製造に使用したでん粉の一部に、新潟県の島田化学工業株式会社より不正転売されました事故米が含まれている可能性があることが判明いたしました。

対象となる食品は、ほうれん草5枚入り厚焼き玉子で、十勝教育局からの通知に基き、過去5年間の使用実績を調査いたしました結果、平成15年10月から平成20年1月までの間に、延べ8回、学校給食に使用されていることが確認されました。

供給先は、忠類小学校、忠類中学校、忠類保育所の3カ所で、合計食数は1,650食であります。現在までに健康被害の報告はありません。

農林水産省によりますと、今回の事故米は、倉庫に保管中に水漏れ等の被害を受けたり、カビが生えたりしたものなどで、これまでの検査では、有害物質は検出されていないとのことであります。

また、本日付で、財団法人北海道学校給食組合から通知があり、現時点では事故米で製造した米でん粉は使用していないとのことであります。

教育委員会では23日に緊急会議を開催し、忠類小中学校の校長と忠類保育所の所長に事情を説明するとともに、24日には、各保護者宛説明文書を配布いたしました。

安全安心であるべき学校給食に、このような事故米を使用した食品が供給されたことは極めて残念であり、児童生徒及び保護者の皆さんには、心からお詫びを申し上げたいと思います。

今後は、地元食材を活用した地産地消を推進するとともに、関係機関との関係を強化し、製造業者や使用食材のチェックをさらに徹底するなど、安全安心な学校給食の実施に努めてまいります。

以上、事故米混入についての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで教育長からの発言は終わりました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第2、発議12号から日程第13、議案第80号までの12議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議12号から日程第13、議案第80号までの12議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第12号、道路整備に必要な財源の確保に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 発議第12号。

平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員堀川貴庸。

賛成者、幕別町議会議員、大野和政議員であります。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）。

北海道は、広大な面積に180の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存していることから、道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤となっている。

また、冬期間における厳しい気象条件に加え、台風などの自然災害時に発生する交通障害や交通事故の多発、道路施設の計画的な補修・更新など、多くの解決すべき課題を抱えている。

以上のことから、道民にとって、高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備はぜひとも必要であり、特に、全国に比べて大きく立ちおけている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化、道民の命にかかわる救急搬送といった地域医療の充実などを図る上での最も重要な課題の一つである。

こうした中、政府においては、道路特定財源の来年度からの一般財源化を閣議決定したところであるが、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況のもとで、いかに地方の道路整備に必要な財源が確保されていくのか、非常に危惧される所である。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

記。

1、道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の整備や維持管理に要する財源の確保を明確にすること。

2、新たな整備計画の策定に当たっては、立ちおけている高規格幹線道路の整備や安全で安心な冬期交通の確保など、北海道の実情に十分配慮した道路整備が着実に推進できるようにすること。

3、地方の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備のさまざまな課題に対応することができる地方道路整備臨時交付金制度を継続し、さらに拡充を図ること。

4、今年度の暫定税率失効に伴う国道及び地方道の道路整備財源の減少分については、国の責任において確実に措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年9月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第13号、農業用生産資材高騰等に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大野和政議員。

○16番（大野和政） 発議第13号。

平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、大野和政。

賛成者、幕別町議会議員乾邦廣、同じく幕別町議会議員中橋友子。

農業用生産資材高騰等に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

農業用生産資材高騰等に関する意見書（案）。

十勝の農業は、安全・安心な農畜産物の生産のため、更には食料の安定供給に向け、規模拡大やコスト低減など日夜たゆまぬ努力を重ねている。

しかしながら原油先物市場は、引き続き高値で推移しており、肥料原料の国際的な需要増大や穀物相場の高騰の下で、農業生産資材価格はかつてない上昇をみせており、農業経営に甚大な影響を及ぼすとともに、今後更なる状況の悪化が危惧されている。

このため、本町農業の持続性と食料の安定供給、農村の維持を図るため、農業用生産資材の高騰対策など下記事項を実現するよう強く要望する。

記。

I、石油製品、肥料など生産資材高騰対策について。

1、国は、高騰を続けている軽油・灯油・A重油・ガソリンや飼料、肥料、更には今後大幅な値上がり予測されるビニールなど被覆資材、農機具、農薬など各種資材について緊急に価格抑制対策を講ずること。

(1)「農業生産資材費低減のための行動計画」を見直し、生産資材費引き下げのための数値目標を盛り込んだ具体的な行程表を策定すること。

(2)農林漁業で使用する軽油、灯油、A重油、ガソリンなどの異常高騰に対して価格補填措置を講ずること。

(3)軽油及びA重油の免税措置を恒久化するとともに、ガソリンについても揮発油税の免税措置を講ずること。

(4)大幅値上げの肥料価格に対し、直接的な価格補填対策を講ずること。

(5)配合飼料価格安定制度の運用について万全な財政措置を講ずるとともに、新たな酪農畜産経営安定対策の構築や自給飼料基盤の抜本的強化対策などを講ずること。

2、急激なコスト上昇に対するセーフティーネット対策を確立するとともに「水田・畑作経営安定対策」を早急に見直すこと。

3、人類の生存に不可欠な食料及び農業生産に必要な各種資源については、投機対象からの除外や自粛などを各国に求めること。

II、農畜産物への適切な価格転嫁対策について。

1、国は、農畜産物の価格に燃料費などの上昇分を上乗せして販売するサーチャージ制の導入などを早急に確立すること。

2、国は、コスト上昇分をスムーズに価格転嫁できるよう、流通・加工業者をはじめ卸・販売業者等に

対する環境整備を行うこと。

とくに、コスト高に苦しんでいる国内農業の現状について、国民から十分な理解が得られるよう、啓蒙宣伝活動を広範に展開すること。

Ⅲ、省エネ、資材の低投入など環境保全型農業の推進について。

1、耕畜連携による堆肥の投入、地域有機資源の活用、緑肥など地力増進作物の作付けなどに対する支援措置を講ずること。

また、風力・太陽光など自然エネルギー、地域資源バイオマスの振興と農業への活用に対する支援策を講ずること。

2、農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援については、農家戸々を対象にすることを認めるとともに、地元負担の廃止、作物別単価の引き上げなど制度改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年9月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

〔一括議題〕

○議長（古川 稔） 日程第4、発議第14号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書及び、日程第5、発議第15号、帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 発議第14号。

平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議會議員、前川敏春。

賛成者、幕別町議會議員、芳滝仁。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域

が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年9月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

次に、発議第15号。

平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、前川敏春。

賛成者、幕別町議会議員、芳滝仁。

帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書。

帯広・十勝は、日高山脈から太平洋沿岸までの亜寒帯気候に属しており、釧路・根室やオホーツク地域とは異なった独自の気象特性を有している。

このような気象条件のもと、広大な農地面積を有し、畑作・酪農を基幹産業とした我が国を代表する食料基地として重要な役割を果たしており、適期作付けや天候に即応した作業が収穫を大きく左右するなど、きめ細かな気象情報の提供が必要な地域となっている。

さらに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の推進地域に指定される地震多発地帯であるとともに、近年の異常気象等による台風や大雪による交通障害など大きな被害も発生している。

こうした中、予報官を配置した帯広測候所は、防災機関を対象にした緊急説明会を適期に開催するなど、きめ細やかな気象情報の提供を行い、防災体制の構築をはじめ地域に大きく寄与している。

気象庁では、各都府県や北海道の主な支庁に地方気象台を設置しているが、道内の6つの連携地域の中で唯一、十勝圏域には地方気象台が設置されていない。

よって、政府においては独自の気象特性を有し一県にも相当する広大な面積や積雪寒冷地などの特殊事情を踏まえ、地域経済の振興、住民の安全・安心の確保、災害時の危機管理に支障を及ぼすことのないよう、帯広測候所の存続・拡充について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年9月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、国土交通大臣、気象庁長官。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第14号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第15号、帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第16号、社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書を議題いたします。

提出者の説明を求めます。

中野敏勝議員。

○11番(中野敏勝) 発議第16号。

平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、中野敏勝。

賛成者、幕別町議会議員、牧野茂敏。

社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書(案)。

福祉の構造改革が始まってはや8年を迎え、この間、福祉施設にあつては利用者優先、経営の採算性、経営責任などの議論が怒濤のように押し寄せている。それに加え、国の公的支援投入の減少、社会福祉法人制度の複雑化、人材確保の困難性等、周辺環境は著しく厳しくなっている。

また、民間企業の福祉への参入が当たり前のものとなつてきており、社会福祉法人が経営する福祉施設の経営は、民間事業者との競争はもとより、民間企業との差別化ができる福祉法人経営、存在のあり方そのものが問われつつある。

このため、十勝管内の社会福祉法人施設では、営利企業では本質的に行うことが難しい事業、すなわち「公益性」を有する事業として、①支払い能力が低い者を排除しない(低所得者対策を実施する)、②労力、コストのかかる対象者を排除しない(重度化対応)、③制度外のニーズに対応する(地域貢献、地域還元事業の実施)などに積極的に取り組んでいる。

こうした社会福祉法人が経営する福祉施設のおかれている立場、状況をご理解いただき、福祉施設の安定経営実現を図るため、下記の事項を強く要望する。

記。

1、介護保険事業、障がい者自立支援事業共通事項。

(1)福祉従事者の身分保障と仕事にふさわしい労働条件が確保できる水準に報酬を引き上げること。

(2)人員配置基準を抜本的に改善すること。

(3)報酬の引き上げが利用者負担の増加につながらない仕組みをつくること。

(4)福祉人材の確保に、国及び地方自治体が責任を持って取組むこと。

(5)サービスコストの急騰に対する緊急の措置を講ずること。

(6)法体系の多重構造を簡素、効率化すること。

2、介護保険事業に関する事項。

(1)介護職員による胃瘻や鼻腔チューブからの栄養・水分補給及び吸引行為等の「医行為」を緩和すること。

(2)重度化対応加算における看護師配置要件を見直すこと。

(3)指定介護予防通所介護事業の報酬を見直すこと。

(4)養護老人ホームのユニット加算を設けること。

3、障がい者自立支援事業に関する事項。

(1)障がい程度区分認定方法を見直すこと。

(2)障がい者の所得保障を充実させること。

(3)旧法入所施設利用者に関する経過措置を見直すこと。

(4)地域活動支援センターを自立支援給付に見直すことによって、運営における市町村格差をなくすこと。

(5)就労継続支援事業の職員配置基準及び利用障がい者の範囲を見直すこと。

(6)宿泊型自立訓練報酬を見直すこと。

(7)障がい者自立支援対策推進事業を継続すること。

(8)調理業務委託審査基準を見直すこと。

(9)介護保険に統合しないこと。

4、児童施設関係。

(1)保育最低基準の見直しをすること。

(2)保育士の社会的地位の確立を図ること。

(3)特別な配慮が必要な子どもに対する支援策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年9月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第17号、原油価格高騰に関する要望意見書から、日程第9、発議第19号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書までの3議案を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 発議第17号。

平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、野原恵子。

賛成者、幕別町議会議員、堀川貴庸。

原油価格高騰に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

原油価格高騰に関する要望意見書（案）。

最近における原油等価格の急速な高騰は、年金生活者や低所得者等の国民生活を直撃するとともに、十分な価格転嫁を行うことが難しい下請事業者をはじめとする中小企業や、農林水産業・運送業等各種産業に深刻な影響をもたらしている。

政府は、昨年12月19日から「原油価格高騰に関する中小企業対策」を講じたが抜本的な改善には至っていない現状にある。

しかし、その中で6月26日開催された「原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議」において、「原油

高騰に関する緊急対策」を決定し、中小企業対策として、①「セーフティネット保証の対象業種の延長・拡大」、②「政府系金融機関による円滑な資金供給を行う」等の施策を講じたが、原油等価格高騰は止まることを知らず、最高値を更新し続けている。

経営基盤の弱い中小企業にとっては、この原油等価格の高騰は死活問題であり、廃業や倒産に追い込まれる企業も出てきている。

また、肥料・飼料・燃油等の農業生産資材価格もかつてない上昇をみせており、農業経営に甚大な影響を及ぼすとともに、今後、更なる状況の悪化が危惧されている。

農業生産現場においては、土壌分析に基づく適正な施肥や堆肥投入等により、コスト低減の取組みを重ねているが、生産者の努力も既に限界を超えている。

一方、国際的な食料価格の高騰や食料輸出国における禁輸措置、食料の買い負けの事態に至る中で、我が国食料の安定供給に赤信号が灯っており、国内農業生産資源を最大限活用し、食料自給率の向上をはかることは国民全体の緊急かつ最重要課題である。

よって、次の点について強く要望する。

記。

1、経済悪化の根源である原油等価格高騰の実効ある抑制対策を速やかに実現し、経済の安定化を図ること。

2、年金生活者や低所得者、中小企業等に配慮した助成対策を講ずること。

3、大幅な肥料・飼料・燃油等の農業生産資材価格の上昇に対し、直接的な支援対策と資材原料の安定確保対策等による農業経営の安定化を図る対策を講じること。

4、石油に代わる代替エネルギーを使用するシステムや、設備に対する助成措置の大幅な拡充を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年9月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、消費者行政推進担当大臣、経済財政担当大臣。

次に、発議第18号。

平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、野原恵子。

賛成者、幕別町議会議員、堀川貴庸。

国営土地改良事業制度の存続を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

国営土地改良事業制度の存続を求める意見書（案）。

当地では、畑作経営所得安定対策にも対応した営農体制を確立すべく、スケールメリットを生かした効率的かつ生産性の高い農業の実現に向け、農業生産基盤の整備と併せ、担い手への農地の利用集積などを積極的に進めている。

いま、第二期地方分権改革に向けて、国の地方分権改革推進委員会で、農業農村整備事業にかかる国営事業制度や国の地方支部・部局の廃止・縮小など国から地方に向けた権限移譲の議論が行われている。

国民に安全で安心な食料を提供するための農業基盤の整備や食料自給率向上のための効率的な生産、低価格の諸外国作物に負けないための低コストで高品質な作物を作るために実施する土地基盤の整備は、本来、地方自治体にまかせるのではなく、国が実施すべきものである。

また、国営で建設された基幹的農業水利施設の更新・整備は、財政状況が厳しい北海道及び地方自治体では困難であり、今後も国が責任を持って助成及び技術指導を行っていくべきである。

以上により、下記の事項を求める。

記。

1、国民への食料の安定供給にかかる施策は国の責務であり、国の負担割合が高い国営土地改良事業制度を今後も存続させること。

2、大規模な国営造成農業水利施設の機能回復に向けた更新・整備は、今後とも国が責任をもって助成及び技術指導を行っていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年9月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣府地方分権改革推進委員会。

次に、発議第19号。

平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、野原恵子。

賛成者、幕別町議会議員、堀川貴庸。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与出来るよう、下記事項の実現を強く要請する。

記。

1、森林吸収源対策を着実に推進するため、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出。

2、緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興。

3、水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保。

4、国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年9月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第17号、原油価格高騰に関する要望意見書は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第18号、国営土地改良事業制度の存続に関する意見書は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第19号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第20号、幕別町環境宣言の決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

乾邦廣議員。

○12番（乾 邦廣） 発議第20号。

平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、乾邦廣。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子議員、同じく大野和政議員。

「幕別町環境宣言」の決議の提出について。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

「幕別町環境宣言」の決議(案)。

基本理念。

私たちの住む幕別町は、日高山脈を遠くに仰ぎ、清らかな流れ、豊かな大地が広がる北海道らしい自然に恵まれた「まち」である。

先人たちは、この自然と共生し、自然から多くの恵みを受け、暮らしや産業を育んできた。

今日、森林の破壊やエネルギーの大量消費など社会経済活動に起因する地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、人類の存亡に関わる重大な問題であり、私たちの生活へ大きな脅威をおよぼしているといえる。

私たちは、自然と共生して健康で快適な生活を営む権利を持っているとともに、この権利を子孫に受け継いでいく責任と義務を負っている。

私たち幕別町民は、かけがえのない「まち」の自然環境を守ることはもとより、地球環境を保全するために、家庭や職場、地域において地球にやさしいライフスタイルの実践に取り組んでいくことをここに宣言し、当町議会は「幕別町環境宣言」を決議する。

基本方針。

私たち幕別町民は、自然環境を守り、地球環境への負荷を抑制するために、以下に掲げる方針に沿った地球にやさしい行動に取り組むことを決意する。

1、省エネルギーの推進に取り組むとともに、太陽光発電など化石燃料以外の新しいエネルギーの活用に努めます。

2、省資源、リサイクルの徹底、廃棄物の分別の徹底による減量化を図ります。

3、緑を守り、育む行動に取り組めます。

4、空き缶やたばこなどのポイ捨てはしない。また、「まち」をきれいにする環境美化・清掃活動に取り組めます。

5、環境にやさしい農林業に取り組めます。

6、環境学習、環境教育の充実に努めます。

平成20年9月25日。

北海道中川郡幕別町議会。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、15時10分まで休憩いたします。

（14：55 休憩）

（15：10 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[一括審議]

○議長（古川 稔） 日程第11、議案第60号、幕別町町民栄誉賞表彰条例から、日程第12、議案第61号、幕別町ふるさと寄附条例までの2議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、前川敏春議員。

○総務文教常任委員長（前川敏春） 平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

総務文教常任委員長、前川敏春。

総務文教常任委員会報告書。

平成20年9月2日本委員会に付託された事件（議案第60号）を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年9月5日（1日間）。

2、審査事件。

議案第60号、幕別町町民栄誉賞表彰条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、スポーツ、文化等の分野において、幕別町の名を全国に知らしめ、町民に希望と活力を与える顕著な功績をたたえ、顕彰することを定めたものであるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決しました。

次に、平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

総務文教常任委員長、前川敏春。

総務文教常任委員会報告書。

平成20年9月2日本委員会に付託された事件（議案第61号）を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年9月5日（1日間）。

2、審査事件。

議案第61号幕別町ふるさと寄附条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、本町に対する寄附を通して、町に思いを寄せる人々の意向を町づくりに反映し、個性豊かで魅力あるふるさとづくりを進めることを定めたものであるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第60号、幕別町町民栄誉表彰条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第61号、幕別町ふるさと寄附条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第80号、幕別町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第80号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りをいたしました議案説明資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。

本条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人の町民税に係る寄付金税額控除、いわゆるふるさと納税の対象となる寄付先の範囲を拡大するため、幕別町税条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第34条の7第1項は、個人の町民税に係る寄付金税額控除の対象となる寄付先の範囲を定めております。

これまで町民税の寄付金税額控除の対象は、第1号で都道府県、または市区町村に対する寄付金。

第2号で、社会福祉法に基く共同募金会と日本赤十字社の支部で、道内に住所を有する者に対する寄付金に限られておりました。

今回、改正する内容は、次の1号を加えるものであり、第3号に、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、社会福祉法人や認定を受けたNPO、学校法人など、北海道が道税条例の規定により定める者を追加するものであります。

次に、議案書にお戻りをいただきまして、1ページになります。

附則第1条は、本条例における施行期日を平成21年4月1日からとするものであり、平成20年1月1日以後に支出する寄付金について適用するものであります。

附則第2条は、改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する法人に対して支出する寄付金については、平成26年度課税分まで、寄付金税額控除の適用とする旨の経過措置であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第14、陳情第8号、「北海道開発局の存続についての意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、前川敏春議員。

○総務文教常任委員長（前川敏春） 平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

総務文教常任委員長、前川敏春。

総務文教常任委員会報告書。

平成20年9月2日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年9月5日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第8号、「北海道開発局の存続についての意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

北海道は、明治以来、我が国の食糧、原料資材の貴重な供給地として国民生活や産業発展に多大な貢献をしてきたが、過日の「開発局については、廃止が望ましい」との突然の表明ともとれる報道に、道内に衝撃と困惑が広がっている。北海道開発局に関する議論は、行政の無駄の排除、公務員数の削減という観点からのみであり、地球的規模で深刻化する食糧問題や地球温暖化問題などの解決に北海道が積極的に役割を果たす『新たな北海道総合開発計画』をスタートする大切な時期での報道は、極めて残念な事態である。

北海道は明治以来の国家的開発の必要性や厳しい自然条件、社会資本整備の遅れ等々、依然として国の手厚い施策の継続が必要な地域であり、北海道開発局の廃止は財政力の脆弱な地方の切り捨てに繋がる大きな問題である。

『新たな北海道総合開発計画』を意欲的に遂行する為にも北海道開発局の存続を強く求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採 決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第8号、「北海道開発局の存続についての意見書」の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって陳情第8号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第15、陳情第10号、「生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書」の提出を求める陳情書から、日程第16、陳情第11号「社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書までの2議件を一括議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、中野敏勝議員。

○民生常任委員長（中野敏勝） 平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、中野敏勝。

民生常任委員会、報告書。

平成20年9月2日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年9月10日、17日（2日間）。

2、審査事件。

陳情第10号、「生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

原油や食料品価格の高騰が続き、特に生活困窮層にあっては「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されなくなるおそれがある。

賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、住民の生活を圧迫させ、さらなる地域経済の悪化や地方行政運営に深刻な影響を与えることが懸念される。

原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得者層を中心とする所得税減税や生活困窮者に対する支援策の強化、生活扶助基準に対する物価上昇分の上乗せを行うよう求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

次に、平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成20年9月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年9月10日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第11号、「社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

地域における医師不足や、医療、介護、福祉などの社会的セーフティネット機能の著しい弱体化や、非正規労働の拡大による、生活保護基準以下で働く、ワーキングプア層の増加、社会保険や雇用保険に加入できないなど、住民の生活不安は確実に広がっている。

そのような中、7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、社会保障関係費予算を2,200億円抑制することが示された。これでは、地域の医療体制や介護人材確保は深刻な事態に陥りかねない。不安定雇用の拡大、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担金の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねない。

これらのことから、社会保障関係費を毎年2,200億円削減する方針を撤回するよう求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

陳情第10号、「生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書」の提出を求める陳情書は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第11号、「社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第17、陳情第7号、「原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策についての意見書」の提出を求める陳情書から、日程第20、陳情第13号、「原油・資材・穀物高騰と公的負担増から緊急に経営と暮らしを守る意見書」の提出を求める陳情書までの4議件を、一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、野原恵子議員。

○産業建設常任委員長（野原恵子） 平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成20年9月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年9月11日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第7号、「原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策についての意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

4年間で4倍という原油の異常高騰は、燃料はもちろん穀物相場にも影響し、世界的なインフレや、世界各国で暴動やストライキなどが起きている。

地方の企業にとって、運賃、資材等の影響を価格に転嫁できない状況であり、また、北国地方に暮らす我々にとって暖房用の燃料はもちろん、公共交通機関の整備されていない地方は全ての行動が車という社会で、この燃料の高騰は大変な問題である。

日本でも漁船の一斉休漁、中小企業が多いトラック業界のデモなどの行動もその影響の大きさを物語る。

国レベルでの対応策は何もされていない状況であり、あらゆる業種で死活問題となる深刻な状況である。

については、経済悪化の根幹である原油等価格高騰の実効ある抑制対策を速やかにとり経済の安定化を図るよう求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

次に、平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成20年9月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年9月11日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第9号、「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の提出を求める陳

情書。

3、陳情の趣旨。

特例一時金の削減などで、季節労働者の生活はかつてない厳しい状況である。

建設関連の冬期失業者が対象の冬期技能講習給付金や特例一時金の削減による収入減は、拾い仕事で厳冬の数箇月を乗り切る季節労働者にとって死活問題である。

北海道の季節労働者は約11万人と全国の約6割を占め、特に建設業では95%が専業労働者であり、冬期間の雇用と生活の確保が最重要課題である。

国の「通年雇用促進支援事業」は、十分な効果を上げておらず、通年雇用に至らない季節労働者が大量に置き去りにされている。

市町村自治体による季節労働者対策である冬期の短期就労事業の拡充は、通年雇用に至らない大多数の季節労働者の雇用と生活の確保、通年雇用化への環境整備として最重要課題となっている。

特例一時金を50日分に戻すなど、国の季節労働者対策の強化を求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

次に、平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成20年9月2日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年9月11日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第12号、「農業資材高騰対策と農業・食料を守る施策に関する意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

我が国の食料自給率が40%まで低下している。安全・安心な食料に対する国民の願いがかつてなく強くなっている。一方、世界人口の爆発的な増加、異常気象、バイオエタノール製造に伴うトウモロコシの大量消費等により、世界の食料不足が深刻となり、日本の食料自給率の向上は待ったなしの課題となっている。

しかしながら、投機マネー等による原油・穀物の高騰により、燃油や肥料・濃厚飼料をはじめとする生産資材はかつてない値上がりをし、北海道・十勝の農家経営を著しく困難にしている。このままでは、来年の営農を放棄せざるを得ない農家が続出し、地域経済の崩壊が懸念され、農業生産が大幅に落ち込んで、自給率がさらに低下する事態になりかねない。

政府においては、生産資材高騰から農業生産と農家経営を守り、ひいては国民の食料を確保するよう求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

次に、平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成20年9月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年9月11日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第13号、「原油・資材・穀物高騰と公的負担増から緊急に経営と暮らしを守る意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

原油・資材・穀物の高騰と増税、社会保障負担増が国民・中小業者の暮らしと経営を直撃し、「このままではやっていけない」という危機的状況を広げている。

消費税が増税されれば、低所得者ほど負担が重くなり、転嫁できない中小業者はさらに苦しめられる。諸物価高騰を招いている原油や穀物市場への過度な投機行為は規制すべきである。

国民と中小業者の暮らしと経営危機を打開するために、政府及び関係機関に対して投機マネーを規制するよう求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第7号、「原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策についての意見書」の提出を求める陳情書は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第9号、「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の提出を求める陳情書は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第12号、「農業資材高騰対策と農業・食料を守る施策に関する意見書」の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第13号、「原油・資材・穀物高騰と公的負担増から緊急に経営と暮らしを守る意見書」の提出を求める陳情書は、委員長報告は採択とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

[追加日程表・付託省略]

○議長(古川 稔) 追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

(15:41 休憩)

(15:43 再開)

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長(古川 稔) 日程第20の2、発議第21号、「北海道開発局の存続についての意見書案」から、日程第20の8、発議第27号、「原油・資材・穀物高騰と公的負担増から緊急に経営と暮らしを守る意見書案」までの7議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に報告のありました総務文教常任委員会・民生常任委員会・産業建設常任委員会報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって提出者の説明・質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

[採 決]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

発議第21号、「北海道開発局の存続についての意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次にお諮りいたします。

発議第22号、「生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次にお諮りいたします。

発議第23号、「社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次にお諮りいたします。

発議第24号、「原油等価格高騰に伴う経済安定化への早期対策についての意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次にお諮りいたします。

発議第25号、「「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次にお諮りいたします。

発議第26号、「農業資材高騰対策と農業・食料を守る施策に関する意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次にお諮りいたします。

発議第27号、「原油・資材・穀物高騰と公的負担増から緊急に経営と暮らしを守る意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

[一括議題・決算審査特別委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第21、認定第1号、平成19年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第30、認定第10号、平成19年度幕別町水道事業会計決算認定についての10議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、増田武夫議員。

○決算審査特別委員長(増田武夫) 朗読をもって報告に代えたいと思います。

平成20年9月25日。

幕別町議会議長、古川稔様。

決算審査特別委員長、増田武夫。

決算審査特別委員会報告書。

平成20年9月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、審査事件。

認定第1号、平成19年度幕別町一般会計決算認定について。
認定第2号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について。
認定第3号、平成19年度幕別町老人保健特別会計決算認定について。
認定第4号、平成19年度幕別町介護保険特別会計決算認定について。
認定第5号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について。
認定第6号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について。
認定第7号、平成19年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について。
認定第8号、平成19年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について。
認定第9号、平成19年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について。
認定第10号、平成19年度幕別町水道事業会計決算認定について。

2、委員会開催日。

平成20年9月17日・18日（2日間）。

3、審査の結果。

全会計を「認定」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長に対する質疑は、省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討論]

○議長（古川 稔） これより、認定第1号、平成19年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 日本共産党議員団を代表いたしまして、認定第1号、平成19年度幕別町一般会計決算に対する反対討論を行います。

平成19年度一般会計決算は、収入総額で144億9,587万2,000円、歳出総額142億6,301万8,000円であり、2億3,272万4,000円の歳計余剰金を生じる結果となりました。

岡田町政3期目の平成19年度は、国の地方財政対策において、骨太方針2006のもとで、歳出の抑制が打ち出され、地方交付税が4.4%削減される大変厳しいスタートとなりました。

また、経済不況が続く中で、国による国民負担が前々年度から大幅に増やされ、平成18年度の所得税、住民税の定率減税の半減と、住民税非課税限度額の廃止に続き、19年度は、定率減税が全廃され、増税総額は合わせて3兆4,000億円、国民一人当たり平均2万6,000円にのぼりました。

その結果、貧困と格差の広がりが全国的に拡大され、今日なお大きく広がり続けています。

町民の暮らしの実態は大変厳しく、平成16年度との対比で、生活保護世帯が1.2倍、就学援助受給者は、同じく1.2倍、国民健康保険加入世帯は721世帯増えて、5,613世帯。

実に全世帯の50%を越えました。

また、町内常用雇用実態は、70%から51%に激減しています。

特に生活保護世帯では、高齢者世帯の受給が高く、障害者や母子世帯を抜いて50.9%と急増しています。

このような現状から、住民の福祉向上に責任を持つ自治体として、町民の生活を支える政策が最優先課題として求められてきました。

政策においては、住民の要望に沿う子育て支援事業、一時預りなどの拡大や、環境対策、ソーラーシ

システムの導入に対する補助。

また、学校耐震化の促進など、これらが実施されたことについては評価をるところです。

しかしながら、暮らしを支える政策と財政運営の基本的な考え方として、次の点を申し上げたいと思います。

まず、暮らしの実態からの問題です。

審議の中で明らかになった町民の収入の状況は、所得階層で200万円以下が70%、そのうち100万円以下が48.7%と、全体の半数近くになっています。

当然、町民税や国民健康保険税の負担は大きく、分納等相談件数が、繰越分を含めて486件にも及んでいることは大変重大な事態だと考えます。

町税の未収額は、前年対比で約1,000万円も増額となっています。

町民の厳しい現状が浮き彫りとなっていますが、町の対応は、十勝圏で開始した滞納整理機構に、一部税の回収を委ね、厳しい環境にさらに追い込んでいく状況となっています。

地方税法の第15条の2には、滞納処分を執行することによって、その生活を著しく急迫させる恐れがあるときなどは、滞納処分の執行を停止しなければならないと定められており、その権限は市町村長に与えられていると示されています。

これらの判断を下す上でも、徴収においては、町民の生活の現状を十分に掌握するなど、きめ細やかな対応が必要であり、そのためには、町が直接対応を行って、滞納整理機構による徴収は中止すべきものと考えます。

一方、町民税の収入は、税制改正で約2億9,600万円も増額となりました。

住民税が引き上げになったこと。それをもとに算出される国民健康保険税や介護保険料、公営住宅入居料など、雪だるま式にふくれ上がっている結果となっています。

町民にとっては、収入は下がっていても、負担だけが増えている。

これが現状です。

収入増になった財源を有効に活用し、子どもの医療費の助成や高齢者、障害者、低所得者などの支援に振り向けるべきであると考えます。

次に、国の電算自治体構想による電算事業の委託拡大について申し上げます。

合併に伴う事業として、地域イントラネット整備事業に約3億6,000万円を投入するなど、多額の財政投資をこれまで行ってきました。

しかし、町民の利用は決して多くなく、費用対効果を考えるなら、有効な事業とは言えません。

もっと住民の実情に合った事業を推進すべきであり、見直せるものは早期に手掛け、財政削減につなげるべきと考えます。

この点では、国と一体となって進めてきた228億を投じた幕別ダムの利用についても、目標の半数にとどまる現状です。

厳しい農業情勢が反映してのことではありますが、大型で、しかも長期に係る公共事業のあり方については、今後も十分検証し、必要なことは国に対しても提言していくことが大切であると考えます。

最後に、財政運営のあり方として、平成19年度から23年度まで、財政健全化推進プランを国の求めにより計画を立て提出しています。

地方債の政府系資金の繰上償還を進めるための、幕別町行財政改革プランと集中改革プランを基本として計画されたものではありませんが、例えば、水道料金の改定が当初から盛り込まれるなど、住民自治のあり方として問題と考えます。

地方財政健全化法においても、地方の財政に対する国の管理が強められていますが、今日の地方財政難の多くは、国が行政の6割の仕事を地方に配分しながら、予算は4割とする。

さらに、交付税等の削減をしてきているところに大きな原因があります。

これらを脇に置いて、地方に歳出抑制だけを求め、管理を強めるやり方は、しっかりと国に意見を挙げ、是正を求めるべきと考えます。

また、少なくとも、計画の提出にあたっては、事前に議会に説明の機会があってもよいのではないかと考えます。

地方自治の原点は、住民合意であり、その本旨は住民の福祉の向上に寄与すると定められています。

その精神に沿った行政の執行がなされるよう求め、反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

乾議員。

○12番（乾 邦広） 私は、認定第1号、平成19年度幕別町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

岡田町長におかれましては、平成11年5月に町長に就任以来、一環して町政の主役は町民であるとの信念のもと、まちづくり町民参加条例を策定し、町民との協働のまちづくりを推進され、さらに平成18年2月には、十勝管内唯一の合併を成就し、各地域の一体感の醸成と均衡ある発展を念頭に、町民の目線に立ってまちづくりを進められていることにつきまして、大いに評価しているところであります。

さて、平成18年に旧忠類村と合併して以来、2回目の決算となりました。

平成19年度におきましては、合併協議において調整の図られた事務事業を予算に反映し、合併補助金や合併特例債などの合併による財政的なメリットを最大限活用するとともに、将来への財政運営に支障をきたさないように、人件費においては、退職者の不補充、公債費においては、起債の繰上償還や借入を実施したことについては、非常に評価できるものであります。

こうした状況の中で、平成19年度に取組まれた主なものを挙げてみますと、道営畑総事業や畜産総合整備事業など、各種農業基盤整備事業の実施、札内西緑化重点地区総合整備事業や忠類ナウマン公園の夜間照明設置など、公園整備事業、旭町の公営住宅整備事業、札内中学校耐震改修に伴う実施設計業務。

さらに、観光の拠点づくりとしての旧忠類道の駅改修工事など。

また、ソフト面では、協働のまちづくり支援事業の拡大や、札内栄保育所における子育て支援センターの土曜日実施、一時保育事業を新たにスタートさせるなど、住民要望の多い施策を積極的に推進されました。

しかしながら、本町を取り巻く財政環境は、国の三位一体の改革以後、ますます厳しさを増しております。

本定例会会期中に説明された財政健全化法に基づく新たな財政指標において、特に実質公債比率が23.9%となっており、地方交付税の伸びが見込めない中、大変厳しい状況がつくものと推測されます。

次年度以降は、今まで同様、公債費の繰上償還や低利率への借入を積極的に取組む必要があると思われます。

また、必要な自主財源である町税においては、平成18年度からコンビニ収納も取り入れるなど、税金や使用料を納めやすい環境の整備に取組まれたところでもありますが、収納率は91%で、前年度より0.26ポイント向上したものの、依然として9%程度の未納があり、本決算、年度に立ち上げた市町村税滞納整理機構とともに連携を密にし、収納率のさらなるアップが望まれるところであります。

いずれにいたしましても、今後も厳しい状況が続くと思われませんが、こうした状況だからこそ、ますます自主財源の確保が重要であると考えており、雇用など経済波及効果のある企業誘致など積極的に取組む活力あるまちづくりに向け、町長のさらなるリーダーシップを期待したいと思います。

併せて、多種多様な住民要望に応え、サービスの低下を招かないよう住民福祉の向上に向けた最大限の努力を期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（古川 稔） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成19年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立「多数」であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[討 論]

○議長（古川 稔） 次に、認定第2号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

谷口議員。

○2番（谷口和弥） 日本共産党町議団を代表して、認定第2号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、反対の討論を行います。

国民健康保険法は、その第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めています。

しかし今、国民の命と健康を守るためにある制度が、社会保障を削るという構造改革の中で、形骸化を加速させています。

反対の理由は、国民健康保険制度が、幕別町においては社会保障制度として実施されていると認めがたいということであります。

幕別町の国保加入率は、毎年増え続けて、平成19年度では、総世帯数の50.49%と、初めて50%を超えた、そんな数字が出ておりました。

被保険者は、農業者や自営業者、年金生活者が中心で構成されていましたが、不安定雇用の労働者の加入が増えていることが大きな理由の一つと推察されます。

その結果、収入の少ない世帯が増え、年間所得が200万円未満の町民がとうとう70%にもなる。そういった答弁が先の審議の中であったところであります。

国保税の滞納世帯は、平成19年度決算では、現年課税分で537世帯とのことでした。

年収200万円以下の滞納世帯数が85.8%となっています。

制度としては、7割、5割、2割の減免制度がありますが、その制度があっても、国保税の負担が重いという声が、たくさんの町民から寄せられています。

平成20年1月1日現在で、道が発行した資料によりますと、この1年以上国保税の滞納があると発行される資格証明書ですが、幕別町の発行数は44世帯となっておりました。

幕別町の国保加入世帯の占める割合は、全十勝において7.3%に過ぎませんが、資格証明書の発行数は、全十勝合計で145世帯であるため、幕別町の占める割合は30.3%になります。

幕別町よりも国保加入世帯の多い音更町が4世帯、帯広市でさえ11世帯、そして、十勝管内6町村では、資格証明書を発行していない。そういう中で、幕別町の発行数が突出していることがわかります。

資格証明書か短期保険証のどちらかが発行されている世帯の割合も6.0%と、十勝管内で一番高い数字を示しています。

保険証の未交付がどんな結果を生むのか。

全日本民医連、全日本民主医療機関連合会の国保死亡事例調査報告によると、加盟している医療機関の中に、平成19年の1年間に、国民健康保険証の未交付によって手遅れで死亡した人が、少なくとも31人いるとのことが判明しています。

また、今年5月に放送されたNHKの番組でも、全国2,000の救急国立病院へのアンケート調査で475人の手遅れ死亡例が確認されたことが紹介されていました。

経済的な理由で、医療の保障から排除されてしまったことにより、受診が遅れ、病気を悪化させ、場合によっては命さえ失うそんな事例が全国で確認されています。

幕別町の場合は、機械的な対応はせず、接触できた人には保険証を渡しているということでありました。

しかし、全国で起きているような悲惨な状況が、幕別町で起こらないようにするためにも、このことをさらに徹底し、まずはすべての国保加入者に保険証を発行した上で相談に乗る。そういったことが求められているのではないのでしょうか。

国民健康保険制度は、条文にあるとおり社会保障制度であって、相互扶助の精神に基づく制度でないということを明言しておかなければなりません。

運営費用は、加入者が負担する国保税と、国や町などの負担金で賄われていますけれども、先に述べたように、幕別町民の暮らしの実態は大変厳しいといえます。

生存権を保障する社会保障制度と法律が定めているにもかかわらず、資格証明書や短期保険証を発行し、受診抑制をするということは、絶対に許されないものと考えます。

国保税が高すぎる原因のおおもとは、国が1974年に、国庫負担の比率を45%から38.5%に引き下げたことによるものです。

国の責任を強く求めていくとともに、町として町民の健康を守るため、一層努力が必要であることを訴えて、平成19年度国民健康保険特別会計決算に対する反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 私は、認定第2号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について、委員長報告に対しまして、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、私たち農業者や商店経営者など、社会保険に加入できない者の健康保険制度として昭和13年に生まれ、数々の制度改正を経て、今日に至っております。

本町における平成19年度の加入世帯は、5,613世帯で、町内全世帯の50.5%と半数を超えており、国民皆保険制度の根底を支える保険として、私たちの命を暮らしを守っているものと考えております。

平成19年度の決算額を見ますと、医療費の伸びていることなどにより、歳出では、前年度に比べ約4億円、14.5%の増となっている一方、歳入では、前年度に比べ約3億5,000万円、11.9%の増となっており、その運営は厳しいものと思われまます。

今制度につきましては、加入者が負担する国保税と国からの負担金などの公費によって運営されております。

このうち国保税の収納率は、現年課税分で前年を上回る95.4%となっており、5年連続で94%以上を確保されたことにつきましては評価するところであります。

しかしながら、国保税の滞納者は依然としているということは大変残念なことと思っております。

本制度は相互扶助の精神が大きな柱となっているものであり、滞納する者がいるということは、負担の公平、相互扶助という原則を崩しかねないことであるといえます。

昨今の景気の影響などにより、被保険者の所得も低迷しており、家庭は決して楽な状況でないと推測するところでもあります。

しかしながら、多くの方々は、一生懸命まじめに納税しているところであります。

滞納は、このような善良な納税者へさらに負担を強いるものであり、まさに負担の公平という原則を崩し、制度の崩壊を招きかねない重大な問題であります。

町では、連絡不通の世帯や納税制約が履行されない世帯などに対しまして、何度も訪問するなどの接触、相談の機会を設けることに努めてきたと伺いました。

国保税を払う意思のない悪質な滞納者に対しまして、資格証明書を発行していることは、納税の督促のためにはやむを得ない措置であるといえます。

今後も引き続き、粘り強い滞納や、公平性の確保のため努力をしていただきたいと思います。

また、町の一般会計から、財政支援としてその他一般会計繰入金の措置が行われており、厳しい町の財政状況にありながら、町全体で国保会計の健全財政維持の支援に努めている姿勢の表れであるといえます。

国民健康保険事業が、被保険者、町民にとって信頼できる制度であるためには、健全財政を維持し、継続して安定的に運営していくことが最も重要であるといえます。

今後とも、国民健康保険事業が町民の厚い信頼を得て、町民が明るく安心して健康な暮らしを送れるよう、健全な運営に努めていただくことを願ひまして、国民健康保険特別会計決算認定に当たっての賛成討論をいたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（古川 稔） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立「多数」であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

この際、16時35分まで休憩いたします。

（16：18 休憩）

（16：35 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成19年度幕別町老人保健特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[討 論]

○議長（古川 稔） 次に、認定第4号、平成19年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

野原議員。

○7番（野原恵子） 認定第4号、平成19年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての反対討論を行います。

介護保険は、2000年4月に、高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度として実施されました。

2005年の改定により、施設の食費、居住費の自己負担化、介護ベッド、車椅子などの福祉用具は、要支援1、2、要介護1という軽度者は原則として使えなくなりました。

また、要支援 1、2 と反対された人が利用する新予防給付の訪問介護でも制限があり、介護保険で、介護や支援が必要と認定されても、介護保険のサービスが利用できない状況も生じています。

介護保険の対象となる前の高齢者を対象にした介護予防事業は、全国的に参加を希望しない人も多く、あまり進んでいない中で、介護保険の認定者数の減少が始まっています。

平成19年度の決算資料を見ても、要支援 1、2 の認定者は、平成18年度より61人減り、要介護認定 1、2 に変更になったのは42人増えていますが、認定の低いところでの介護認定者が減っています。

制度の改正のため、社会的な援助を必要としている人が、公的介護制度、社会福祉の網の目から漏れることが多くなり、地域から孤立するのではと危惧されます。

幕別町の高齢者の生活実態を見ますと、平成19年度決算では、年金額が100万円未満の方が56.1%も占めています。

今年度から、後期高齢者医療制度の保険料の負担、各種控除の廃止による増税、食料品や原油の高騰で生活不安がますます大きくなっています。

介護保険料の滞納者は、老齢福祉年金受給者全世帯非課税の第 1 段階、第 2 段階の所得階層に増え、生活困窮が考えられます。

保険料を滞納すると、利用料が 1 割負担から 3 割負担に引き上げられたり、保険給付が差し止められることもあり、介護を必要とする所得の低い高齢者にとっては、非常に厳しい制度となっています。

このことから、保険料の軽減など対策が必要です。

施設での待機者は、老人保健施設では24人、特別養護老人ホームは93人、平成17年度から待機している高齢者は20人にもなっています。

幕別の65歳以上の人口は、毎年増え続けていますが、どのような施設やサービスが必要なのか、早急に対策が必要です。

介護保険が始まったとき、介護に占める国庫負担の割合は、それまでの50%から25%に引き上げられました。

計画的に50%に向けて、国庫負担の割合を引き上げていくことを、国に強く求めていくことです。

そうすれば、保険料の負担を増やさず、制度の改善を図ることができます。

以上の点から、平成19年度、幕別町介護保険特別会計決算認定に反対といたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

中野議員。

○11番（中野敏勝） 認定第 4 号、平成19年度幕別町介護保険特別会計決算認定に当たりまして、私は委員長の報告に賛成の立場で討論を行います。

厚生労働省が発表した平成19年簡易生命表によりますと、日本人の平均寿命は、男性が79歳、女性が86歳になり、世界一の長寿国の地位を不動のものとしたしております。

この簡易生命表は、保健福祉水準を総合的に示す指標として、広く活用されており、我が国の保健福祉水準の高さを如実に表しており、介護保険制度がその一翼を担っているものと考えております。

平均寿命の延びに伴い、高齢者人口も増加を続け、平成12年国勢調査での高齢化率は、全国平均で17.3%、平成17年では20.2%、周期的には、平成35年、2023年には30%にもなると見込まれています。

本町においても、本年 3 月末現在、高齢者人口6,444人、高齢化率では23.57%であり、全国平均を上回るペースで高齢化が進んでいる状況であります。

このように、今後ますます高齢者の増加が見込まれる中、介護保険は、社会全体で高齢者を支えていく制度として、欠くことのできないものとなっております。

平成12年度から実施された介護保険制度は、核家族化の進行、介護する家族の高齢化といった家族をめぐる状況の変化の中で、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り自立生活を営むことができるよう、真に必要な保健福祉サービス及び医療サービスを安心して利用できることを基本として、社会保険方式として創設されたことは、皆さんご承知のとおりであります。

平成19年度は、制度創設から 8 年目を迎えたところでありますが、この間の本町の介護保険の状況に

ついて振り返ってみますと、要介護及び要支援の認定者が増加する中、社会福祉法人の事業拡大、民間事業者やNPO法人の参入もあり、サービス提供の基盤も順調に整備され、介護利用者がサービスを選択する幅がより広がっているところであります。

さらに、保険給付も制度創設当初と比較では、倍増している中で、介護保険料は、基準月額が全国平均では4,000円を超えているのに対し、本町は、十勝管内でも低い方から5番目の3,350円で運営できたことは高く評価をしております。

前段申し上げましたように、今後、高齢者人口がますます増加していくことに伴い、要介護認定者の増加、特に認知症高齢者の増加や介護現場での人材の確保、サービス提供基盤の整備などさまざまな課題への対応が強く求められています。

社会保障は、国全体の問題としての対応が必要であります。住民に最も身近な市町村においても、当然として国の制度や指針を遵守しつつも、介護を必要としている本人の家族の目線に立った住民本位の対応が必要であります。

住民の皆さまからのご意見や要望、また、決算審査特別委員会の審査過程など、議会の場での要望、意見などを真摯に受け止め、今後の施策に十分反映をしていただきたいと思います。

終わりに、保険料はできるだけ安く、サービスは手厚くという相反することが求められている中で、この1年間、全体的なバランスに配慮しながら、誠心誠意介護保険事業の運営に当たられた町長をはじめ職員各位のご労苦に心から感謝を申し上げますとともに、介護保険制度のさらなる充実が図られることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（古川 稔） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第4号、平成19年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立「多数」であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成19年度幕別町公共用地取得特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成19年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成19年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第10号、平成19年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長(古川 稔) 日程第31、議案第78号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第78号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書につきましては、23ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、現教育委員会委員であります瀧本洋次氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、平成20年10月1日から平成24年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の11ページに記載をいたしておりますので、ご参照をいただき、任命につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員は、17人です。

投票用紙を配布いたさせます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○局長(堂前芳昭) 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10番前川敏春議員、11番中野議員、12番乾議員、14番永井議員、16番大野議員、17番杉坂議員、18番助川議員、19番千葉議員。

○議長(古川 稔) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、永井議員及び大野議員を指名いたします。

よって両議員の立会を願います。

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票。

以上のおおりの賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事日程が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、議事日程が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

日程第32、議案第79号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第79号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、議案第75号でお諮りしました瀧本洋次氏と同様に、現教育委員会委員であります宮澤恵子氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成20年10月1日から平成24年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の12ページに記載をいたしておりますので、ご参照をいただき、任命につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。
この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員は、17人です。

投票用紙を配布いたさせます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○局長（堂前芳昭） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10番前川敏春議員、11番中野議員、12番乾議員、14番永井議員、16番大野議員、17番杉坂議員、18番助川議員、19番千葉議員。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、杉坂議員及び助川議員を指名いたします。

よって両議員の立会をお願いいたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票。

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

[選挙第2号]

○議長（古川 稔） 日程第33、選挙第2号、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、町村議会議員の区分において候補者が定数一人を上まわる二人となり、選挙が行われることになったものであります。

広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、会議規則33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告いたします。選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員は、18人です。

投票用紙を配布いたさせます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○局長(堂前芳昭) 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番齊藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10番前川敏春議員、11番中野議員、12番乾議員、14番永井議員、16番大野議員、17番杉坂議員、18番助川議員、19番千葉議員、20番古川議員。

○議長(古川 稔) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、千葉議員及び中橋議員を指名いたします。

よって両議員の立会を願います。

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票18票。

有効投票のうち、松井宏志鶴居村議会議員13票、渡辺正治余市町議会議員5票。

以上のおりであります。

この開票結果は、当職から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告いたしたいと思っております。

[議員の派遣]

○議長(古川 稔) 日程第34、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、10月9日、芽室町で開催される、十勝町村議会議長会主催による、十勝管内町村議会議員研修会に、全議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、10月9日、芽室町で開催される、十勝町村議会議長会主催による、十勝管内町村議会議

員研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第35、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後刻ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長（古川 稔） 日程第36、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布した申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成20年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

（17：15 閉会）